

平成28年第1回定例会

南箕輪村議会会議録

南箕輪村議会

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 8 年 2 月 2 9 日 (月曜日) 午前 9 時 0 0 分 開会

- |      |                           |       |
|------|---------------------------|-------|
| 第 1  | 会議録署名議員の指名                |       |
| 第 2  | 会期の決定                     |       |
| 第 3  | 諸般の報告                     |       |
| 第 4  | 行政報告                      |       |
| 第 5  | 請願・陳情の委員会付託               |       |
| 第 6  | 議案第 1 号～議案第 12 号          | 提案～審議 |
| 第 7  | 議案第 13 号～議案第 18 号         | 提案～付託 |
| 第 8  | 議案第 19 号～議案第 20 号、発議第 1 号 | 提案～審議 |
| 第 9  | 議案第 7 号、議案第 9 号           | 討論～採決 |
| 第 10 | 諮問                        | 提案～採決 |

○出席議員（10名）

1番 加藤泰久  
2番 小坂泰夫  
3番 山崎文直  
4番 丸山豊  
5番 百瀬輝和

6番 唐澤由江  
7番 都志今朝一  
8番 三澤澄子  
9番 大熊惠二  
10番 原悟郎

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長 唐木一直  
副村長 原茂樹  
教育長 征矢鑑  
総務課長 堀正弘  
会計管理者 小澤久人  
財務課長 平嶋寛秋  
住民福祉課長 藤田貞文

子育て支援課長 有賀由起子  
産業課長 唐澤孝男  
建設水道課長 出羽澤平治  
教育次長 藤澤隆  
代表監査委員 原浩  
教育委員長 三澤久夫

○職務のため出席した者

議会事務局長 唐澤英樹  
議会事務局次長 城取晴美

## 会議のてんまつ

平成28年 2月29日 午前9時00分 開会

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」着席〕

議長（原 悟郎） 御苦労さまです。

ことしは暖冬と言われ、雪も少なく、おかげさまで暮らしやすく、間もなく本格的な春を迎える時期になりました。

本日開会の定例議会は、予算議会とも言われ、28年度の事業や予算を審議する重要な議会であります。議案も多くありますが、十分な審議を行っていただくことをお願いし、ただいまから、平成28年第1回南箕輪村議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、6番、唐澤由江議員、7番、都志今朝一議員を指名いたします。

次に、会期決定の件を議題にいたします。

過日、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

山崎議会運営委員長。

議会運営委員長（山崎 文直） おはようございます。

議会運営委員長報告をいたします。

本日招集されました平成28年第1回南箕輪村議会定例会の会期の日程等について、過日、議会運営委員会を開催いたしました。次のように決定しましたので報告いたします。

本定例会に付議された事件は、議案が20件、発議が1件、報告が3件、諮問が1件であります。請願・陳情につきましては、陳情が3件提出されております。

よって、会期は、本日2月29日から3月11日までの12日間とし、この間で3月1日から8日まで、本会議は休会といたします。

なお、議案審議の関係で、議案第7号及び議案第9号を即決といたします。

以上で、議会運営委員長報告を終わります。

議長（原 悟郎） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 悟郎） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月11日までの12日間に決定いたしました。

なお、本定例会の日程は、お手元に配付の表のとおりです。

それでは、ここで、村長の挨拶をお願いいたします。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 改めまして、おはようございます。〔一同「おはようございます」〕

平成28年第1回議会定例会を招集を申し上げましたところ、大変お忙しい中、全議員の御出席をいただき開会できますことに、お礼を申し上げます。

今、議長のほうから話がありましたけれども、ことしは暖冬と言われ、年末から年明けにかけては穏やかな天候でありました。その後、1月中旬から低温と降雪はありましたが、おかげさまで大きな雪害等もなく、安堵をしているところであります。

さて、まず経済状況であります。

内閣府が公表しております景気動向では、景気は一部に弱さが見られるが、緩やかな回復基調が続いている。消費者物価は穏やかに上昇しているとしており、先行きにつきましても、雇用、所得環境の改善傾向が続く中で、原油価格の下落の影響や各種政策の効果もあり、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、消費者マインドの弱さや海外景気の下振れなど、我が国の景気を下押しするリスクに留意する必要があるとされております。

ただ、2月に入りまして、日銀の追加金融緩和策としてのマイナス金利の導入により、円は急伸し、日経平均株価が乱高下するなど、大きく状況が変わってまいりました。アメリカ経済などの海外要因もあるとの報道もありますが、ますます先行き不透明な状況となっており、今後の動向に注視が必要であると感じております。

次に、TPPに関してであります。

県は、2月8日に、県TPP農業分野等対策本部の会合を開き、県内農林業への影響の試算を公表しました。特に影響を受ける品目として、牛肉とレタスが上げられており、米につきましては、国が増加する輸入量相当の国産米を備蓄米として買い入れるとの方針から、減少額をゼロとして試算しております。いずれも、国の施策を見込んだ試算であり、適切な国の対策を望むところでもあります。

続きまして、最近の村の情勢について報告をさせていただきます。

昨年1年間の人口動態に関する数値が発表されました。平成27年中の県全体の人口は、1万735人の減少となり、人口増を記録したのは、本村を含む7町村で、本村は59人増加し、軽井沢町、白馬村に続いて、3番目の増加でありました。中でも、特筆すべきなのは、出生数から死亡数を差し引いた自然増減の増加数・率ともに、最高位であり、45人、0.3%の増となりました。しかしながら、人口が増加しているとはいえ、増加するは年々減少傾向にあるところでもあります。

また、1月27日付で、中日新聞の全国版に、「南箕輪、人口ふえる村」と題した記事が掲載されました。内容を見ますと、転入者や不動産業者等への取材をもとにした記事となっておりまして、最後に、信州大学経済学部の徳井教授の話として、「同じような立地条件の自治体は、少子高齢化対策の参考になるのでは」とのコメントがつけられておりました。この記事が掲載された数日後に、村の出身者である中京圏にお住まいの方から、「新聞記事を読んで、ふるさとが發展していることを知って、とても誇らしかった。これからも頑張ってもらいたい」とのお手紙をいただきました。非常にうれしく思いました。これからも、村の發展のために努力していかなければと感じているところであります。

また、2月14日の村の日に合わせまして、議員の皆さんの御出席もいただき、本年度の表彰式を開催させていただきました。各分野で、村政發展のために御尽力をいただいた5名の方を表彰させていただきました、25名の方に感謝状を贈らせていただきました。先人の皆さんが作り上げていただいた歴史の上に、今、私たちがあり、表彰させていただいた方々をはじめ、

村民の皆様方の御協力に現在の村の発展があると感じており、感謝を申し上げる次第であります。

既にテレビでごらんになった方もいらっしゃると思いますが、長野朝日放送が主催する今年度のふるさとCM大賞の選考会が昨年末に行われました。南箕輪中学校生徒の皆さんの作品が、長野県教育委員会賞を受賞し、現在、長野朝日放送で放映されております。村の人口増加を題材にした内容となっておりますが、こうした若い方々の活躍も、村の活性化の原動力になっていると感じておるところであります。

次に、土地開発公社が進めております南原住宅団地の焼却灰撤去工事につきまして、昨年12月に焼却灰の実証試験により、ダイオキシン濃度が基準値以下となる結果が得られ、無害化の証明がなされました。受け入れ先の三重県伊賀市との協定書の締結を経て、1月13日付で正式な搬入許可の通知が発効されました。これを受け、精力的に焼却灰除去及び運搬処理業務を進めております。工事完了につきましては、計画どおり、平成29年度になる見込みであります。

第2回となります経ヶ岳パーティカルリミットであります。先日開催されました観光協会を中心とする実行委員会において、5月21日に開催することが決定され、既に参加募集が始まっております。昨年に引き続き、世界選手権の日本代表を選ぶポイントレースに指定していただきました。このため、国内の強豪ランナーが出演し、レベルの高いレースが期待をされております。昨年同様、ロング600人、ショート300人の参加者を募集しており、全国から大勢の方が大芝高原においでいただけるものと考えております。前回の反省をもとに、より魅力ある大会にしていきたいと思います。

次に、介護保険事業であります。介護保険制度改正に伴い、当初は平成30年度から開始する予定でございました認知症総合支援事業及び生活支援体制整備事業につきましては、来年度から開始し、支援体制の整備、推進を図ることといたしました。つきましては、事業開始に当たり、財源確保の上から地域支援事業交付金の対象事業とすること等により、今議会におきまして事業開始期日の変更に係る介護保険条例の一部改正をお諮りしますので、よろしくお願いたします。

また、介護保険事業の地域支援事業への移行による事業内容等の見直しにつきましても、現在検討しているところであり、事業の開始は平成29年度からとなりますが、村としての考え方や近隣市町村との整合を図る中で、素案を作成し、事業内容や報酬単価等につきまして、関係事業所等の検討も始めたところであり、利用者の皆さんが必要とするサービスが受けられるよう、他市町村の動向も見ながら、スムーズな移行ができるよう進めてまいります。

国民健康保険事業であります。

年々医療費が増加し、特に今年度は、重症化や特殊な症状に対する高度な治療がふえたことにより、療養給付費が大幅に増加しております。2月末現在の療養給付費は、昨年と同期と比較して、約6,000万円の増となっております。この増額に伴い、国からの療養給付費負担金も増額となりますが、最終的には4,500万円ほどの赤字が見込まれ、当初から見込んでいた基金からの繰り入れに加え、繰り入れ後の基金残高のほぼ全額を取り崩して、補填せざるを得ない状況となっております。また、来年度の予算編成に当たり、国保税の伸びも厳しく、赤字が見込まれ、補填財源としては一般会計からの法定外繰入に頼らざるを得ないとこ

ろから、今年度を上回る額の繰り入れを予定しているところであります。これらに係る補正予算及び当初予算につきまして、今議会でお諮りしますので、よろしくお願いたします。

今後、ますます医療費の増加が見込まれる中、少しでもその増加を抑えるため、各種健診受診率の向上に向けた取り組みや保健師による保健指導の強化、健康管理意識の向上に結びつく啓発に努めてまいります。

さらには、国民健康保険改革による、平成30年度から始まる財政運営の県一本化における具体的な制度につきましては、国から示されるガイドラインをもとに、これから県で設置する国保運営協議会において検討されることとなります。今後の動向を注視し、新たな制度への移行に向けた準備も進めてまいります。

教育分野では、過日、今年度2回目の総合教育会議を開催いたしました。教育委員会から、次代の担い手を育み、一人一人が輝く村を基本目標に掲げた教育大綱の案を提案していただきましたので、村としても、この提案を受け、新たに制定する教育大綱を基本に、教育行政を進めてまいります。

保育園の状況であります。来年度の入園申込者は、昨年より31名多い、641名となりました。年度途中の入園も想定されますので、700人を超えるものと予想しております。来年度は、北部保育園の増改築を計画し、新年度予算にその経費を計上させていただきました。これにより、全ての保育園の整備が済みますので、保育園につきましては、園児数の増加に村全体としては対応できるものと考えております。

今年度も残り1カ月を残すのみとなりましたが、計画しておりました主要事業の進捗状況につきましては、先日御報告いたしました。その後も順調に推移しており、計画どおり事業が執行できるものと判断しております。

さて、今議会では、新年度予算の審議をお願いしております。予算編成の概要につきまして申し上げます。

以前より申し上げておりますが、人口増加対策に一定のめどをつける予算とさせていただきます。本年度、中部・西部保育園の給食室、園児室の増改築工事を実施しておりますが、28年度からは、仮称こども館、生涯学習施設の整備事業に取り組んでまいります。また、先ほど申し上げました北部保育園の大型事業を含め、新年度当初予算は、昨年度当初予算に比べまして、4億5,000万円、率にして7.4%増の65億7,000万円と、過去最大の規模の予算となりました。

初めに、歳入であります。

村税につきましては、政府の景気対策等により、景気は緩やかな回復傾向にありますことから、個人住民税は増を見込んだものの、法人村民税は、税率引き下げの影響が見込まれるため、村民税全体で、前年度当初予算に比べまして、1,110万円減の8億9,210万円といたしました。固定資産税につきましては、土地価格の下落は依然としてあるものの、新築家屋の増などにより、前年度当初予算に比べまして、2,120万円増の9億2,660万円を見込んだところであり。これらの結果、村税全体では、前年度当初予算に比べまして、1,060万円増の20億2,720万円としたところであり。

次に、地方交付税は、特別交付税の伸びも見込みました。普通交付税と合わせまして、14億4,450万円といたしました。

また、28年度に予定する大型事業の財源として、財政調整基金、学校改築基金及び福祉基

金から2億4,970万円の繰り入れを予定し、村債の借入は地域活性化債など、交付税措置のある起債のみで対応し、合計で9億8,960万円を借り入れることといたしました。

次に、歳出であります。

初めに、主なハード事業でございますが、子育て、教育に関する事業では、多面的な機能を兼ね備えた子育て支援の中心的な拠点施設となりますこども館の建設に5億3,000万円を計上いたしました。また、社会教育の一環として、生徒数増加による特別教室棟の機能を備えました生涯学習施設の建設にも2億1,500万円を計上いたしました。保育園の整備では、北部保育園の改修及び継続事業であります中部保育園増改築事業に1億8,500万円を計上しております。

自治・協働に関する事業といたしましては、耐震性貯水槽工事に1,600万円、庁舎に設置しております非常用発電設備の更新の5,400万円を計上しております。これらの事業につきましては、交付税補填があります緊急防災の起債でお願いするものであります。

生活環境に関する事業といたしましては、南原住宅団地焼却灰処理に1億7,380万円余を充て、焼却灰の処理を進めてまいります。

建設関係では、社会整備総合交付金事業といたしまして、村道2110号線や南箕輪小学校前の桜香丘歩道橋などの改良と橋梁改修に5,000万円、管理棟改修など大芝公園の施設整備に3,900万円を計上したところであります。

産業交流に関する事業では、引き続き、大芝高原の間伐、松くい虫予防対策事業に1,700万円を見込んでおります。

次に、主なソフト事業であります。産業交流に関する事業では、集落支援員、地域おこし協力隊の各事業にかかわります予算を計上いたしました。また、これまで取り組んでおりませんでした移住・定住対策として、地域創生加速化交付金を活用した広域的な事業や大芝高原を活用したネイチャーイベントなども計画しております。

建設関係では、今後の国庫補助事業の申請に向けまして、舗装修繕計画、雨水排水計画の策定業務を進めてまいります。

教育関係では、人材育成事業の一環として、小中学校、夢先生による授業の開催、また中学生の職場体験や地元就職に向けたキャリア教育推進のためのコーディネーターを配置する予定であります。

新旧大型事業や学校・保育園の整備により、起債額も増加しますが、交付税補填のある起債のみの活用といたしました。また、教育、子育てという、将来に向けての投資でありますので、御理解もお願いいたします。

地方創生の2年目となり、課の新設、再編を行い、移住・定住への取り組みや交流人口への新たな取り組みも進めていかなければなりません。また、私にとりましては、任期最後の予算編成となります。子育て、教育の一定の整備が進み、環境整備が図られるのではないかと考えております。また、人口増加への一定のめどをつけ、新たな施策の展開が図れる体制整備も、議会の御理解をいただく中でスタートが切れることとなりました。こんな点につきましてもお礼を申し上げます。

人口減少時代、人口を維持しながら、村民生活を守り、村の活性化が少しでも進み、安心・安全で住みよい村にするために努力してまいります。新年度も、引き続き議員各位の御理解と御協力をお願いいたします。



以上が、一般会計新年度予算案の概要であります。詳細につきましては、予算特別委員会で御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

本定例会にお願いたします議案は、条例改正及び各会計の新年度予算案等20議案、報告が3件、人事案件に対する諮問が1件であります。いずれも原案どおりお認めをいただくよう、お願申し上げまして、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

議長（原 悟郎） 諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成27年11月分から平成28年1月分までの例月出納検査報告がありました。報告書はお手元に配付したとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

次に、行政報告を行います。これを許可いたします。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 行政報告を申し上げます。

報告第1号は、1件50万円以内の損害賠償の報告であります。別紙のとおり、1件の専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第1項の規定により報告いたします。

報告第2号及び第3号は、経営状況の報告であります。南箕輪村土地開発公社並びに一般財団法人南箕輪村開発公社の平成28年度予算が、それぞれの自治会において議決されましたので、地方自治法の規定により報告をいたします。

細部につきましては、それぞれの報告書をごらんいただきたいと思います。

以上、行政報告とさせていただきます。

議長の許しがあれば、先ほどちょっと、挨拶の追加をお願したいんですけども、よろしいですか。

議長（原 悟郎） はい。

村長（唐木 一直） 実は、今朝の新聞紙上で大きく取り上げておりますが、昨日、バレーボールチャレンジリーグⅡのVC長野トライデンツが優勝いたしました。多くの報道機関、あるいはテレビでも放映がなされたところであります。常に南箕輪村を本拠地としてのということで記事があり、本当にありがたいことだなというふうに思っております。これから、入れかえ戦もありますが、頑張ってください、Ⅰのやられることを今期待しております。村としても、一定の支援、応援はしていかなければならないと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

議長（原 悟郎） これで行政報告を終わります。

本日までに受理しました請願・陳情は陳情3件です。会議規則第89条の規定により、お手元に配付の請願・陳情等文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。今定例会の会期中に審査し、本会議において報告をお願いたします。

これから議案の上程を行います。

議案第1号「南箕輪村税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第1号「南箕輪村税条例の一部を改正する条例」について提

案理由を申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、地方税法の猶予制度が見直されたことに伴いまして、村税の徴収猶予及び換価の猶予について、分割納付の方法や申請手続等を定めたものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

平嶋財務課長。

財務課長（平嶋 寛秋） 南箕輪村税条例の一部改正について、細部説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、平成26年度に、納税者の負担を軽減するため、国税における猶予制度の見直しが行われましたが、地方税の猶予制度でも、平成27年度の税制改正で、納税環境の整備の一環として納税の猶予制度が整理され、それにかかわる提出書類や申請期限を条例で定めることとされました。これを受けまして、国税の取り扱いに準じ、所要の改正を行うものであります。

新旧対照表により細部説明を申し上げますので、議案書の5ページをごらんください。

アンダーラインの部分が改正箇所となります。改正後の条項に沿って説明をさせていただきます。

最初に、第8条です。

第1項では、徴収猶予または徴収の猶予期間の延長をする場合において、条例で定める方法として、猶予する金額を分割して、納付、納入させることとしたものです。

なお、この後も出てまいります納付と納入の違いは、地方税法においては、納付は、納付を命ずる納税の告知を待って納付するものであり、納入は、納税の告知を待たずに自主納付するものとの違いであります。

第2項では分割計画の策定を、第3項では計画の変更を、第4項では申請者への通知を、おめくりいただきまして、第5項では変更したときの通知をそれぞれ定めたものです。

6ページ中ほどの第9条は、徴収猶予の申請手続について規定したものです。

第1項では、災害、事業の旧廃止等により、一度期に納付、納入できない場合の申請書の記載事項を、7ページの第2項では、そのときの添付書類を規定したものです。

次に、第3項は、法定納付期限から1年を経過した日以後に、一度期に納付、納入できない場合の申請書の記載事項を、おめくりいただきまして、8ページの第4項では、そのときの添付書類を規定したものです。

次に、第5項では、徴収の猶予期間の延長を申請する場合の申請書類記載事項を、第6項では、そのときの添付書類を規定したものです。

次に、第7項は、徴収の猶予または徴収猶予期間の延長を申請する場合、申請書または添付書類に不備があった場合に補正を行わなければならない期間を定めたものです。

第10条は、職権による換価の猶予の手続等に定めたものです。

第1項では、職権による換価の猶予または職権による換価の猶予期間の延長をする場合において、条例で定める方法として、猶予する金額を分割して納付、納入させることとしたものです。

第2項は、これらの場合において、猶予する金額の分割納付、納入計画の策定や変更につ

いて規定したものです。

9ページの第3項は、これらの場合において、滞納者に対して、財産目録、担保の提供に関する書類のほかに、提出を求めることができる書類を規定したものです。

第11条は、申請による換価の猶予の申請手続等を規定したものです。

第1項では、申請期限を規定するものです。

第2項は、申請による換価の猶予または申請による換価の猶予期間の延長する場合に、条例で定める方法を、猶予する金額を分割して納付、納入させることとしたものです。

第3項では、これらの場合に、猶予する金額の納付、納入計画の策定や変更について規定するものです。

第4項では、申請書の記載事項を、それから、おめくりいただきまして、10ページの第5項では、そのときの添付書類を規定するものです。

第6項は、申請による換価の猶予期間の延長を申請する場合の申請書記載事項を規定するものです。

第7項は、申請書または添付書類に不備があった場合に補正を行わなければならない期間を定めたものです。

第12条は、徴収の猶予、職権による換価の猶予または申請による換価の猶予をする場合において、担保を徴する必要がない場合を規定したものです。

第18条は、地方税法を第8条第1項で法と定義したことから、引用する事項を改正するものです。

第18条の2は、行政不服審査法が改正されたことに伴い、文言を改正するものです。

11ページの第23条は、地方税施行令を第9条第2項で令と定義したことから、引用する事項を改正するものです。

4ページにお戻りをいただきまして、附則の関係でありますけれども、施行期日は平成28年4月1日からとなります。また、第2条で、施行に当たっての経過措置を規定しております。

以上、村税条例の一部改正の細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第1号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

議案第2号「南箕輪村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第2号「南箕輪村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、昨年8月に、平成27年度の国家公務員に対して行われました人事院の給与勧告及び地方公務員法の改正を受け、村の常勤の特別職の職員、村議会議員及び一般職の職員に対して、報酬、給与等の改正を行うため、提案するものであります。

なお、本案につきましては、南箕輪村一般職の職員の給与に関する条例、南箕輪村議会議

員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、南箕輪村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の3条例の一部改正をお願いするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） それでは、議案第2号の細部説明を申し上げます。

本村では、従来から、国の人事院勧告を尊重し、改正を行ってまいりましたので、本年度も同様に給与等の改正を行うため、南箕輪村一般職の職員の給与に関する条例の一部改正をはじめとし、特別職及び議会議員の期末手当につきまして同様に改正を行うものであります。

なお、関係する3条例を平成27年度分と平成28年度分に分けて改正する必要がありますので、第1条から第6条まで、個別の条例改正とさせていただきます。また、職務給の原則を徹底するため、地方公務員法の改正が行われました。その中で、等級別基準職務表を条例で定めることとされましたので、新たに規定するものであります。

それでは、各条項につきまして、新旧対照表により説明させていただきますので、議案9ページをごらんください。

初めに、第1条の南箕輪村一般職の職員の給与に関する条例の一部改正であります。

この改正は、本年度の一般職の官民格差を是正するもので、公布の日から施行するものであります。

初めに、第30条の改正ですが、12月の勤勉手当の支給率を0.1カ月引き上げるものであります。

次の附則第13項の改正は、6級に格付される特別職の勤勉手当の支給率の改正を行うものであります。

また、10ページからの別表第1につきましては、一般職の給与表でございますが、若年層に重点を置いて、平均で0.4%引き上げるものであります。

続きまして、少し飛びますが、15ページをごらんいただきたいと。

第2条、南箕輪村一般職の職員の給与に関する条例の一部改正であります。第1条と同じ条例名となりますが、第2条は、平成28年4月1日から施行するものであります。

第5条の2の改正は、地方自治法の改正に伴い、級別職務分類表について規定するものであります。

1枚おめくりいただきまして、16ページの別表第2として表が記載してありますが、1級から6級までに応じた職務の名称を規定しております。

それでは、15ページにお戻りいただきたいと思っております。

次の第30条の改正ですが、人事院勧告に伴う勤勉手当の改正であります。27年度につきましては、第1条での改正において、12月に支給する勤勉手当で調整させていただきましたが、28年度は、年2回の支給に、それぞれ100分の80を乗ずるものであります。また、2号では再任用の職員についても同様の処置をとるものとしてございます。

第32条の改正は、表番号のずれに伴う修正であります。

16ページの附則第13項では、6級に格付されている特定職員の勤勉手当の支給率の総額を規定するものであります。

続きまして、17ページをごらんいただきたいと思います。

第3条では、南箕輪村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正であります。

こちら、人事院勧告に伴うものでありまして、第5条において、議員の期末手当の改正であります。今年度につきましては、12月に支給する期末手当で調整をさせていただいておりますので、100分の157.5を100分の162.5に改正をするものであります。この改正につきましては、公布の日から施行するものであります。

続きまして、第4条の南箕輪村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正であります。

第3条と同じ条例名であります。こちらは平成28年4月1日から施行するものであります。

同様に、第5条の改正となりますが、議員の期末手当の改正であります。今年度につきましては、12月に支給する期末手当で調整をさせていただきましたが、来年度は年2回の支給に分けまして、0.025ずつ加算するものであります。なお、12月につきましては、第5条で100分の5引き上げましたので、逆に、100分の2.5引き下げるという内容になりますが、相対としては引き上げてあるという内容になります。

続きまして、18ページをごらんいただきたいと思います。

第5条は、南箕輪村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部改正であります。

第2条の改正であります。本年度の特別職の期末手当の改正であります。今年度につきましては、12月に支給する期末手当で調整させていただきましますので、100分の157.5を100分の162.5に改正するものであります。この改正につきましては、公布の日から施行するものとなります。

続きまして、第6条の南箕輪村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部改正であります。

こちら、同様に、第5条と同じ条例名となりますが、この改正につきましては、平成28年4月1日から施行するものとなります。

同様に、第2条の改正であります。特別職の期末手当の改正となります。今年度につきましては、12月に支給する期末手当で調整させていただきましたが、来年度は年2回に分けて、100分の2.5ずつ加算するものとさせていただきたいと思っております。なお、12月につきましては、先ほどと同様、100分の5引き上げましたので、逆に100分の2.5を引き下げるという内容になります。

それでは、7ページにお戻りいただきまして、附則であります。

第1項は施行期日であります。先ほど、各条例に沿って申し上げた施行日となります。

第2項は、第1条の給料表の改正及び第3条、第5条の規定は、平成27年4月1日から遡及適用するというものでありまして、また第3項は、平成27年4月1日の給料表の切りかえ日以前の移動に伴う給料表の調整となります。

また、第4項及び第5項は、一般職、議員及び特別職の遡及適用における内払いの規定となります。

第6項は、規則への委任事項となります。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第2号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） 4番、丸山です。

この条例改正によって、現在のラスパイレスに関係があるんだったら、その数字を教えてくださいいただきたいんですが、関係なければ結構ですけども。

議長（原 悟郎） 堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） 改正後のラスパイレスという御質問ですと、全国的なものについて結果が出てこない、正確な数字はわからないということになります。国と同様の引き上げ率となっておりますので、大きな変化は起こらないものと考えております。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） 今現在のうちの村のラスパイレスはどのぐらいですか。

議長（原 悟郎） 堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） 済みません、今、手元に資料がなくて、覚えている数字ですが、96だったと思います。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 本村の場合、人事院勧告に従って今までも粛々とやってきたということですが、村長の冒頭の本日の御挨拶の中でも、一部に弱さが認められると、しかしながら、全体としては緩やかな回復基調にある。これには、海外の要因やそういったものが影響しているという御挨拶がありました。日本国内において、民間と、それから公務員との格差を調整するのが人事院勧告だというふうにござっぱに理解をしておりますが、この人事院勧告について、もう少し詳しく御説明をいただきたいと思っております。

それから、もう一点、勤勉手当という言葉が小まめに出てまいります。勤勉手当の定義を教えてくださいたいと思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 人事院勧告の問題でありますけれども、人事委員会を置かない市町村につきましては、国家公務員の人事院勧告を用いているのは、これ、全国的に一般の例となっております。

人事院勧告につきましては、50人以上の規模、事業所の50人以上の規模、五万四千余の中から抽出をして、約22%ぐらいに当たる一万二千余の事業所の給料だとか、一時金だとか、いろんな手当だとか、そういうものも調査をして、現行の公務員と比較をして、勧告をするという制度となっております。

したがって、人事委員会を置かない多くの市町村にとりましては、この国家公務員の人事院勧告に準じているというのが一般的であります。

その中で、最近、地域手当というようなものも出てまいりました。本村の場合は地域手当はつきません。ただ、伊那市が、上伊那郡下では唯一地域手当がつくということでもあります。この辺につきましては、いろんな議論があろうかと思っております。伊那市とほかの市町村と物価がどれぐらい違うのかとか、給料がどのぐらい違うのかとか、なかなか難しい面もある

うかと思いますが、そんな問題点もあるわけでありませけれども、従来から人事院勧告を尊重する立場できております。したがいまして、人勤が下がったときには下げさせていただく、上がったときは上げさせていただくということであります。

県は、人事委員会がありますので、県独自の勧告というのがあるわけであります。それを見ますと、国家公務員よりも若干いい勧告となっております。しかし、これも年によって変動があるわけでありませので、長野県、多くの自治体で国家公務員の人事院勧告というのを採用しているのが一般的であります。考え方によりますと、県の人事委員会の勧告のほうがより近いのかなという、長野県の動態でありますので、そんなこともあるわけでありませけれども、今まで国の人事院勧告を実施してまいりましたので、現在のところはそういうことで行っておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 勤勉手当の件について、堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） 勤勉手当とはという御質問であります、期末手当と勤勉手当と、このものが併用としてよく表現をされております。

勤勉手当につきましては、読んで字のごとくということで、仕事に対して、誠実に勤務をしてきたということに対する報酬であるというふうに捉えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 村長。

村長（唐木 一直） 民間事業所等につきましては、一時金の部分で、この期末手当と勤勉手当が一緒になっておるということであります。勤勉手当につきましては、やはり成績率等々も影響してまいります。人事評価というのが人事院勧告で義務づけとなりました。今年の4月1日から義務づけられたところあります。

本村の場合には、ずっと以前から、人事評価はやってきておりまして、県内数少ない勤勉手当で差をつけている団体の一つであります。ほかに大きな差をつけるわけにはまいらないということで、それでもかなりの差がついておるところあります。これ、人事評価によって差をつけております。したがいまして、国の制度よりも先んじてやっておるといふ部分があるところあります。

以上です。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 人事院勧告の場合は、民間の企業、50人以上という、今、村長のお話がありましたが、非常に民間は、50人以上から、または5,000人以上と、こういう枠の中で、人事院が実態を調査して、官と民の差がどうであるかというようなことで判断をして、勧告をするということだろうと思いますが、最近、この日本国内で、識者の間で言われている御意見の中に、人事院勧告というのは果たして正しいのかどうかと、こういう議論が今湧き上がっております。人事院勧告は必要ないのではないかというような御意見も一部にはあるというようなことを踏まえまると、本村の場合、ずっと人事院勧告で、下げるときは下げてくる、上げるときは上げるという、それに準じて今まで粛々とやってきたという経緯があるわけですが、ただ、先ほども、村長、開会の御挨拶の中で言うように、全体では弱さがあるけれども、この3月決算、企業が行う3月決算は非常に好決算で、史上最高の純利益を上げる

大企業が非常に多くて、ことしの3月までは決算状況はいいということに、今、経済誌でも報道されておるところであります。そういった中で、まだまだその恩恵がこういう末端、いわゆる地方に届かないという現実もまたあって、早くそういった大手の好景気が地方に波及するような、そういう策が出ないかどうか、そういったことが今度のマイナス金利というような日銀の政策決定もあるわけですが、そういう中で、議員の我々も、期末手当でそれが一部、幾らか増額されるということでもありますけれど、これは人事院勧告を今回無視しろということではありませんが、やはりそういう人事院勧告によって給料が上がってくる。本村の場合は、1年間全体で約700万ぐらい、この議員の手当も含めて、上がってくるということでもあります。そういったことをよく頭に入れながら、非常に自分たちの権利のような振舞いではなくて、やはり住民がまだまだ末端では苦勞されているという思いをはせながら、人事院勧告を肅々と受けていくという、真摯な態度が私は求められるのではないかと案ずるところであります。したがいまして、その辺につきまして、村長より御答弁をいただければ、ありがたいと思います。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 人事院勧告の定義自体は、先ほど申し上げたとおりでありますし、これからも人事委員会を置いていないという部分で、国に準じていかざるを得ないというふうに思っております。

景気等、動向等につきましては、開会の挨拶で申し上げましたけれども、確かに、大手企業の収益というのは、本当に過去最高になるのではないかとと言われております。しかし、そのことが、地方まで影響してこないという実態もあるわけでありますので、その辺はしっかりと職員としても受けとめながら、職務に邁進をしていただく。謙虚に受けとめながら、職務に全力で取り組んでいく。この姿勢は持つておると思いますが、持つように、また指導もしていかなければならないというふうに思っております。そんなことで、よろしく願いいたします。

議 長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議 長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

議案第3号「南箕輪村介護保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第3号「南箕輪村介護保険条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、本条例の附則におきまして、新しい地域支援事業の実施に係る経過措置として規定しております包括的支援事業の認知症総合支援事業及び生活支援体制整備事業の開始期日につきまして、各事業の一部を平成28年度から実施するため、改正するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議 長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

藤田住民福祉課長。



住民福祉課長（藤田 貞文） それでは、議案第3号につきまして細部説明のほうを申し上げます。

この条例につきましては、介護保険条例の附則におきまして、新しい地域支援事業の実施にかかわる経過措置として規定をしております包括的支援事業の認知症総合支援事業及び生活支援体制整備事業の開始期日につきまして、各事業の準備にかかわる事業、認知症サポート員と認知症地域支援推進員の設置及び生活支援コーディネーターの育成を図る事業でございますが、これらを平成28年度から実施することと、また、その財源確保の上でも、地域支援事業交付金の対象事業としていくために、事業の開始期日を改正するものでございます。

それでは、議案書の2ページの新旧対照表のほうで御説明を申し上げますので、そちらをごらんいただきたいと思っております。

改正前の附則の第14条、介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置でございますが、第2項が生活支援体制整備事業にかかわるもの、第3項が認知症総合支援事業にかかわるものとなります。第2項及び第3項のそれぞれの2行目のアンダーラインの部分でございますが、平成30年3月31日を改正後の平成28年3月31日と改めまして、その後続きます同年4月1日から行うものとする、すなわち平成28年4月1日から行うものとするというようになるものでございます。

1ページのほうをごらんいただきまして、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものとしてございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第3号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤です。

新総合事業にかかわる準備段階だというふうに認識しておりますけれども、もう既に、新総合事業に移行している辰野や駒ヶ根市、その他の市町村は29年度から実際にスタートするというので、村でも29年度からスタートということでは認識はいいというふうに思うんですけども、うちの村以外では、ほとんどのところがもうその準備段階のものが全て始まっているというふうに認識しております。この28年から急いでやらなければならないわけですけども、実際に準備している中で、それが、ほとんど新総合事業に移る体制がとれないというのを今聞いておまして、そここのところをどこの、福祉課のほうで準備段階のこの取り組みはするというふうに思うんですけども、その体制が十分かどうかというところ、ちょっとお聞きしたいと思います。他の市町村の状況も把握しているのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思いますというふうに思います。

議長（原 悟郎） 藤田住民福祉課長。

住民福祉課長（藤田 貞文） 新総合事業を平成29年度から実施していくという中で、今、村長の冒頭の挨拶でもございましたように、進めているところでございますので、その中で、新しい事業をどのような形でやっていったらいいかということで、今までの介護予防にかかわる訪問ですとか、また通所の関係でございますが、それらにつきましては、内容的なものを若干緩和をした基準におきまして実施しまして、それによる報酬単価も若干引き下げをしながら、必要なサービスは受けていただけるような体制をとっていくということで、準備を

進めているところでございます。

各市町村におきましては、辰野町のほうでは、もう既に移行し始めているというところもお聞きしているところでございます。そういった中で、一番先進的なところは御代田町のほうで行われているようですが、それもなかなか、まだ、28年度から実施していくというよう  
でございますが、今のところ、まだ報酬単価も確定ができていないようなこともお聞きして  
おりますけれども、そんな中で、当村におきましてはこの28年度中にその準備をしていくと  
いう中で、職員体制につきましては、今のところ包括支援センターの職員4人でございます。  
臨時職員も1名雇用しておりましたが、その職員も途中でおやめになったというような経緯  
もございまして、今の体制ではなかなか大変なところもございまして、来年度につきまし  
ては、また村のほうの理事者のほうでも、その点につきまして、そういった体制を整えてい  
くということで配慮もしていただけるというようなこともお聞きしております。はっきりした  
ことは何とも言えませんが、28年度中は職員体制が整っていくものと思っているところで  
ございます。

以上です。

議 長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議 長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

次に、議案第4号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」を議題と  
いたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第4号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関す  
る条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、行政不服審査法が改正されたことに伴い、関係条例の整備を行うものであります。  
改正する条例は、南箕輪村営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例、南箕輪村行政手  
続条例、南箕輪村情報公開条例、南箕輪村個人情報保護条例、南箕輪村人事行政の運営等  
の状況の公表に関する条例、南箕輪村固定資産評価審査委員会条例であります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、  
御決定をお願いいたします。

議 長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） それでは、議案第4号の細部説明を申し上げます。

国では、公平性の向上、使いやすさの向上、それから国民の救済手段の充実、拡大を目的  
として、行政不服審査法を改正いたしました。

主な改正点であります。一つとして、これまで不服申し立てをし、その後、審査請求を  
するという2段階であった手続を、審査請求に一元化したこと、二つ目として、審査請求で  
きる期間を60日から3カ月に延長したこと、三つ目として、審理員による審理手続及び第  
三者機関への諮問手続を新たに導入したこと等です。このことにより、関係条例の改正  
が必要となりましたので、今回お願いするものであります。

新旧対照表に沿って御説明申し上げますので、議案書7ページをごらんください。

まず、第1条として、南箕輪村営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例であります。第3条において、請求期間の変更と、異議申し立てを審査請求に、それから、決定を決裁に改めるものであります。

次に、8ページをごらんください。

南箕輪村行政手続条例であります。

この条例におきましても、同様に、第3条第10項において、審査請求及び採決に一元化し、その他法律に合わせ、文言を整理するものであります。

次に、9ページの南箕輪村情報公開条例であります。

行政不服審査法の改正の中で、審理手続の公平性を図る上で規定されました審理員による審理につきましては、条例に特別の定めがある場合、適用しないことができるとされております。この南箕輪村情報公開条例、及び、この後、御説明申し上げます南箕輪村個人情報保護条例におきましては、審査請求が合った場合、第三者機関である情報公開・個人情報保護審査会による審査制度が既に確立されていることから、審理員による審理手続を適用除外とすることを定めるものであります。また、この条例に定めがありませんでした不作為事件を審査会の諮問対象に追加し、審査請求を受理してからの処理期間を明記するとともに、用語の整理を行うものであります。

まず、18条を新たに追加し、審理員による審理手続に関する規定を適用除外とします。

19条では、不作為行為について新たに規定し、処理期間を明記いたします。

以下は、法改正の趣旨により、文言の整理を行うものであります。

10ページをごらんください。

第20条以降は、審査請求に一元化するための文言の整理であります。

12ページをごらんいただきまして、第25条では、審査請求人等への資料の送付について規定し、第36条では、罰金の額を法律に合わせ改正するものであります。

続いて、14ページをごらんください。

南箕輪村個人情報保護条例であります。

目次につきましては、審査請求に一元化する改正となります。

第6条の条番号の削除は、第2条において、既に同様の表記がなされていることから削除するものであります。

15ページに移りまして、第4章の見出しを審査請求に改正し、第35条において、審理員による審理手続を適用除外とすることを規定しております。

第36条においては、不作為事件を諮問事項とすること及び処理期間を明記いたします。

1号から4号は、審査請求に一元化することによる内容の変更でありまして、第3項では、諮問した旨を関係者に通知することを規定しております。

以下は、審査請求に一元化するための改正であります。

次に、17ページをごらんいただきまして、南箕輪村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例であります。

こちら、審査請求に一元化するための改正であります。

続いて、18ページの第6条関係であります。担当であります財務課長から御説明いたします。

議長（原 悟郎） 平嶋財務課長。

財務課長（平嶋 寛秋） 本条例のうち、第6条から第11条の南箕輪村固定資産評価審査委員会条例の一部改正について細部説明を申し上げます。

新旧対照表で細部説明を申し上げますので、議案書の18ページをごらんください。

アンダーラインの部分が改正箇所となります。改正後の条項に沿って説明をさせていただきます。

最初に、第4条です。

第2項では、審査申出書に記載する事項を定めたもので、行政不服審査法では、不服申立書に記載すべき事項があり、本条例もそれに沿ったものとする改正です。

第3項は、審査申出人が代表者等の場合に申し出をする際の添付書類を定めた引用先が、行政不服審査法から行政不服審査法施行令に変わったことによる改正です。

次に、第6項は、審査申出人がその資格を失ったときの手続を新たに規定したものです。

第6条の第2項では、書面審理を行う際に提出する弁明書を、いわゆる電子申請で行った場合でも、書面による提出があったものとみなす規定です。

19ページの第3項では、ただし書きを削りまして、第5項では、審査申出人から反論書の提出があったときの手続を規定したものです。

第10条は、行政不服審査法改正の際、資料交付を受ける審査請求人または参加人は、実費の範囲内において手数料を納めなければならない旨の義務規定が定められたことから、本条例においても実費相当額を手数料として徴収するための規定となります。

次の第11条は、この手数料減免する場合について規定したものです。

なお、第10条の手数料の額と第11条の手数料の減免の規定につきましては、本議会に議案第6号で提出しております南箕輪村行政不服審査法の規定による提出書類等の写し等の交付にかかわる手数料に関する条例の第3条と第4条において、それぞれ定めておりますので、そちらの条例によることとしたものです。

おめくりをいただきまして、20ページの第12条は、第10条、第11条を追加したことによる条ずれです。

第13条は、決定書作成に当たっての記載事項を定めたものです。

第14条から第16条は、第13条を追加したことによる条ずれとなります。

5ページにお戻りをいただきまして、附則の関係ですけれども、本条例の施行期日は平成28年4月1日からとなります。また、第2条で、南箕輪村固定資産評価審査委員会条例の一部改正施行に当たりましての経過措置を規定しております。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第4号に対する質疑を行います。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤です。

一応、今まで、村でというか、情報公開の請求がどのぐらい大体あるのかということと、それから、不服審査も今までにあるのかどうかということと、それから、また第三者機関がありますけれども、第三者機関はその都度設置するのかどうかということをお聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） 最初に、情報公開の請求がどのくらいあったかということですが、本年度は2件ありました。

それから、行政不服審査に関する請求は、今のところありません。

それから、第三者機関の設置をどうしていくかということですが、常設設置はせずに、随時設置という方向で今検討しております。

以上です。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

ただいまから10時35分まで休憩いたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時35分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの議案第4号の三澤議員の質問に対して、再答弁があるようですので、平嶋財務課長。

財務課長（平嶋 寛秋） 先ほどの不服申し立ての状況について、税関係の状況の答弁が漏れておりましたので御報告いたします。

昨年1件、税の滞納処分について、不服の申し立てが1件ございましたが、村のほうの手続上、何ら問題がありませんでしたので、却下といたしました。

それから、去年は評価替えの年でありましたけれども、固定資産評価審査委員会に対しての申し立てについてもありませんでしたので、御報告いたします。

議長（原 悟郎） それでは、議案第5号「南箕輪村行政不服審査会条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第5号「南箕輪村行政不服審査会条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、行政不服審査法が改正されたことに伴い、審査請求に関して諮問をする第三者機関の設置が義務づけられましたので、行政不服審査会の設置について条例を制定するものがあります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） それでは、議案第5号の細部説明を申し上げます。

行政不服審査法の改正におきまして、審査請求に関して、第三者機関へ諮問することが義務づけられましたので、第三者機関として行政不服審査会を設置することにつきまして条例を制定するものであります。

それでは、1ページをごらんください。

第1条では、この審査会を置くことができるということを規定しております。

第2条におきましては、審査会は5名以内で組織することとしております。

第3条では、委員は有識者のうちから村長が委嘱します。また、第2項では、諮問に関する審議が終了した時点で解職されるものとしております。第3項では委員の罷免について規定し、第4項では守秘義務を規定しております。5項では、積極的な政治活動の制限について規定し、第6項において報酬を規定しております。

第4条では会長について、それから、第5条及び第6条では会議について規定をしております。

2ページ、おめくりいただきまして、第7条では庶務について、第8条で委任について規定をしております。

第9条では、守秘義務に違反した場合の罰則を規定しております。

附則として、この条例は平成28年4月1日から施行するものとしています。また、附則第2号として、第3条で規定する委員の報酬につきましては、南箕輪村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例を一部改正し、行政不服審査会委員の報酬を新たに加えるものであります。

以上、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第5号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊です。

最近といいますか、時代の流れの中で、議会においても、公開条例でガラス張りの議会、または行政側においても、情報公開制度によってガラス張りというような、そういう今時代に入ってきたわけですが、そういう中で、特に本村の場合、人口がふえ、さまざまな村民が住んでおるわけですが、そういう中において、行政にしても、それから議会にしても、一定の範囲を超える苦情といいますか、嫌がらせも含めて、問題が時々発生しているやに承知をいたしております。そういう中において、以前は、学校関係で、モンスターペアレント、こういう言葉が流行して、さらには村以外から来るヘリコプターという話題も出てきておまして、これは教育現場だけでなく、やはり行政に関するそういったクレーマーといいますか、そういう方が非常にふえて、日常の職員が業務を遂行する上で、多大な支障がある、こう私は思うわけであります。やはり、限られた人数で効率よく行政運営をしていくうえに、そういう人たちが出てくることに対して、やはり一定の範囲を超えるものについては、やはり条例といいますか、何か暴力を振るったり、物を壊したりというのは、これは警察の範囲でいわれるわけですが、言葉によるものについては、なかなかその辺が難しいというようなことで、それらの、今後発生するであろうと思われる、そういったクレーマー、またはモンスターペアレントに対するの防御策といいますか、そういったものを検討する必要があるのではないかと思うところですが、その辺について、この5号に関連するかどうかはちょっと別として、お尋ねをするものであります。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 最近といいますか、最近というより以前から、いろんな苦情だとか、そういったことはあります。情報公開請求も2件というふうに申し上げましたけれども、

その1件のうちに、かなりの数の項目がありますので、これを処理するのに非常に大変だという実態も出てきておるところであります。しかし、権利は権利ということでもありますので、情報公開が出てくれば、それはお出しをしておるということでもあります。

本当に、電話等々の部分というのも多くなってまいりました。どうやって対処していったらいいのだろうかという部分につきましては、今後検討していく必要はあるのかなというふうに私自身は思っておるところであります。中には、今年度に入りまして、警察においでいただいて、お連れいただいたという事案が2件ほどあったところでもあります。そういった部分について、総合的に今検討していかなければならぬだろうというふうに思っております。この辺は、顧問弁護士とも相談も投げかけておるところであります。こういった専門に対応する職員が、このままで行くと本当に1人は要るなという、こんな時代になってまいりました。

特に、いろんな苦情に関する部分につきましては、それぞれ担当課で処理をしているところではありますが、余りひどいものにつきましては、私のところへ直接来るようにということと指示をしてあるところでもあります。そうしないと、職員が本当に大変でありますし、職員の健康状態このことも心配な面というのは出てきております。既に、そういった事案が発生してしまいました。それらを受けまして、ひどいものについては私が直接ということと指示をしてあるところでもあります。私が病気になれば、それはそれでやむを得んなどと思っておりますけれども、そういった部分については、今後検討させていただきたいというふうに思いますし、電話につきましても、一部脅迫的な部分というのものないわけでありませぬので、その辺も録音装置等々、検討といえますか、とるように指示もしたところでもあります。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 職員がポジティブに、限られた人数の中でポジティブに仕事をこなしているわけですが、そういう中において、そういうモンスターペアレントが来ることによって、または電話が来ることによって、非常に責任を感じたり、言葉尻を捕まえて、本来の言っていたことと違うところまで発言が及んだり、そういったものに対して、例えば、ストーカー法ではありませんが、法律で50メートル以内は近づくなとか、いろいろそういう規制が一般社会ではあるわけですが、行政に対して、非常に今、行政は無防備な状況にあると思います。何でも公開すればいいという、議会もそうではありますが、公開するだけで、じゃあ、それに対する、いろんなその後の対策が打てるのかということ、なかなか、これから難しい問題も出てまいりますので、以前は、教育関係でそういうモンスターペアレントというのが社会問題、今も社会問題になっておりますけれど、そういったことに対して、行政はどんどんどんどん法改正をして、国民に開かれたということで、何でもかんでも情報を公開していこうというのが、日本の今とっている姿勢であります。それに対する、じゃあ防御は何かあるのかということになりますと、非常にその点が後手、後手で、苦勞されているところだと思います。

どうか、顧問弁護士ともさまざまな意見交換をしながら、または上伊那広域連合として、そういったことができるのかどうか、そんなことも含めて、真剣な検討に入っただけなら、より職員が持てる能力を発揮できるような、そういう明るい職場ができ上がるんじゃないかと、私はそう思っておりますので、どうかそういった話について御検討をいただきたい、

お願いであります。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑は終わります。

議案第6号「南箕輪村行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第6号「南箕輪村行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、行政不服審査法が改正されたことに伴い、審査請求人は提出書類等についての写しの交付を求めることができるようになったため、その交付手数料に関して条例を制定するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） それでは、議案第6号の細部説明を申し上げます。

ただいま、村長の説明にもありましたが、審査請求人は提出資料等の写しの交付を求めることができるようになりました。その交付手数料の納付と減免について規定するものであります。

それでは、1ページをごらんください。

第1条では趣旨を規定し、第2条及び第3条は手数料の額を規定しております。

第2条は、審理員に提出された資料の写し等の交付について定め、第3条では、行政不服審査会に諮問された資料の写しの交付について規定しています。

手数料については別表で定めるとしてありますので、2ページの別表をごらんください。

手数料の額は、ここに規定する額といたします。

第4条では、手数料の減免について、1件につき2,000円を限度に減免または免除することができること等を規定しております。

附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行といたします。

以上、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第6号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

2番、小坂議員。

2番（小坂 泰夫） 質問です。

2ページのこの複写の場合の白黒、カラーの1枚、10円、20円ですが、これとは関係なく、村の役場で複写機でコピーをしていただいた場合のカラーの値段が違ったかなと思うんですけど、そういった場合の金額はどうなっておりますか。

議長（原 悟郎） 堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） こちらの条例に関する手数料については、1枚、カラーについて



は20円ということで規定をさせていただきたいと思います。通常のコピーも、確か同じ額を決めさせていただいたと思っておりますが、ちょっと今、手元に資料がありませんので、後ほど確認して、御報告させていただきます。

議長（原 悟郎） 2番、小坂議員。

2番（小坂 泰夫） カラーは50円か80円かだったかと思うんですけど、そこら辺で、わかればお願いいたします。

議長（原 悟郎） 後ほど、報告させていただきます。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

議案第7号「平成27年度南箕輪村一般会計補正予算（第8号）」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第7号「平成27年度南箕輪村一般会計補正予算（第8号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、村税をはじめとした歳入見込み額の調整と、歳出では、事業の完結等に伴う不用額の調整が主なものであります。より決算に近づけるための補正ということでお願いをいたします。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,818万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を63億5,494万7,000円とするものであります。

細部につきましては、副村長及び担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

原副村長。

副村長（原 茂樹） 議案第7号「平成27年度南箕輪村一般会計補正予算（第8号）」の細部説明を申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきまして、事項別明細書により御説明を申し上げますが、歳出の各科目にわたりまして人件費の関係が出てまいります。79ページ、80ページに給与費明細書がございますので、ごらんいただきたいと思います。

議案第2号で条例改正の提案をさせていただきました給与改定が主なものでございます。

まず、1の特別職でございますが、比較欄をごらんいただきまして、給与改定に伴うものが、その他の特別職の報酬の減額は会議開催の減等によるもの、また議員の期末手当の減額は、昨年4月の議員選挙によりまして新たに議員となられた方々がおられましたので、6月支給分が不用額ということで生じたものでございます。

2の一般職でございますが、年度途中で退職がございましたので、職員数は1名減となり、そのほか、育児休業の取得等によりまして、給料及び共済費は減額となっております。職員手当につきましては、下の職員手当の内訳の表のとおりでございますが、給与改定による勤勉手当及び退職手当組合負担金の増加によりまして、職員手当全体では300万円余の増額となっております。

なお、各歳出科目の説明におきましては、2節、給料から4節、共済費まで、詳細の説明

を省かせていただきますので、御了承いただきたいと思います。

歳出の御説明を申し上げます。

予算書案の31ページをごらんいただきたいと思います。

事業費の確定、入札差金等によります不用額の減額が大半でございますので、比較的少額なものは省かせていただきまして、追加をお願いいたします事項を中心に説明をさせていただきます。

1款、議会費は省略をさせていただき、32ページの2款、総務費でございます。

1項1目、0201一般管理事務では、おめくりをいただきまして、19節の情報センター負担金の減額が主なものでございます。

次の0202庁舎管理事務では、11節で、燃油価格の値下がりに伴いまして、燃料及び電気料の不用額が出ており、主なものとなっております。このことは、各事業に共通する事項でございますので、以下、省略をさせていただきます。18節では、4月に予定しております機構改革に伴いまして、事務机等の備品を購入するため、85万円の追加をお願いいたします。

3目、0220財政管理事務では、8節と、おめくりをいただきまして、13節になりますが、ふるさと納税関係で、不用額の減額をいたします。後ほど、歳入で御説明いたしますが、寄附額は増加をしております。ここでは、委託契約において、費用の圧縮ができたこと等による減額をするものでございます。

次に、36ページの9目、0257財政調整基金積立金でございますが、低金利の影響による利子分の減額でございます。

次に、12目、0242地域づくり推進事業は、おめくりをいただきまして、13節、委託料になりますが、巡回バス運行業務で、まっくんバスの修繕費がかさんだこと、また運行ルートの一部変更に伴いまして、時刻表を更新したこと等により、委託料330万円の増額をお願いいたします。その下の地域おこし協力隊募集委託料につきましては、業者委託という手段をとらずに隊員の採用を決定することができましたので、そっくり減額するものでございます。同じく、19節の地域活動支援事業補助金は、本年度内での新規の申請見込みがありませんので、不用額として減額させていただくものでございます。

次の13目、0221企画調整管理事務の19節、地方公共団体情報システム機構負担金の増額でございますが、マイナンバーカードの発行、また中間サーバーの関係の負担金の増で、全額、国費による手当がされるものでございます。

次の17目、0208情報管理事業の13節の減額でございますが、マイナンバー対応のネットワーク構築委託の差金による不用額が主なものでございます。

おめくりいただきまして、3項1目、0265戸籍住民基本台帳事務で、主なものは、19節の情報センター負担金の減額でございます。

おめくりいただきまして、5項、統計調査費でございますが、各目で若干の増減いたしておりますが、指定統計委託金の確定によるものでございます。

おめくりいただきまして、3款、民生費でございます。

1項1目では、0301社会福祉総務事務の20節で、高齢者等介護手当給付金の増は、対象者の増加によるもの、まっくん生活支え愛事業助成金は、除雪に係る分の増額でございます。

次の0302福祉医療費給付金事業の20節は、いずれも医療費給付の増加による増額でございます。

次の0306障がい者福祉事業の19節、単身入居障がい者家賃補助金の増は、対象者13人の方に交付するための増額ということでございます。次の20節の障がい者自立支援給付費及び障がい児給付費の増につきましては、利用者、対象者の増加によるものでございます。

おめくりをいただきまして、0361臨時福祉給付事務の7節でございますが、平成28年度にも臨時福祉給付金の給付が予定されております。この準備のため、臨時職員賃金の増額をお願いするものでございます。

続きまして、46ページの3目、0316高齢者福祉総務事務でございますが、介護保険事業の中で、ケアマネジャーの委託費を抑えられたこと、また情報センター負担金が減額となったこと等によりまして、28節の繰出金でございますが、事務費分の減額をするものでございます。

おめくりいただきまして、48ページのほうになります。2項1目、児童福祉総務費では、0330児童福祉総務事務の12節で、このたび、県のほうで拡充されることになりました、ながの子育て家庭優待パスポートの郵送料を、18節では、すくすくハウスの冷蔵庫の更新費用を追加させていただきます。

次の0331児童手当給付事務は、国・県負担金の確定による財源組み替えでございます。

続きまして、2目、児童措置費では、おめくりをいただきまして、0340保育園運営事業でございますが、7節の賃金で、総園児数また加配が必要な園児数の増加に伴いまして、臨時保育士等の賃金を365万6,000円、18節では、新年度入園児に対応するためのいす、テーブル等の備品購入費57万4,000円の増額をお願いいたします。

おめくりいただきまして、52ページの4款、衛生費でございます。

1項1目、0400保健衛生総務事務でございますが、19節で、伊那中央行政組合病院費負担金が確定をいたしまして、72万1,000円の増額となったほかは、不用額の減額でございます。

次の0401予防事業では、11節で、インフルエンザワクチンがことしから1人当たり500円値上がりをしたことによりまして、70万円の増額をお願いいたします。次の13節で、減額が560万円と大きくなっておりますが、ヒブ、小児肺炎球菌、日本脳炎の接種者が少なかったこと、また子宮頸がんワクチン接種の分を計上しておりましたが、本年度再開がされなかったということが主な理由でございます。

おめくりをいただきまして、54ページの2目、環境衛生費は、全て不用額の減額でございますが、主なものでは、0407環境衛生事業、19節の住宅用新エネルギー施設設置補助金が、申請数の減少によりまして、300万円の減額でございます。

おめくりいただきまして、55ページの2項、清掃費では、1目、0410清掃総務事務で、19節の伊那中央行政組合施設負担金の減額でございますが、南原焼却灰処理に係る負担金の減額でございます。

おめくりいただきまして、6款、農林水産業費でございます。

1項、農業費では、主なものとして、58ページの3目、0606経営所得安定対策推進事業、19節で、青年就農給付金の給付対象者が計画より1名減の4.5人であったということによる150万円の減額、次の4目、0620畜産振興事業、19節で、畜産クラスター事業の入札差分の補助額の減額260万3,000円でございます。

次の5目で、0631村単独土地改良事業でございますが、おめくりをいただきまして、19節は、それぞれ事業料確定による増減でございます。

また、次の0641農道保全対策事業の19節、県営農道整備事業負担金の減額でございますが、本年度予定しておりました工事の一部が、県の南信工科短大の建設工事の影響等によりまして来年度の施工となったことによるものでございます。

次の6目、0635西部開発振興事業は、19節で、国営事業に合わせて実施がされております県営基幹水利施設ストックマネジメント事業の本年度事業費の確定による増額でございます。

続きまして、2項、林業費では、60ページの2目、0651林業振興事業の17節でございますが、奥地林官行造林の権利購入の際、最終的な算定による不用額の減額でございます。

次の0652森林病虫害等防除対策事業は、国庫補助金の配分をいただけなかった分、一般財源によるものとする財源組み替えでございます。

おめくりいただきまして、7款、商工費でございます。

1項2目、商工振興費は、歳入の諸収入で計上をさせていただきますが、制度資金保証料補給金の返還金、本年度は見込みより少なく、100万円の減額をさせていただきます。これに伴う財源組み替えでございます。

続きまして、8款、土木費でございます。

2項1目、0803道路維持事業の13節で、526万円の増額でございますが、降雪の回数は比較的少なかったわけでございますが、凍結防止や吹きだまり等の除雪経費がかさみましてので200万円を、また、凍上によりまして早急に修繕を要する箇所も発生しておりますので、この道路改修費として310万円の増額をお願いするものでございます。

次の2目、道路新設改良費では、主なものといたしまして、0806国庫補助道路改良事業で、おめくりいただきまして、15節になりますが、花窪橋修繕工事の差金及び社会資本整備総合交付金の配分が少なかったことによりまして、事業変更した分の減額でございます。

次の0808村単道路改良事業、19節の南原住宅団地焼却灰撤去関連負担金、これは、土地開発公社が実施しております除去工事の設計施工管理を、村を通しまして上伊那広域連合土木振興課にお願いをしている分の負担金になりますが、本年度事業分が減少したことによりまして減額でございます。

次に、4項、都市計画費では、1目、0820都市計画総務事務の28節、下水道事業会計繰出金につきまして、同会計の財務状況に鑑みまして、1,000万円の減額とさせていただきます。

次に、2目、公園費では、0821国庫補助公園整備事業で、国の補正予算に伴います事業内容の変更をさせていただきますとともに、非常用用水施設整備工事の補助残分につきましては、補正予算債の活用をさせていただくこととし、財源組み替えをするものでございます。

おめくりいただきまして、9款、消防費でございます。

主なものといたしまして、1項1目、0901常備消防事務、19節の上伊那広域消防費負担金は、確定によりまして、433万9,000円の減額でございます。

また、3目、0910消防施設整備事業の15節でございますが、本年度整備を予定しておりました耐震性貯水槽1基の設置につきまして、地元の御都合により中止となったことによる減額800万円でございます。

おめくりいただきまして、68ページになりますが、10款、教育費でございます。

1項、教育総務費で主なものは、4目、1005教育振興事務、8節、おめくりいただきまして、中学生放課後学習事業報償費の減額でございますが、講師の確保等に時間を要しまして、事業の開始が夏にずれ込んだことによるものでございます。同じく、11節で、スクールバス

等修繕料の増額をお願いしておりますが、スクールバスのヒーターの故障が相次ぎまして、費用がかさんだため、これから予定をしております車検、点検等で予算不足が見込まれますので、補正をお願いするものでございます。

続きまして、2項、小学校費では、70ページの1目、1017南部小学校管理事務の7節でございますが、代替職員の賃金を見込んでおりましたが、代替を要する職員の休暇等が少なかったことによる減額でございます。

おめくりをいただきまして、72ページの3項、中学校費でございますが、もう1枚おめくりをいただきまして、3目、1023中学校改築事業の15節、体育館天井落下防止工事において、これまでの使用が極端に少ないつりおろし式のバスケットボールのゴールを、この工事の中で更新しないということにいたしました。この事業内容の変更によりまして、また差金等によりまして、1,550万円の減額となっております。17節では、中学校用地の購入費不用額として900万円を減額させていただきます。また、本補正により、一般財源の確保ができますので、予定をしておりました学校改築基金の取り崩しはしないこととし、財源組み替えをさせていただきます。

次の6項、社会教育費では、74ページの2目、1040公民館総務事務の13節で、公民館委託料を22万円増額としておりますが、管理をシルバー人材センターに時間単位で委託しております。見込みを超えた利用があるために、増額をお願いするものでございます。

おめくりをいただきまして、76ページからの7項、保健体育費では、もう1枚おめくりをいただきまして、1063大芝公園管理総務事務の13節で、大芝関連施設等指定管理者委託料として290万円の増額をお願いいたします。これは、指定管理業務の中で、大芝の湯の入場料及び各スポーツ施設の使用料につきましては、一昨年の消費税率改定の際、政策的に据え置きとさせていただいたため、消費税アップ分が利用料に転嫁されておらず、指定管理者の持ち出しとなっておりますので、この分を増額させていただくものでございます。また、15節は、国の補正予算によります社会資本整備総合交付金の追加交付により、プールの駐車場整備、残りの部分がございますが、この残りの工事について、本年度事業として実施できることとなりましたので、390万円増額させていただくものでございます。

次の14款、予備費で、歳入歳出調整させていただきまして、1億4,230万2,000円の追加いたします。

歳出は以上でございます。

次に、歳入でございますが、11ページをお開きいただきたいと思います。

主な事項のみ御説明させていただきます。

1款、村税でございますが、1項2目、法人村民税が堅調でありまして、2,850万円の増額でございます。

また、2項1目1節の固定資産税現年度課税分でございますが、家屋償却資産の伸びによりまして、2,400万円の増でございます。

次の2款、地方譲与税から、14ページの5款、株式等譲渡所得割交付金まで、いずれも見込みを上回りまして増額をさせていただいております。

おめくりいただきまして、15ページの6款、地方消費税交付金でございますが、本年度から、税率改定分が1年分そっくり反映することになったわけでございますが、この分、見込みを大きく上回りまして、5,670万8,000円の増額でございます。

次の8款、自動車取得税交付金も、前年度は大きく落ち込みましたが、今年度は回復し、500万円の増額となりました。

おめくりいただきまして、12款、地方交付税は、南原の焼却灰処理にかかります特別交付税につきまして、除去工事がおくれた影響により、本年度は5,400万円の減額でございます。

次の14款、分担金及び負担金で主なものは、2項3目2節の保育園児童措置費負担金、保育料でございますが、改定による引き上げや県が多子世帯の負担軽減のための減免事業を開始いたしましたことによりまして、1,100万円の減額となります。

また、8目1節の公園整備事業事業負担金は、交付税の措置がなされる有利な補正予算債を活用できることとなったため、当初予定をしておりました水道事業会計からの負担金4,000万円を減額するものでございます。

おめくりいただきまして、20ページの16款、国庫支出金でございます。

いずれも、確定または実績見込みによる増減でございますが、主なものとして、1項3目4節の障がい者自立支援給付費負担金は、給付費が増加をする状況の中で、実績見込みによります国庫負担金の増額でございます。

また、次の2項2目1節の総務費補助金の増額でございますが、マイナンバー関連の整備に対する追加交付等でございます。

おめくりいただきまして、中ほどの8目1節及び2節の社会資本整備総合交付金につきましては、国の補正予算による追加交付がございましたが、全体といたしましては、要望額に対する配分の率が大きく落ち込みました。1節、2節、合わせて2,000万円余の減額となっております。

おめくりをいただきまして、17款、県支出金でございますが、1項3目4節の障がい者自立支援給付費負担金は、国庫負担金と同様でございます。

2項3目3節では、新たに始まった県の多子世帯保育料減免事業分の増額300万円が主なものでございます。

また、6目1節の水田農業構造改革対策事業補助金でございますが、青年就農給付金の減額、それから、次の畜産業費補助金（ハード）とありますのは、畜産クラスター事業の減額でございます。

おめくりをいただきまして、26ページの19款、寄附金でございますが、ふるさと納税が見込みを上回る見通しとなりましたので、200万円の増額とさせていただきます。

おめくりいただきまして、20款、繰入金でございますが、村税や各種の交付金等の伸びによりまして財源が得られましたので、当初予定をしておりました基金繰り入れのうち、2項1目の財政調整基金繰入金については、4,357万円の減額といたしまして1億2,000万円とし、また5目の学校改築基金繰入金については、全額減額し、後年度に備えさせていただきたいと思っております。

おめくりいただきまして、30ページの23款、村債でございますが、1項の補正は事業費確定によるもの、3項は、国の補正予算関連のハード事業につきましては、先ほど来申し上げておりますが、充当率100%、交付税措置率50%という補正予算債を活用できるということになりましたので、これを活用させていただくものでございます。

歳入については以上でございます。

続きまして、第2条の継続費の補正でございますが、7ページの第2表、継続費補正をご

らんいただきたいと思います。

いずれも、本年度、来年度の2カ年継続の4事業でございますが、それぞれ事業の実績見込み、見直し変更によりまして、総額及び年割額を補正するものでございます。

詳細につきましては、お目通しをお願いしまして、次の第3条の地方債の補正でございますが、8ページのほうに第3表、地方債補正を載せてございます。歳入歳出予算で御説明を申し上げました追加4件及び実績に基づく限度額の減額ということで変更2件でございます。詳細はお目通しをお願いいたします。

以上で、細部説明を終わります。

議長（原 悟郎） 議案第7号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） 4番、丸山です。

68ページ、教育振興費、07節の賃金なのですが、中間教室指導員賃金不用額、これが90万円の減額になっております。

12月議会から、私は、不登校のことで、いろいろちょっと質問したわけなんですけれども、これ、当初の予定の145万円ということで、90万も減額しているということは、なかなか実態が反映されていないんじゃないかというような心配をしたわけなんですけれども、これがどうしてなのかというのをお尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 藤澤教育次長。

教育次長（藤澤 隆） 丸山議員の御質問にお答えいたします。

中間教室の実態でありますけれども、27年度につきましては、年度当初から2名のお子様を村の、いわゆる公民館の会議室のほうに預かっておりまして、11月をもちまして学校のほうにお戻りになった経緯がございます。そういったことも含めまして、若干賃金が減っておりますので、また御了承いただきたいと思っております。

若干、当初の見込みに比べると、少しお願いする日数が少なくなったということでございます。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） 当初が、ちょっと145万円というのが当初設計に何か上がっているものですから、かなりの額が減額されているということでありまして、私は、12月議会においても、不登校の実態が、非常にうちの村は、国、県に比べて、相当、率にして多いというようなお話を指摘させてもらったんですけれども、今、学校のほうへ帰られたとかいうことになると、予定どおりの支援員というか、不登校に対するサポートみたいなのは行き届いていないんじゃないかというような心配をしたわけなんですけれども、それは大丈夫なんでしょうか。

議長（原 悟郎） 藤澤教育次長。

教育次長（藤澤 隆） 御指摘のように、いろいろなお子さんがおりまして、とても支援するには大変な状況のお子さんもいらっしゃいます。どこまでお子さんを支援するのかというのはとても難しい問題で、じゃあ、どこで見きわめて、学校の現級、あるいは支援級のほうに帰っていただくという、それも難しいところがあります。今、小学校、特に南箕輪小学

校は、とても生徒さんが多くて、教職員もとても大変な中、村としても精いっぱい支援をしておりますので、そういったサポートは今のところはできているというふうに考えております。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

2番、小坂議員。

2番（小坂 泰夫） 2番、小坂です。

1カ所、ページでいえば、34ページの真ん中あたり、備品購入ということで、説明に、機構改革に伴う事務機器購入費というのがありますけれど、これには直接関連しないんですけど、私、以前から気になっていた村民センターの大会議室、2階の大会議室のイス、余りに重くて、それでも、村民センターができてから20年を超えている思うんですけど、それが住民や職員もそうですけれども、使う際、片づける際に、本当に重くて、運ぶのも大変だし、けがをしかねないと、そういうような状況の中で、以前、役場庁舎管理のほうに、私からの提案的な話で、例えば、村内の事業所で事務機器を多く扱っている、中古品とかで、買い取り、また安く売り出しているというようなところもありましたので、そういった買いかえ等できないかという提案をしたんですけど、そういった点、どのようになっておられるか、お尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 藤澤教育次長。

教育次長（藤澤 隆） 御指摘の村民センター2階の会議室のイスの問題であると思えますけれども、職員としましては、使い勝手として非常に重くて危険だなと、確か、一つに13段ぐらいしか乗せられないし、それも乗せてしまうと、移動にも大変だということで、かねがねから、そういうことは感じております。ただ、全部、いろんな備品のことを購入するにしまして、一応計画的に考えていく必要があると、余りばらばらしたものでもいけないというふうに思っております。したがって、ここ数年は、とても財政的に厳しい中では、将来に向けた計画を立てるということを今考えているところであります、更新に向けての。

以上です。

議長（原 悟郎） 2番、小坂議員。

2番（小坂 泰夫） 私から、中古品でもという思いで提案したんですけど、現実問題として、例えば、買いかえの場合は、公的には新しい物を買わなければならないのかとか、そういった点があればお尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 藤澤教育次長。

教育次長（藤澤 隆） 新しい物を買わなければならないといった規定は特にはないというふうに認識しております。ただ、1回に、全部同じようなイスになるかどうかといいますと、なかなか難しいのかなと。ばらばら、いわゆる形状も形も違うものを一斉にそろえるという、どんなもんかなという気もしておりますので、また検討したいと思っております。

議長（原 悟郎） 2番、小坂議員。

2番（小坂 泰夫） 私が知っている事務機器屋は、非常に大量な物を、またよい物を安く扱ったりもしているはずですので、御検討いただいて、なるべく安い形で、よりよい環境にしていきたいと思えます。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。



6 番、唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） 先ほど、介護支援係が1人減ったというような話を聞きまして、それが、やっぱり今後、総合事業移行に当たっての準備するポストですので、また、それから地域ケア会議等にも携わっていると思うんで、その実態をちょっと、どうしてやめられたのかとか、やっぱり仕事が大変なのかとか、職種は何であるのかとか、ちょっと教えてください。

議長（原 悟郎） 藤田住民福祉課長。

住民福祉課長（藤田 貞文） それは、今、御質問いただいた介護支援係の1人減った方につきましては、介護保険の特別会計にかかわる臨時職員ということでございます。介護支援員という方でありましたけれども、体の不良、不調ということでおやめになりまして、10月に採用して、12月末で退職になられたという状況でございます。

以上です。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

6 番、唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） わかりました。

さっきの前倒しをしてやっていくということですが、ぜひ、これからも力を入れてお願いします。

それと、18ページの保育園の児童措置費の負担金1,100万円の減額ということ、実態をちょっと、なぜ減ったのかという、お願いします。

議長（原 悟郎） 有賀子育て支援課長。

子育て支援課長（有賀由起子） 児童措置費負担金、保育料でございますけれども、この減額につきましては、当初見込んでいたよりも、県の事業でございますけれども、第3子目は6,000円保育料を減額するという事業でございますが、当初の見込みよりも大分多くて、当初40人ぐらいで見込んでいたんですけれども、こちらが84名になりました。それから、あと、その分と、ほかに、新しい保育料が27年4月から始まったんですけれども、そちらのほうで、試算をしていたよりも住民税非課税世帯が多かったということもございまして、年間を通しますとこの金額になりました。よろしくお願いします。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

9 番、大熊議員。

9 番（大熊 恵二） 9 番、大熊です。

全体を通してお尋ねをいたします。

水道光熱費といいますか、電気料のことではありますが、今、LEDが大変普及しているわけですが、一般の電気料の5分の1で済むというふうに今言われております。一遍に変えるには、なかなか予算も何も大変だと思いますが、こういったものに対して、計画的にやっていく予定があるのかどうか。やはり、初期投資は大きいんですが、月々といいますか、年度、年度の電気の使用料については、5分の1になれば、どこかの時点でペイするということが、思うのですが、そんな計画があるのかないのか、考えているのか、考えていないのか、その辺をお尋ねいたします。

それから、職員手当の中で、残業手当であります、時間外手当です。当初予算では、

2,330万というふうに計画をされておりましたが、今回の説明ですと、2,630万と、300万上乘せということではありますが、こういう時間外手当の管理、それからチェック、そういったことはどのようにされておるのか。また、そういうことがきちんと職員の能力と、それから実際にかかるものと、そういった能力だけじゃなくて、外部へ出ていくという残業もあるでしょうし、そういったことを含めて、当初予算より300万ふえているというようなことも含めて、残業、時間外手当に対するお考えをお尋ねいたします。

それから、もう一点、歳入の部分であります。滞納繰越分の歳入でございますけれど、非常に、滞納繰越分の歳入が滞納額よりも大分少ないと、入のほうが大変、現場では御苦労されていると思いますが、この滞納繰越分について、どのような考えを持っているか、どういう体制でいけばいいのか、その辺のお考えもお知らせいただきたいと思っております。ちなみに、28年度の予算書の中では、個人の滞納繰越分の収入見込みを680万としているわけですが、今のこの補正予算では、個人が220万ということになっております。それから、固定資産税につきましては、28年度が1,300万円に対して、この補正予算では480万と、こういう金額になっておりますが、この辺について、大変、御苦労があって、滞納するというのはそれなりの理由があって、難しい問題も内包しているというか、その中かなりあると思っておりますが、その辺のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

議長（原 悟郎） 最初に、唐木村長。

村 長（唐木 一直） LEDの計画の御質問であります。

計画的にやっていきたいということで考えております。もう少し早く計画をした時期がありましたけれども、ちょっと、ここ、去年、ことしが予算的に大変だったものですから、その部分は先送りさせていただきました。これ、計画的にやっていきたいと。いろんな分野、持っております。庁舎から、学校から、保育園からということで、かなりの額になります。したがって、計画的にやっていかなければならぬだろうということで検討はしておりますし、予算要求として上がってきた部分もあるところでありますけれども、今年度、28年度まではちょっと大変でありますので、それ以降、計画的にやっていければというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 時間外手当について、堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） 時間外手当の状況であります。

時間外の管理につきましては、毎月、庁議を開催しております。その中で、前月分までの各部署ごとの残業時間、総務課のほうでまとめて、資料として提出し、当初計画との差がどうなっているかというようなことを管理職に報告しながら、労務管理、しっかりしていただくようお願いをしております。

その中で、今回増額ということになってきた背景であります。非常に休日における事業が多くなってきたということが見てとれます。いろんなイベントもそうですし、講演会等も、非常に休日の開催ということが、ここ、大分多くなってまいりましたので、その辺で伸びているかなというふうに判断しております。

以上です。

議長（原 悟郎） 滞納関係、平嶋財務課長。

財務課長（平嶋 寛秋） 本年度、ちょっと減額の補正をお願いしたのは、去年、大口

の滞納がありまして、多かったものですから、26年度は大口の滞納処分がありましたもので、27年度は下がりぎみとなってしまっております。今後の滞納の関係ですけれども、困難なものにつきましては、長野県の滞納整理機構をお願いして、県のほうと情報連絡を取り合っ、困難な物件には対応しております。

それから、滞納をふやさないということで、まず現年分の滞納を減らすということで、そういう電話催告をお願いしております。それから、また現年分につきましては、税務の係で、それぞれ毎月班をつくりまして、現年分の滞納、滞納繰越に回さないような状況に努めてまいっております。

ということで、一応、体制としては、来年度もそういう格好で考えております。来年、また、若干ですけれど、手取りもふえてますので、その分、翌年度分で、そういった関係で、滞納の納入のほうもふえていけばというふうに期待してるところです。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

9番（大熊 惠二） 大熊です。

成果は上がっているというふうにお考えでしょうか。組織はそういうふうにしたと、頑張っているということですが、要は、結果がどうなっているか、結果がどう出るかということが一番大事でございまして、システムはつくったけれど、成果が上がらないということにならないように、その辺をどのように考えておられるか。

それと、もう一点、今回のこの定例議会は予算議会であります。本来は決算議会でお尋ねするのが筋かと思いますが、不納欠損に陥らないようにどんな努力をされているか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

議長（原 悟郎） 平嶋財務課長。

財務課長（平嶋 寛秋） 成果の問題でありますけれども、ただいま申し上げましたけれども、そういった体制を整えましてやっていく中で、なかなか難しい点があれば、また、もう一回、その体制の見直し等も考えてまいりたいと思ひます。

それから、不納欠損にならないということでもありますけれども、滞納整理に当たる中で、一部納付をいたしまして、その時効の中断等をいたしまして、何もしないでそのまま不納欠損にならないように、できるだけ、相談をする中で、分納を勧めてもらうように交渉を進めてまいりたいと思ひます。

以上です。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 滞納につきましては、鋭意努力をさせていただいております。去年も、何件か差し押さえもさせていただきました、土地含めて。その土地の1件が不服申し立てで決まりましたけれども、それはきちんと処分もさせていただきました。そういったことで、努力はしております。さらに努力をしていかなければならないというふうに思っております。1月末まで、私のところへ回ってきた資料によりますと、滞納に対する徴収率、若干上がっているのかなというふうに見ておるところであります。職員の力を合わせて、この辺は努力してまいりますので、ただ残ったものが、本当に難しい案件が残っておりますので、なかなか進んでいかないというのが実態であります。最終的には、差し押さえというこ

とでやっておりますけれども、ただ、差し押さえるものもないという方が大半でありますので、そこら辺に悩みがあるところでございます。いずれにいたしましても、できるだけ減らすような努力はしてまいりますので、よろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 大変努力している姿は見えますが、いずれにしても、税の公平性、住民から見て、税の公平性の観点からも、やはり納めるべきものは納めていただくということが大事でございまして、住民に不公平感が出ないように、さらなる御努力をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 丸山議員、最後、3回目。

4番（丸山 豊） 申しわけありません。先ほど一緒にすればよかったんですけども、実は今、教育次長のお話、南箕輪小学校はというようなお話だったものですから、急遽思い出して、中学の72ページ、心の教育相談員賃金不用額、これ、70万減額されているということで、質問の趣旨は先ほどと同じなんですけれども、12月議会の折に、教育委員長さんは、取り組みは私たちに説明していただきまして、なるほど、取り組みとしてはそれなりのといいますか、一生懸命取り組んでおられる、そういう努力は認めたところでございましてけれども、ここで70万も減額するほど、心の教育相談員賃金を払わなくてもよかったのかどうか、実態はそうでないのに、これでよかったのかどうかというの、再度お聞きいたします。

議長（原 悟郎） 藤澤教育次長。

教育次長（藤澤 隆） 丸山議員の質問です。心の教育相談員不用額70万円の件になります。

当初の予定では1人、賃金、相談員としてお願いするつもりだったんですけども、結果としてはその内部の、県費、村費も合わせた支援の中で対応ができていたということになりまして、必要に応じてこれは計上する予定だったんですが、なかったということになります。これがなかったから、そういった対応がおろそかになっているかということではなくて、しっかり対応させていただいているということで御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございますか。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤です。

28ページでありますけれども、諸収入のところの雑入のところ、11の後期高齢者健診補助金が減額になっております。この間、75歳以上は村の健診事業から外れるということで、通知も来ないということで、75になったら村から見捨てられるという、村の皆さんの感想などが届いておりますけれども、一応、うちの村では、後期高齢者であっても健診を受けられるということは承知しておりますけれども、それを周知しているかどうかということと、減になった原因についてはちょっとお知らせ願いたいなと思います。

議長（原 悟郎） 藤田住民福祉課長。

住民福祉課長（藤田 貞文） 後期高齢者健診補助の関係の減額になった部分でございまして、まず周知につきましては、人間ドック等、また特定健診等の制度がありますということ

で周知を図っております。

その中で、受診の状況でございますけれども、受診者数が、平成27年度185人で見込んだところでございます。被保険者数が1,656人ということで、受診率としましては11.17%という状況でございます。これだけ低いというのは、高齢者の方それぞれかかりつけ医がございまして、そちらのほうでかかっておられるということで、非常に受診率が低い状況でございます。平成26年度におきましては9.58%という状況でございましたので、27年度は若干上がっているといった状況になっております。こういった中で、受診者数の確定がある程度見込めるような段階になりましたので、減額をさせていただいたということでございます。

以上です。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

1番、加藤議員。

1番（加藤 泰久） 加藤です。

37ページの第1項11節の需用費であります。経ヶ岳登山道整備、この印刷で不用ということになってますけれども、これはどこかの項目で振りかえたのか、印刷しなかったのか、その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（原 悟郎） 堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） 需用費のほうですが、これは入札差金による不用額であります。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

1番、加藤議員。

1番（加藤 泰久） それじゃあ、これは印刷されておるといふふうに理解してよろしいわけですね。

議長（原 悟郎） 堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） はい、そう理解していただいて結構です。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

ただいまから、午後1時30分まで休憩いたします。

休憩 午前11時47分

再開 午後1時30分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

議案第8号「平成27年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第8号「平成27年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では、歳入確定見込みによる介護保険料の増額と、この増額に伴い不用となります基金繰入金金の減額、また交付金額が確定したことによる国・県支出金支払基金交付金

の減額等が主なものであり、歳出では、保険給付費の増額と事業費の確定見込みによる不用額の減額が主な内容であります。

既定の歳入歳出予算の総額から1,382万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億2,161万5,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

藤田住民福祉課長。

住民福祉課長（藤田 貞文） それでは、議案第8号につきまして細部説明を申し上げます。

予算書の6ページのほうをごらんいただきまして、歳入のほうから御説明を申し上げます。

01項の介護保険料でございますが、これには642万5,000円を増額するものであります。確定見込みの金額に近づけるものであります。これにつきましては、当初見込んでおりました所得階層の上の段階の方が若干多くなったということによるものでございます。

次に、おめくりをいただきまして、7ページの国庫支出金でございますが、1年間の介護サービス給付額、これの12月時点での年間見込みに基づき算定されました当初予定額より減額になる見込みとなりましたので、国・県・支払基金、村、それぞれの負担割合に基づき、減額補正をするものでございます。

まず、国庫負担金、01目の介護給付費負担金でございますが、118万5,000円減額となります。

その下の02項、国庫補助金は、01目の調整交付金で424万7,000円を減額、02目及び03目の地域支援事業交付金につきましては、介護予防事業分で41万4,000円、包括的支援事業分で28万6,000円を減額、それから、04目の事業費補助金で14万9,000円を減額するものでございます。これは地域支援事業費の確定見込みが減額となることに伴うものでございます。

それから、8ページの01項、支払基金交付金でございますが、242万3,000円を減額するものでございます。

01目、介護給付費交付金で197万2,000円、02目、地域支援事業支援交付金で45万1,000円を減額するものであります。いずれも、事業費の確定見込みによる減額となります。

次に、おめくりをいただきまして、9ページの01項、県負担金でございますが、介護給付費にかかわる負担金として、304万4,000円を減額するものでございます。

その下の03項、県補助金でございますが、事業費の減額に伴い、01目、地域支援事業交付金の介護予防分で20万7,000円、その下の02目、包括的支援分で14万3,000円を減額するものでございます。

10ページの繰入金の01項、一般会計繰入金では、01目の介護給付費分でございますが、給付金の増額に伴い、37万7,000円の増額をするものと、02目の地域支援事業の介護予防分を20万7,000円、03目の包括的支援分を14万3,000円減額、04目の低所得者保険料軽減分を4万2,000円減額、事務費に繰り入れるその他分を213万5,000円減額をいたしまして、一般会計の繰入金全体につきましては、215万円の減額となるものでございます。これ、事業費の減額に伴うものであります。

次、おめくりをいただきまして、11ページの諸収入でございますが、これ、交通事故による第三者納付金が発生をしたことにより、3,000円を増額するものでございます。

それから、12ページからは歳出でございますが、1301一般管理費で117万8,000円を減額するものであります。13節、委託料で、介護予防支援事業のケアプラン作成委託料の不用額を70万円減額し、19節、負担金で、情報センター負担金の確定により、47万8,000円を減額するものでございます。

その下の1315認定調査費で、27万8,000円の減でございますが、07節、賃金の認定調査員賃金の不用額でございます。

それから、1318認定審査会共同設置負担金では83万1,000円の減、19節の負担金で、上伊那広域の認定審査会設置負担金の確定による不用額を減額するものでございます。

おめくりをいただきまして、13ページの保険給付費でございますが、介護サービス以下、それぞれ確定見込みに近づける補正を行うものでございます。一番上の1321介護サービス等諸費でございますが、要介護1から5の方の介護サービス費が増加したことに伴いまして、1,600万円を増額し、その下の要支援の方の1322介護予防サービス等諸費を1,000万円減額するものとなります。

それから、14ページの1347高額介護サービス等費の関係でございますが、これは財源組み替えをするものであります。基金からの繰入金を充当する予定でございましたが、保険料の増によりまして、基金の取り崩しがなくなりましたので、一般財源化された保険料を充当するというものでございます。

それから、その下の施設入所者への軽減措置であります1351特定入所者介護サービス費を300万円減額するものでございます。これも、対象者は昨年よりふえておりますけれども、当初見込みほどふえていなかったということによる減額でございます。

おめくりをいただきまして、15ページ、地域支援事業費の1361介護予防事業費では、166万円を減額するものでございますが、賃金、報償費の不用額を減額するものであります。賃金につきましては、年度途中で採用しました臨時職員が、外科的な体調不良によりまして昨年末に退職し、その後、後任の方が見つからなかったことにより減額するものでございます。

それから、1362包括的支援事業は、包括支援センターの事業費の確定見込みによりまして、報償費、需用費と扶助費の成年後見人利用支援助成金等の不用額、合わせまして73万2,000円を減額するものでございます。

最後に、16ページの予備費でございますが、歳入歳出調整を行いまして、1,216万1,000円を減額するものでございます。

以上のことから、1ページのほうにございますように、既定の歳入歳出予算の総額から1,382万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を9億2,161万5,000円とするものでございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第8号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 大熊です。

県下一若い村、こう言われて、非常に知名度も本村は上がっているわけですが、分母が大きいだけに、こういう高齢化率もこれからだんだん上がってまいりましょうし、こういう介護のサービスを受ける方もふえてくるということでもあります。この制度が発足をいたしました

て、ちょうど15年たちますか。3年に1度の見直しということが言われておりますが、見直しの時期がいつなのか、もしおわかりになりましたら説明をしていただけないでしょうか。

それから、当初の見込みより抑えられたということで減額になるわけですが、1から5までの介護度の人の人数がわかりましたら御説明をいただきたいと思います。

議 長（原 悟郎） 藤田住民福祉課長。

住民福祉課長（藤田 貞文） まず、介護保険の見直しの時期、3年ごとの見直しの時期でございますが、これ、平成27年度、当年度に見直しが行われまして、当年度から3年間にわたっての、また介護保険料等、また計画を設定させていただいたところでございます。

それから、介護認定の方の人数ということでございますが、要介護の方につきましては、28年の1月現在でございますが、419人という状況でございます。

以上です。

議 長（原 悟郎） 質問の、階級ごとの人数はわかりませんか。

住民福祉課長（藤田 貞文） 介護度別でございますが、介護1が134人、介護2が81人、介護3が78人、介護4が72人、介護5が54人といった状況でございます。

議 長（原 悟郎） よろしいですか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 他町村と比較して、この構成、1から5までの、その辺の比較したものがもしおありでしたらお知らせをいただきたいと思います。総体で419名で、4が72名、5が54名ということですが、4と5はかなり大変ということでしょうけれど、その辺の他町村の、上伊那郡下のその比較がもしありましたら教えていただけませんか。

議 長（原 悟郎） 藤田住民福祉課長。

住民福祉課長（藤田 貞文） 上伊那郡下の他市町村の介護認定者の状況でございますが、今、手元にその資料を持ってございませんので、また後ほどお答えさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

議 長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 6番、唐澤です。

去年というか、27年度に、介護報酬が大分切り下げられまして、村内の事業所の経営状況とか、そういうことを把握しておりましたら教えてください。

議 長（原 悟郎） 藤田住民福祉課長。

住民福祉課長（藤田 貞文） 介護報酬の改定にかかわる各事業所の状況ということでございますが、各事業所のアンケート等を取りまして、実態調査したところでございますが、多くのところは経営的には大変苦しいといったようなことはお聞きしておりますが、極端に経営が厳しくなっているといったところでは、特には聞いていない状況であります。

以上です。

議 長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議 長（原 悟郎） これで質疑を終わります。



議案第9号「平成27年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第9号「平成27年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では、歳入確定見込みによる国民健康保険税及び県財政調整基金の財政調整交付金の減額と、国庫支出金及び共同事業交付金の増額、また、一般被保険者の療養給付費の大幅増による赤字補填のため、基金からの繰り入れを行うものが主なものであります。

歳出では、保険給付費のうち、一般被保険者の療養給付費の増額と退職被保険者療養給付費及び共同事業拠出金の減額が主な補正内容であります。

既定の歳入歳出予算の総額に5,285万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億764万円とするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

藤田住民福祉課長。

住民福祉課長（藤田 貞文） それでは、議案第9号につきまして細部説明を申し上げます。

予算書の6ページのほうをごらんいただきまして、歳入のほうから御説明を申し上げます。

01項、国民健康保険税でございますが、確定見込み数字に近づけるために、869万2,000円を減額するものでございます。01目の一般被保険者分で389万1,000円、02目の退職被保険者分で480万1,000円の減でございますが、これ、被保険者数が減少したことによるものでございます。

おめくりをいただきまして、7ページは飛ばしまして、次の8ページの国庫支出金の01項、国庫負担金は、02目、療養給付費等負担金を3,169万3,000円増額し、04目、高額医療費共同事業負担金を59万4,000円減額するものでございます。27年度分の療養給付費負担分と高額医療費共同事業負担分の額がほぼ確定をしたことによるものでございます。

おめくりいただきまして、次に、9ページの県支出金でございますが、01項の県負担金につきましては、02目の高額医療費共同事業負担金の額が確定したことによりまして、59万4,000円を減額するものでございます。

その下の02項、県補助金、01目、県財政調整交付金でございますが、2,883万9,000円を減額するものでございます。これ、次のページの共同事業交付金が増額となって、確定をしたことによりまして、減額の調整をされたものでございます。

次の10ページの共同事業交付金につきましては、医療費の増額に対し、国保連から一定割合が交付されるものでございますが、27年度分の確定見込みに伴いまして、2,125万8,000円を増額するものでございます。01節の共同事業交付金、高額医療の利用費に対するものでございますが、616万1,000円の減、02節の保険財政共同安定化事業交付金で2,741万9,000円を増額するものでございます。

おめくりをいただきまして、11ページの基金繰入金でございますが、一般被保険者の療養給付費が大幅に増加したことに伴いまして、財源不足による赤字補填のため、基金の取り崩

しをしまして、3,627万1,000円の繰り入れを行うものであります。これによりまして、基金残高はゼロとなる見込みでございます。

12ページの諸収入の01項01目、一般被保険者延滞金は、実績に基づきまして、170万円を増額し、03項の雑入では、交通事故による01目、一般被保険者第三者納付金24万4,000円と、03目、一般被保険者返納金43万2,000円を増額するものでございます。

続いて、おめくりをいただきまして、13ページからとなりますが、こちらからは歳出となります。

1501一般管理事務では20万円の減、11節の需用費以下の印刷製本費及び郵送代等の不用額を減額するものでございます。

その下の1503運営協議会事務は、国保運営協議会の委員報酬不用額9万5,000円を減額するものでございます。

14ページの保険給付費の1504一般被保険者療養給付事業でございますが、大幅な医療給付費の不足が見込まれまして、6,500万円の増額計上をさせていただきました。

1505退職被保険者等療養給付事業は、確定見込みによりまして、500万円を減額するものでございます。

次に、1509一般被保険者高額療養事業につきましては、一般被保険者療養給付費にも影響を及ぼします高額な治療にかかわる医療費の増加によりまして、550万円を増額させていただきました。

おめくりをいただきまして、15ページの1534結核精神給付事業につきましては、対象者数の増加により、診療件数がふえたことによりまして給付費の不足が見込まれるといったことから、11万円の増額をさせていただきました。

それから、16ページの共同事業拠出金でございますが、1516高額医療費拠出事業では237万6,000円の減、1540保険財政共同安定化事業拠出金は114万6,000円の減、これは8万円を超える高額医療費と医療費総額の一定割合を拠出金として国保連へ納付するものでございます。いずれも、納付額が確定したことにより減額するものでございます。

おめくりをいただきまして、17ページの1517保健衛生普及事業では22万3,000円を減額するものでございます。11節の需用費以下、冊子代及び郵送代の不用額を減額するものでございます。

次の1538保健指導事業では61万円の減でございますが、07節で51万円の減となる保健師賃金の不用額が主なものでございます。

その下の1547特定健康診査事業は、特定健診にかかわる保健師等の07節の賃金の不用額7万円を減額するものでございます。

最後に、18ページの予備費でございますが、歳入歳出の調整を行いまして、803万6,000円を減額するものでございます。

以上のことから、1ページのほうでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に5,285万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を16億764万円とするものでございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第9号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9 番（大熊 恵二） 9番、大熊であります。

非常に高額医療費がふえているようでありますが、健全な国保会計を維持するのに、国保の値上げ等については検討されておるかどうか、その辺についてお尋ねをいたします。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 国保特別会計につきましては、27年度、本当に大変な状況となっております。基金がこれでゼロということ、なおかつ赤字補填として、村の一般財源、一般会計からの補填、これで賄っておるところであります。したがって、平成28年度につきましては検討をしながら、29年度、これは上げていかざるを得ないんじゃないかというふうに思っておりますけれども、これから国保運営協議会を開催しながら、十分検討をしてまいりたいというふうに考えております。いずれにしろ、今の状態でいきますと、これは引き上げをせざるを得ないというふうに思っております。

以上です。

議 長（原 悟郎） よろしいですか。

9番、大熊議員。

9 番（大熊 恵二） 基金がゼロで、この次に考えていかなきゃならんということですが、一般会計からの繰り入れとなりますと、若い人たちが中小企業で働いて、社会保険に納めているわけですが、国保の徴収した金額よりも、この社会保険を掛けている人たちのそういったものも、今度、一般会計から入れるということになりますと、何でだという御批判を買う向きもあるのではないかというふうに思いますが、できるだけ余裕を持った国保会計が運営されることが望ましいので、その辺については、非常に、もう既に、よその町村でも値上げを、今年度といたしますか、次年度やっていくという方針も出ている自治体もありますので、その辺については余り我慢せずにやっていくべきだと。それで、できるだけ一般会計からの繰り入れはせずに、やはり自分たちのことは自分たちでいくという、そういう気構えが、やはり住民にも私は必要だろうと思いますが、お考えをお聞かせいただきます。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 国保会計につきましては、27年4月から引き上げをさせていただきましたので、そうはいつでも、毎年というわけにはいかないだろうという部分がありまして、これから検討ということでもありますけれども、29年4月からは、これは上げざるを得ないというふうには思っております。

一般会計の補填につきましては、いろんな御意見があります。社会保険を払って、また税金の一部を国保へ入れるということは、二重払いというような御意見もあるところでありますけれども、全国多くの自治体が上げ切れないという部分、これは確かであります。国保につきましては、本当に所得の低い皆さんが加入しておりますので、軽減税率の対象者がかなりふえておまして、その面で、保険税、かなり低く抑えられておるとするのは実態であります。一般会計から繰り入れをしないということになりますと、30%から40%引き上げをしなければ追いつかないというのが国保の実態であります。

しかし、そうはいつでも、一気にというわけにはまいりませんので、いずれにいたしましても、国保運営協議会の中で、どのぐらいの上げ率にするのか、この辺は十分検討をさせていただいて、引き上げざるを得ないという状況でありますので、その点は国保加入者にも御理解をいただいてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

次に、議案第10号「平成27年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第10号「平成27年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では、収入確定見込みによる保険料の減額、歳出では、保険料の減額に伴う広域連合への納付金額の減額が主な補正であります。

既定の歳入歳出予算から110万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億955万2,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

藤田住民福祉課長。

住民福祉課長（藤田 貞文） それでは、議案第10号につきまして御説明のほうを申し上げます。

予算書の6ページをごらんいただきまして、歳入から説明をさせていただきます。

01款01項、後期高齢者医療保険料でございますが、110万3,000円の減額となります。これは、保険料の見込み額の確定によりまして、01目、特別徴収保険料では129万8,000円の減額、02目、普通徴収保険料で19万5,000円を増額するものでございます。

おめくりをいただきまして、7ページ、こちら歳出となりますが、1804後期高齢医療広域連合納付金でございますが、歳入で保険料の減額がございましたので、保険料と同額の110万3,000円を減額するものでございます。

以上のことから、1ページとなりますが、既定の歳入歳出予算の総額から110万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億955万2,000円とするものでございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第10号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

議案第11号「平成27年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第11号「平成27年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第4号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、年度末を迎え、事業等が確定してまいりましたので、事業費の減額補正等をお願いするものであります。

このことによりまして、収益的収入及び支出の支出予定額を531万6,000円減額し、資本的収入及び支出の収入予定額を510万円減額し、支出予定額を525万3,000円減額して、資本的収支における既定の不足する額及び過年度分損益勘定留保資金を1億76万円に改めるものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） それでは、議案第11号の細部説明を申し上げます。

年度末を迎えまして、それぞれの事業において確定してまいりましたので、不用額等の補正をお願いするものであります。

それでは、1ページ、第2条の収益的収入及び支出の支出予定額で、531万6,000円の減額をお願いするものであります。

詳細につきましては、6ページからの予算実施計画明細書により御説明いたします。

01款、水道事業費用の01項、営業費用の01目、原水及び浄水事業でございます。04節の委託料で高速凝集沈殿装置設備点検委託など、6節の修繕費で第6水源の取水施設修繕費など、入札差金等により不用額を減額するものでございます。

02目、配水及び給水費は、04節、舗装復旧費などで不用額を減額するものでございます。

05目、総係費では、01節、報酬費につきまして、上下水道運営審議会の開催に要する費用を下水道事業会計で負担したことによりまして減額をいたします。また、02節、給料から、04節、共済費等につきましては、給与改定等に伴う補正でございます。給与費の明細につきましては、10、11ページに記載がございますので、後ほどごらんをいただきたいと思います。05節の旅費及び10節の負担金につきましては、年度途中で職員の退職がありまして、予定しておりました研修会等への参加を取りやめましたことによりまして減額をするものであります。12節の委託料では、上下水道システム属性データ特定業務で、アセットマネジメント業務との事業調整などによりまして、委託業務を見直したことや入札差金等、事業の確定などにより減額をするものであります。

続きまして、1ページ、第3条の資本的収入及び支出の説明でございます。

同様に、予算実施計画明細書により説明を続けます。

まず、8ページの収入につきまして、01款、資本的収入の04項、負担金、01目の加入金では、当初、新規の水道加入を80件程度と見込んでおりましたが、最終的には70件弱になる見込みとなるため、減額をいたします。

02目の負担金では、下水道工事の確定と新たに道路工事での補償工事等が見込まれることから、補正し、資本的収入の収入予定額で510万円を減額するものであります。

次、9ページの支出でございます。

01款、資本的支出の01項、建設改良費では、02目、排水施設の改良費で、下水道工事に伴う補償工事や減圧弁の取りかえ工事の確定などによる減額と、道路工事に伴う新たな補償工事と、住宅建設に伴い、既存の配水管の造型が必要になったことなどによる、減額及び増額

の補正をお願いするものであります。

03目、営業設備費で、それぞれの事業が確定したことなどによりまして減額をするものであります。

資本的支出の支出予定額を525万3,000円の減額をお願いするものであります。

これによりまして、資本的収入に対し、資本的支出で不足する額及び過年度損益勘定留保資金で補填する額を1億76万円とするものであります。

2ページの第4条、継続費は、平成27、28年度に行うアセットマネジメント事業につきまして、入札差金により、年割額が変更になりますので、全額をお願いするものであります。内訳は12ページに記載がありますので、後ほどごらんください。

第5条、議会の議決を経なければ流用することができない経費といたしまして、職員給与費を2,024万5,000円とするものであります。

以上、議案第11号の細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第11号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

議案第12号「平成27年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第12号「平成27年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第3号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、年度末となり、事業が確定してまいりましたので、事業費の減額補正等をお願いするものであります。

このことによりまして、収益的収入及び支出の収入予定額で800万円減額し、収益的支出で28万7,000円を増額して、資本的収入及び支出の収入予定額で333万3,000円を減額し、支出予定額で1,480万円減額して、資本的収支における既定の不足する額及び当年度分損益勘定留保資金を2億1,224万9,000円に改めるものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） 議案第12号の細部説明を申し上げます。

年度末を迎えまして、それぞれの事業で確定をしてまいりましたので、不用額等の補正をお願いするものであります。

1ページの第2条の収益的収入及び支出の収入予定額で800万円を減額し、支出予定額で28万7,000円を増額をお願いするものであります。

詳細につきまして、8ページからの予算実施計画明細書により御説明をいたします。

まず、収益的収入は、01款の下水道事業収益の01項、営業収益の01目、下水道使用料で、下水道接続世帯の増加などによりまして、200万円増額するものであります。

02項、営業外収益の02目、他会計補助金で、01節、一般会計からの補助金を1,000万円減額するものであります。

次に、9ページをごらんください。

収益的支出でございます。

01款、下水道事業費用の01項、営業費用の01目、管渠費は、委託業務の確定等によりまして、74万円減額します。

02目、処理場事業では、浄化センターの修繕費等の確定などによりまして減額をするものであります。

04目、総係費では、給与改定等による変更と、07節で、下水道メーターの検針表など、印刷にかかわる費用、10節で、情報センターの負担金等の確定による減額でございます。なお、給与費の明細につきましては、13ページ以降に記載がございますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

次に、02項、営業外費用では、04目、消費税及び地方消費税につきまして、各事業が確定してきたことによる不足分の増額をお願いするものであります。

次に、2ページの第3条、資本的収入及び支出の収入予定額で333万3,000円を減額し、支出の予定額で1,480万円の減額をお願いするものであります。

詳細につきまして、11ページからの予算実施計画明細書により御説明いたします。

資本的収入は、01款、下水道事業資本的収入の01項、企業債で、単独管渠整備事業や浄化センターの長寿命化修繕工事などの確定によりまして、借り入れする企業債が確定してまいりましたので減額するものであります。

04項01目、受益者負担金は、当初見込みを21件分増加することなどによりまして、収入総額で333万3,000円を減額するものであります。

次に、12ページをごらんいただきたいと思っております。

資本的支出は、01款、下水道事業資本的支出の01項01目、施設建設費の減額でございます。9430事業の施設建設事業で、10節、負担金から、28節、補償金まで、単独で行う下水道管渠事業等につきまして、確定してまいりましたので減額するものであります。

これらによりまして、資本的収入に対し、資本的支出で不足する額及び当年度分損益勘定留保資金で補填する額を2億1,224万9,000円とするものであります。

それでは、2ページをごらんください。

27年度で実施してきた事業などが確定してまいりましたので、第4条で、企業債の借入限度額を4,980万円に改めるものであります。

また、第5条で、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費を1,939万5,000円とするものであります。

以上、議案第12号の細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第12号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

議案第13号「平成28年度南箕輪村一般会計予算」、議案第14号「平成28年度南箕輪村介護保険事業特別会計予算」、議案第15号「平成28年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計予

算」、議案第16号「平成28年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計予算」、議案第17号「平成28年度南箕輪村水道事業会計予算」、議案第18号「平成28年度南箕輪村下水道事業会計予算」を一括議題といたします。

本件については提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第13号から第18号までの提案理由を申し上げます。

議案第13号「平成28年度南箕輪村一般会計予算」について提案理由を申し上げます。

平成28年度当初予算は、人口増加対策に一定のめどをつけるための予算といたしました。このため、多面的な機能を兼ね備えた子育て支援の中心的な拠点施設となりますこども館と、社会教育の一環として、生徒数増加による特別教室棟の機能を備えた生涯学習施設の建設などの費用を計上したところであります。

前年度当初予算に対しまして、7.4%増の歳入歳出予算の総額をそれぞれ65億7,000万円と定めるものであります。

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第14号「平成28年度南箕輪村介護保険事業特別会計予算」について提案理由を申し上げます。

本案は、高齢者福祉の向上を図るために、平成27年度から平成29年度までの第6期介護保険事業計画及び平成27年度決算見込みに基づき、新年度予算編成を行いました。

介護保険給付費については、介護認定者数の増加に伴い、前年度当初予算に対して5.9%増の9億2,782万円を見込みました。平成28年度の歳入歳出予算の総額につきましては、前年度当初予算に対し5.8%増の9億7,084万5,000円とするものであります。

地方自治法第96条第1項2号の規定により、議会の議決をお願いいたします。

議案第15号「平成28年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計予算」について提案理由を申し上げます。

本案は、歳入につきましては、昨年、国民健康保険税の税率改定をしていただきましたが、税制改正による軽減対象者の拡充や被保険者の減少により、税収の減少が見込まれ、厳しい財政運営が予想されることから、引き続き一般会計からの法定外繰り入れによる財源補填を予定いたしました。歳出では、高額医療費を中心として、今後のさらなる医療費の伸びが予想されますが、特定健診、保健指導のさらなる充実を図り、医療費の抑制に努めていく予算編成といたしました。

平成28年度の歳入歳出予算の総額につきましては、前年度当初予算に対して1.8%増の15億3,339万円とするものであります。

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決をお願いいたします。

議案第16号「平成28年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計予算」について提案理由を申し上げます。

平成20年度から始まりました後期高齢者医療制度は9年目を迎え、安定した医療制度となってまいりました。村が行う後期高齢者医療特別会計は、保険料の収納や後期高齢者医療広域連合への保険料納付が主な内容となっています。

平成28年度の歳入歳出予算の総額につきましては、前年度当初予算に対し2%増の1億1,083万円とするものであります。



地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。議案第17号「平成28年度南箕輪村水道事業会計予算」について提案理由を申し上げます。平成28年度は、水道事業計画に基づき、第2配水池の施設整備事業、大芝非常用水源施設利用のための配水管整備事業、水道情報システム整備とセキュリティ対策及び継続事業で、アセットマネジメント策定などを計画しております。

収益的収入及び支出の予定額で、収入額を2億8,584万6,000円、支出額を2億8,783万4,000円と定め、資本的収入及び支出の予定額では、収入額を920万円、支出額を5,419万円と定めるものであります。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,499万円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第18号「平成28年度南箕輪村下水道事業会計予算」について提案理由を申し上げます。

平成28年度は、平成27年度から実施しております浄化センターの長寿命化工事と浄化センター管理棟の耐震補強工事、次期長寿命化修繕計画の計画調査と経営戦略の策定及び宅地開発等に伴う管渠整備にかかわる経費などを計上しております。

収益的収入及び支出の予定額で、収入額を6億5,180万円、支出額を6億4,890万円と定め、資本的収入及び支出の予定額では、収入額を2億8,330万円、支出額を5億1,520万円と定めるものであります。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億3,190万円は、当年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

以上、6会計の新年度当初予算の提案理由を申し上げます。

細部につきましては、議案審議の際、副村長、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） お諮らいたします。

ただいま議題となっております議案第13号から議案第18号につきましては、質疑を省略し、議員10人全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託し審査することにしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔議場 「異議なし」という者あり〕

議長（原 悟郎） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号から議案第18号は、10人の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

議案第19号「南箕輪村都市公園及び南箕輪村公園の指定管理者の指定について」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第19号「南箕輪村都市公園及び南箕輪村公園の指定管理者の指定について」提案理由を申し上げます。

本案は、村の七つの公園の指定管理者について、指定期間が終了することに伴い、新たに指定管理者を指定するものであります。全て区の公園ということであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、原案どおりの御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） それでは、議案第19号の細部説明を申し上げます。

三つの都市公園と四つの村の公園につきまして、条例の定めるところによりまして、指定管理者による管理を行わせるものであります。

指定管理者の選定につきましては、公園指定管理業務仕様書により、各区を指名いたしまして、募集を行い、それぞれの区から南箕輪村公の施設の指定管理者の指定申請書の提出をされました。庁内選定委員会の審査及び南箕輪村公の施設指定管理者選定審議会により、指定管理者候補が選定されましたので、議会議決をお願いするものであります。

都市公園の田畑児童公園は田畑区に、神子柴公園は神子柴区に、大泉公園は大泉区に、村の久保公園は久保区に、北殿駅前公園は北殿区に、南殿親水公園は南殿区に、田畑交通公園は田畑区に、それぞれ指定管理者の指定をするものであります。

指定管理の期間は、平成28年4月1日から平成38年3月31日までです。

以上、議案第19号の細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第19号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊であります。

これ、私も、識見不足でよくわからないんですが、この村内に12区ありまして、それぞれがみんな、公園というか、公民館の広場というか、そういうところがあるわけですが、指定管理者にした公園とそうでない公園のギャップといいますか、そういったことに対する、これは、何か区からそういう申請があったからやるのか、区から申請がなくても、村のほうから今までやってきたからやるのか、その辺のいきさつについて、今回もこれ10年間ですよね。それで、指定管理者にすれば、その指定管理を請け負ったところが何らかの管理するための費用というものを村が拠出をするということになるんだろうと思うんですが、その辺の細かいいきさつについて御説明をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） 指定管理者の制度は、10年ほど前から始まったところだと思います。

公園につきましても、村が所有する公園と、あと各区が所有する公園等があります。今回は、村が所有する公園につきまして、その利用状況と、これは指定管理者制度が始まる以前から、既に協定等によりまして、各区で有効利用されていた実績に基づきまして、引き続き区で有効利用を図っていただく趣旨のもと、指定管理者に指定をして、今に至っているものと理解をしているところであります。

そのような経過の中から、区で、この指定管理者制度に基づくこのような公園について、どのような利用計画を持っているのか、予算計画を持っているのかを申請書にまとめて、提出をいただきまして、その内容を審査した結果、今回お諮りするように、それぞれの七つの公園を、各区へ指定管理者として指定をし、管理をしていただくというものであります。

あと、維持と管理の問題につきましてですが、基本的に、区が管理している公園、それから村が管理しておいて、指定管理者で区に管理をお願いするものにつきましても、村の公園

の予算の中で、遊具と、それから施設等につきましては、年1回は村が点検業務を行うということでの対応を行っています。そのほか、日常の管理につきましては、各区に全てお願いしているところでありまして、そのような形での取り扱いをしております。

また、公園につきまして、新たに遊具の設置等がある場合につきましては、それぞれ地区計画等の要望をいただきながら、それぞれ区の要望に応じていくようなスタイルで行っております。管理等につきましては、以上のような取り扱いで行っております。

区が管理する公園、それから村が指定管理者でお願いする公園、取り扱いについての差はございません。いずれの公園につきましても、遊具、施設等につきましては、村で、年1回は負担をして、全ての公園について点検等を行い、結果を各区へお返しをし、簡易修繕、それから日々の点検は各区にお願いしていると、こういう状況で扱っております。

議長（原 悟郎） 区の公園と村の公園の差は、差というか、どういう位置づけかということの質問があったんだけど。

建設水道課長（出羽澤平治） 位置づけの差ですが、村が取得し整備したものについては村の公園として、各区の中で用地等を取得し整備したものについては区の公園としてしているところがあります。ただ、区の公園となっているところのように見えても、実は公園でなくて、例えば、公民館の附属施設としての広場を公園として利用しているところがありますし、そういったいろんな形があります。それぞれ状況は別でございますけれども、位置づけとしては、村が取得し整備したものは村の公園、区が取得し整備したものについては区の公園というような位置づけを行っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） ちょっと、私の頭の回転が悪いんだか、わかったような、わからんようなことですが、これは遊具がある、なしに関係なくという理解でいいわけなんですね、今の説明は。

それと、そうしますと、私も年じゅう、例えば、区でいえば、久保の公園は、旧公民館があった跡地が公園だろうと思うんですが、簡易トイレがあって、一つのトイレは扉がもう外されちゃって何もないと、それで遊具もないというようなことで、果たして公園といえるのかなと、それを指定管理者に公園としてするのかと。

私の住んでおります中込区であります。遊具があり、砂場があり、ターザンロープがありというようなことで、ちょうど2年ぐらい前ですか、村が点検してくれた結果、使用に非常に危険があるということで、村のほうで撤去をしたという経緯があるわけですが、それは公園でも何でも、要するに、遊具があって、子供たちが、例えば、サッカーボールをけるとか、そういう場所があるにもかかわらず、公園として認めていないわけです。これは区の施設で、村では指定管理も何もしていない。この間、業者が来て、いろいろはかたり、測量したりして帰っていった業者がいますけれど、何やっているのかなと思って、出て行って、聞いたら、村から依頼を受けて、遊具の点検をしていますと、こういう説明がその業者さんからはあったわけですけど。

例えば、遊具を設置する場合に、今、地区計画にのってやる場合は、教育委員会の関係になるのかな、遊具は。そういったことで、地元負担が3割ですか、それが規定されているようですが、そういったことは、例えば、こういうふうに指定管理者になると、遊具の設置に

については、全額、村でやるのか、地元負担があるのか、ないのか、その辺については、わかりになりましたら御説明をいただきたい。

議長（原 悟郎） 建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） まず、久保の公園の状況が出されましたので、ちょっとお知らせといいますか、私が把握している範囲を述べたいと思います。

久保の公園につきましては、2年ほど前に、まずサッカーボールが近隣の住宅に飛び込んでしょうがないということで、フェンス等を設置させていただきました。これ、地区計画等の要望によって行ったところであります。現在、その久保の公園につきましては、施設としては、そういったフェンス、それから、あと鉄棒、小規模な滑り台、簡易式のトイレがあります。トイレにつきましては、二つとございますか、二連式の仮設用のトイレだったと思いますが、片方は扉がついていて、片方は扉が外されているという状況です。この理解は、片方は扉がついているのは、やはり用を足すのに見られちゃ困るよというような状況の中での扉つき、片方の扉のないほうにつきましては、変な言い方ですけども、男性用で、背中ぐらい見えてもいいやと、そんなような状況かなという形で理解をしているところであります。

そんなような形で、各公園につきましては、大なり小なり施設等が、鉄棒なり、滑り台が今設置されている状況であります。あと、中にはトイレがないところもありますが、そういったところには砂場があったりとか、そんなような状況であります。

遊具設置等についての差があるかどうかという話ではありますが、基本的に、各区から遊具の設置等の要望があれば、この指定管理の公園であろうが、そうでなかろうが、同じように地元負担金をいただきまして、区に要望にかなうような施設整備を考えているところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 公園関係につきましては、村には数多くの公園があります。今、大熊議員指摘のように、各区で管理している公園というの、中込もそうですし、塩ノ井もそうですし、できたときの経過というのがありまして、それによって、こういう位置づけになっているんだろうというふうに、これは推測でありますけれども、できたときの経過であります。例えば、いろんな工事に伴ってできた部分、村が用地の取得ということで、そういった公園につきましては村が管理できませんので、各区の指定管理者として管理はしてもらうということであります。したがって、指定管理の公園であろうと、区の公園であろうと、その扱いは全て一緒にしております。そうしないと、これは不公平が生じますので。そんなことで、できたときの経過という部分で今日まで来ているのではないかなというふうに思っております。これ、かなり前からの部分でありますので、例えば、田畑の交通公園なんかは、下水道事業に絡む公園として設置したところでありまして、南殿の親水公園につきましても、あそこの道路改良によつての、いわゆる用地買収の関係で、買収したところを管理し切れませんので、南殿区に管理をしていただいておりますという経過であります。したがって、全て位置づけはこういうふうになっておりますけれども、扱いにつきましては全て平等にやっておりますので、そんな点は御理解もいただきたいと思っております。

いずれ、きちんと整理していく必要もあるのかなという、そんな認識的には思っておりますので、この辺はさらに検討していく部分というのがあるんじゃないかなというふうには考

えておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 大熊議員。3回目です。

9 番（大熊 恵二） いずれにしても、これ、わかったような、わからんような、これ、何でこういうふうにするのかなという、非常にクエスチョンマークのつく案件であります。村内12区、全部、これ見渡して、1回、公園というものは、どういうものが公園なのか、公園じゃないものは、どういうものが公園じゃないと言えるのか、そういう定義をはっきりさせて、きちんと整理をして、これはもう一回、この都市公園及び南箕輪村公園の指定管理者制度そのものを、1回、これは整理をする必要があるのかなと私は思います。これ、何だか、わかったような、わからんような。

今、村長、答弁があったように、終末処理場の横に交通公園がありますが、時期が来ますと、非常に、やたらタンポポが花をつけてまして、管理しているかどうかわからんというような。私も週に2回ぐらい、あそこを通るんです、買い物とか、いろいろで。それで、あれ、一方通行ですから、車が来ると、こっちで待っていて、見ると、田畑の交通公園も見えるわけですけど、改めてこういう議案が出てまいりますと、ああ、これがその公園で、区で管理するんだなというふうに思うんですけど、本来は、あれ、芝だったんですけど、今、タンポポですね。そういうのをもう少し、実際に書類上だけでこういうものをやるんじゃなくて、現場を見て、実態に合わせてこういうものを整理していったほうがいいというふうに私は思うわけですけど、もう一度、御答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 先ほど申し上げましたように、できたときの経過というのがありますので、その辺を十分勘案しながら、出された意見を参考にさせていただき、検討はさせていただきたいというふうに思います。

問題は、用地がどこのものであるかどうかとか、いろんなことが出てまいりますので、その辺の経過も踏まえて検討してまいりますので、よろしくをお願いいたします。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

議案第20号「南箕輪村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第20号「南箕輪村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、国において、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正されたこと及び行政不服審査法の改正がされたことにより、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） それでは、議案第20号の細部説明を申し上げます。

消防団員の公務上の災害等に関する損害補償に関しまして、国において、補償額の基準を定める政令の改正が行われました。この改正は、同一の事由により、厚生年金保険法による障害年金等が支給される場合の調整率の変更が行われたものであります。それによって、本条例も、政令に合わせ、率の改正を行うというもの、また行政不服審査法の改正に合わせ、文言の改正を行います。

それでは、新旧対照表に沿って御説明申し上げますので、議案書3ページをごらんください。

第26条は、行政不服審査法の改正に伴い、審査請求に一元化することによる改正であります。

附則第5条では、文言の改正と、4ページにお進みいただきまして、第2項において、傷病補償年金に関する調整率の改正を行い、5ページの第5項では、休業補償に関する調整率の改正を行うものであります。

1ページお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものといたします。また、附則第2項では、経過措置について規定をしております。

以上、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第20号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

発議第1号「南箕輪村議会委員会条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

山崎議会運営委員長。

議会運営委員長（山崎 文直） 発議第1号につきましての提案説明を行います。

発議第1号「南箕輪村議会委員会条例の一部を改正する条例」の提案説明を申し上げます。

12月議会で可決されました南箕輪村課設置条例の一部改正に伴い、議会委員会条例第2条の常任委員会の所管を変更するものであります。

2ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第2条の関係で、第1号、総務経済常任委員会の所管のうち、アの総務課の所管に関する事項の次に、イとして、地域づくり推進課の所管に関する事項を加えます。財務課の所管に関する事項以降をウとエというような形で繰り下げます。

第2号について、福祉教育常任委員会の所管のうち、アの住民福祉課の所管に関する事項を住民環境課の所管に関する事項に改め、イとして、健康福祉課の所管に関する事項を加え、子育て支援課の所管に関する事項以下を繰り下げるものであります。

1ページにお戻りいただきまして、附則として、施行日であります、平成28年の4月1日とするものであります。

以上で、提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 発議第1号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

これから、議案に対する討論、採決を行います。

議案第7号「平成27年度南箕輪村一般会計補正予算（第8号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第7号を採決いたします。

議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第7号「平成27年度南箕輪村一般会計補正予算（第8号）」は原案のとおり可決されました。

議案第9号「平成27年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第9号を採決いたします。

議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第9号「平成27年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」は原案のとおり可決されました。

次に、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

本件につきましては、村長から配付資料のとおり、議会に意見を求められております。

村長から、本件についての説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の説明を申し上げます。

人権擁護委員の委嘱につきましては、法務大臣により行われておりますが、人権擁護委員法により、市町村長は、法務大臣に対し、人権擁護について理解のある者を議会の意見をお聞きして推薦しなければならないとされております。

今回、1名の委員が本年6月末日に任期満了となるため、長野地方法務局長から次期委員の候補について推薦依頼がありましたので、小椋信子氏を推薦したいものであります。

お手元の資料をごらんください。

氏名は小椋信子氏、生年月日は昭和22年6月21日、満68歳、住所は上伊那郡南箕輪村1957番地8であります。経歴等につきましては、資料の履歴書をごらんください。

小椋氏は、長年教育行政に携わってきた知識をもとに、放課後児童クラブ支援員を務められ、現在も高学年チーフとして児童の育成、支援に携わり、人格、識見ともに高く、人権擁

護委員として適任であると考えます。議会の同意を得て、推薦してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長（原 悟郎） 本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

これから、本件に対する討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

お諮らいたします。

本件については、原案を適任者とする意見に決することに御異議ございませんか。

〔議場 「異議なし」という者あり〕

議長（原 悟郎） 異議なしと認めます。

したがって、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は原案を適任者とする意見に決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、ただいま本会議において設置いたしました予算特別委員会を3月3日、午前9時から、第1、第2委員会室で開催いたしますので、議員の皆さん、理事者及び説明員の皆さんは、時間までに集合をしてください。

また、この後、本会議で付託されました陳情の審査のため、委員会の開催をお願いしたいと思います。

総務経済常任委員長。

総務経済常任委員長（百瀬 輝和） 総務経済常任委員会を、第1会議室において、3時10分から行いたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（原 悟郎） 福祉教育常任委員長。

福祉教育常任委員長（小坂 康夫） 福祉教育常任委員会を、同じく3時10分から、第3委員会室において開催いたしますので、委員さんの御出席をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 本日は、これで散会いたします。

御苦労さまでした。

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願ひます。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕お疲れさまでした。

散会 午後 2時52分



議 事 日 程 (第 2 号)

平成 2 8 年 3 月 9 日 (水曜日) 午前 9 時 0 0 分 開議

第 1 一般質問 (受付順位第 1 番から)

1 番 加 藤 泰 久

4 番 丸 山 豊

2 番 小 坂 泰 夫

6 番 唐 澤 由 江

8 番 三 澤 澄 子

9 番 大 熊 恵 二

○出席議員（10名）

1番 加藤泰久  
2番 小坂泰夫  
3番 山崎文直  
4番 丸山豊  
5番 百瀬輝和

6番 唐澤由江  
7番 都志今朝一  
8番 三澤澄子  
9番 大熊惠二  
10番 原悟郎

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長 唐木一直  
副村長 原茂樹  
教育長 征矢鑑  
総務課長 堀正弘  
会計管理者 小澤久人  
財務課長 平嶋寛秋  
住民福祉課長 藤田貞文

子育て支援課長 有賀由起子  
産業課長 唐澤孝男  
建設水道課長 出羽澤平治  
教育次長 藤澤隆  
代表監査委員 原浩  
教育委員長 三澤久夫

○職務のため出席した者

議会事務局長 唐澤英樹  
議会事務局次長 城取晴美

## 会議のてんまつ

平成28年3月9日

午前9時00分 開議

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」着席〕

議長（原 悟郎） 会議に入る前に御報告いたします。

9番、大熊恵二議員が、体調不良により、若干遅刻する旨の連絡がありました。

ただいまの出席議員数は9名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日より一般質問を行います。本定例会の一般質問は、一問一答方式により行います。質問時間は、答弁も含め1人50分といたします。時刻掲示板を確認しながら、時間内に終わらせるよう、件名ごと、それぞれの確な質問、答弁をお願いいたします。また、発言は、挙手をし、議長の許可を得てから行ってください。

それでは、さきに決定いたしました質問順に発言の許可をいたします。

1番、加藤泰久議員。

1 番（加藤 泰久） おはようございます。1番、加藤泰久です。

通告どおり、2件の質問をいたします。

質問の前に、答弁についてお願いをしたいと思います。

忙しい中、各課の課長さんもおそろいであります。通告にあります答弁を求める者の欄には、村長、教育長、教育委員長となっておりますが、質問の趣旨については答弁をいただくわけですが、細かな質問や再質問については、答弁の機会を待っておられる担当課長さんに、ぜひとも答弁の機会をお与えいただければいいんじゃないかと、それぞれの事業を担当し、また詳しいところまで熟知している課長さんでありますので、そんなことを希望いたすところでございます。

それでは、最初の大芝高原の委託事業について質問をいたします。

大芝荘の質の向上をということではありますが、この質の向上という言葉については、ちょっと不適切なところがございまして、誤解を招きやすいので、意識の向上についてというように質問をいたします。

恵まれた環境、条件の中で、営業成績も上がり、職員の皆さんの努力が見られるところでございます。24年に一般財団法人移行に伴い、利益の追求も可能となってきております。そこで求められるものは、施設、経営、職員の接客、料理等、さまざまな要素が求められております。

施設については、改築等さまざまなされて、まずまずと思っております。

経営については、以下の職員、料理等の内容の充実度により変化してまいるところであります。

以前から、ベテラン職員は、客の対応もまずよく、評価されております。新入職員、アルバイト職員の指導、訓練が必要で、民間の職場にも見学や研修に行っておられるようですが、ぜひとも民間の感覚を取り入れることが望ましいと思うところであります。

料理については、一番のメインであり、その施設の顔でもあると思われております。料理

は、個人の主観であり、一概には言えませんが、他市町村の施設の料理より差があると、多くのお客さんより聞いております。ロコミは大変怖いものでございます。もう少しの創意と工夫を望むところであります。

役員、職員、一人一人が、自分たちが勤める大芝荘は自分の会社であるという感覚を持ち、お客様に満足していただけるようなサービスの向上に努めれば、おのずから集客や売上げの増加につながるかと思うところであります。ぜひ、民間の感覚を持ち、全員で創意工夫をし、運営に当たることが必要かと思われております。

村長の御意見をお聞きしたいと思います。

議 長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 1 番、加藤泰久議員の御質問にお答えをいたします。

大芝高原委託事業の中の大芝荘の意識の向上をという御質問であります。

申し上げるまでもなく、意識の向上、常に努めていかなければならないというふうにおおるところであります。大芝荘では、職員全てが、お客様が気持ちよく利用していただけるように心がけており、いろんな工夫もしておおるところであります。特に、以前には余り見られなかった出てきての対応という、出迎えの対応、送りの対応という点では、常に心がけてきておおるところであります。そんな点は改善ができてきているのではないかとおおるところであります。また、施設内のスタッフの打ち合わせ等も、お客の少ないときに各部署で打ち合わせもさせていただいておおるところであります。常によい印象を持っていただき、また訪れてみたいと言われるような施設にしていかなければならないというふうにおおるところでありますし、大芝荘の職員も、そういった意識でやっていただいておりますものというふうにおおるところであります。

また、細かなクレーム等も確かにございます。そういったときには、その都度、対応をさせていただいておおるところでございます。後に持ち越さないということが一番大切なことでもありますし、常にすぐ対応するというこういう意識で行っておおるところであります。

全てについて意識の向上を図っていく、そのことはそのとおおるだというふうにおおる思います。

今、料理等の話も出されました。創意と工夫をもってやっておおるところであります。料理につきましても、行った皆さんの印象、さまざまあります。大芝荘の料理、他の施設より劣っているんじゃないか、あるいは料理については他の施設よりもいいんじゃないかとか、さまざまなそんな御意見も聞かれるところでもありますけれども、総じてよい方向へ向かうような、そんな徹底もしてまいりたいというふうにおおる思います。料理は、その施設に対する、本当に大方を占めているというふうにおおる思いますので、その辺の工夫については、また研究もさせていただきたいというふうにおおる思いますし、職員も他の施設、料理の研究というのもしておりますので、そんな機会もふやしていければ、そういったことにつながっていくのではないかなというふうにおおるところでございます。

経営状況につきましては、平成26年度本当に厳しい経営となりました。消費税の引き上げによる客離れや売上げの減少、あるいは電気料等の引き上げによりまして、かなり厳しい経営となったところでもありますけれども、おかげさまで、平成27年度につきましては、従業員の皆さんの努力もありまして、売上げも伸びてきております。また、これもおかげさまでありましたけれども、燃料費、かなり低くなってきたところでもあります。そんなこともあ

りまして、26年度と比べますと、今年度につきましては良好な経営状況となっておるところであります。来年も、こういった状況を維持しながら、経営努力も進めてまいりたいというふうに考えておるところであります。

いろんな見方がありますので、その点は、気がつきましたら、その都度、御指摘をいただければ、可能な限り直してまいりたいと思っておりますので、そんな点もぜひよろしくお願いいたしたいと思えます。

施設的に見れば、かなり古くなってきております。将来に向けて、大芝荘自体の施設をどうしていくのか、このことが本当に大きな課題となっておるところであります。室内、客室等につきましても、かなり痛みも目立ってきておるところであります。細かいところにつきましても、その都度、整備をしてきておりますけれども、客室、今回は畳がえをさせていただきます。今していただいておりますのであります。そのほか、壁だとか、あるいは廊下のじゅうたんだとか、かなり傷んできておりますので、そろそろ大規模な修繕というのにも必要になってきているのかなという、そんな時期となっております。そんな点も加味しながら、ことし、かなり経営状況も改善してきておりますので、そんなところにお金をかけられればいいんじゃないかなという考え方で今進めておるところでございます。

常に意識の向上、民間感覚を持ってやってまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議 長（原 悟郎） 1 番、加藤議員。

1 番（加藤 泰久） 村内のお客さん、村外のお客さん、それぞれの皆さんが、ぜひもう一度行ってみたいと思われるような施設に、職員一丸となって努めていただきたいと思えます。

次に、大芝高原の管理、整備の一本化をとということで質問をさせていただきます。

大芝公園関連施設は、開発公社に指定管理委託をされております。スポーツ関連施設が教育委員会から、大芝の湯、味工房、セラピーロード、大芝村有林整備等が産業課から、また地域発元気づくり事業等の事業が総務課、それぞれの施設、イベント、営業、整備等が、予算の担当の関係ではあるけれども、分散されて、委託されております。

最近、私も知ったところがございますが、皆さんのところに、お手元にお配りした信州大芝高原花ごよみというような冊子を見まして、大芝高原内には多くの山野草が自生していて、美しく、すばらしい花を見せてくれているんだということを感じたところでもあります。そうした中で、一例を挙げますと、大芝村有林内の整備には、現在、2業者が参入して、大芝荘の道路南側、北側と分けて、作業、整備しているところであります。しかしながら、そこには、ここに載っております山野草等が分散して、それぞれの適地に合ったように生育しているところがございます。私も誤解しておりましたが、整備というものは、ゴルフ場の芝と同じように、もう何もなくきれいにすることが整備だと思っておりましたが、この山野草を守り育てるということも整備の一環であるというように感じております。このすばらしい山野草の保護、育成に努めなければならないことは、この冊子を見れば一目瞭然でございますが、現実には、それぞれの担当している方々の理解が統一されておられません。お互いの整備作業の内容を理解し合わなければならないと思えます。また、これを発注しております開発公社の理解も必要で、考え方を統一する必要があるんじゃないかと思っております。

これは、ほんの一例でありまして、大芝の管理、整備には、それぞれの特徴があり、大変

難しいということがわかりました。一本化はできないまでも、所轄する課の企画やら、それまでの連絡等、縦横に緊密な連絡を取り合うことが大切かと思われませんが、また、それぞれの委託した事業について、担当するところがチェックしていくことが必要かと思われませんが、村長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 大芝高原の管理の御質問でございます。

管理については、御指摘のとおり、開発公社に一本化して管理していただいているということでもあります。ただ、管理を出すそれぞれの担当課が深くかかわっているということは、これは御指摘のとおりであります。したがって、管理は一本化しておりますけれども、管理を出すそれぞれの課のかかわり合いというのも大切になってくるというふうには考えておるところであります。

これも御指摘がありましたけれども、草刈りだとか、いろんな整備、そういった一般的な管理につきましては、二つの業者をお願いをしております。シルバー人材センターとウッドワーク、こういった企業といいますか、個人でつくっていただきまして、そういった方をお願いしておるところであります。場所を分けております。公園内はシルバー人材センター、それから、公園内といいますが道路によって区切っておりますので、公園内の一部とみんなの森につきましてはウッドワークさんに委託をしておるところであります。

御質問にありましたように、大芝高原には、かなりのいろんな山野草をはじめ、植物が生存をしておるところであります。資料といたしまして、大芝高原花ごよみという、これ、かなり前につくった資料でございます。そういった山野草等々、大切にしていかなければならない、これはそのとおりだというふうに思っております。したがって、草刈りだとか、いろんな管理上、そういったものにつきましては、特に注意を払うようお願いはしておるところであります。それが徹底されているかどうかということになれば、どうなのかなという点もありますので、この点につきましては、さらに公園内管理の部分で徹底はさせていきたいというふうに思っております。

また、みんなの森の中には、森林保護という部分を目的としながら、また希少植物の保護や観察活動を続けていただいております森林保護の会という会があります。ササユリだとか、その他、いろんなそういった希少な植物の保護に当たっていただいておりますのでありますし、大変ありがたいことでもありますし、観察会なども計画をしていただいております。そういった活動を通じまして、村民の皆さんの中にも、大芝へ行けばいろんな花が見られるよ、山野草があるよという、こういったことが広まっていけばいいなというふうに思っておりますので、そんな宣伝もまたしていきたいというふうに思います。

整備、管理につきましては、関係者、横の連絡をとりながら、そういったものを残すように、あるいはよりよい整備に努めていくように、さらに徹底をさせてまいりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議 長（原 悟郎） 1 番、加藤議員。

1 番（加藤 泰久） そうした中で、大芝高原を見させていただいて、気がついたところを、整備を含めて。

森のコテージ等は大変すばらしい設備であり、また大変利用者も多いと思われて、利用さ

れております。しかしながら、ちょっと知名度等についても低いところがございますので、これを、観光協会ができたというような形の中で、観光協会も含めて、村外から大勢の方に来ていただけるような方策というのはどのようにとっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 大芝高原全体を含めまして、それぞれ開発公社等でいろんな情報発信をしておるところであります。同時に、観光協会もできましたんで、そういったPR等には努めておるところであります。外に出ていってのPRということもかなり、平成27年度、今年度は力を入れてやってきたところでもあります。これからも、そんな点を留意しながら、宣伝に努めていきたいというふうに思います。

森のコテージにつきましては、これは利用者かなりありますし、今年度はかなり利用率が高くなってきております。ただ、いかんせん、5棟しかございませんので、本当にシーズンの際には満室となり重なってしまうという、こんな悩みもあるところでもあります。この辺は、また考えていかなければならないというふうに思いますけれども、冬の期間中、いかに利用していただくのか、このことに力を入れていく必要があるかというふうに思いますので、そんな点につきましては、さらにPR強化をしてみたいというふうに思います。森のコテージにつきましては、もう少し施設数があれば、なお利用率が高まるのかなというふうに思いますし、この森のコテージが、正直申し上げまして、大芝全体の部分でいきますと、収益性が一番いい事業であります。経費がかからずに、収益が上がるという、こういったこともありますので、その辺はまた将来に向けての検討事項になっていこうかなというふうには考えておるところであります。

以上です。

議 長（原 悟郎） 1番、加藤議員。

1 番（加藤 泰久） 森のコテージやら、オートキャンプ場についても、大変そのシーズンには利用客がたくさんおると思いますので、村外にもPRしていただきたいと思います。

もう一つお聞きしたい部分が、赤松の小屋であります。以前行ったときは、ウッドデッキが腐食しまして、大変荒れた状態でしたが、最近見ますと、ウッドデッキも張りかえ、大変よくなっております。しかしながら、ウッドデッキ、防腐塗料もされておらず、そのまま雨水にさらした状態では長く使えない。長寿命化というような意味からいって、あそこに差掛けをかけるとか、ウッドデッキに防腐剤をというようなことを考えますけれども、一番安全で誰もが問題ないというのは、やっぱり差掛けをかけて、雨水をさえぎると、そういうことが長寿命化につながるかと思いますが、その辺の答弁をよろしくお願いします。

議 長（原 悟郎） 唐澤産業課長。

産業課長（唐澤 孝男） 赤松の小屋につきましては、ウッドデッキに差掛けという形の御質問、何年前にやはりありました。そんなところで、みんなの森のほうとか、赤松の小屋に、利用者のアンケートをとらせていただきました。そんな中では、アンケートの回答が129名という方がいて、赤松の小屋も利用される方もいらっしゃいます。そこら辺で、また差掛けとか、そういった話というような、求めるような結果にはなっていませんでしたので、村としましては、塗料とか、そういった対応で今後も管理をしていきたいと考えているところがございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 1 番、加藤議員。

1 番（加藤 泰久） 塗料等については、長寿命化というような観点から見ると、何年に1度は塗りかえなきゃならないということでもありますので、私も、先日、ちょっと現場を見たところでございますが、あそこに差掛けをつけるとしても、予算的にはそんなにかからないというふうに考えております。利用者のアンケートも必要でしょうけれども、やっぱり施設の長寿命化ということについて、しっかり検討していただきたいと思っております。

それで、セラピーロードの利用者が大変多く、かたらい亭やら、林望台というんですか、これがある中で、それぞれの利用者がゆっくり休めたり、休憩をとれるようなところという部分でも、赤松の小屋もその視野に入れていただきたいと思っておりますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐澤産業課長。

産業課長（唐澤 孝男） かたらい亭とか、赤松の小屋も、利用者の皆さん、休んでいただいている実態があります。そのことで、特に赤松の小屋につきましては、トイレの利用が一番多いわけですけど、小屋のベンチの部分とか、外にもテーブルつきのいすを用意させていただきました。こんな中で、主な人は、一番多い利用の方は、どんどん、もうウオーキングで休まずに歩いていく人が一番多いんですけど、中には途中で休憩をとる方もいらっしゃいますので、そんな形で、赤松の小屋もかぎは開放して、自由には入れるような状態とはなっていますので、そんなことで、さらに利用できるようにPR等していきたいと思っておりますので、そんなことでよろしくお願ひしたいと思っております。

議長（原 悟郎） 1 番、加藤議員。

1 番（加藤 泰久） 利用者が、なるべく使いやすい状況をつくっていただきたいと思っております。

もう一つ、私が気になりましたのが、このセラピーロードに入るところの車どめが、以前の鉄骨の車どめから、今度、石を置いた車どめになっております。しかしながら、先日、間伐でヒノキを間伐したわけでございますが、そこに作業車、もしくはトラックが入ったときに、それが邪魔なゆえに、重機を使って移動して、その中に車が入っていくというような状況がありました。しかし、セラピーロードは、多くの人が入ったり、また、花火等のときに火災というようなことも想定される中で、あの石を車どめで置いちゃうと、緊急車両等が入るときにはどうなるのかと、そんなようなことを思いまして、美観だけを重視するんじゃなくて、あの車どめはどのような考えのもとで設置されたか、答弁をお願いします。

議長（原 悟郎） 唐澤産業課長。

産業課長（唐澤 孝男） やはり、入り口の車どめについては、一番は美観的なものでございます。ただ、重量的には、大人の人でしたら1人で持ち上げて外すことは可能です。重機を必要としません。そんなことで外せます。それで、緊急自動車等もそういうことで入れますし、入り口も何カ所もありますので、そういったところから入っていただくということで、可能だということで考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 1 番、加藤議員。

1 番（加藤 泰久） 私も、石でありましたんで、重くて自分ではかってみることもで



きずに、ちょっと人力で移動できるということになれば、問題はないかと思えます。ありがとうございました。

続きまして、大芝の湯の入浴客について質問させていただきます。

最近、大芝の湯によく行かれる人より、最近、入れ墨の人が以前よりも増して多くなったという話を聞きました。以前、同僚議員からも質問がありましたが、依然改善されているどころではなく、余計、入れ墨の入浴客がふえるといったような状況であります。

そこで、私も、ちょっと大芝の湯の入り口に行って、入れ墨禁止なんて書いてあるかどうかと思いながらも見て、その看板の中には、反社会的なというような言葉を使って、理解しがたい言葉でされておりましたが、これ、入れ墨のお客さんお断りとかいう看板というものは立てられないものでしょうか。入れ墨という言葉が差別語になるのか、そこらのところをお尋ねしたいと思えますが。それで、今その現状の中で、大芝の湯が、そういう入れ墨のお客さん等についてどのように対応しているか、そこら辺を質問いたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 大芝の湯につきましては、気持ちよく利用していただくということが一番だろうというふうに思っておるところであります。大芝の湯の表示といたしましては、反社会的、暴力団もしくは反社会的勢力、あるいは泥酔者、他のお客に迷惑をかける人の利用を禁止という表示につきましては、入り口や中に掲げておるところでございます。

入れ墨の禁止これは掲げるかどうかという問題でありますけれども、一般的には、暴力団もしくは反社会的勢力というような言い方ということをお願いしているところでもあります。今、入れ墨につきましては、タトゥーと呼ばれるような、若い皆さん、かなりおやりになっている人もあるようでありますので、一概に入れ墨という理由で断るということはなかなか難しいのかなというふうに思えますし、ただ、そういった表示をいたしましても、入れ墨につきましては、入浴をしてみないとわからないという状況もあるところでもあります。これは、どんな部分についても共通しているところでもあります。

そんなことで、検討した経過はありますけれども、トラブルの原因となるような強い対応というのはできるだけ避けたほうがいいだろうという、こんな弁護士の見解もありまして、今の表示に入れ墨という部分はないところでもあります。入浴等につきましては、それぞれケース・バイ・ケースで対応していかざるを得ないという状況になりますので、そんな点はぜひ御理解をお願いしたいと思います。迷惑行為、こういったことがあるようであれば、その都度対応していかざるを得ないということでもあります。そんなことはお願いをいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、加藤議員。

1 番（加藤 泰久） 私は、みはらしの湯だとか、箕輪の温泉施設については、行って、調査したわけでございませぬが、その辺は入れ墨の方が行きにくい、大芝の湯へ来たら全然問題ないというような形の中でふえているというように考えております。そうした中で、当然、脱衣所では裸になるわけでありませぬので、そのときとか、また入浴、風呂から上った後、入れ墨のある方、これは、今流行の片腕にちょっとタトゥーで、ファッションで入れているような方は対象外でありますけれども、そんなときに、まさにこれは入れ墨だというような方がおられまして、先日も、年配の方と若い衆が3人ばかりそろってきて、洗い場にいると、その周りにはもう人がいなくなっちゃう、そういう状況でありますので、入浴の子供

や若者に悪い印象を与えるし、大芝の湯のイメージダウンにつながると思いますので、そういうお客さんが脱衣にいるというような状況でしたら、支配人、もしくは男性、大芝の湯の職員が行って、ぜひとも今後は、きょうは入ったものに関してはしょうがないので、今後は入れ墨の方は御遠慮願いたいというような、やわらかい言葉でお断りをする、そのぐらいの対応が必要じゃないかと思っておりますので、ぜひそのような形で進めていただきたいと思います。

続きまして、学校林の考え方、あり方について御質問いたします。

大芝には学校林があり、昔より多くの中学生が携わってきました。私たちも作業に行き、思い出があります。また、それによって、大芝に愛着がわいて、今、学校林はどうなっているのかというような興味もわくところでございます。現在は、中学1年生約150人が、年に1回、総合学習として大芝高原宿泊合宿に取り組んでおり、学校林作業では、作業内容としては、枝打ちをした枝の搬出作業に当たっているようであります。また、午後には、飯ごう炊さん、オリエンテーションなどを体験しているようであります。

以前は、田植え休みや稲刈り休み等があり、子供が農作業の一員として手伝ってまいりましたが、機械化や社会状況の変化により、中学生も、かまやのこぎりを持って作業する経験が少なくなっております。学校の学習の一環として盛られるような昨今でございます。

現在の学校林においては、樹木も大きくなり、枝打ち等の作業は、中学生においては無理と思われ、また、下草も少なくなっております。長く続いた伝統行事でもあります。ぜひ続けていただきたいものだと思うところであります。

今回の教育大綱にありますように、郷土を育む総合的な学習というような中で、そういうものを教育大綱の中では目指しております。ぜひとも、この行事を継続するためにも、いろいろな方策を考えて、広葉樹の植樹とか、ほか、何とか作業をしながら、大芝の思い出、学校林としての大芝に愛着を持っていけるような事業をしてほしいと思っておりますが、教育委員長さんのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

三澤教育委員長。

教育委員長（三澤 久夫） 学校林の考え方、あり方との御質問です。

中学校では、ふるさとである南箕輪村を大切に思う気持ちを養うため、御指摘のように、1年生は大芝高原宿泊学習、2年生は職場体験学習、3年生は私たちのふるさと南箕輪として、3年間を通して、村にかかわる学習を行っております。

御質問の学校林につきましては、御承知のように、大芝高原みんなの森の中の村有林の一部4.82ヘクタールが学校林として指定されております。中学校が昭和20年に開校して以来、昭和39年までは、生徒によるカラマツ、ヒノキ等の植樹作業が行われていました。その後は、社会学習や環境教育の一環として、毎年、林内の下草刈り、枝打ち作業等の育樹活動が受け継がれてまいりましたが、途中、平成12年から始まった県みんなの森整備事業を契機に、学校林活動が休止となり、平成22年度の学校林の再指定をきっかけに育樹活動が復活したところ です。

本来ならば、先輩たちが守り育ててきたふるさとの森の中で、さまざまな活動をしながらその森を守っていく活動は、生徒たちにとって大きな意味があると考えますが、近年では、カリキュラムの関係上、なかなか困難な状況もあります。また、作業になれない現代の子供たちや先生方ですので、大芝高原森林自然保護の会の方々などに御指導いただきながら、1

泊2日で行う大芝高原宿泊学習のうちの半日を学校林作業として、御指摘のように、枝打ちした枝の運搬作業等を主に行っております。時間確保が困難で、十分な整備ができない現状ではありますが、この村に生きる生徒たちにとっては、大きな意味がありますので、今後は、親子、PTA作業計画に入れたり、あるいは職場体験の一環として取り入れる、そういったことも視野に入れながら、さまざまな分野の方々のお力をおかりしながら継続していきたいと考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、加藤議員。

1番（加藤 泰久） ぜひとも大変、学習時間も、いろいろで少なくなっているところではありますが、子供たちのよき思い出に、また大芝の一層愛着を増す行事だと思っておりますので、ぜひとも継続をお願いするところでございます。

続きまして、経ヶ岳バーティカルについて質問をいたします。

1回目の大会の反省の対応はということであります。

昨年は大勢の参加者があり、大成功に終わった大会でございますが、競技としても高く評価を得ております。この中で、第1回目の大会の後、日本スカイランニング協会が、スカイランナー・ジャパン・シリーズの第1戦として認定してくれておるということでございます。これは、ランニング連盟が定めた国際ルールを満たした国内山岳レースが五つある中の一つというふうに考えるところでございます。それゆえに、大変、コース的には難しいコースではあるとも思うところでございます。

成功裏に終わりましたが、多くの課題も残したところでございます。ことしは、その課題、反省事項にどのように対応しているのか。それで、またこの第2回大会、これ、第1回は総務課企画がやったわけでございますが、第2回大会、これは担当課はどこが担当するのか、お聞かせ願いたいと思っております。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） バーティカルリミットについての御質問であります。

昨年からは始めましたバーティカルリミット、ことし第2回ということで、5月21日に開催する予定としております。昨年は、900人近くの皆さん、村内外、県外の遠くからもおいでをいただき、成功裏に終わったところであります。

その中で、幾つかの反省点も出されてきておるところであります。そういった反省点を、ことし、どう生かしていくのかという、そのことを今検討しながら対応しておるところであります。主な部分につきましては、情報の共有、スタッフ間の問題というのがあるわけがあります。また、各施設の案内だとか、距離標示とか、いろんなアンケートの中で問題点も出されておるところであります。一つ一つ、そういった面を解決するように検討しておるところであります。全てを完全にとすることは大変難しいところがありますが、できるだけ気持ちよく参加していただけるように、そんな大会になるように努力はしてまいります。また、いろんな部分につきましては検討もしておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 担当課は、ことしはどこになるのか。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 観光協会が主体ということで、実行委員会の部分でやっていき

いというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 1 番、加藤議員。

時間が少ないので。

1 番（加藤 泰久） 去年の反省のもとに、第 1 回大会より第 2 回大会、ことしがすばらしい大会になることを期待するところでございます。

続きまして、村民参加の方策はということでございますが、経ヶ岳パーティカルリミットを村の一大イベントとして育てていく上には、優秀選手の参加は望むところでございますが、村民の参加が不可欠と考えるところでございます。村民参加の方策は、どのように考えておられますか。

また、時間等も迫っておりますので、3 番目の各種団体の呼びかけ、これも村民参加の一つの要因かと思いますが、他町村のマラソンの類似イベントについては、子供から年寄りまでが、応援や給水ボランティア、多くの住民がかかわっておるところでございます。その中で、小布施町の町民マラソンですが、この辺は大変すばらしい大会であるというふうに聞いております。関係職員の視察等を行っているのか、また、観光協会会員、商工会、農協等、わくわくクラブ等の団体への呼びかけはどうなっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 村民参加は非常に大事なところであります。ただ、マラソンと違うところが 1 点ございます。山の競技でありますので、なかなかそういった部分では、沿道での応援というのが難しいこのことは、そういった御理解もいただかなければなりません。

今月号の村報に、ボランティアスタッフの募集ということで掲載をさせていただきました。大勢のボランティアの皆さんに集まっていただくことは理想でありますので、できるだけ働きかけはしていきたいというふうに思います。ただ、本村の場合は、どんな事業をやりまして、なかなか集まっていただけないという悩みがあるところであります。その辺を克服していかなければ、これはパーティカルリミットだけではなくて、いろんな分野で克服していかなければならない問題であるというふうに思います。観光協会の会員にも呼びかけをしてみますし、出店等につきましても、商工会を通じて行っておるところであります。ブースの場所や広さ、そういったところも、去年の反省を踏まえて、ことしはやっていきたいというふうに考えておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 1 番、加藤議員。

1 番（加藤 泰久） 時間も迫っております。

ことしの大会が大成功裏に終わることを希望して、次に進みます。

中央アルプス国定公園化のことが話題になっておりますが、200 名山の一つであります経ヶ岳も、中央アルプスの北端に位置し、中央アルプスの一端でございます。今後の参画の予定はどのようなか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 中央アルプスの国定公園化につきましては、検討が始まったところでありまして、本村もその構成員の一員として参加、加えていただいておりますので、今後の動向を注視していかなければならないというふうに思っております。

今、県立公園となっております。ただ、本村の経ヶ岳につきましては、これ、県立公園外の部分であります。したがって、大変難しい部分というのがないわけではありません。国立公園というのは、高山植物等々、いろんな要素もあるわけでありまして。経ヶ岳にはそういった高山帯を有していないわけでありまして。そういったことからすると、大変難しい部分もありますけれども、研究検討会の一員に加えていただきましたので、その中で、できるだけ経ヶ岳も国立公園の中に含めていただくような働きかけはしてまいりたいというふうに思います。県立公園と国立公園では、ブランド力がかなり違ってまいりますので、ぜひ中央アルプスも国立公園にしていけたらというふうに思っておるところであります。同時に、中央アルプスジオパーク構想というのもあります。そういったことも含めて、検討をしていくということになっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 1 番、加藤議員。

1 番（加藤 泰久） 経ヶ岳が、村外広く知れ渡るよう、PRできる機会をつくっていただきたいと思います。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

議長（原 悟郎） これで、1 番、加藤泰久議員の質問は終わります。

55分まで小休、少し時間を休みます。

休憩 午前 9時51分

再開 午前 9時55分

議長（原 悟郎） 一般質問を続けます。

4 番、丸山豊議員。

4 番（丸山 豊） それではお願いいたします。

議席番号4番、丸山でございます。

東日本大震災から5年が経過いたしました。今朝、テレビも見ておりましたら、テレビに出ていた方が、長かった、本当に苦しかった、辛かったというお話をされておりました。でも、本番は、本当にこれからだという、そういう意気込みがありました。早目に復興していただけることを、こちらのほうからも期待したいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

南信工科短期大学校開校についてということでお願いいたします。

ことしの4月より、待望久しかった南信工科短期大学校が、多くの皆さんの御尽力によって開校されることになりました。村のキャッチフレーズ、保育園から大学院までの中に、新たに短期大学校が加わったことは、教育環境のさらなる充実として、南箕輪村のイメージアップに大きく貢献してくるものと考えます。地域の、特に地元の学生が、地元企業に就職し、地元産業の物づくりに貢献できる姿は、まことに喜ばしい限りでございます。

また、地方創生の実際の取り組みが始まるこの年に、工科短期大学校の開校、第1期生が入学されることも、意義深いことであると思います。さらに、村では教育大綱が決定され、専門性ある教育を受ける環境づくりに努めるとしております。

村の地籍に開校される学校に、村出身の多くの学生に学んでほしいと思いますが、村長の期待度、また地元大学校に専門性ある教育を受ける環境づくりに、どのような方策、協力などを考えておられるか伺います。行政がやらなければいけないことは何なのかを伺います。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 4番、丸山豊議員の御質問にお答えをいたします。

南信工科短期大学校開校についてという御質問であります。

御承知のとおり、この4月から、南信工科短期大学校が開校することとなりました。村にとりましては本当に喜ばしいこと、村にとりましてというよりも、南信地域全体にとりまして本当に喜ばしいことでもあります。工科短大には、機械生産技術科、電気制御技術科、二つの科ができるところでありますし、それに加えて、6カ月の短期課程の機械科も設けられておるところであります。

どういう期待ということでもありますけれども、まずは物づくりという点では、本当に期待をしておるところであります。今、この地域におきましては、有効求人倍率も回復してきておりますし、企業側も若い人材を募集しておるところであります。しかし、上伊那地域全般、上伊那地域にとどまらず、多くの地域では、若者が県外の大学に進学し、そのまま都会に就職するケースが多くなっているところでもあります。そういった皆さんを、地元の大学やら、短期大学校で学んでいただく、このことが一番大切なことかなというふうに思っておるところであります。そういったところで学んでいただき、地元の企業に就職して、活躍していただく、このことが地域の経済の活性化のために本当に重要でありますし、望ましい姿というふうに思っておるところであります。なかなかそういうふうにはいかない部分もあろうかと思えますけれども、できる限り、そういったことを訴え続けていきたいなというふうに思っておるところであります。

村の協力の仕方ということでもありますけれども、環境整備面では協力をしてきております。大型農道の歩道等々につきましても、短大側の要望等踏まえて、してきておるところでございます。

産業界でも、南信工科短大振興会という組織もつくっておるところであります。そういったところにもかかわりを持ってまいりたいというふうに思えますし、上伊那地域若者人材確保連絡協議会という協議会も発足をしております。そういったところも働きかけというものも必要ではないかと思えますし、いわゆる高校等への働きかけも重要だというふうに思っております。そんなことはできるのではないかなというふうに思えます。

また、同時に、キャリア教育ということが盛んに言われるようになってまいりました。これ、高校生含めてのキャリア教育ということを考えておるところであります。新年度予算の中にも、コーディネーターの設置費用を盛りさせていただいたところでもあります。こういったことを通じて訴えていきたいなというふうには考えておるところであります。

本村のみならず、上伊那地域、広域連合を含めて、こういったことを検討、研究していく必要があるというふうに思えますので、そんな点は広域連合でも一致した考え方を持っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

本村の場合では、おくれればながらでありますけれども、キャリア教育のコーディネーターの予算も計上させていただきましたので、そういった中で、若者が地元に残るような、そんな施策をしていくことができるといふふうに思えますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4 番（丸山 豊） 村勢要覧を見せていただいておりますと、かつては900億を超えておった村の工業出荷額、これがリーマンショックだとか、海外シフトなどによって大分下がってきて、今647億という。これが、25年は596億という600を切って、地方創生のこの数字上の目標値からいきますと、627億という数字を平成31年にということ計上しておりますので、このとおりに進んでいけばいいのかなという印象を持ちますけれども、担い手の心配だとか、いろいろあると思いますが、10年先、20年先を見据えた技術者の養成というのは急務だと思いますので、ぜひ協力して、行政としての協力をしていただければと思います。

上田にも同じ大学が先行してあるわけでございますけれども、上田の短期大学校というのは、就職率100%ということでございます。私どものところも、これから卒業生を出していくということであろうと思います。

私が、たまたま小規模事業者、今、村長もおっしゃられた産業界のことは、どの程度の規模の会社を対象としておられるか、ちょっと私はわかりませんが、まことに少ない小規模事業者の社長様たちからのお話を少し聞いてみますと、自分たちの会社に就職していただけるのかどうか、実はわからないんだよという、こんなような話を伺いました。確かに、手も真っ黒になるぐらいの、そういう旋盤だとか、プレスだとか、そんなものを扱うような会社の人たちにしてみれば、もしかしたら短期大学校というのはどういう存在になるのかなというのは、私も話を聞いてみて思ったところでございます。でも、今言われたとおり、地元で貢献できる学校をとということでもありますので、ぜひ行政としての協力というか、それを惜しまないでいただきたいと思います。

今の小規模事業者に対してというか、本当に少人数の会社に対して、村としてどんな協力というか、村長として、そんな社長様たちから、何か声を聞いたことがあるかどうかという、ちょっとそこのところだけ聞かせていただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 小規模事業者の社長の皆さんからは、そういう話はお聞きしておらないところであります。ここで学んだ皆さんがどういった企業に就職するかというのは、これからの問題であります。本当に、まだわからないところであります。いずれにいたしましても、物づくりの担い手をつくっていくということでもありますので、地域に対しては、大きな期待があるというふうに考えておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4 番（丸山 豊） 広域の話も出ました。リニアだとか、三遠南信とかいうことで、リニアなんかはもう11年後という数字というか、年が決まっておりますし、三遠南信はもう少し、相当おくれるかもしれませんが、観光面においては確かにリニアは有効なあれかもしれません。ただ、三遠南信については、この物づくり上伊那というのは、非常に発展させるだけの、そういう三遠南信とのつながりを持った三遠南信道路というものになると思います。それは11年後以降の、多分20年ぐらいの間にはできてくると思います。静岡とか、愛知、三河、遠州ともつながった工業とネットワークみたいなのが、必ずや確立化されるものと思います。そんなのを期待を込めまして、次の質問のほうに移らせていただきます。

平成27年度の不登校在籍率は減少したかということについてお伺いいたします。

学校自己評価の取り組みについてを1点目の質問にさせていただきます。

この質問につきましては、実は12月の議会において、私は、平成25年度、26年度の不登校在籍率について、国、県レベルの2倍の数字を示している説明を村側から伺いました。そのとき、平成27年度上半期の数字を答弁されたところでありましたが、それからおよそ半年が経過して、今年度の数字が読み取れる時期となりましたので、中学の平成27年度の不登校在籍率と、昨年度と比較してどういう変化があったのかをお伺いいたします。

また、いじめ、不登校についても、いじめ防止対策推進法に基づく取り組みを、誠心誠意対応されている答弁でありました。先生も、担任するクラスに不登校の生徒が1人でもいると心を痛めるとのことでありました。しかし、子供にとっては、たった3年間の多感な短い中学校生活であり、辛い悲しい思いで過ごすことになってしまうことは非常に残念でありますし、憂慮するところでもあります。

今回は、不登校における学校自己評価の視点で、ここ数年の傾向について、前回説明いただいた取り組み対応を、どういった観点で、成果、課題、改善策等をまとめられたのか、お伺いいたします。前回のときは、取り組みをお願いしますということで、取り組みを御披露していただいたんですけども、今回、それをどうやって、成果、課題、改善策としてまとめているかというところをお伺いいたします。

それと、先日説明のあった補正予算上で、中間教室支援員、心の教室相談員に不用額が生じていることは、十分な取り組みが果たされなかったとも思えるが、いかがでしょうか。これ、減額理由は、委員会の席でも聞きましたけれども、実は、この結果において、かかわる支援員さん、相談員さんがいなくなって、取り組みが果たされなかったんじゃないかという、そちらのほうをお伺いするところでございます。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

三澤教育委員長。

教育委員長（三澤 久夫） 最初に、不登校在籍率についてですけれども、昨年度との比較についての御質問についてお答えいたします。

南箕輪中学校の不登校在籍率につきましては、昨年度は26人で、5.42%でした。今年度は、1月現在で20人、4.25%で、全く登校できていない生徒さんが1人おります。12月の議会の答弁の時点では17人でしたので、3人ふえている状況ではありますけれども、昨年度に比べると、現在のところ6人少なく、1.17%の減少となっております。年度末までにまだ日が若干ありますので、欠席日数の関係で、あと数人はふえそうな状況ですので、結果的には昨年度並みの数値になるのかなというふうに心配しております。ただ、30日という数で切るとそういうことなだけけれども、中身を見ると、ずっと固定して不登校じゃなくて、改善傾向もかなり見られる。半数近くの子供たちは改善傾向が見られるというふうに考えております。

先日、私、中学校へ行って、教頭先生に、もう一度、どんな取り組みをされているのか、確認してまいりました。中学校では、不登校の子供たちに対して、不適應支援コーディネーターという先生を1名、県費の先生ですけれども、その方を指名している。それから、県費のソーシャルワーカーが週に3日ぐらい来てくださっている。それから、村費で、相談室とか、中間教室の先生方がおられると。この中間教室の先生方は、毎日、午前中、家庭訪問



をして、そして子供たちと行き合ったり、あるいは、直接話をしない子もいるようですが、その子には筆談でもって意思疎通を図っているとか、そういったことも聞いてまいりました。また、このほかには、村の教育相談室の先生方もかかわっております。こうした先生方のほかにも、養護教諭だとか、各学年で、こういった担当の先生1名ずつ、それから担任を交えて、週に1回は不登校支援小委員会という会合を開催して、子供たち一人一人について、情報交換をしたり、指導方法の検討をしているという現状です。こういった対応をとっているおかげで、これ以上の不登校生徒がふえなんであるということと理解しておられるようです。実際は、まだ予備軍というか、現級には行けないけれど、学校には来て、相談室に顔を出している。けども、現級にはなかなか行けないと、そういう子供さんもおられるということで、今そういった対応をして、何とかそれを未然に防いでいるということのようです。

なお、不登校生徒に対する対応というのは、これ、個別指導というか、個別対応が主になりますので、中学としてはもっと人が欲しいというふうで、保護者なんかからも、小学校のときは割かし手厚くしてもらったんだけど、中学に行ったらそれが心配だという保護者もおられるようです。また、中には、こういう先生方も、毎朝、子供たちを迎えに行くんだけど、それを当然と思っているそういう親もいると。何かそこで一言、ありがとうございますだとか、そういった気持ちを感じられれば、また先生たちもまた頑張るんだけど、それを当然と思っている親もおるといふことのようにです。ほとんどの不登校を持つお子さんの親御さんは、きょうは休むと学校に連絡があるようなんですけども、中には、連絡もないと。そうすると、こういった先生方が確認のために家庭訪問をしているという状況のようです。

なかなか、前回も言いましたけれども、不登校問題、人をふやしたからといって、すぐにそれが成果につながってくる問題ではないかなと。数だとか、率ばかり言っていたら、成果主義ですね、そういったことを幾ら言っても、なかなか解決にならないと。ぜひ、ともに考える、そういうお気持ちで御協力いただきたいと思えます。

それから、評価ですけども、ちょっとこの御質問の意図がよく、意味がわかりませんが、これはあれですか、教育委員会としてのあれですか。

議長（原 悟郎） ちょっと、委員長、まだ評価のほうまで質問は行ってないんじゃないかと思いますが。

教育委員長（三澤 久夫） これで結構だと思いますけれども。後段で述べられたことは、全く同感でありますので、よろしいですか。

議長（原 悟郎） 丸山議員、もう一度質問してください。

4 番（丸山 豊） じゃあ、席に戻ってください。済みません。

なかなか理解していただけて申しわけないです。

でも、今言われた、12月議会でお話しいただきたかったことを今また述べられておりますので、12月議会のときに今のような御答弁をしていただければ、もっとよかったのかなというふうな気もいたします。

もっと人が欲しいということと、実際に今、補正予算のときにさんざん申し上げたんですけども、人がどんどんどんどん減額されているような状況になっているということも理解してくださいと。

それから、成果につながらないから、余り、そっと見といてくれという、そんなような言い方をされるということは、私どもに質問するなという、そういうことにもつながってしまいますので、こういう場で皆さんに聞かないと、村民に伝わっていかないんですよ。だから、私はそういうことを、初めは、いじめ、不登校について、そのいじめについてをもっと真剣に12月は聞きたかったんです。そしたら、いただいた資料がとんでもない不登校の数だったから、それを重点的に、たまたま12月議会のときは不登校のほうへ焦点が合ってしまったということ。

結果的に、今そんなようなお話になってしまいましたけれども、多分、今、委員長さんが評価のところはどうだこうだと言った問題は、2番目のところに、学校自己評価の視点で、ここ数年の傾向について、12月に議会で説明いただいた取り組み対応をどういった観点で、成果とか、課題、改善策にまとめておられるかという学校自己評価の取り組みを教えてくださいと言っているわけなんです。これは、中学が、三つの学校がありますけれども、うちの三つの学校から、多分出ている、私が教育委員会からいただいたのが、中学校学校アンケートのまとめということで、実は、これがもしそうだとしたら、学校の自己評価になっていないんです。

それを今回指摘したかったんですけれども、今ちょっとそういうお話になってしまったものですから言わせていただきますと、前回のときにああいう御答弁をいただいたものですから、私は、やっぱりちょっとおかしいんじゃないかということで、もう少し詳しく調べてみたんです。学校自己評価というか、そういう制度があるわけなんです。文部科学省が平成二十何年から出していて、長野県の教育委員会では、積極的にこういうふうにしたらどうですかという冊子までつくって、ホームページ上で公開しているわけなんです。手順と方法から、みんな書いてあるんです、PDCAまでまとめて、こういうふうにやったらどうですかと。だから、この方式云々については、私はとやかく言いません。それは、私のいただいた資料のほうも、それは学校内の自由な書き方でよろしいかと思うんです。

だけど、うちの学校の資料は、そういうふうになっていないんです。学校アンケートのまとめということで、ちょっと、これ、もう2番目のほうへ入ってしまいますけれども、楽しく学校に行っている、これが不登校のところに対する評価項目になるんです、うちの村でいうと。だから、これがPDCAという評価のところには当てはめていって、それで問題点を出して。事務事業評価のやつ、この間、委員会でも、事務事業評価の話をさせていただいたんですけれども、教員住宅の問題だとか、それから海外へ行く人材育成の話、これが事務事業評価の中で、評価委員さんのほうから出ておったんです。それについて、やっぱりああいうようなものが出てくると、いろんな議論ができるんです。

今回も、この学校自己評価についてどういう取り組みをされている、12月議会で取り組みされたことを御披露していただいたものですから、その取り組みが、どうやって成果とか、課題、それから改善策、向上策につながっているかという、それを私は聞きたいということをお聞きしたいです。だから、それができているかどうかをお願いいたします。

議長（原 悟郎） 三澤教育委員長。

教育委員長（三澤 久夫） 学校自己評価については、議員も御承知の内容のようでありますので、その中身が、またこういうふうに変更してほしいというような要望があれば、また

学校側に伝えます。ことしのところはこういった内容でやってきているということでありますので、御承知おきいただきたいと思います

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） 御承知おきいただきたいと言われても、私もちょっと困るんですけれども。

たまたま私がいただいた資料の中で、南箕輪中学校学校自己評価というのを勝手にまとめてみますと、評価項目というのは、楽しく学校に行っているかという、これ、伊那市の小中学校、みんなやっているんです。こういうような、伊那市の場合、たまたま春富中学校の例をとりますと、問題行動、不登校への対応、こういう評価項目になっていますし、東部中学も集団不適応、不登校生徒への対応というふうになっています。評価の観点でいっても、私がたまたま整理しますと、支援を要する生徒に対して、状況に応じた支援ができたかとか、不登校への予防的対応ができたかとかいう、こういう評価の観点をまとめ上げて、それを、あと、成果と課題、これ、中学で一生懸命、多分アンケートでまとめた数字を表にまとめてくれています。これ、3.1というのは、この5年間ほど、職員の評価も3.1なんです。それで、保護者の評価も3.3から3.5の間、一番悪いというのは2.9というのがあったんですけれども、これが成果と課題の中で出てきまして、アンケートの結果でまとめ上げると、家庭との連携だとか、支援体制、相談体制、それから集団に入れたい生徒や迎えに行かないと登校できない生徒とかいって、先ほどの委員長さんのお話が出てくるわけなんです。それに、改善策とか、向上策とかいうのが出てきて、気軽に相談できる体制を進めるとか、本当にありきたりのような言葉なんですけれども、これを学校の先生同士がまとめているんです。PDCAというサイクルを使って、まとめ上げているんです。

だから、取り組みを、こういうような格好で学校がやってますかということだけれど、今のお話を聞いていると、何か、そういうふうにはできていないということでもありますので。

2番目の質問も同じことというか、ちょっと私も心配したものですから、2番目に先に入らせていただきますけれども、この自己評価は公表が義務づけられており、公表が義務づけられております。設置者への報告も義務づけられているが、そのようになっているかお伺いいたしますという質問をしております。設置者である教育委員会は、この報告を受けて、どう対応したかをお伺いいたしますと。結局、今、初めから崩れちゃっているものですから、この答えまで多分わからないんですけれども、これからやっていただけるということになるんですか。ちょっと、そのところだけ聞かせてください。これから、まとめ上げるとか。

議長（原 悟郎） 三澤教育委員長。

教育委員長（三澤 久夫） 教育委員会の報告の件についてですけれど、各学校で集計した結果、学校で分析、考察を加えて、アンケートのまとめということで作成して、これは各学校で学校評議委員会を開催し、その内容について報告するとともに、保護者宛てに、これは情報提供しております。教育委員会としても、この結果を毎年受け取っております。そして、学校評議委員会への報告だとか、保護者への情報開示等について、引き続き対応をお願いするとともに、全体の考察を踏まえた対応をしっかりとるようにというように、学校長を通じて、指示はしております。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4 番(丸山 豊) その資料も、私、同じようにいただきまして、見させていただいて、先ほどの話になっていきますから、少し、若干、私の求めているものと違いますし、長野県の教育委員会が求めているものと少し違うと思いますので、また御検討していただいて、うちの小中学校がそういうものに合うようだったら、そういうような格好で進めていっていただいたらどうかというふうに思いますので、お願いいたします。

議長(原 悟郎) 三澤教育委員長。

教育委員長(三澤 久夫) また、それじゃあ、そういった旨、学校のほうへ、検討するように指示をしたいと思います。

議長(原 悟郎) 4番、丸山議員。

4 番(丸山 豊) それでは、3点目のほうへ移らせていただきます。

ネットいじめの対応の取り組みについてということで質問させていただきます。

実は、この質問は、12月議会で割愛させていただいたものですが、学校側からいただいた資料は先ほどの資料です。いただいた資料で気になる部分がありましたので質問させていただきます。

法律では、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策も記されております。ネット上のいじめにかかわる情報の削除を求め、さらに発信者の開示について、法務局などの協力も得ることができるようになっております。

1点目の質問です。

我が村の児童生徒の情報端末機器、携帯電話だとか、スマートフォンなどがありますが、所持率はどのぐらいか、お伺いいたします。県平均との比較はどうでしょうか、お願いいたします。簡単で結構です。

議長(原 悟郎) 三澤教育委員長。

教育委員長(三澤 久夫) 現在まで、小中学校で、そういった携帯電話だとか、スマホ等の情報端末機の所持について調査はしておりませんので、詳しい数値は把握しておりませんが、県の教育委員会が行った平成27年度の調査結果を見ますと、インターネットを利用できる環境、これは携帯だとか、スマホ、メディアプレーヤー、ゲーム機、パソコン、そういった物が含まれますけれども、その割合は、中学生で94.3%となっておるということで、平成26年と比較した場合、中学校で7.5%の増となっているというふうに示されております。

こうした結果から、本村でも同様の所持率ではないかなというふうには思われます。

以上です。

議長(原 悟郎) 4番、丸山議員。

4 番(丸山 豊) 全国学力・学習状況調査を毎年やられていると思うんですけども、その資料を調査する中で出てくるんじゃないでしょうか、この数字は。

そのところの数字が、私が調べたところによると、長野県は、持っていないという中学生は37.7%になっているんです。それで、これは、長野県がこういう数字を出しているということは、南箕輪の三つの小中学校があるんですけども、中学はもうそれなりの数字を報告しているんじゃないかと思うんですけども、学習状況調査の中にこういう調査がありませんでしたか。そのところだけお答えください。

議長(原 悟郎) 征矢教育長。

教育長(征矢 鑑) 御質問の中身ですが、これはもちろん入っております。調査の対

象に、項目にあります。

よろしいですか、これで。

議 長（原 悟郎） 4 番、丸山議員。

4 番（丸山 豊） 入っているんだったら、何で言っていだけないんですが。うちの、長野県のところの持っていないというところには37.7%という、携帯、スマートフォン等の通話やメール、インターネットをする時間として、これを調べている中で、持っていないという項目があるんで、37.7%になっているんです。余計なことなので結構なんですけれども、37.7%で、これうちの南箕輪の中学はじゃあ何%かなというのを、うちの村から報告した数字というのはないんですかということなんです。

議 長（原 悟郎） 征矢教育長。

的確に答弁してください。

教育長（征矢 鑑） 学校として独自に調査ということで受けとめていたものですから、答えがそんな答えになってしまいましたけれど、本村の中学生も同じような傾向で30%台、私の見た数字では33%ぐらいと記憶にあります、そのぐらいの率でございます。

議 長（原 悟郎） 4 番、丸山議員。

4 番（丸山 豊） わかりました。

30%ぐらいということで理解して、2番目のほうの質問に移ります。

学校内で、今までに無料通話アプリ、インターネット裏サイトなどについての相談があったか。それに、スマホだとか、ネットを介した人間関係が危惧されており、トラブルも起きている。これ、学校から出てきた資料にそういうふうなのが載ってます。これについて、差し支えがなければ、まことに簡単で結構ですけれどもお話ししていただくのと、これの広がりがあるかというのをちょっと御説明していただければと思います。

議 長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） ちょっと連絡不徹底で、うまく答えができなくて申しわけありません。

トラブルが中学校で1件ありました。これは、友達のをたたいてるところが動画になって出たということで、すぐ、これ、気がつきまして、対応しております。それから、該当学年は全員集めまして、担当のほうから、これはだめなんだよという指導をしております。

よろしいでしょうか。

議 長（原 悟郎） 4 番、丸山議員。

4 番（丸山 豊） わかりました。

インターネットとか、この無料通話アプリのトラブルも、ベスト3というのは、誹謗中傷から始まって、個人情報の漏えい、それから料金の請求、これがベスト3と言われております。もう、こういうことを防がなければいけないんですけれども、後の3番目のところで、また少しお話をさせてください。

ノーメディアデイというのがわかたけ通信に載ってました。実は、先ほどの資料にも載っていたんですけれども、この反応がどんなふうかというのを、いわゆるわかたけ通信に載っているのは、そういう子供の感想が載っていたんですけれども、これ、継続させていかなければいけないんじゃないかという気がしますけれども、御意見をお伺いいたします。

議 長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） 議員申されるとおりで、これ、継続性が必要だと思っております。ちょっと、ごめんなさい。もう一つ、何でしたっけ。

4 番（丸山 豊） 継続していただけるかどうかの御意見だけ聞かせていただければ結構です。

教育長（征矢 鑑） 当然継続していきたいと思っております。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4 番（丸山 豊） じゃあ、3番目のほうに、ぜひ継続していくということで、次の3番目も同じことになるんですが、ネットに対する取り組みについて、児童生徒にどう教えているか、お伺いいたします。

これ、実は新聞、信毎の報道から、1月の末に出ていた記事なんですけれども、佐久市の教育委員会が載っていた記事で、子供がみずから使い方を制限する方法を学校や家庭と一緒に考えるという、予防の抜本策にもつながってくるんじゃないかということなんですけれども、これについてどんなふうに教えているかというのをお願いいたします。

議長（原 悟郎） 三澤教育委員長。

教育委員長（三澤 久夫） 学校では、気になること、あるいはまずいなと思うことがあったら、すぐに学校へ相談してほしいこと等を学校だよりでお知らせしたり、学活のときに、そういった新聞記事を取り上げたりして、具体的に指導しているということです。

また、1年生を対象に、そういったネットに潜む危険性を理解させようと、伊那警察署の生活安全課の方に来ていただいて、お話をしていただいたり、PTAの会合でその都度、ネットについてのことを話題にして、家庭でも気をつけるようにというようにと呼びかけはしておるそうです。なお、平成28年度では、これは郡全体で、上伊那PTA連合会、それから上伊那校長会等とも連携して、各学年で、スマホ・携帯等誓約書、親子でもって携帯についての約束事を話し合っ、そして、それに署名すると、そういった運動をしようということで、現在準備を進めているというふうにお聞きしております。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4 番（丸山 豊） ありがとうございます。

今、そういうお話が多分出てくるということは、25年度から始まったインターネットの安全な利用に関する共同メッセージ、これは、県の伊藤教育長と、それからPTA連合会長さん、この方たちが一緒になって、共同メッセージというのを毎年出しております。27年も出して、その中には、今おっしゃられたような使い方のルールというのもきちんと記述されるようになっているということでありますので、ぜひお願いいたします。

また、それに加えて、スマホ18の約束とって、これ、結構有名な話なんですけれども、こういうこともまた取り組んでいただければ、同じことだと思いますので。

インターネットだとか、スマホについては、非常に技術的に難しい、もう大人でもなかなかついていけないという実態になっていると思います。ぜひ県の取り組みが、まだちょっと県の取り組みが遅いということのようなんですけれども、ぜひ、うちの村、市町村なんて余計無理なんですから、ぜひそういうところの協力を得るように、村の教育委員会から県のほうへ働きかけていただいて、余り悪いところへ進まないようにという指導をしていただければと思います。

次の質問に移らせていただきます。

教科書採択にかかわる問題についてということであります。

これ、実は、私も、平成24年の12月議会において、村の教育委員会の対応と採択理由の開示を質問した経緯がございます。実は、領土問題などがありまして、教科書の採用過程というか、採用する理由を教育委員会に求めたという経過でございますけれども、文科省では、この間に、検定基準の見直しを行いまして、教科書づくりに反映させてきております。特に、歴史教科書においては、領土問題では、尖閣、竹島を固有の領土と明記したとか、尖閣諸島に領有権問題は存在せずなど、社会の教科書全てに政府の統一見解ということで記述されたことは当然のことで、遅過ぎた対応ではないかと私は思っています。ただ、報道によると、教育現場に戸惑いも生じているとのことでもあります。今回、上伊那採択協議会でも、使用する教科書の採択理由を開示したことは、透明性を高める上でも、至極当たり前の結果だと思っております。

それでは質問ですが、新聞紙上をにぎわしております教科書閲覧謝礼問題に関するところで、上伊那の関係者で該当する方がいたかどうか、お伺いいたします。上伊那の会議で、また議論になったか、ならなかったか、お伺いいたします。メンバーである委員長さん、教育長さんのコメントをお聞かせください。

議長（原 悟郎） 三澤教育委員長。

教育委員長（三澤 久夫） 上伊那関係の該当者はどの御質問ですけれども、南信教育事務所を通じて、県教委へ確認しましたところ、2月13日の新聞報道の内容以外は、現在まだ調査中の案件であり、答えられないとのことでした。

また、上伊那の会議で議論にならなかったかの御質問ですけれども、報道が、会合の後のことでありまして、謝礼問題についての議論はありませんでした。

それから、メンバーである委員長、教育長の感想はということですが、そうした人物が教科書採択にかかわっていたとすれば、まことに残念であるということでもあります。

以上です。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） もしそのような事実があつて、教科書採択されているとしたら、これは遺憾なことであると思っております。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） 2月18日の社説で、信毎が書いております。県教委の教育長は、昨年11月の会見で、教員が教科書編集に携わることや謝金を受け取ることは問題ないと述べたと、述べられたことが非常に、本当にそうだろうかということで、社説のほうはあと続けておりますけれども、私も同じことが後に書いてあります。疑問なのは、この問題が委員の集まる県教委の定例会で議論されていないことだと。実は、私もこういうことを思っていて、県議会の議会のほうも気になって見ておりますけれども、出てきておりません。なぜなのか、これもわかりません。

2番目のほうに入らせてください。

上伊那の英語の教科書が変更になっております。27年度までは三省堂で、ことしからは東京書籍であります。主な理由についてお伺いいたします。専門家が決めることですから、決めたものには、私は全然意見を申し上げるつもりはございませんけれども、理由を少しだけ

聞かせてください。ちょっと聞きたいこともあります。

議長（原 悟郎） 三澤教育委員長。

時間が少ないので、的確にお願いします。

教育委員長（三澤 久夫） 御承知のように、中学の英語が、三省堂のニュークラウンか東京書籍のニューホライズンに変更となります。選定の理由が幾つかありますけれども、主なものは、教科の目標の配慮の観点からです。それから、二つ目は、生徒の学習活動への配慮の点から、それから、三つ目として、学習指導への配慮の点から、それから、四つ目として、全体的な特徴としてというようなことで、選定理由が述べられております。

いずれにしても、こうしたことは、今回、英語は6社から教科書が提出されて、その各学年にわたって調べることは、膨大かつ専門的な調査、研究に当たりますので、例年、学校の教諭を調査員として委嘱して、その委員会で答申のあったところにより、上伊那採択地区協議会に出していただいて、それを検討するというようなシステムで決まっております。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） 実は、この英語は、今回、今言われたようにニューホライズンで東京書籍になって、ついこの間までは三省堂のクラウンです。その前は何かというと、また東京書籍だったんです。長い間の中で、1回だけ三省堂が出てくるわけなんです。三省堂を4年間やってみて、これが失敗だったのかどうなのかわかりませんが、また東京書籍に変わりました。この変わった理由で、指導上の理由とかいうことであれば、私、何にも心配することないんですけども、継続性の問題とかいうか、子供たちが、ことし1年生に入る生徒は東京書籍で3年間は使えると思うんですけども、ことし2年生から3年生になる人、3年生から卒業される方というのは、教科書が三省堂から東京書籍にがらっと変わるわけです。今、委員長さんが申し上げた採択理由の中に、東京書籍を選定理由としましたよというこの中に、全てに書いてあるんです。3年間を見通して、スパイラルに学べる工夫がされていると、3年間を見通した4技能の育成が図れ、バランスよく学習事項が配置されていると、日常会話の題材が3年間を見通して配置されている。これ、どういう意味なんでしょうか。子供たちにとって、何か教科書が変わるということは、私、大変なことではないかと思うんですけども、何か指導上の理由で、こう変わらざるを得ない、何かそういうものというものはあるんですか。先生出身の立場からいって、ちょっと教えてください。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） 実は、ニュークラウンを採択したときの会議にも私は出ておりましたが、ニューホライズンのほうが優しい教科書であると、そういう表現を使われて、ほかの地区ではニュークラウンを使っているところがあって、大分、学力に差が出るんじゃないかというような観点からお話がありました。しかし、3年間使ってみて、やはり難しいということで、レベルが少し下がりますが、ニューホライズンのほうへ変わったと、そんな経緯があります。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

時間が少ないですから。

4番（丸山 豊） 難易度の問題か何かなんですか、難しい、優しいという。そうなんですか。わかりました。



ちょっと時間が押してしまったものですから、5番目のプロポーザル方式についてをお伺いいたします。

少し時間がかかっちゃうものですから、答えだけというか、聞いたことだけお答えください。

入札制度をなんですけれども、村では、競争入札だとか、随意契約で、契約行為の相手方を決めておるところでございます。今回、こども館の建設において、プロポーザル方式の入札が実施されたところでございますけれども、多様な入札方法の中で、企画、提案、技術提案として、より有効な手段としての入札方法でありましたが、今回、どのような点数によって決定されたかなど、財務課に伺ったところ、事業課での対応ということで、教育委員会が所管しているとのことであります。そして、教育委員会にて決定過程から結果までの開示を求めたら、公表しないというのが前提に出てきておりました。

公開請求まで、私はするつもりは全然ありませんが、幾つか質問させていただくというよりも、この2番目のほうのところに、評価項目だとか、評価点などを含む選定経過及び結果について、非公表はなぜなのか。この方式というか、いわゆるプロポーザル方式は選定過程がわかりにくいことから、公表することによって、村民に対しての公正性だとか、透明性を担保するものと考えてるが、どうなのかということでございます。

村長は、広域の入札で、ごみ処理施設が一般競争入札というか、総合評価方式でやられたのをごらんになっていると思いますけれども、そこには、きちんとした結果の公表がなされておったと思います。それで、現在も、こういうようなことをしなさいというのが、今もう国のほうからも来ているわけなんです。これ、もうずっと前から、どこの市町村もやっているはずなんですけれども、もしやってないとしたら、まことにおくれている団体としか言わざるを得ないと思うんですが、まず、このこども館がなぜ非公表にしてあるかという、この理由から教えていただければと思います。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 業者選定、入札事務等につきましては、私は一切タッチしないことにしておりますので、責任者であります副村長のほうから答弁申し上げます。

議 長（原 悟郎） 原副村長。

副 村 長（原 茂樹） 今回の入札の結果の公表でございますけれども、評価点のほうでございますけれども、価格だけでなく、技術点等含んで、総合的に判断する方式といたしました。そのことによりまして、場合によっては、落札できなかった業者の皆さんの技術力が、落札された業者より低いというふうに誤解を与えるおそれがあるということで、その部分については非公開というふうにさせていただいております。

議 長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4 番（丸山 豊） それがまたわからないんですけれども、別に名前だけ隠して。この間、村長、御存じだと思うんですけれども、たった2社でやったんですけれども、サクラグループとアルストロメリアだったか、そういうグループの名前で表示されて、点数が出ておった。だから、そのところだけ、別に黒く塗るなり、AでもBでも何でもいから、幾らでも公表ができると思うんですけれども、そういうことは考えなかったですか。

議 長（原 悟郎） 原副村長。

副 村 長（原 茂樹） 今回は、そういった形は検討してございません。

それから、来年に向けて、御質問もいただいた中で、プロポーザルも随意契約ということになりますので、これについては随意契約の中で公表していくということで考えております。

それから、いわゆる評価項目については、今回もプロポーザル、随意契約ですので、公示という形はとっておりませんが、各お願いをする企業のほうでは、その項目ということでは承知をいただいてやっているということですので、お願いいたします。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

時間がわずかです。

4番（丸山 豊） 時間が来ましたので終わらせていただきます。また次回に回させていただきます。

ありがとうございました。

議長（原 悟郎） これで、4番、丸山豊議員の質問は終わります。

ただいまから11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前11時05分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

2番、小坂泰夫議員。

2番（小坂 泰夫） 議席番号2番、小坂泰夫です。

この3月頭に、村民皆さんのもとに配られました村報3月号には、14ページに、村のご当地メニューの審査結果と、あとまた村報の挟み込みの大きな一面に、経ヶ岳バーティカルリミット開催についての紹介がされています。これらも使って、私からは、今回、大きく村の観光のあり方について、四つの点から聞いていきます。

一つ目、村の食の名物、食べ物の名物の検討についてお聞きします。

村報のご当地メニューのこの紹介ページにはこうあります。村観光協会では、村を挙げて、楽しくおいしく味わえる料理レシピをつくり、村を代表するご当地メニューの商品化を目指して云々と。ご当地メニューの商品化を目指してレシピを募集したというわけですが、ちょっと振り返りまして、村では、昨年、6次産業化検討ワーキングチームが作り上げました、まっくん学校給食カレー、レトルトパック、一人前、消費税込みで540円のレトルトパックを2,000食つくって販売した経過があります。そこで、まず一つ目の食の名物の前半の質問としてお聞きしますが、このまっくん学校給食カレーについて、どう振り返り、また今後についてはどう考えていますか。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 2番、小坂泰夫議員の御質問にお答えいたします。

観光のあり方につきまして、何点か御質問をいただいております。

まず初めに、まっくん給食カレーの質問であります。

初めに申し上げておきたい部分につきましては、本村には本当に名物と言われるそういった食がない、この悩みがあるところでもあります。飲み物もそうですし、ワイン関係もそうですし、そういったものが本当に乏しい村であります。そういったことをどうにか打開していかなければならないということで、いろんな検討も加えてきておるところであります。なかなかこの手の問題はうまくいかないという状況もあります。一番期待をしたのが、企業で行

っておりました山のヒラメ。これは、本当に私自身も期待をいたしましたけれども、企業の事情で撤退をしてしまったということで、本当に残念だなというふうに思っておるところであります。その点だけ最初につけ加えておきます。

まっくん学校給食カレーにつきましては、6次産業化の検討の中で、伝統の部分を踏まえて検討した結果、レトルトということで商品化をしたところでありまして、2,000食を製作いたしましたして、1,400食が出ました。残りが600食、1年で1,400食という部分で出たところでありまして、そういったことで、いわゆる農育だとか、食育を目的としたこの野菜カードも付加価値として添付いたしました。そういったことで、広く知っていただくという取り組みもしてきたところでありまして、また、2月18日の日でありますけれども、本年度につきましては、南箕輪村の日に、食育カードを添付して、学校給食カレーを村の関係施設全てで給食メニューとしたところでありまして、私自身も、養護老人ホームへ行って、お年寄りの皆さんと一緒に食事をしたところでありまして、おいしいと言って食べていただいた高齢者の皆さんのお顔を見て、本当にうれしく思ったところでありまして、コンセプトとしては、この部分につきましては評価できるところでありまして。

しかし、実際の商品化となると、それはなかなか価格面に私は大きな問題があるというふうに思ったところでありまして、レトルトカレーが540円で売れるのかどうか、これは本当に難しいところでありまして、大量生産でなければ、コストが下がってこないという難しい点があるところでありまして、そんな点もありまして、大変難しい問題だなというふうに改めてまた認識をしたところでございます。

レトルトの学校給食カレーにつきましては、今回いろんな検討を加えましたけれども、2,000食で終了とさせていただきたいと思っております。また、新たな部分へ進んでいければということで、考えていかなければならないというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 2番、小坂議員。

2番（小坂 泰夫） 次の質問に移りますけれども、今の村長の御答弁、まっくん学校給食カレーについては、とりあえず村で2,000食つくって販売したということに関して、そこから先はもうやらないというお答えだと思います。この後もちよっと整理したいので、次の質問、一つ目の後半の質問ですけれども、この村報、ご当地メニューです。今回のご当地メニューの記事には、村内外13人から33点の応募があり、結局、入賞した5作品を紹介されているわけです。それで、この5作品を決定、紹介した後、これらご当地メニューをどのように生かすつもりか、お聞きします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） ご当地メニューにつきましては、御承知のとおり、地方創生交付金事業により、メニュー開発事業として観光協会に委託して、事業を進めたところでありまして、御質問にありましたけれども、13名の方から33作品の応募がありまして、審査員、専門家も加えました審査の結果、5作品を入賞作品として選定したところでありまして。

問題は、これからが一番肝心なところでありまして、どう具体化をしていくのかということでありまして、まずは大芝高原内の施設で、試験的につくってみたいと、手応えがあれば、村内の飲食店の皆さんにも相談をしながら、広げていきたいというふうに思っております。

入賞作品以外の物につきましても、可能性があるんじゃないかというようなメニューもあ

りましたので、私自身はそういったものも一緒に検討していく必要があるのではないかと  
思っておるところであります。そんな点は、担当課にも伝えてあります。

また、一番、商品化として可能な部分といいますか、売り出していく部分といたしまして  
は、グランプリとなりましたリンゴと洋ナシのガレット、これ、リンゴ等につきましては村  
内産の物を使用しているということであります。

その中で、審査員として、そこそこ名の売れたシェフにも入っていただいたところであり、  
本当に高い評価をいただきました。一緒に商品化について考えたいというこんなお話もいた  
だいたところでもありますので、今後はその部分も含めて進めていければというふうに思っ  
ておるところであります。できるところから具体化をしていければというふうに考えておる  
ところでもあります。

今申しあげましたように、このリンゴと洋ナシのガレットにつきましては、何とか商品化  
までこぎつけたいなという、私自身の思いはあるところでもあります。

以上です。

議 長（原 悟郎） 2番、小坂議員。

2 番（小坂 泰夫） このご当地メニューの村長いわく、グランプリのリンゴと洋ナシ  
のガレット、これをできれば商品化に進めたいというお答えで。

まっくん学校給食カレーは、6次産業化検討ワーキングチームが発想して、事業化して、  
取り組みましたが、値段の問題、それで村長の答弁にありましたけれど、これを大量生産し  
て価格を下げるという決断というか、そういう分岐点というんですか、そういう割り切りが  
できないまま終わると。

それで、村長の答弁のとおり、この村は、農産物としては何かいろんなものがとれるよい  
条件の村であるからこそ、ある程度、一つというか、絞られた農作物や名物がつくられにく  
いんだという背景があるんだと思うんですけれど、今回のこのご当地メニューを募集して、  
つくったからには、できれば、ぜひ商品化に結びつけていただきたいと。それで、大芝高原  
内で試験的につくりたいということでもありますので、村長自身、村としても、これはまだ  
まだ模索している最中だとは思いますが、何かしら腹を決めていくしかないんじゃない  
かなと、私としては思いますし、せっかくご当地メニューで応募してくださった皆さんの御  
努力、それがまた無になってしまってもいけませんし、6次産業化の検討もされたワーキン  
グチームの努力もあるかと思うんですけれど、とにかくせっかくやっている事業ですので、  
これがまた頓挫するというふうに終わらないように取り組んでいっていただきたいと思いま  
す。これは要望で終えておきたいと思います。

二つ目、バーティカルリミットについての質問です。

この村報の挟み込みに、経ヶ岳バーティカルリミット、この5月21日に開かれる案内があ  
ります。昨年初めて開催したイベントですが、村内を含む全国各地からのランナー、アスリ  
ートが900名ほど参加した実績は、まずこの案内にもあるんですけれど、伊那谷唯一のトレ  
イルランニングレースとあるように、レースのイベントとしては喜ばしいほどの成功だった  
と思います。しかし、このイベントの性質上、山でやるレースということで、レース参加者  
のほかには、トレイルランニングによほど関心がある人でない限り、この会場を訪れた村民  
はほんの一握りだったという事実ではないでしょうか。

そこで、第2回を迎える今回は、このチラシにもありますボランティアスタッフ募集とい

うことで、その内容も書いてありますけれど、村観光協会ボランティアスタッフ募集を呼びかけ、今回第2回に限らず、ずっと続けていきたいイベントだと思いますので、今後このイベントがこの村に定着した暁には、村民の協力、あるいは村民の巻き込み方の理想像を、村長や観光協会はどのように考えておられますか。対比して、大芝高原まつりは、皆さん御存じのように、村民挙げて、多くの協力者のもと、協力組織のもと開かれておりますけれど、このパーティカルリミットが村に定着していった中で、村民の協力、村民の巻き込み方の理想像はどんなものなのか。村長、あるいは観光協会のお考えをお尋ねします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 理想像という御質問であります。

大芝高原まつりのお話も出ました。村民総参加ということで、今、定着してきておるところであります。こういった形になっていけば一番理想でありますけれども、この大芝高原まつりも、始めたときは、本当に村民総参加、こういう部分はなかなか醸成というわけにはいかなかったわけでありまして。第1回時は、本当に役場職員総出で行いました。私も、第1回からかかわってまいりましたけれども、朝早くから夜遅くまで、ついに最後は歩いて家に帰れる状態ではなかったという、そんな状態でありました。そういった中から、徐々に村民総参加という形が出てきて、今では、ごらんのとおり、大勢の団体や村民の皆さんに御協力をいただいて、一大イベントになってきたところであります。

若干違うところは、経ヶ岳パーティカルリミットにつきましては、山で行うレースでありますので、なかなか村民総参加という状況というのは難しい部分というのがあります。そんな点はぜひ御理解もいただきたいというふうに思いますけれども、少なくとも、より大勢の皆さんに参加して、成功させていただきたいという思いは、大芝高原まつりと同じであります。スタッフ募集もさせていただきました。協力内容等々につきましては、村報でもお願いしてありますけれども、できる範囲、会場案内だとか、施設案内だとか、会場の設営、撤収、こういったこともお願いしていきたいと思っておりますし、作業道の整備につきましては、これは本当に専門家の皆さん、あるいは森林保護の会の皆さん、そんな皆さんにもお願いをしておるところでございます。一般の村民の皆さんには、大芝高原に出てきていただいて、ランナーを応援していただくという、行くときと帰るときぐらいでありますけれども、そういったことができなければ、一番理想ではないかなというふうに思っておるところであります。また、同時に、こういった大会を通じて、商工業者の皆さんにより多くの出店もしていただきながら、経済効果が出るようなイベントになっていけば、一番理想的かなというふうに考えておるところであります。

したがって、そのためには、トレイルランに参加する皆さんだけではなくて、一般村民の皆さんにも、より大勢、大芝高原においでをいただく方策もとっていかねばならないというふうに思っております。そういったことを視野に入れながら、2回、3回と続けていく中で、村民参加がより得られるような、そういったイベントにしていけばいいのではないかとこのように思っております。

先ほども、若干、前議員の御質問にお答えもいたしました。本村の場合には、こういったボランティアを募りましてもなかなか来ていただけないという悩みがあるわけでありまして。そこをどう克服していくかという点もまた考えていかなければなりません。議員の皆さんにも、一緒に考えていただければありがたいなというふうに思っておるところでございます。

商工会を通じての出店募集につきましては、商工会のほうへお願いをしまいたい。その中におきましても、参加者が集まりやすい場所に配置するように検討をしていく必要はあるというふうに思っております。そういったことも考えておるところでございます。また、ボランティアやスタッフをお願いしていく事項といたしましては、受け付けだとか、荷物置き場だとか、そういった部分の管理や手渡し、そういった部分もできるんじゃないかなというふうに思っております。いろんな皆さんに御協力をしていただきながら、第2回目、成功をしまいたいというふうに思っております。

大芝高原まつりのように、それぞれの団体をお願いして、例えば、議会や区長会やいろんな団体をお願いをしてやっていくということは、もうしばらく様子を見させていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 2番、小坂議員。

2番（小坂 泰夫） 済みません。事前通告で、商工会などと書いたところも、今、村長、御答弁いただいたようで、私はその部分はまだ、この後、聞こうと思ったんですけど、済みません。

それで、再質問という形ですけど、私が思うに、このバーティカルリミットというイベントに関しては、正直、大芝まつりのように、村民みずから、全体、そして、お祭りを楽しむという意味では、お客さんの、上伊那郡内からも大勢来る祭りになっていると思いますけれど、このバーティカルリミットは本質的に違うものだろうと、あくまでもレースが主体で、そのレースにこういった山でのレースに本当、シュミットされている、何かプロというか、何て言うんですか、全国的にもレベルの高い選手も来られるようですので、そういった意味では、外から来る、外から来てもらうイベントだというふうに、まず、そういう捉え方で仕方がないんじゃないのかなと、そういうふうに割り切る必要があるのかなという意味では、大芝まつりのように、全村民が協力できるイベントとはなり得ないのではないかなと。

そこで、村長、ちょっと、もうお答えいただいちゃいましたけれど、去年の会場、私も会場を見せてもらって、その様子は、スタート地点、ゴールもそうだったんでしょうか、会場の様子は、レースの受け付けなどのほかは、味工房のちょっとした食べ物を売るテントと、あと、トレイルランニング関係のスポーツグッズを東京から業者が販売に来たテントがある程度だったというふうに私は思っています。それで、会場を、せっかく全国からランナーが集まってきてくれるので、商工会やほか団体組織の協力を求めて、どんな様子の会場にしたいのかということをお尋ねします。さっき、村長、お答えいただいた部分もあろうかと思えますけれど、会場について、昨年が第1回で、今回第2回なわけですから、お考えがあればお答えください。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 商工会に働きかけをしております。昨年の反省を踏まえて、もう少し輩出的に考えていく必要があるというふうに思っておりますので、その辺は十分、出店数を加味しながら検討していきたいなというふうに思っております。

若干、一部、商工会の皆さんも参加していただきましたけれど、一番後ろで、どこにあるかわからないような状況もありましたので、この辺は前線へと言いますか、レイアウトの中で考えていければというふうに思います。3店ほど出店をいただきました。漬物関係、美肌

水関係、まんじゅう関係、商工会は3店だと思いました。ちょっと売れ行き、よくありませんでしたので、やはり配置的な問題等々も影響したのかなというふうに思っております。

同時に、今、小坂議員が言われましたように、このイベントにつきましては、大芝高原まつりとは若干性格、若干と言いますか、大分性格が異なりますので、そういった面は難しい面があるかと思えますけれども、来ていただいた皆さんに、より多くいろんなものを宣伝しながら、お土産を買っていただければという気持ちもあるわけでありますので、そういったことを中心に、ことしは考えてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議 長（原 悟郎） 2番、小坂議員。

2 番（小坂 泰夫） 今の村長の答弁からも、このパーティカルリミットを、このイベントは、恐らく、外向けにこの村をアピールできる、村の外の人たち、全く村に関係のないような、本当に外の遠くからの人たちが来てくれる絶好の機会だという点で、先ほどの村の、商工会とか、民間の活動をその場で生かして、村のよいところをアピールできる場なんだと思います。

そこで、再質問、これ、最後にももう一回聞くことになるかと思えますけれども、先ほど来の同僚議員の質問からも考えたんですけれども、観光協会の役目というか、現状。今回のパーティカルリミットは、村長、さっきの同僚議員の答弁にありましたように、観光協会が一応主体となっているイベントだということなんですけれども、御存じのように、観光協会という組織が、観光協会の会員を動かして、例えば、大芝まつりで商工会の会員が大芝まつりにお店を出すとか、そういったような協力体制にまでは全然行っていないかなど。それで、観光協会そのものを、今、村長は、今回のパーティカルリミットには、まだ多くの商工会ほかの組織に積極的に来てもらうお願いはしないんだというような、経過を見たいんだという答弁だったと思うんですけれども、観光協会、2年目に入ってくるわけなんですけれども、観光協会という組織を今回の、例えばパーティカルリミットにおいて、まだ組織として活用がなされていないのかなと思うんですけれども、観光協会そのものの理想となる動きといいますか、現状も踏まえてですけれども、村長はどのように考えておられるのか、お尋ねします。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 観光協会、昨年つくりまして、1年が経過しようとしておるところであります。かなり、観光協会、1年目としては事業をこなしていただきました。積極的に外へ出て、村をPRする、そういったイベントには積極的に参加していただいたところがあります。そういった面では、観光協会を設立して、動きやすくなったのかなというふうに感じておるところであります。

ただ、本村の場合には、本当に観光地の少ない自治体であります。そういった中で、この観光協会をどうしていくのかというのは、大変難しい問題もあるわけでありますけれども、それを乗り越えていかないと、なかなか事業の発展というのができていかないわけでありますので、そういったことも含めて、十分な検討をしながら、議論をしながら、これから進んでいけばいいのではないかなというふうに私自身は思っておるところであります。

このパーティカルリミットと観光協会のでありますけれども、主催は観光協会であります。会員の皆さんに、より積極的にかかわって、出てきていただければ、本当にありがたいなというふうに感じておるところでありますので、そんな点は、ことしはぜひやってまいりたい

というふうに思います。どのぐらい出てきていただけるかどうかというのは、ちょっと未知数でありますけれども、徐々にそういった体制づくりをしていければというふうに感じておるところであります。

どこの市町村でも、この観光協会のあり方というのは本当に難しい状況となっております。行政と一体となってやっているところがほとんどであります。大きいところになりますと、そういうことではなくて、独自にやっておるところがあります。観光地を控えているようなところは、この観光協会が主体となってやっておるという状況もあるところでもありますけれども、本村のような場合には、やはり行政とタイアップしながらやっていくということでない、なかなか前に進んでいけないという面もありますので、そんな点はぜひ御理解をいただきながら、両者で協力しながら、よりよい方向へ持っていくという、こういったところを模索していかなければならないというふうに思っております。

1年目としては、私は成果はあったというふうに思っておりますので、そんな点もぜひ御理解をお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 2番、小坂議員。

2番（小坂 泰夫） それでは、観光協会については、また最後の部分でお尋ねしたいと思っております。

事前通告しました三つ目の質問です。地域おこし協力隊の生かし方についてお聞きします。

この村にとって、地域おこし協力隊は、全く新しい立場の職務になるので、その位置づけ、働き方が見えにくいところです。強いて言えば、産業課の臨時職員という立場になるようですが、産業課に限らず、役場内では、地域づくり推進課が担当する定住促進の手伝いや、また特には、大芝高原味工房に入って、商品開発なども行うようです。

東京から来た若い男性2人が、この村のため、自主的で新しい発想を提案し、形にしていく中で、複数の部署にまたがって配属される彼らの立場は、それぞれの職場の人たちから見て、捉え方もまちまちで、ちぐはぐな立場と見られかねないと危惧します。かたい聞き方になってしまって恐縮ですけど、地域おこし協力隊、彼らそれぞれの職場内での権限はどのようなものになりますか。特に、味工房の協力体制を含めてお聞きします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 新年度から、地域おこし協力隊2名採用ということでさせていただくところであります。本当に地域おこし協力隊、上伊那の中でも後発であります。一番最後ということでもあります。したがって、先に採用したところの状況も十分把握しながら、勉強させていただきながら実施をしていきたいというふうに思っております。

あくまで、性格上は臨時職員でありますけれども、ある程度、活用内容に幅を持たせた臨時職員という考え方を持っておるところであります。活動に幅を持たせるということと、その皆さんの意見を十分に生かせるような体制づくりというのは、私は一番必要ではないかというふうに思っております。所属といたしましては、産業課の農政係ということでもあります。

お二人とも意欲があって、この南箕輪村でやってみたいという方でもありますので、期待も大きいところでもありますけれども、味工房の部分といたしましては、メニューの開発だとか、味工房のイベントの企画、運営、外へ向けての商品発信というような、そういった分野、期待をしておるところであります。フードコートの新メニュー開発、この辺はぜひやっていき



たいなというふうに私自身も思っておるところでありますし、農産物につきましても、外へ、都市部へ向けての宣伝、物産展での販路拡大、そういったことにも期待をしておるところであります。同時に、6次産業化に端を発しまして、農業体験イベントというのが、かなり計画され、実施するようになってまいりました。そういったイベントにもかかわっていただければというふうに思っておるところであります。

これも初めての事業であります。最初から、私ほうまくいくとは思っておりません。そうはいっても、3年という期間がありますので、そのうちに成果が出るようにやっていかなければならないというふうに思っておりますし、同時に2人でいいのかということも考えていかなければならんというふうに思います。これから、移住、定住、そういったことにも力を入れていかなければなりませんので、そういった分野を担っていただくことのできるような地域おこし協力隊の皆さんもお願いができていけばいいんじゃないかなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、経費がかからずに、いろんなことをやっていただけるということでもありますので、本当に活用しない手はないなというふうに思っておりますので、そんな点はぜひ御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 2番、小坂議員。

2番（小坂 泰夫） 私は、職場内での権限はどのようなものになりますかと聞いたんですけれど、ちょっとその部分のお答えは余りいただけなかったのかなということで、さらにお聞きします。

先日開かれた村の議会の全協でも、複数の議員から、この地域おこし協力隊の皆さんが、村に来て、よりよく働けるような環境というか、協力体制をという、要望的な御意見も多く出ていたと思います。

危惧しますのは、味工房を主体に、新メニューの開発とかという働き方をおっしゃられましたので、過去に味工房で、若い女性が味工房の皆さんを引っ張って、活動をした経過がありまして、今回は、若い、45と26ですか、年齢差もありますけれど、比較的若い男性が、組織的には、今何となくお聞きすると、味工房に地域おこし協力隊の2人が横から入って、協力を求めるという形なのかなと思うんですけれど、実際には、組織としましては、新メニューの開発とか、いわゆる企画的なことだと思っておりますので、ある程度、上司と言っては何ですけど、指示をする側で、味工房の皆さんが、働いておられる女性の方々が、積極的に協力して、彼らの企画、発想を形にする協力をしてもらう必要があるんだと思っておりますけれど、そこら辺について、村長はどのようにお考えになっておられますか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 味工房、味工房という話が出てきておりますけれども、中心は味工房となります。イベント企画の運営等々も担っていただかなければなりませんし、そうはいっても、ほかの課に、地域おこしでありますので、新しくできる課とも連携をとっていただかなければならないということになるかというふうに思います。いわゆる、最初に申し上げましたように、ある程度幅を持たせた、権限を持たせた、そういった体制にしていかなければならないというふうに思っております。今、議員が、質問の中で話がありましたように、指示ができるような立場、そういうふうにはしていきたいなというふうには考えておる

ところであります。

これも、やりながら考えていくという部分もあろうかと思えます。本当に、これは未知の世界でありますので、やりながら考えていかざるを得ないのかなというふうには思っております。最初からこういうことで、こういう形でという、こういうわけにはなかなか、ほかの市町村に聞いてもいかないようであります。最初は、本当に職場になれていただくことから始めていかないとうまくいかないということもあるようでありますので、そんなところを先進地、先進市町村、周りは全て先進市町村でありますので、そういったところにも学びながらやっていくつもりであります。

以上です。

議 長（原 悟郎） 2番、小坂議員。

2 番（小坂 泰夫） 今の村長の御答弁を聞きまして、私が今回お聞きしました、食、食べ物の名物の検討とか、パーティカルリミット、始まったばかりですし、また地域おこし協力隊、これからということで、村長の答弁のとおり、やりながら模索していくしかないのかなというのが現実的なところだと思います。

そういった部分も踏まえながら、最後、事前通告しました四つ目の質問になりますが、観光における、この村の行政の立ち位置、役割は、村内の民間活動の現状。さっきの村長の答弁にもありました、観光協会ができましたけれど、現状として、この村の中で観光的な活動を中心に頑張っておられる民間さんというのは、正直多くないのかなと思えます。そういった現状を踏まえて、観光に対する行政の立ち位置、役割はどうあるべきだと考えますか。また、観光協会もつくられたことですから、観光協会ももちろん使った話だと思えますけれど、この観光における行政の立ち位置、役割について、村長の見解をお尋ねします。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 観光における行政の立ち位置の問題であります。これは本当に難しい問題でありますし、南箕輪村におきましては、観光の分野というのは非常に弱かった分野であります。弱かったということは、それだけ観光業に依存をしてこなかったという、そういう歴史があるわけでありまして、その辺は御理解をいただきながら、どうしていくのかということこれから考えていかなければならないというふうに思っております。

本村には、観光を主にした民間業者というのはほとんどないわけでありまして、この観光協会が主体となって引っ張っていかねばならないというふうには思っております。それに行政がどうかかわっていけるかというのは、やはり先ほど申し上げましたように、当面は、行政と観光協会がタイアップ、連携をしながらやっていかざるを得ないというのは、うちの村の実態であります。これは、多くの自治体でもそういう形となっております。本当に、いわゆる観光業が盛んな市町村におきましては、自主的、自立的に、いろんな民間団体がかかわってやっておるところもあるわけでありまして、そうなっていただければ理想でありますけれども、なかなかそういった観光地的に恵まれていない本村におきましては、大変難しい分野だというふうに思っております。

この上伊那におきましても、観光という点では、本当におくれている面があります。観光客の数にいたしましても、また売り上げ、観光客の落とす消費額にいたしましても、県内では本当に低い位置にあるわけでありまして、それをどうレベルアップしていくのかという

のは、これはまさに広域的に考えていかなければならない問題であろうというふうに思っております。広域観光というのは、これから重要な役割を担ってまいります。そんなことで、広域連合でも、研究会、勉強会を始めました。来年の広域連合の予算の中にも盛り込みまして、専門家を招きながら、意欲のある皆さんの塾を開催していくという事業も、事業化をしていくところでもありますので、そういったところにも参加しながら、模索していければいいんではないかなというふうに思っております。なかなか、観光立村というわけには行きませんので、そんな点はぜひ御理解をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

議 長（原 悟郎） 2番、小坂議員。

2 番（小坂 泰夫） 先ほどの、例えば、まっくんカレーについての検討、そして今回、ご当地メニューをつくられて、ほか、本当に観光の施策というか、事業については、やりながら模索していくしかないという村長の答弁は十二分にわかりますけれど、以前、大分前だったか、唐木村政になってからだと思うんですけど、唐木村長のこういった議会の場でも、この村は観光はないというか、観光の村ではないといった発言が確かあったかと思えます。そういう中でも、今、観光協会を立ち上げ、また地域おこし協力隊を呼びということでの活動をしているわけですから、予算財源のつき方とはいえ、とにかく、やっては流れ、やっては流れということが、この村の観光の、特に行政がかかわった事業としてはちょっと多く、心に残る痛手の部分が多いのかなと思うんですけど、観光協会をつくり、地域おこし協力隊が来るといふこの機を、一つの観光をどうしていくのかの集大成といいますか、これからスタートなんでしょうけれど、どの道で行くかという腹を決める時期だというふうに思いますので、唐木村政、今回の任期はちょっと短いところですけど、今後について、村長、もう一度御答弁いただけることありましたら、お願いいたします。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 私は、以前にも申し上げておりますし、今もそんな発言もあるところであります。本村におきましては、観光というのは非常に難しいということは言っております。自治体が観光でということは、私自身は難しいと思っております。したがって、そこに住む村民の皆さんが、観光の部分で経済効果が得られるようなことができれば、一番いいわけでありまして、それには、観光協会や商工会が、真剣にそういった部分を考えていただかないと、なかなかうまくいかないというのが実態であるというふうに思っております。

本村の場合は、先ほどから申し上げておりますように、観光を担っていただける、あるいは観光を主としてやっておる民間がないわけでありまして、本当にそういう面では苦しいところでもあります。しかし、そうはいっても、地方創生で大きく動き出している中、交流人口をふやしたり、周遊型観光、体験型観光という部分にも取り組んでいかないとおくれていってしまうという思いで、観光協会を立ち上げ、観光事業にも予算づけもさせていただいております。

したがって、全く観光を重視していないというわけではありません。村民生活が向上するような観光事業まで結びついていけば一番いいわけでありまして、なかなかそれは、難しい面もあります。しかし、最終的にはそういうふうにしていきたいなという思いで、今やっております。

失敗した経験というのもあるわけでありましてけれども、やはり、ちょっと変な言い方になるかもしれませんが、チャレンジをしていかないことには始まってまいりません。その点は、ぜひ御理解をいただきたいと思えます。いろんなことをやって、失敗もあります。それを大きく批判されますと、やらないほうがよくなってしまいますので、その点だけはぜひお願いいたします。私は、職員にも、いろんなことにチャレンジしてもらいたいという言い方をしております。しかし、その中で、失敗しないように、そのことが一番理想でありますけれども、時には失敗することもあります。しかし、それを恐れては、行政、いや、こういった事業は余計に進んでいきませんので、いろんなことにチャレンジをしながら、その中からよいものを見つけて、この村の観光行政の発展につながっていけばいいなという意識でやっておりますので、ぜひその点は御理解をいただきたいと思えますし、失敗につきましては、私が全責任をとりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 2番、小坂議員。

2番（小坂 泰夫） あと4年後でしょうか、2020年には東京オリンピックももう開かれますし、この村の観光に対するチャレンジがぜひ、例えば、2020年ぐらいまでには、一つ形になるように祈念しまして、私の質問を終わりにします。

議長（原 悟郎） これで、2番、小坂泰夫議員の質問は終わります。

ただいまより、午後1時30分まで休憩といたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時30分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

6番、唐澤由江議員。

6番（唐澤 由江） 6番、唐澤です。

通告どおり質問をしたいと思います。

1番、新ごみ中間処理施設の建設で何がどう変わるのか、ごみ処理計画に変更はあるのか、分別は変わるかということをお聞きしたいと思います。

上伊那広域連合議会が、2月、新ごみ中間処理施設の工事請負契約議案を提出されて、94億3,900万というような内容が出ておりました。長年の懸案でありましたことでしたが、前は、プラスチック類は燃やして、八乙女の残渣もそこに入れるというような方針でありましたけれども、どんなような内容か、教えていただきたいと思えます。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 6番、唐澤由江議員の御質問にお答えいたします。

新ごみ中間施設建設に関連する質問でございます。

新しい施設につきましては、流動床式ガス化溶融炉の焼却炉であり、広域連合の議会で契約締結が認められて、工事にかかってまいります。平成31年度から稼働できるように準備をしておるところであります。

どう変わるかという点でありますけれども、プラスチック製につきましては、いわゆる資源ごみとして回収する部分と燃やせるごみとに分かれてまいります。容器リサイクル法で収

集しておりますプラスチックごみ、これはいわゆる資源ごみとして、今までどおり、同じように回収してまいります。したがって、プラスチックでも分かれてまいります。今のところの計画でありますので、今それに向けて検討しております。したがって、それ以外のプラスチック類、例えば、ボールペンだとか、ストローだとか、プラスチック製のスプーンだとか、スニーカーだとか、そういうものはみんな燃やせるごみのほうに分別になっていくということになります。

八乙女の問題が出されました。クリーンセンター八乙女につきましては、当初は、八乙女の埋め立てごみも焼却をして、その残渣を埋め立てるということでありましたけれども、燃やせない状況というのが出てまいりましたので、それはそのままにしておくことあります。したがって、新たな燃やした残渣につきましては、八乙女の埋立地をかさ上げしながら埋め立てしていくと。これから始まる焼却場の残渣につきましては八乙女に埋め立てていくということになります。その期間につきましては、かさ上げをして、20年程度は使えるという試算になっておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 資源化しなければいけないものは資源化し、ごみはなるべく減量化して、やっぱりごみが出ないような生活をしていきたいと思っております。

3番については、伊北環境行政組合で質問してありますので、ちょっと割愛させていただきます。

次に、人口減少社会にあって、なぜ村の人口増加率が高いのかということですが、2月2日、村議会と伊那市議会との懇談会が開催され、どうして南箕輪村が県下一人口増加率が高いのか、なぜ住民が転入してくるのかということをお聞きしました。皆さん、いろんな意見を述べておられまして、村の創生総合戦略のアンケートの内容からも見ますと、自然環境、景観がよいからとか、高校生までの医療費が無料化だからとか、保育園から大学院までそろっているからとかいった、いろんな意見が出され、また農振除外されやすいなどの意見も出されました。そういった内容ではあります、村長自身、財政が健全化であるということのお墨つきもあつたりして、そういう人口がふえてくるのかなということをお聞きしました。

それと同時に、関係者からも、時間外の長時間保育料が、伊那市の場合は差があるというようなことも言われたり、先日、村の保育料審議会でも1割減というような答申をされたと思っております。

実態はどうでしょうか。それから、1、南箕輪の人口がふえる要因と、保育士の賃金が改善されているというが、どういうことかということをお聞きします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 村の人口がふえる要因の質問であります。

村の人口がふえる要因というのは、いろんな要因があると思っております。人口増というのは、さまざまな要因が重ならなければ人口は増加してこないということになります。したがって、自然環境等々の問題も今質問として出されましたけれども、この上伊那地域、自然環境というのはそうは変わらないだろうというふうに私自身は思っております。南アルプス、中央アルプスに囲まれた、本当に自然環境豊かな場所です。

一番の要因というのは、やはり上伊那地域のほぼ真ん中に位置していて、地形が平らであ

るという部分、それから、中央道伊那インターチェンジもありますし、交通の利便性も非常に影響しているのではないかというふうに思います。どこに行くにも、近くに雇用の場所があるという利点がありますし、また、村でありますので、地価が比較的安い面があるという、宅地化をしやすいそういう要因もあります。また、同時に、早くから始めた子育て支援施策、このことも子育てをするなら南箕輪村でという声も聞かれておりますので、そういったことも影響しているのではないかなというふうに思っておるところであります。したがって、それらの要素が組み合わさって、人口がふえているというふうに考えておるところであります。

人口増加率、人口増加数、特に人口増加数が県内最大となったということは、私自身は本当に驚きでありました。村で増加数が一番になるということは、本当にありがたかったなというふうに思います。ただ、今、これからは人口減少時代、またさらに進んでまいりますので、いかに人口を維持していくか、このことに力点を置いていかなければならないだろうというふうに思っておるところであります。

長時間保育料の問題が出されましたけれども、比較の仕方というのが非常に難しいわけがあります。時間帯も違います。

例えば、伊那市の場合には、7時半から8時半までの長時間保育料というのは1,000円です。南箕輪村の場合には、同じ時間帯では、所得階層によって違いますけれども、600円から1,250円ということになりますので、安い部分から高い部分までということになっております。また、夕方の長時間保育料につきましては、伊那市の場合は午後4時から午後7時までの3時間6,000円となっております。南箕輪村の場合には、4時半からであります。4時半までが通常保育といたしますか、保育園の時間です。午後7時まででは、この2時間30分です。所得階層により、これも違いますけれども、2,400円から4,750円です。したがって、伊那市が3時間6,000円、本村の場合は2,400円から4,750円という時間になっております。1時間あたりに割りかえてみますと、伊那市は2,000円、南箕輪村の場合は600円から1,900円になっているところがあります。いろんな所得階層によって本村は違うようになっております。

特に、朝の7時半から午後7時まで続けて保育する場合には、本村の場合には、保育料徴収基準額表の保育標準時間により、保育料のみを徴収しているという、保育料の徴収の方法が変わりましたので、長時間保育料というのは別に徴収をしていないところがあります。通常の保育料の中で、標準時間を分けてありますので、その中で徴収しているということになります。

そんなところがありますので、比較というのはなかなか、所得階層や、今申し上げましたように、連続して出している方につきましては、長時間保育は徴収していないということになっております。

また、保育士の待遇の問題も出されました。

保育士の賃金改善につきましては、常に見直しながら、改善を図ってきておるところであります。保育士を探すという、この、本当に大変な苦勞があるわけです。本村の場合にも、平成28年度は年度末に700人を超えていんじゃないかという中で保育でありますので、大変な状況が出てきております。

そんな中で、待遇改善はしてきておりますし、一時金等につきましても年2回支給をして

おります。また、クラス担任には、担任手当も支給しておるところであります。そういったことを加味しますと、本村の臨時職員の賃金は、郡内では高いほうというふうに理解をしております。また、そのほかでも、インフルエンザの予防接種の補助金だとか、休暇だとか、さらには、一番大きなのが村の職員採用試験で、臨時保育士の村内社会人枠を設けておるところで、正規の職員の道を開いておるところということもやっておるところであります。

以上です。

議 長（原 悟郎） 6 番、唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） ありがとうございます。

やはり、全てにわたって至れり尽くせり、本当に子供を持った親のためにやっているのではないかなというような、うれしい回答をいただきまして、私も、延長保育が本当に高いのかというのが、ちょっとどうやって計算していいかわからないものですから、本当に事務局にお願いして、回答をいただいて、ありがたいなと思います。

次に、人口が全国的に減少している要因は何なのかと、村長にお尋ねしたいと思いますが。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 人口、全国的に減少しております。このままでいくと、かなり人口減少、1億人を切っていくというような試算も出ておりますし、もう100年もすると、江戸時代の人口になってしまうというような試算も出ておるところであります。それをいかに食い止めていくか、今、そのことが一番の課題で、国を挙げて取り組んでおるところであります。

なぜ減少しているかという点につきましては、やはり出生率の低さ、これが一番大きいところであります。日本全体としては、1970年代の高度経済成長期以降、著しく男女の未婚化、晩婚化というのが進んでおります。そういったことによって、出生率の低下というのにつながっておるといふふうに考えられておるところであります。

したがって、いかに結婚をしていただき、出生率を高めていただくか、このことが一番大きな、人口増をしていくには必要なことだろうというふうに思います。そうするにはどうするのかという、いろんな施策を今行っておるところであります。

したがって、本村の場合、いち早く子育て支援に取り組んでまいりましたけれど、今考えてみますと、今、現時点で比べますと、決していいという状況にはなっておりません。既に、本当に、移住、定住含めて、転入してくれば、家を建てるときには50万円出しますよとか、あるいは、子供、何人目からは10万円出しますよとか、いろんな自治体も出てきておりますし、既に、いろんな選挙の報道を見ますと、保育料全額無料にするというような訴えも出ておるところでございますので、このままそういったことの競争にならなければいいなというふうには私は思っておるところであります。

本村の場合は、おかげさまで、社会増と自然増、両方で増加しているというこのことが一番大きいのかなというふうに思います。最近、ちょっと社会増が減ってきておりますので、この辺はこれから真剣に取り組んでまいります。自然増が本当に多い村であります。

以上です。

議 長（原 悟郎） 6 番、唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） やはり、日本の少子化というのが、どういうふうなのかというような記事もあちこちで出ておりますが、昔は、やっぱり私の保健師になりたてのころは、家

族計画、受胎調節、実地指導員とか、そういうようなことがありまして、やはり産めよふやせよじゃなくて、産むなふやすなというような、中絶件数が本当に出生率と同じくらいの年代があるようなんです。だから、やはり、そういったのがGHQの方針だったのかなというように記事も読んだところではありますが、定かではないけれども、具体的な数字は出ているようで、本当に、子供がふえるということは、国策にとっても大事なことで、これからは本当に子供をどんどん産んで、育てていきたいなと思います。

次に移ります。

新規就農者支援で、JA上伊那は全国第3位という。耕作放棄地の活用で、野菜、果物など、生活できるよう、村も支援策を考えては。安全、安心な国産果実の果樹栽培を。それから、果物の消費拡大で農業従事者の確保をということをやっと上げました。

それが、なぜそういったことを上げたかといいますと、この2年間、私がJA上伊那の果樹部会の女性部の部長ということで、そういった果実の園芸指導等、いろんな果樹の現場に携わってまいりました。先日、JA上伊那の果樹女性部大会というのが2月15日、アイパルいなんで開催されたわけです。これは、2年間をかけて、どんな大会にするかということでありまして、その中で、上伊那の果樹の振興方針について、それから新規就農者の話から、それから山岸洋子さんの、動こう、動けば見える、動けば変わる、動けばわかるというようなお話と講演、それから映画鑑賞の永遠のゼロというのを見て、本当に戦争は懲り懲りだなというような気がいたしました。

その中で、箕輪町にみえた新規就農の43歳のお話を聞いてみました。リンゴに未来ということで、短所は、産地として生産数量が少ない、知名度が少ない、南信州や低暖地に比べて出荷が遅い、工業の発展により、仕事しての農業の魅力が薄れ、40代、50代の就農人口が少ない、食生活の変化で、加工品や価格の安い物へ流れていくというようなことが言われました。しかし、長所として上げれば、やっぱりおいしいリンゴが、標高が高いために、数少ない、とれる産地である。今までつくり上げた生産技術と基盤が守られていて、オリジナルなものがどんどんできるというようなことを言われました。やはり、上伊那が第3位という、その地域のインフラ機能が高評価ということで、JA上伊那が、JAいなば、JAあきた白神、JA上伊那は3位ということで、農家の支持率が55%ということで、JAに本当に信頼を寄せて、安心して指導を受けているという実態がありました。

そんな中で、伊藤さんという、若い、33歳の高遠町の伊藤さんが最優秀賞の県知事賞ということで、県農業若人のつどい意見発表の部で、公認会計士をやめて、6年間勤めたのはやめて、果樹栽培をやったということで、150アールをやっているようです。そういった成功事例もありながら、これから産地化していくことはどうかなと思いますので、そのことについて、村長の御意見をお伺いします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 農業問題の質問であります。

JA上伊那の問題もありました。新規就農者支援含めてということでもあります。生き残れるJAはということでは、JA上伊那は3位ということになっております。

本村の農業状況でありますけれども、大半が土地利用型の農業であります。本当に、この土地利用型の農業というのは、なかなか厳しい面があるところでもあります。と同時に、担い手不足、このことも深刻な課題となっておりますのでありますけれども、担い手不足の中に



おきまして、青年就農給付金で支援を行っている人数を見ますと、今年度、村では5名ということであり、来年度になりますと、9名ということになってまいります。こういったことを考えると、人的には、上伊那郡内において本当に上位に位置づけられております。青年就農給付金のそういった面で見ますと、むしろ、宮田や中川や飯島より、多い人数となっております。箕輪と同じぐらいの人数ということでもありますので、余り悲観したこともないのかなといった、こういう数字を見る限りはそういうことになっています。したがって、また各団体との、関係団体との連携をとりながら、新規就農者の発掘等を行っていきなというふうに思っておりますし、私の近所でも、新たに新規就農を始めるというような方も出てまいりました。本当にありがたいことだなというふうに思っております。そういった意欲のある皆さんが出てきていただければ、南箕輪村の農業も大いに先が見えてくるんじゃないかなというふうに考えておるところであります。

果樹の問題が出されました。

果樹につきましては、南箕輪村の場合には、リンゴというのが一番の大きな主体となっております。そのほかにも、ブルーベリーだとか、あるいは最近では、サクランボだとか、カキだとか、そういった分野も出てきております。したがって、果樹については、広がっていくのではないかなというふうに思っております。

支援策といたしましては、苗木の導入補助の補助金も出しておりますし、あるいは消費拡大の面につきましては、営農センターを中心としながら、保育園や学校等々でPRもしております。そういったことを進めながら、果樹栽培というのが拡大をしてほしいんじゃないかなというふうに思っております。できる支援策というのは、村も今までもやってきておりますし、これからもやってまいりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） ぜひ支援をお願いいたします。

次に移ります。

国保財政が危機的で、1件1,000万円を超えるようなものがあるようですが、実態はどうでしょうか。ここにちょっと書き落としちゃったんですが、病気やその原因が脳梗塞とか、糖尿病対策、そんなようなことをしていかなきゃいけないかとは思いますが、自己管理せずに、高額療養者へのペナルティーはあるかというふうなうがった考えを書いたんですが、ペナルティーはあるとは、自分が大変苦勞するだけのペナルティーでありまして、多分ペナルティーを科したりしている場合ではないかと思っておりますが、実態をお聞かせいただきたいと思っております。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 国保会計につきましては、常々申し上げておりますように、本当に大変な状況となっております。これは、いろんな要因がありますが、医療の高度化、このことが一番大きいというふうに思っておりますし、そんなこともありまして、本当に厳しい状況が続いております。平成28年度につきましては、当初から赤字補填分として6,000万円余を入れなければならないという実態となっております。

自己管理の問題も出されましたけれども、自己管理をしていない人に対してのペナルティ

一、そういうことは考えておりませんし、ありません。これは人道的な観点、病気という部分でありますので、考えていないところであります。

これをどうしていくのかということは、やはり健診事業を充実させながら、早期に受診をしていただく、この勧奨制度を充実していく以外に道はないだろうなというふうに思っております。保健指導を徹底させていく、こういったことに力を注いでまいりたいというふうに思っております。

最近、本当に、平成27年度、今年度に限っての傾向であればいいなというふうに思っておりますけれども、1,000万を超えるレセプトの皆さんが数人出てしまいました。高額療養、本当に大変な状況であります。そんな状況であります。

足りないところがあれば、また課長のほうから答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） いつも自分の健康は自分で守るといようなことも言いましたけれども、後で、また同じような関連のことがあります。

それですので、ちょっと上昇を抑える食品を選んで食べるようにということで、例えば、血糖値が高いものを食べないようにということで、よく、私の同僚というか、の衆に、リンゴをむいていくんです。そうすると、医者から、リンゴはちょっとそんなに食べ過ぎないほうがいいからと言われて、お菓子を食べている人がいるんです。でも、リンゴというのは、一番GI値、グリセミックインデックスと言って、血糖値の度合いが低いんです。それなのに、クッキーを食べながら、リンゴは要らない。私だって、そんなことを言っている場合じゃないでしょというふうに私は思うんです。だから、認識というか、ええ、リンゴが一番低カロリーなのよってリンゴ屋が言ってみても、やっぱり説得力がないので、こういうことをちょっと自覚しながら食べてもらいたいなと。リンゴの消費が、後でも言っていますけれど、阿部守一さん、長野県知事の書いた本にも書いてあります。リンゴがもっと栄養価が高いのに、もっと食べてほしいけれど、100グラムという中で、ほとんどは余り食べられていないというようにも阿部さんが書いていますので、チーズとか、リンゴとか、そばとか、だから、そういう、これは血糖値が上がるかなというのを考えながら食べてもらいたいと思います。

それと、もう一つ思っていることは、やはりメタボにならないように、糖尿病の重症化予防をしてもらいたいと思うので、足立区の様子をお知らせします。ヘモグロビンA1cという測定機器を薬局へ置いて、それで、それを区民が500円、区外は1,000円で検査して、問題のある40代から60代の人に検査をしてもらって、ヘモグロビンA1cの7%以上の40代、50代を抽出して、国保のレセプトデータと照合しながら指導もしたそうです。手紙や電話を、面会をして、それでそういった人たちに受診を進めたり、検査を進めたりして、やはり重症化予防を、防ぐことができたという話がありますので、1年でも2年でも、人工透析にならないようにするということによって、医療費も年間500万から600万減りますので、そういった財政へのダメージを持たないように、早期にやっていくというのが、データヘルスじゃないですが、そういったことも考えていってもらえればと思います。

それでは、次の長野県が健康寿命が日本一の原因はというところに移ります。

阿部知事が書かれた一般質問の資料を見ていただきますと、やはり健康長寿の要因は、高

齢者の就業率26.7%、全国より6.7で1位だと。野菜摂取量が379グラムとか、350グラム以上。食生活改善推進員1人当たりが259人、保健補導員、すこやか係ですね、それが77市町村中76、そして保健師の数が69.5位というように、やはり昔から、長野県の高血圧予防に向かってやってきたことが健康長寿の原因になったのかなと思います。それと、最後のページ、就業率がありまして、それは農家数が全国1位、公民館数が全国1位、博物館数が1位、社会体育施設が1位ということで、やっぱり健康長寿の秘訣は、やはり社会体育関係、総合型スポーツクラブとか、そういったこともあるわけです。その横に、全国一を誇る日帰り温泉施設、それからセラピーロードだとか、いろんな記事が載っておりまして、本当に長野県を網羅的にPRできるものがあります。

それと、長野県の県の行政が一緒になって、ACEプロジェクトというようなものをやりながら、健康を増進していっています。だから、やっぱり、長年の結果がここに出てきているのではないかなと思います。スタートから1年を迎えた健康づくり県民運動というのがあって、やはりそういった食育推進全国大会というのも開かれたり、体を動かして、アクション、チェック、健診を受ける、イート、健康に食べるということで、ツルヤだとか、セブンイレブンに、ジャパンに弁当を出している、減塩の物を出しているということで、それも評判になっているようです。

こういったことをやっていく中で、ちょっと私がお聞きしたいのは、昔は、食生活改善推進員の方は、保健補導員とか、すこやか係の卒業者に勧めておりましたけれど、現実それをやっておられるかどうか、お聞きしたいと思います。

議 長（原 悟郎） 藤田住民福祉課長。

住民福祉課長（藤田 貞文） 食生活改善推進員の人選に当たってということでもありますけれども、食生活の改善推進員につきましては、これ、自発的なそういった活動をしていただく団体というような中で、村では、その推進員をサポートするような立場にございます。そういった中で、推進員さんは、その人員の拡大をしていくという部分では、やはりいろんな人づてといえますか、地域の中で健康活動に従事されている方を推進員さんがみずからそういった仲間づくりをしていってという中で、推進員さんを選出していると言いますか、参加いただいているというような状況で、現在は会員31名といった状況になっております。そんな中でありまして、当然、そこには健康部すこやか係で活動された方も中には入ってきているとは思いますが、そこら辺に、実態としては把握していないところでございます。

以上です。

議 長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） 自主的ではありますがけれども、終えた方はぜひお勧めして行って、ふやしていただけたらと思います。

3番目の介護予防で、おいでなんしょ縁側サロンということなんですが、一応、私ども65歳以上人口が、10年後には75になって、高額医療費とか、そういうような医療費を制限したいというようなことなんですけれども、そんな地域活動支援事業というようなことが言われておりまして、先日は、大泉でも話がありました。これは、社協30年のちょっと大会にも出てみたんですが、2000年、平成12年に介護保険が始まったときに、一応、サテライト型のミニデイをつくりましょうということで、地区社協もつくったり、それから各地区の集会所でいろんな集まりをしたらどうだという話があって、それがちょっと立ち切れていた。介護保

険事業になって、一生懸命そっちをやっていておくれたのかなと思ったりもしまして、大泉地区の地区社協、日の出会ということで、大泉の人たちが、お年寄りが集まってしゃべれば、何とか問題も早くに取り組めるのではないかなというようなことで考えて、4月からやるようにしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 介護予防の御質問でありますけれども、介護予防には、交流をするということは本当に大切であります。いわゆる、長寿社会、健康で元気な長寿社会を築いていくためには、どうしても外に出ていただくこと、そしていろんな人と話をさせていただくこと、そういった場をつくっていくことが大切だというふうに言われております。村でも、そういった場をできるだけ多くふやしていければいいなということで、げんきアップクラブもその一つであります。体を動かす、脳トレをする、そういったことで取り組んできたところであります。

したがいまして、これからは、介護保険関係につきましても、介護予防、生活支援という部分が大きくかかわってまいります。北殿区でも、3月からそんなことを始めると、大泉も、4月から新たなサロンのような取り組みが開始されるということをお聞きしております。本当にありがたいことだなというふうに思っております。こういった取り組みが全地区に広がっていくことを期待しておりますし、そういうふうに行行政としても持っていきたいなというふうに思っております。大芝区では、既に有志の方による活動も始まっているようであります。したがいまして、北殿や大泉の先進的な取り組みが始まれば、そういったところを参考にしながら、ほかの地区へも広げていきたいというふうに思っております。今、ほとんどの地区に地区社協というのがありますので、その連携もとっていくことも必要ではないかというふうに思っております。

以上です。

議 長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） 生活支援コーディネーターというのをつくるという、お願いするということがありました。

それと、保健師の長野県の人口10万人当たり69.5人というのは、うちの村ではまだ2人や3人ふえてもいいんじゃないかなというような気がしますので、ぜひ社協に保健師をまた入れていただければと思いますが、いかがでしょうか。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 保健師につきましては、村では、この4月から新しく1人お願いをしていきたいと思っております。

社協という話が出ましたけれども、それは社協でということで考えていただくことでありますので、その辺は私のほうでお答えできません。

その保健師につきましては、まだまだ必要かなというふうに思っておりますので、この4月から1人、また、できれば、29年の4月からもそんなことができればいいなというふうには思っておるところであります。全体の採用計画の中でまた考えていきたいなと、私の気持ちとしては、29年も1人採用していきたいとは思っております。

以上です。

議 長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） ありがとうございます。ぜひ、そういった介護予防に全村的に取り組んでいただきたいと思います。

それと、先ほど、国保財政の中で、終末期医療とみとりをどう考えるかというのは、ちょっと抜けてしまいました。

資料の中にありますが、香山リカさんの「看取り」の作法というので、どこで介護を受けたいかというので、現在の住まいで介護を受けたいというのが、村でもアンケートをとってありますが、そういうところが多いかと思います。終末期の自己負担額の目安というのがその本にありまして、自宅でいけば2万8,580円から4万円ぐらい、それから特別養護老人ホームは8万から14万、介護療養型医療施設は7万3,800円から16万610円、介護つき有料老人ホームは19万から39万、ホスピスが6万7,800円から81万7,800円と、こういった多額なあれがかかります。

そして、国では、特養をふやして、古い校舎を改装して、地方じゃなくて東京のほうへ、地方にでもそうかもしれません、ふやしていきたいというようなことを言っております。介護をするに、どこであつてもいいわけですが、それをみとりをするのに、家族がどのように考えて、どのようにするのかというのを、またしっかり見据えていかないと、大変な、幾ら施設があつても足りないし、幾ら介護保険料を上げても足りないというようなことになるかと思えます。

先日、亡くなった方を見ますと、自宅で、動けなくなったり、それから胃ろうもしなくてもいいということで亡くなった方もいました。そういった最後、自分の最後はどういうふうにするのかというのも、やはり考えていかなければならないんだろうなという、参考資料です。これを見ていただいて、よろしくをお願いします。

5番に移ります。

マイナス金利とアベノミクスで景気が不調だがということなんですが、最近のニュースを見ますと、マイナス金利が出されて、大変現場は混乱しているというようなことがありました。そういったことについて、村長自身、どのようにお考えでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 村の景気状況であります。

村内の中小企業は、よくなっている事業所もあれば、悪くなっている事業所もあります。回復の動きというのは非常に弱い状況、地方では、景気回復、実感に乏しい部分というのがあるわけでありまして。そういう中で、落ち込んでいる部分と上向きの部分という、これは両方があるということで御理解をいただきたいと思います。

先ほども申し上げましたが、地方では、総じていえば、景気回復、実感が小さい状況になっております。ただ、一方で、法人村民税の納税状況から見ますと、平成26年度、27年度は、一時よりも、納税額も5,000万円から7,000万円ほどふえてきておるところであります。そういったことを見れば、一部の企業では収益の改善というのも見られているんじゃないのかなというふうに感じておるところであります。これ、法人税の税率がこれから下がってまいりますので、これからはそんなわけにはまいりませんが、税率が下がる前につきましては、かなり回復はしてきておるところでありますので、アベノミクスと言われる部分の影響も、法人村民税から見れば、あつたのではないのかなというふうには思っておるところであります。

マイナス金利の話が出ましたけれども、これは大変難しい部分があります。理論上と実態とはなかなか一致しないという状況も出ているのではないかというふうに思っておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

時間を見て、質問してください。

6番（唐澤 由江） 次に移ります。

郡下一のマンモス校、南箕輪小学校の教育理念と実践について。

それは、この間も教育大綱などが示されまして、生きる力をどうしていくのか、そして、子供たちがどのような方針でいくのか。それから、子供の貧困が問題になっておりまして、阿部知事も、やはり就学援助の家庭だとか、児童扶養手当の子供たちのアンケートをとったりして、どんな問題があるかというようなことで取り組みをされているようです。どんなことを強みとして考え、1番、2番についてもちょっと一緒をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

三澤教育委員長。

教育委員長（三澤 久夫） 御承知のように、南箕輪小学校の児童数は、近年750名を超える数で推移して、来年度は780名を超えるものと思います。一人一人を大切にし、つながりと活力を育む南箕輪小学校をグランドデザインの中心に据えて、本年度は、聞く力・話す力の育成、心の通じ合う仲間づくり、当たり前の徹底、心と体の健康の充実の四つを重点目標として、それぞれの項目について、より具体的な目標を掲げて、実践に取り組んでいるところであります。

子供の貧困等の実態については、教育次長よりお答えいたします。

議長（原 悟郎） 藤澤教育次長。

教育次長（藤澤 隆） 唐澤議員の御質問にお答えいたします。

私のほうからは、貧困ということでありましたので、貧困定義はいろいろ一般論としてあると思います。私のほうは、今、言葉のあった、いわゆる就学支援、援助ということで、要保護、準要保護ということになりますけれども、この辺についてお答えいたします。

南箕輪小学校の関係でございますが、今現在、567世帯のうち43世帯、児童数にしまして765人中62人、これは世帯数では7.6%、それから児童数では8.1%が対象になっております。また、南部小学校につきましては、154世帯のうち10世帯、児童数にしまして199人中13人、世帯数で言いますと6.5%、それから児童数は1.7%で、以上です。

また、中学校につきましては、435世帯のうち45世帯ということで、これは、生徒数にしますと472人中50人が対象というような状況で、それぞれ10.3%、それから10.6%。

全体では、1,156世帯のうち98世帯ということで、8.5%が、いわゆる要保護、準要保護の対象となっているということでございます。

昨年度と比較した場合、この辺の助成に関しては、若干、ことは減っておるわけでありませう。ただ、依然、年々増加の一途をたどってきているという状況があるのは事実でございます。

また、ひとり親世帯の関係でございます。これ、そのうち、小学校の分については、南箕輪小学校ですね、30世帯、それから、南部小学校では7世帯、中学校では35世帯となってお

りまして、受給世帯の割合は、98世帯中72世帯で、73.5%を占めているといった状況でございます。

また、この関係に関しましては、受給の有無にかかわらず、一般的には、母子家庭と申しますのは、一般家庭に比べて、生計の維持とか、児童の養育という二つの役割を1人で担うということから、所得水準が低くて、経済的な不安、状況に置かれているというところも多いようですし、父子家庭につきましては、いわゆる養育に関しての悩みを抱える場合も多いといった状況でございます。こういったところは、引き続き財政的には、引き続き援助をしながら、いわゆる教育環境や保護者の立場、事実、そういったものを見ながら、どういったことができていくかという支援体制をまた引き続き考えていきたいと思っております。

以上であります。

議 長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） 最後にお願ひがありまして、やはり経済的な貧困で学力を向上できないということは、やはり大変な損失であります。伊那市で、全小学校で放課後学習を始めたようですので、このような取り組みをお願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議 長（原 悟郎） これで、6番、唐澤由江議員の質問は終わります。

小休憩をいたします。25分まで小休憩をいたします。

休憩 午後 2時19分

再開 午後 2時25分

議 長（原 悟郎） 休憩前に引き続きまして、一般質問を続けます。

8番、三澤澄子議員。

8 番（三澤 澄子） 8番、三澤澄子です。

あらかじめ通告した3項目について質問します。よろしくお願ひいたします。

まず、第一点目として、介護保険新総合事業の取り組みについてお聞きします。何回もお聞きしていることでもありますけれども、また引き続きお願ひいたします。

2015年から始まった介護保険の大改悪で、介護報酬は2.7%削減、要支援のサービス全体では20%の減額になることで、閉鎖をする事業所が出ています。現行のサービスも、週2回のデイが1回に減らされると訴えがあります。地域ケア会議でも、要支援1、2の介護給付から、訪問通所介護が除外され、地域支援事業に移行することについて説明を受けると、どうなるのか心配する声が上がりましたと同時に、サービスを維持するためにはどうすればいいかということで、要介護に認定し直しをしなければならないという声が出ていました。

村では、平成29年から新総合事業に移行するとして、今議会で、28年度に準備するための介護保険の条例改正を行うところであります。

上伊那では、28年からスタートする自治体や、また29年から移行の市町村でも、既に総合事業の形が明らかにされています。村では、総合事業をどのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

議 長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 8番、三澤澄子議員の御質問にお答えをいたします。

総合事業をどう考えているかということでもあります。

村では、平成29年から、今御質問にありましたとおり、スタートさせていきたいということで、28年度、準備期間ということをお願いしておるところであります。

新しい介護予防・日常生活支援事業には、要支援認定者に相当する方が利用できる介護予防・生活支援サービス事業と、65歳以上なら誰でも利用できる一般介護予防事業があるところでもあります。当村では、この一般介護事業につきましては、げんきアップクラブだとか、ゆったり教室だとか、そんな事業を行っておるところであります。したがって、総合事業というのは、単に要支援認定者の受け皿としてのみではなくて、一般の高齢者等にまで対象を広げまして、いろんな皆さんが利用できるような、そんな制度になっていくようにしていけばいいなというふうに思っておるところであります。

いわゆる介護予防だとか、自立支援事業というのは、これ、いかに健康寿命を延ばしていくかという、こういうことでは本当に重要な事業でありますので、そういう認識を持ちながら事業の取り組みをしていけたらというふうに考えておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 今、総合事業についてお答えをいただきました。

一般介護と支援部分と、両方を村で行うということに今度なります。総合的に、介護予防、自立支援をやっていくということでもありますけれども、この事業そのものについての確認でありますけれども、今まで介護保険でやっていた要支援の1、2の部分も合わせて、介護予防、自立支援は、村の責任で行うということで確認をしたいと思っております。その点、一言お願いします。

議長（原 悟郎） 藤田住民福祉課長。

住民福祉課長（藤田 貞文） 今までの介護予防支援の事業にかかわるもの、また新たに総合事業の中で、生活支援ですとか、そういった事業を進めていく上での部分では、これは国・県からの支援といいますか、補助金等の交付措置もございしますが、あと、村からの負担分というものもございします。そんな中で、その上限の枠はございしますけれども、その事業を、村が主体となって事業を進めていくということは、これは決まっていることとございしますので、その部分については、必要なサービスが受けられるような体制づくりを努めてまいります。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 今言われたように、総合事業は村が主体で行う事業であります。よって、各自治体で独自の取り組みが可能だということだと思います、逆に言えば。元気で長生きの村として、先ほども健康長寿などという言葉がありましたけれども、取り組む、かつてないよい機会だというふうに私は捉えております。

先日も、食育や地産地消のデータの中で、平均寿命のデータがありました。長野県は、先ほども言われたように、男性も女性も日本一であります。その中で、村のデータを見ますと、男性では県内で14位、女性では県内で72位と、かなり低いところにあるということが明らかになっております。

そのためにやっぱり、2としまして、この事業の中で、要支援者の実態、一人一人の状態



をよく把握することがまず大事ではないかというふうに思います。その必要な支援は、その人たちの実態をつかみながら保障していくということが大事だというふうに思うんですけども、その取り組みについてお聞きをいたします。一人一人の状態を把握していくことが、これからの中であるのかどうか、そこのところをお願いしたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 要支援者の実態把握であります。

今まで、要支援の認定を受けて、既に予防給付のサービスを受けておられる方については、基本的には同様のサービスが受けられるという考え方であります。また、要支援認定を受けており、何らかの予防サービスを利用している方、1月時点では46人あります。そのうち、総合事業に移行する通所介護者または訪問介護を利用している方は37人であります。そういった方々については、総合事業に移行する前に、個々に面談とアセスメントを実施し、その方にふさわしいサービス利用ができるように対応をしております。

また、チェックシートによりまして、新たに対象になる方につきましても、同様に対応をさせていただきますので、そんな点はそんな御理解をお願いしたいと思います。個々に対応していくということで考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 今も村長さんにお答えいただいたように、この間、一貫して、現行のサービスは下がらないということを確認されたというふうに思っております。

その中で、この総合支援事業の中で取り込まれていることで、モデルというか、国で示されているガイドラインの中で、通所型サービスAと言われる部分があります。これは、ちょっと緩和をされたサービスというふうになっておるわけでありますけれども、実際はこの部分が、要支援の皆さんが今度村の事業のほうへ移っていく部分だというふうに思っております。

この現行の通所介護事業に、これまでもそういうことでありますけれども、事業所に委託していく内容でありますけれども、単価の設定であります。駒ヶ根市では、国基準の8%、伊那市では75%と発表されております。村では、この間の12月の議会でもそうだったんですけども、近隣と調整するなどとして、利用単価を決定していないというお話でありました。本来、近隣との調整は、私は必要ないなというふうに思っております。村として約束した現行サービスを維持するために、必要な金額を保障すべきと考えております。

その上で、先ほども唐澤議員のほうから出ましたけれども、地区社協のつどいやサロン等が、さまざまこれから取り込まれてきます。住民主体やボランティアとの取り組みは、プラスアルファの支援サービスとして位置づけるべきだというふうに考えております。辰野でも、たくさんのサポーターを養成しましたけれども、これが安定した介護や自立支援にはなかなかつながらないという報告も受けております。その点についてお聞きいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 通所介護、訪問介護に相当するサービスと基準を緩和したサービス、これは両方の視点を既存の事業所に受けていただく予定でいるところであります。受けていただかなければ、なかなかそれは難しいということであります。したがって、当面、これが総合事業の基本サービスというふうになるところであります。

単価の問題が出されました。これは今検討中でありまして、そうはいつても、他町村との均衡というような部分というものを考えていかなければならないというふうには思っておるところであります。それは必要ないという部分でありますけれども、やはり村内事業所だけではなく、いろんな皆さんが利用、それぞれの施設で利用しますので、そういったことも考えていく必要があるのではないかというふうに考えておるところであります。

ボランティアの養成講座等も計画しながらということでありましてけれども、これは本当に大変なことだなというふうに私自身は思っております。本当に、地域全体で支えることのできる仕組みが構築できるのか、これが本当に悩みであります。しかし、やっていかなければならないということでありまして。そういったところはしっかり検討しながらというふうに考えておるところであります。

国は市町村へおろしてきます。市町村は各地域へおろしていきます。それ以上、地域はおろすところがないものですから、これは行政と地域で連携しながらやっていかなければならないなというふうに考えておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 4でありますけれども、今の中でもお答えをいただいております。指定事業所が現行のものを受けてもらわなければやっていけないということでありましてけれども、ことしの段階でも、もう20%報酬が下がる中で、各事業者の皆さんは頑張ってサービスをしていただいているわけでありましてけれども、この辺をやはり、指定を返上する事業が続出するということがないように、現行給付をできるだけ維持してほしいというふうに思います。

ちょっと、この部分は今のお答えの中に含んで、5にちょっと移らさせていただきます。

昨年の4月からモデル事業として先行して始まった新総合事業で行われている埼玉県和光市の例です。通所介護事業所で利用者の卒業式が開かれました。脳梗塞による右半身麻痺で要支援2と認定されて、2年間デイサービスに週2回通って、訪問介護も週1回利用していた田上さんという方ですけれども、突然介護が終わりだと告げられて、民間事業者に委託する健康教室週1回、1時間半の利用に回されました。これ、立派な卒業記念証書も出されております。これが国の示すモデル事業であります。

厚労省は、強制的なサービス取り上げにならない生活上の支障を改善し、本人の同意を得て行うとしていますが、実態は全く違う実例が続々と報告されています。国は、介護保険要支援の1、2のサービスの一部を保険から切り離し、財源を減らすことを優先させました。その人に合った支援で、要介護や重症化するのを防ぐのが本来の介護保険なのではないでしょうか。軽度者の切り捨て、卒業の強要はあってはならないというふうに思います。

その点についてお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 総合事業に移行する前には、先ほども申し上げましたように、個々に面接とアセスメントを実施し、その方にふさわしいサービス利用ができるように考えておるところであります。したがって、場合には、状態が改善した場合は、他のサービスへ移行ということもあろうかと思っております。それは絶対ないとは言いきれません。状態が改善すれば、そういうこともあります。しかし、強制的に移行させるということは考えていな

いところでありまして、考えられないというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 最後になりますけれども、村が責任を持って行う総合事業であります。先ほども、保健師さんの増員とかもありましたけれども、人的、財政の強化はきちっとすべきだというふうに思いますので、その点、担当課のほうへもよろしく願いいたしたいと思います。

議長（原 悟郎） 要望ですか。

8番（三澤 澄子） はい。

それでは、続いて、2として、再生可能エネルギーの取り組みについてお聞きします。

3月11日で、東日本大震災から5年となります。5年前も、議会の最終日で議場に座っていたそのときに、長く大きな揺れを感じました。その後の津波と福島第一原発の事故が、大きな痛みと悲しみとなって、消えることはありません。

この間、私は2回、原発立地自治体ではないにもかかわらず、風向きで強い放射線量を浴びて、全村避難を続ける福島県の飯舘村を訪問してきました。村内全域にふえ続けるフレコンの山と、1回除染した住宅地が、山からの流出によってさらに線量がふえている現実を見てきました。

今なお17万人以上の方が避難を続けている中、国は原発再稼働を進めています。5年前、原発は安全で安価でクリーンなものという神話が崩れ去り、一旦事故が起きれば、取り返しのつかない事態を招くことを知りました。人の命を大切にする社会、そのために暮らしのあり方も含めて、原発のない国に向かう努力を続けることが大事だというふうに思っております。

先日、原発事故5年目を迎え、エネルギー政策に対する全国の首長の考え方のアンケート結果が新聞報道されました。知事と市区町村の65.6%が、原発のエネルギーに占める比率を引き下げるか、将来的にはゼロにするよう求めております。うち全廃は21%ありました。原発の安全性や核廃棄物処理への不安を解消できないとして、再生可能エネルギーへの転換を望む声が目立ったとしています。

そこでお聞きします。

1として、村が地球温暖化対策として、以前よりCO<sub>2</sub>削減の観点から、新エネルギービジョンを作成し、再生可能エネルギーを推進してきました。その到達状況をお聞きいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 再生エネルギーの到達状況の御質問であります。

村では、平成21年の2月に、南箕輪村地域新エネルギービジョンを策定いたしました。10年間の村内の新エネルギーの施設の設置について、目標値を設定したところでありまして。平成21年でありまして、平成31年までの10年間ということでありまして。

その中で、太陽光、太陽エネルギーにつきましては、公共施設で5カ所、家庭・事業所で200戸の設置と目標値となっておりますけれども、現在では公共施設が9カ所、一般世帯で442戸以上と、目標値を大幅に超えて設置が進んでおります。一般家庭におきましては2倍の余、進んでおるということでありまして、公共施設でも目標値は倍近くクリアをしておる

ところであります。また、平成21年当時はありませんでした10キロワット以上の全量売電のための施設、これもふえてきております。村内至るところにあるところでありますし、大型の施設も2カ所設置になっております。そんなことで、太陽光の利用施設についてはクリアをしておるところであります。

一方、木質バイオマスについては、まきストーブ等で自家用利用にとどまるために、その達成率というのは、公共施設では50%、家庭用では30%程度にとどまっておるところであります。木質バイオマスがちょっと弱いという状況になっております。

以上です。

議 長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8 番（三澤 澄子） 済みません。今説明をしていただきましたけれども、参考までにといいますか、設置状況、補助金の段階で出したものを、ちょっと表になったものをお手元にもお届けさせていただきました。また、よく見て、参考にさせていただければというふうに思います。

その中で、今、太陽光発電でありますけれど、震災後は、国として太陽光発電や風力発電等、新エネルギーに設置補助をして、電力会社の売電政策もあって、より加速されたところでもあります。特に太陽光発電の村の設置状況でありますけれども、今、村長さんのほうからお答えをいただいたところでもあります。

あわせてでありますけれども、このところの太陽光発電のパネル設置が、村内でも目立っているわけでありまして。地上パネルであります。住宅地に点在する農地や田んぼ、畑に次々と今建設が進んでいるというふうに思います。全国では、住宅に反射熱が当たり、住民が熱中症になるなど、また山間部には、都会から環境のよさで移住してきた人に、景観や自然破壊など、環境の悪化、また去年は、北関東の水害のときには、太陽光パネルの大規模な建設が水害、堤防決壊を招いたというようなこともニュースになっております。そういう点で、今、かなり問題が出てきているということも事実だというふうに思います。

その点とあわせて、3でありますけれども、これも、今、資料をちょっとおつけをいたしました。南箕輪村再生可能エネルギー利用施設の建設等に関するガイドラインであります。これも、環境審議会で、こういうものができてくる際に必要ではないかということで、ガイドラインをつくりました。これは、目的のところを見ていただければわかりますけれども、再生可能エネルギーの利用を目的とした施設の建設を円滑に進めるというふうになっております。問題が起きた場合は、改善措置や届けもできるというふうになっておりますけれども、届け出たもののみになっております。

それで、今起きている問題は、10キロワット以下で、小規模で少しずつつなげていくというような形のものが見受けられるわけでありまして、届けられて対象となっていないものがかなり問題が起きるのではないという実態もあるのではないかと考えております。そういう点で、このガイドラインでいいのかどうかということも含めて、見直しをしていくことが必要ではないかと思っておりますけれども、その点についてお聞きいたします。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 大型の太陽光発電、10キロワット以上発電施設、村内は19カ所というふうに発表しております。

今、議員御指摘のように、南箕輪村再生可能エネルギー利用施設の建設等に関するガイドライ

ンを平成26年8月1日から施行しておるところであります。この効果かどうかわかりませんが、今のところ大きなトラブルはないところであります。そういったトラブルがあったということは聞いておりません。小さいものを増設しながら大きくしていく、そういったことも聞いていないところでもあります。最近では、一番大きな問題となったのは営農型の問題であります。これは、農業委員会で十分議論をしながら、その後の状況、これからが大切であります。そんな状況を見ていく必要があるかというふうに思っております。

ガイドラインの見直しの話がありましたけれども、必要性があれば、それは見直していく、このことは当然のことです。見直す必要があるかどうかという、この辺からまた考えていかなければならないというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） ちょっと、南箕輪の都市計画にもかかわるわけでもありますけれども、南箕輪は、割合、大きな農地というのは、住宅の中に点在している農地が多いわけでありまして、そういう点でいくと、今、耕作できない田んぼや何かに、結構、今、数が急激にふえているというふうに認識しております。その個人の土地なので、それがそのまま問題ないというふうに思っているかどうかということでもありますけれども、やっぱり都市計画の面からも、住宅地にかなりの量が点在してくる状況なんかは、ちょっとこのまま放置しておいていいのかなということも思います。

そして、今のところ問題は余りないということでもありますけれども、そのほかの状況も含めて、もう少し、今の実態に合ったガイドラインを、今10キロワットでありますけれども、そのほかのものも必ず届け出すというような形での取り組みも必要じゃないかなというふうに思います。

その点については、要望ということでお願いいたします。

5番として、村のエネルギー政策としては、再生可能エネルギーの活用・推進は引き続き必要だというふうに思います。

南箕輪周辺では、エネルギー政策は、本来、地域循環型で行うべきだというふうに思っておりますし、資料の中に、ちょっと見ていただくとわかりますけれども、最初の新エネルギーの設置要綱のところでもあります。この真ん中辺に、南箕輪村周辺では、太陽光発電の出力が3.8キロワットのを真南で30度に設置して、1年間発電すると、普通の家庭が1年間に使う電気が賄える計算となります。村が位置する本州中央部は、全国の中でもトップクラスの発電量が期待できますというふうに書いてあります。今言うように、本来、エネルギーというものは、地域循環型で取り組まれてこそ、経済効果もあり、環境にもよいものだというふうに思います。

28年度からは、家庭用の太陽光発電の補助金はなくなります。売電との関係で、建設は減ってきたとはいえ、年間30件ほどはまた要望があり、再生可能エネルギーの推進政策は、引き続き必要ではないかというふうに考えております。

また、中川村では、森林バイオマス活用構想を進めております。飯島町は、小水力発電を主として推進しています。

環境審議会では、家庭用の風力も今新しいものが出ているので、研究をしてはという意見もありました。村として、今後の再生可能エネルギー、自然エネルギーの取り組みをどう考

えているか、お聞きします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 新エネルギーのビジョンを示して、既に、かなり年数がたつわけです。この辺の見直しというのは当然していかなければならないだろうというふうに思っておるところであります。

このビジョンの基本理念としても、恵まれた自然エネルギーを活用する取り組みを地域ぐるみで進めることにより、持続可能な地域社会の形成を目指す、このことが基本理念となっておりますので、循環型のエネルギー政策というのができれば一番理想的であるというふうに思っております。

太陽光発電につきましては、この上伊那地域は、太陽光発電に適する場所です。そういったことで、本村もいち早く家庭用の補助制度を取り入れてやってまいりました。目標を達成いたしましたし、国も補助制度をやめておりますし、多くの自治体、ほとんどがうちよりもはるかに先にやめておるという状況もありまして、28年度からはやめさせていただいたところでもあります。悪循環といいますか、ふえればふえるほど、一般家庭の電気料金が上がってまいります。これも一つ問題がないのかなと、国が進めるのであれば、そういったものは転嫁をしないほうがいいんじゃないかなというふうに私自身は思っておるところであります。

これからは、私自身は、先ほどもお話をいたしましたけれども、木質バイオマスエネルギーに重点を置いていくべきかなという、地域循環ということであれば、南箕輪村もそうありますけれども、非常に森林、木材が多い地域でありますので、そういったものを活用することによって、地域経済にもつながってくるのではないかなというふうに思っておるところであります。その辺の研究は、これからまたさせていただきたいというふうに思っております。

当面、公共施設といたしましては、ペレットボイラー、ペレットストーブ、ペレットストーブはそれぞれの施設、計画的には入れてきたいなというふうに思っております。ペレットボイラーは、南原保育園で設置をいたしました。ただ、補助金があるといえ、多額の費用がかかりますので、その辺の兼ね合いというのもあります。と同時に、しかし、そうはいつても、地域循環型のエネルギー体制というのは構築をしていかなければなりませんので、施設の更新時に設置可能なものは、公共施設は切りかえていきたいというふうに考えております。その点は御理解をいただきたいと思っておりますし、そのことが森林整備につながってくるという面もありますので、経済面でも効果があるのではないかなと。したがって、こちらのほうの普及にこれからは努めていきたいと考えておるところであります。

まきストーブだとか、ペレットストーブ等へ補助を出すというのは、本村は出していますけれども、ごくわずかです。今度、太陽光、廃止をいたしましたけれども、こちらは残していくということで推進を図ってまいりたいと思っておりますので、お願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8 番（三澤 澄子） 今、一般家庭における太陽光発電がふえればふえるほど、電気料にはね返るといふ仕組みを言われました。これは、本当にそのとおりだというふうに思います。

今、電力が自由に選べるという時代になってきましたけれども、先日も、発電した電力を

民間に売って、それが回収できないというようなニュースも大きくありました。そういうことでいうと、やはり発電したものは、この辺では中電だけでありますので、選択肢はないわけでありませうけれども、ああいう危険もまたあるということもありますし、本来、国で自由に電力を買うということが出来る場合に、私たちが買うときには、やっぱり電力の何で発電しているかということを選べる仕組みになっていけばいいなというふうに思います。ドイツなんかは、そういう点でははっきりとした、原発には頼らないという政策を持っておりますので、その点について、国としても、やっぱりそこにお金をつぎ込んでいくという姿勢を持っているわけでありませうけれども、日本は、やはりそのところが、今でもやっぱり原発が主になっているというようなあり方でありませうので、そのところをやっぱり、国としてやっぱり正していかなければならないと思いますし、やはり今の原発の事故のことを思いますと、そういうきちんとした自然エネルギーの電力を選んでいけるシステムを私たちも求めていかなければならないというふうに思います。

今言うように、森林バイオマスのほうへできるだけというふうに話がありました。やはり、太陽光発電も含めて、やはり循環型社会ということで経済が回るような仕組みを求めていきますし、そういう点では、私たちはしっかりと方向をしていかなければいけないな、あくまでも、やっぱり経済が地域循環で回るというのが基本じゃないかなというふうに思っておりますので、よろしくお聞きしたいと思っております。

それでは、3項目の地域経済と地方創生についてお聞きします。

広報みなみみのわ、先ほどもお話がありました2月号であります。2月は、自立の道を歩む南箕輪、村の日に考える特集がありました。3月は、人口増とコミュニティが特集となっております。

村長さん、開会挨拶の中で、国勢調査の結果、人口増に関して、県内で3市町村の人口増のうち、自然増トップであったことに触れて、先人がつくり上げた歴史の上に、140年続いた村の発展があると言われました。

2月号では、平成の大合併について特集をしております。特に、三位一体の改革で、地方自治への交付税減額により、合併しなければ財政が成り立たないと、繰り返し村報で説明や説明会をしたことは、異常な出来事だったと私は思っております。村民は、村をなくす方針には反対し、村のあり方を決めるのは住民自身だとして、住民投票で自立を選択しました。この運動を通じて、地方自治のあり方そのもの、そしてその後のむらづくり委員会での実践的住民自治が根つき、人口増の村、発展する村があると私は思っております。

こういう中で、国は、地方版総合戦略として、人口減社会に対応した地域の活性化、人口増対策、まち・ひと・しごと創生と好循環の確立を目指す自治体戦略を策定し、数値目標を明確にして、実現を求めています。

人口増を続けてきた村として、本村としての特徴的な取り組みは何かをお聞きします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 地方創生関連の人口増を続けてきた村としての特徴的な取り組みということであります。

合併論議の話のありましたけれども、誤解をしてもらっては困るんですけども、最終的には住民投票で決めますよという、そのことは最初から言ってきたことでもありますので、村が強要をしたわけではありませうので、それだけははっきり言わせていただきたいというふ

うに思います。

地方創生、いろんな事業、今取り組みをこれからしていかなければなりませんけれども、目的は何かといいますと、人口減少に歯どめをかける、東京一極集中の人口集中の是正を図る、そして地域を元気にしていくという、このことが一番の基本となっております。

したがって、人口減少に歯どめをかけるという点では、うちは今のところは歯どめはかかっておりますけれども、これから将来にわたって歯どめをかけていかなければならない。そのためには何が一番重要かということでもありますけれども、やはり産業の活性化で、雇用の場をつくっていく、あるいは農業振興で雇用の場をつくっていく、このことが一番重要なことでもあります。地域の企業に元気になっていただく。就職先があれば、若い皆さんも帰ってきていただけるということでもあります。そんなことを村の地方創生の戦略、総合戦略にも、そのことを一番の柱にしておるところであります。職住近接の村づくり、いわゆる住んでいるところと勤めるところが近接、そういう村づくりを進める、そのことを柱にしておるところであります。そういった点では、本村は本当に恵まれております。交通等々におきまして、大方の企業に通勤が可能なところに立地をしております。と同時に、経済の活性化というのは、一自治体で考えていても、これはどうにもならない問題であります。したがって、より広域的に、例えば、上伊那全体で考えていくという、こういう視点に立って、今いろんな取り組みをしておりますので、そんな点は御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） まさに言われるとおりでというふうに思います。やっぱり、先ほどの質問にもありましたけれども、人が安心して住める、子供を産み育てる環境ということになりますと、安定した雇用、その中で子育てができるということでもありますし、そして、そのことを中心に子育て支援もしてきたという村長の方針だというふうに私は理解しております。

その点で、3本の矢として、安倍戦略としては、金融緩和や公共投資、成長戦略のためのデフレからの脱却というようなことを言ってきました。また、成長戦略の一環として、TPP推進がこの間進められてきました。経済は、村長が挨拶で言われたように、緩やかな上昇と言っておりますけれども、内閣府では、マイナス金利と先行き不透明で、消費も低迷しているという報告もあったところでもあります。

一方で、TPPの合意がありました。それから、調印も行われたわけでもあります。今朝の新聞には、その対策としての法案が提出されたというようなことも出ておりました。

アベノミクスで、大企業中心とした法人企業所得は大きく増加したわけでもありますけれども、この間、内部留保は、大企業中心に300兆円を超えています。非正規雇用が4割に広がり、経済的格差が一層広がっています。国が進める世界で一番企業が活動しやすい国、多国籍企業がグローバル規模で活動しやすい国が進められた結果であります。

地域経済を守る地方再生にとって、TPPは大きな障壁になることは間違いありません。

この間、県で試算された農業分野への影響も24億円と言われております。JAで試算した金額は392億円という大きな開きがあるわけでもありますけれども、村農業への影響と対策は何か教えていただきたいと思っております。



議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） TPPの問題であります。

TPPの合意から署名ということになってきたところでもあります。肉や野菜、果物など、安い農産物が流入することによって、消費者にとっては価格面ではメリットがありますけれども、日本の農業に及ぼす影響というのは、これは影響があるというふうに私は思っております。

一方では、食の安全ということも大きな問題になろうかというふうに思います。消費者が安心・安全な農産物、どう見きわめていくのか、こういった取り組みというのにも必要ではないのかなというふうに思っておるところであります。この辺は、また、それぞれの皆さんの活動の中で広めていただければというふうに思うところでもあります。

村の農業にどのような影響を及ぼすかということは、現段階では全く想定ができないところでもあります。県の試算や農協の試算、大きくかけ離れておりますし、そういった状況では想定ができないということでもあります。そういう段階になれば、また数値等をお示ししてまいりたいというふうに思います。

そういった状況の中で、村では、28年度からの5カ年間の地産地消促進計画というのを策定したところでもあります。その計画に沿って、地産地消を進めていくことが一つの対策になるのではないのかなというふうにも考えておるところであります。できるだけ、地元の農産物を地元で消費してもらい、そういった活動を展開していきたいというふうに考えておるところであります。また、酪農関係では、27年度から、畜産クラスター事業というのも始まっております。県内では5カ所しかない取り組みの中で、村内が最大の取り組みということでもあります。また、新たに取り組みたいという面もありますので、村も引き続き支援をしてまいりたいというふうに考えておるところであります。

農業には影響がありますけれども、村の影響というのは、ちょっと試算はできない状況でありますので、その点はぜひ御理解もお願いしたいというふうに思います。

ただ、TPPにつきましては、発効が2年後で、それぞれの国の承認というのがありまして、今、アメリカの大統領選挙を見ていると、両方の皆さんがTPPどうだろうかという状況となってきたところでもあります。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8 番（三澤 澄子） 南箕輪においては、農業分野で、若い人たちがかなり頑張ってくださっているといううれしい話もあります。この点については、しっかりと私たちも見ているかなければならないなというふうに思っております。

そして、3として、今おっしゃいましたように、TPPは農業分野だけの話でないことは知られています。全体像がまだ全く明らかにされていないというのが実態でありまして、グローバル企業の利潤追求のために、国境を越えた条件整備を行う、ごく一部のために圧倒的多数を犠牲にするものということで、アメリカでも今反対が起きているということでもあります。

関税撤廃によって、農業などの地域産業に深刻な影響を与えるだけでなく、グローバル企業に都合のよいルールが求められ、地域の自治を踏みにじって、地域産業と住民の暮らしを守るための規制の緩和、撤廃が迫られます。

医療や食品分野の規制緩和だけでなく、地方自治体の関係で、公契約、公共調達の市場開放が求められています。

資料として、ちょっと公契約のことについて、何枚かおつけしましたので、また後で御参考にごらんください。

今のところ、現状のWTOと同様、都道府県と政令市となっておりますけれども、自由化の水準引き上げとされていて、一般自治体の調達も市場開放とされる可能性もあります。先行する46カ国協定では、物品・役務で630万以上、建設工事で6億3,000万円以上の公契約に対して、国外企業にも同条件で入札機会を与えなければならないことになっています。広域連合などの契約は対象にされると思います。

TPPは、中小企業振興条例等、地域経済を守る施策も、ISD条項でできなくなると心配されております。

今、村では、ここに産業振興政策というものをたくさんあります。それを箇条書きしていただきました。iPadのほうに入っていますので、また中を詳しく見ていただければいいと思いますけれども。これらのものが、今、地域の経済を支えているものであります。その中には、住宅リフォーム制度もありまして、こういう具体策もあるわけでありまして、けれども、こういう、今、地域の経済を支えているものを、今、商工会と連携して、TPPに対抗するための新しい中小企業振興条例をつくる必要があるのではないかというふうに思います。これらのものは、またそれぞれ検討していただきながら、一つのものにして、より強くTPPに対応する施策をしておく必要があるのではないかと思います。

そうやって、今言いましたように、公契約条例でありますけれども、これは、公共工事、公共サービスなどを民間事業に発注する際に、低賃金を背景に、ダンピングを受注されないように、公務、公共サービスの品質確保、事業者相互間と労働者相互間の公共競争を実現することを目的としております。

これらのことを考えながら、TPPが入ってきた段階で、公契約はもう結ばません。今の段階で、やはりきちんと地域の経済、それから振興策、そういうものをきちんと担保するために、地域の労働者を守り、地域で安心して暮らせる、そういう自治体をつくるために、公契約条例もあわせて、必要ではないかということで、ぜひ検討をお願いしたいというふうに思います。お考えをお聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） TPP、農業分野だけではなくて、さまざまな分野に影響してくる、そのことはそのとおりであります。

公契約条例の話が出されました。現在では、適正な設計価格に基づいて、予定価格が求められておるというふうに思っておるところであります。この最低制限価格につきましても、引き上げながら設定をしてきておるところであります。

ISDS条項に基づく国や地方公共団体に及ぼす影響というのは、実際にこういったケースが起こるのかどうかというのは、ちょっと今の段階では見通せないところあります。本当に、小規模自治体では大変難しいなという面もあるところありますので、この辺は、また、いろんな自治体の動向を見ながら、考えていく必要があろうかというふうに思っておるところあります。

一私どものような小さな自治体で、いろんなことをやっていくということは大変難しいな

というふうに感じておるところでありますけれども、そうはいつでも、検討はしていかなければならないというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） ちょっと、今の公契約条例の次、2枚目のところに、全国のちょっと地図がありまして、自治体の公契約条例というところがあります。長野県は、公契約基本条例の理念的条例というのを策定しているというふうに書かれております。それに基づいて、やはり地方自治体でも実態に沿った検討をぜひしていただきたいと思えますし、何よりも、明らかにされていないTPPが一応調印はされたわけでありましてけれども、何よりもTPPに参加しない、撤退するということが一番の地域を守ることだというふうには私思いますので、これは、JAの間、陳情も採択いたしましたけれども、そういう観点から、きちんと約束を守り、地域を守るということを念頭に置きながら、やはり進めていくべきではないかというふうに思っております。

以上で、終わります。

議長（原 悟郎） これで、8番、三澤澄子議員の質問は終わります。

ただいまから3時35分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時14分

再開 午後 3時35分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

9番、大熊恵二議員。

9番（大熊 恵二） 議席番号9番、大熊恵二であります。

私は、昨年12月の議会で、人材、人を育てるということで、その中で山本五十六連合艦隊司令長官のリーダーシップ論をお話もさせていただきましたし、それから、さらには、5代徳川将軍綱吉に使えた荻生徂徠という儒学者のお話もさせていただきました。人を育てるという、その本日は第2弾といいますか、そんな意味合いを持ちまして、今回、通告をさせていただきました。これからお尋ねをしてみたいと思いますので、ひとつよろしく願い申し上げます。

通告には、教育心理学の中にありますピグマリオン効果について、学校では、そして家庭では、そして地域ではという通告の中から、これから提案をしてみたいと思っております。

既に、ピグマリオンとは何かについては十分おわかりのこととは思いますが、少し触れておきたいと思えます。簡単には、人を褒めることによって、その人が意欲を出して、いろいろ能力が拡大していくというようなことで、これはギリシャ神話の中に出てまいりますキプロスという、今もその国は地中海の中の島の一つで、ピグマリオンではありません、キプロスという、これは最近話題になりました国であります。昨年のギリシャ危機で、金融不安で、デフォルトが行われるんじゃないかと、こんなところが大きく報道され、EUからの離脱を模索する。人口は86万人というふうに言われております。それで、そのキプロスであります。主な産業は観光と金融業と言われております。金融業は、世界のお金持ちがこのキプロスに預金をすることによって、税を合法的に逃れるというようなシステムがあるようでありまして、このキプロスの、イギリス系の住民が7割、それからトルコ系が3割という構成の

中で、内紛も起きているというような、非常に最近脚光を浴びている、そういう意味では余りいい話ではありませんが、そういう国であります。そこのギリシャ神話の中に出てくるピグマリオンという王が、自分で象牙で女性像というか、乙女の像をつくりまして、それを愛し続けた結果、いわゆるギリシャ神話に出てくるアフロディーテという、愛と美の女神というふうに言われておりますが、その方の力で、その彫った像が人間の女性に変わったとか、生まれ変わったという話の中から、このピグマリオンという王様の名前が大きく知れているところであります。これは神話でありますので、そんな話が出ておりますので一言申し添えておきます。

端的に、この効果というものがありますが、簡単に言えば、先ほども申し上げましたが、親とか、それから学校の先生とか、そういう方々から褒められている子供は、自信がつき、そして成績が伸びるといふ効果があるというふうに言われております。人間は誰しも、期待されれば、褒められればうれしい。自信がつき、もっと頑張ろうと、より一層努力をするのが子供であります。大人もそうであります。そういったことでもあります。いわゆる、他人から褒められたり、そして認められたりしますと、児童生徒に自己肯定感が生まれて、自他をかけがいのないものとして尊重する、望ましい人間関係の構築につながると言われております。これがまた功を奏して、勉強だけではなく、学校の教育現場におきましては、いじめの防止にもなるといふふうに言われております。これらを今後より一層効果を上げるために、この魅力ある学校づくりのために、このピグマリオン効果、褒めることを積極的にやっていたらどうかという提案であります。

そんなことで、まず最初に、このピグマリオン効果について御答弁をお願いいたします。  
議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

先に、三澤教育委員長。

教育委員長（三澤 久夫） 大熊議員のピグマリオン効果について、推進するお考えはないかということでもありますけれども、議員がおっしゃられたように、このピグマリオン効果という言葉は、1964年にアメリカの教育心理学者のロバート・ローゼンタールによって提唱されたようであります。人間は期待されたとおりの成果を出す傾向がある、あるいは、他者への期待値がその後の成長を決定づける大きな要因の一つとなるという考えのようでもありますけれども、この節に対して、子供たちに対して、過度な期待をかけることは弊害があるというような批判もあるようでございますけれども、私は、子供たちを教える上で、非常に大事な考えだといふふうに思います。言葉は違いますが、子供に期待をかけることは、子供たちを認め、励ますことにつながると思います。また、反対から言うと、児童生徒たちはみんな、親だとか友達、教師から認められたいという思いが少なからず持っていると思います。

そうしたことから、学校では、お互いを認め合うことはもちろん、お互いを勇気づけることも大切に、日々取り組んでいると思います。とりわけ、教師から、何か一つのことで褒められた、あるいは認められたという経験がある子供たちは、場合によっては、その子の将来をも左右しかねないものといふふうに考えます。

しかし、最近、ややもすると、どうも子供たち一人一人のよさを十分認めてあげられないといふか、受けとめられない現状があるのではないかなと危惧しております。今の学校の様子を外部から見ていると、そういった面では、小学校で1人の先生が全てを教えるという

ことにも、やや限界があるかなというふうに思います。学級崩壊なども、子供のよさを十分見つけてあげないために起きているケースが多いように感じます。

今後は、できるだけ複数の目で子供のよさを見ていく、そういう体制を学校でとっていくことが大事ではないかなというふうに感じております。機会があるごとに、小学校の校長先生等にそんなお話もさせていただいております。

以上のようなことで、学校教育、あるいは家庭教育においては、子供を認め、励まし、意欲を持たせる、そういう教師、あるいは親の姿勢がうんと大事であると私は思っております。以上です。

議 長（原 悟郎） 続いて答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 9番、大熊恵二議員の御質問にお答えいたします。

ピグマリオン、私もこの通告書をいただくまでに、ちょっと認識をしていなかったところがあります。知識不足で申しわけないなというふうに思っておるところであります。

今、教育委員長の話にもありましたけれども、他人から期待することによって、学習だとか、私の関係するところでいえば、役場内部の仕事、そういった成果が上がるんじゃないかという効果があると言われております。私自身は、特に子供に対しては、本当にこれは効果があるんじゃないかなという思いはしております。そんなことで、こういった効果があるということでもありますので、どうそれを具体的にあらわしていくことができるのかという、このことが重要ではないかなというふうに思っております。特に学校では、教師、家庭という、こういうことになってくるわけでもありますので、先生方にはそういった意識の共有を図っていただくこと、これが大事かなというふうに思います。

したがって、この辺は、先生方の会の中で、そんな話、話題を出していただきながら、ピグマリオン効果についてのそんなことを、話をさせていただくということも大事ではないかというふうに思っております。それと同時に、家庭におきましては、これは親にどう周知をしていくかということだというふうに思います。講座とか、あるいは講演会だとか、そんな機会を通じて、そんな話をしていけばいいんじゃないかなというふうに思っておるところであります。

12月議会でも、褒めるということの質問をいただきました。これは、本当に必要なことでもあります。特に子供は、やる気、本当に影響するんじゃないかなというふうに思っておるところでありますので、できるだけ褒めるような、そんな教育課程ができればいいなというふうに思っておるところであります。

人間というのは、お話にもありましたように、他人に認められること、これが一番大切なことであるというふうに私自身は思っておるところであります。認められることによって、その人自身の存在力、そういったことが高まっていく、人にとっては本当に大切だなというふうに思います。地域社会におきまして、人間同士、認め合うことのできる地域社会が構築できれば、これは私は理想であるというふうに思っておりますけれども、これはなかなか難しい面であります。そんなことも、これ、福祉にもつながってまいりますし、あるいはいろんな社会教育、公民館活動等々にもつながってくる問題であります。いろんな場面を通じて、そういった社会の構築ができるように努力していきたいなという思いはしておるところであります。どう、それを具現化していくかということは、十分これから考えさせていただきた

いなというふうに思っております。

職場におきまして、それぞれの仕事を認めてあげるといふこと、このことは大事なことだといふふうに思っております。12月の議会で、そんな御指摘もいただきましてから、私も怒ることを余りしなくなりました。できるだけ、褒めるというと語弊がありますがけれども、わからないように褒めるという、こんな部分も出てきたところでもあります。ややもすると、人間というのは欠点ばかりを追求する、そんな癖があります。しかし、よいところを認めてあげながら、悪いところはそれとなく指摘をしていく、このことが大事ではないのかなといふふうに考えておるところであります。職場の人材の部分におきまして、そんなことを意識しながら、これからやってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） ありがとうございます。

先月、南箕輪小学校の小林校長のところへ、私出向いて、1時間半まではありませんでしたが、それ近く、校長室で小林校長と懇談をしましてまいりました。そのときに、子供を褒めるというようなことについて、先生の、教師の間でも、まだ着任して経験の浅い先生、そしてもうベテランの先生、それぞれいるわけですが、特に若い先生に対して、校長としてどう臨んでいくのかと、こんなお話も小林校長先生とはさせていただいたところでもあります。そのときに、小林校長いわく、やはり褒めることでも、叱ることでも、教師と子供たちの間に信頼関係が一番大事だと、こういうお話を小林校長がされました。まさにそのとおりだと。やはり、教師と生徒の間に信頼関係がきちっと結ばれておれば、そういったことがより効果が上がるといふことで、まさに小林校長と話をさせていただいてよかったなと思ったところでもあります。

また、回覧板で、1月号、2月号といつて、さくらがおかという文章が回覧板で回ってまいります。それ、読む人と読まない人がいるわけではありますが、1月号には、ことしはさる年であるので、見ざる、聞かざる、言わざるという、いわゆる、これは左甚五郎ですか、日光東照宮のところへ、私も何度か行って、見たことがあります、そういう彫り物があります。今、村長から答弁があったように、とかく我々は、欠点とか、それから間違えなどを、見たり、聞いたりしたことをしゃべってしまうところがあるといふふうに、この小林校長の書いたさくらがおかにはあります。そういったことを小林校長のこの文章を読みますと、そういう人間というのはいふところがある。ですけれど、私は、このお猿さんたちが、友達や周りの人のよくないことやすばらしいところを、見たり、聞いたり、話したりしようと伝えていると思いますと、このお猿さんたちは。皆さんのお隣にいる友達のことを考えてみてください。きっといいところやすばらしいところがたくさん、お友達にはあると思いますと、こう小林校長が書いているわけです。非常にすばらしい校長だなといふふうに、私はこの文章を読むだけでも実感ができるわけでもあります。

回覧板で回ってきて、読ませていただいて、それで、どうしてもこの文章を欲しいといつて、教育委員会へお邪魔して、いただいてきたわけですが、非常にこういう校長さんには、いつまでもうちの学校にいてほしいなと思うような校長であります。

そんな中で、このさくらがおかの中にもあります朝御飯をちゃんと食べてきてますか、こういふことで、非常にうちの南箕輪小学校は、高学年になるほどその率はちょっと下がっ

てくるわけですが、非常に健全なすばらしい学校だなというふうに、この文章をもって実感をしたところであります。これは、教育委員会の当然サジェスションもあり、そういう中で、校長が実務を現場でやっているということだろうと思います。

この中に、学校の自己評価の結果を生かしてというデータがございます。そんな中で、このデータを見ますと、およそ、みんな、すばらしい、高い数字が出ております。本当に学校は楽しいですか、こう聞くと、みんな楽しいと、学校へ行くのが楽しみだと、こういうふうに子供たちが答えているわけです。非常にいい環境で進んできているんだなということを実感したわけであります。

元横浜市の市立高校で、皆さん御存じのように、夜回り先生という、水谷先生というんですか、その方の講演を私も何年か前に聞いたことがあります。そのときのことで、耳から離れない言葉があります。いわゆる、夜回り先生の水谷先生ですが、親に対して、水谷先生が、自分の子供を褒める回数と叱った回数はどちらが多いですかと、こういうふうに親に問いかけたわけです、会場で。そしたら、ほとんどの親は叱った回数のほうが多いと、そういうふうに答えたわけであります。そして、先生いわく、教員は1日10回、子供を褒めてほしい。そして、お母さんには、50回、1日、子供を褒めてほしいと、水谷先生はそう言われておりました。やはり、褒める教育を実践することによって、効果が大きくなると、そして褒められた子供は、他人も大切に思うようになると、お互いを大切にする優しさ、思いやりが育っていくんだという、水谷先生のお話でありました。本当に、そのとおりだなと思います。いじめもさることながら、学力の向上にもつながっていくと信じております。

学校では、そういうことでありますが、今、家庭では50回褒めてほしいというようなお話もさせていただきましたが、最近の家庭教育を振り返ってみますと、各家庭独自の生活の形態、それから生活感がありまして、子供はそれらの家庭生活の中で影響を受けて、社会化をしてまいります。学校では、生活そのものが自然的に教育作用を果たす場合もあり、いずれにしても、家庭教育は、子供の各種発達並びに人格形成に多大な影響をもたらすと。学校機能が拡大する一方で、家庭教育機能が縮小していると。今日の核家族化や生活環境の変化も、家庭教育機能の低下を導くものと危惧されております。家庭教育回復の必要性が今叫ばれております。学校教育以外に、この家庭教育について、一つ御所見をお尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 三澤教育委員長。

教育委員長（三澤 久夫） 私のうちにも孫がおりますけれども、親を見ておると、まことに、ああ、ここのところは、もうちょっと子供を受けとめて、もうちょっと温かく接したらどうかなというふうに感じることは多々ありますけれども、なかなか、それを子供たちに言うことができない実情であります。

確かに、家庭教育、そういったことも、やっぱり呼びかけていく必要があろうかなと思いますけれども、じゃあ、誰がということになると、なかなか難しい面もありますので、また、例えば、学校では年に1回ぐらい、校長講話だとか、あるいは学級懇談の中で、またそういった面も、できるだけ触れていただくようにまたお願いしてまいりたいなというふうに考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 本当に、家庭教育の大切さというのは重要であります。十分、そ

の点も、学校も考えておりますし、また教育委員会も考えておると思いますが、家庭教育の大切さ、親と子供のかかわり合い方、そういったことを、さらに教育の現場を通じて進めていただきたい、進めるべきだと思いますが、今、教育委員長のお話にもありましたように、これからもやっていくよということでもありますので、ぜひそんな点を、より一層力強く進めていただきたいと思います。

この中で、さらにもう一つ言葉を申し上げれば、二宮尊徳、二宮金次郎という、江戸末期の篤農家であります。疲弊した農村の食糧危機を非常に解決した儉約家といえますか、非常に質素な暮らしをしながら、多くの自治体を助けたと。夏にナスを食べたら、秋の味がしたと、これは秋は大変な不作になるなということで対策を打ったという有名な話もあります、金次郎の。

そういう中で、本村にも二宮神社というのがあるんです。南原に、昭和23年に、これは教育次長に村史を見て調べていただいて、教育次長に教わったんですが、昭和23年に入植をされた方々が、心のよりどころとして、何か神社をつくりたいという中で、二宮神社というのをつくった、今も南原の保育園のそばにお宮がございます。これは、いわゆる尊徳の報徳精神、それを祭ってあるということでもあります。

それで、話はちょっとそれでしたが、ああ、それともう一つ、うちの南箕輪小学校に、二宮金次郎があるんです。教育委員長は、うちの小学校の校長も経験されておりますので、よく御存じだろうと思うんですが、今、学校に二宮金次郎が置いてある学校というのはいくらも少なくなっただけです。うちの村140年の歴史の中で、二宮金次郎があるんです。私もうかつでありました。行って、見てまいりました。まきを背負っているわけですけど、あんな、あれは少年時代でありまして、二宮金次郎というのは、実は相模の国といえますから、神奈川県です。小田原で、70歳で亡くなっているわけですが、身長が6尺、いわゆる180センチ以上あるわけです。それで体重が25貫、いわゆる九十四、五キロでしょうか、非常に強靱な体力を持った、合理的精神に富み、思想については実践活動と深く結びついて、報徳精神と呼ばれ、明治以降の農村の精神的な太い背骨として、多くの影響を与えた。それで、今でも、その二宮金次郎さんの生まれた家は、小田原に保存されているそうでもあります。

その二宮金次郎が、こう言っているんです。かわいくば、五つ教えて三つ褒め、二つ叱ってよき人となせという言葉が二宮金次郎が言っているわけです。いわゆる、人を育てる上で、褒めることも、そして叱ることも両方大切なんだということは、誰もが言わずして理解できる場所です。褒めること、そして叱ること、怒ると叱るでは違うわけですから、その点をよく頭に置いて。私は、子供のころ、よくおやじに怒られましたが、これは叱るというより怒られたんです。おやじの感情で怒る。とんでもないおやじだなど、こう反発心を持った時期もありました。今では、今日、こういうふう健康でいられるのも、立派な体に産んでくれたのも、母親と父親のおかげだと思って、感謝しておりますが、当時はおやじに反発もしました。あんどき、もう少し叱ってもらってれば、もうちょっとよくなったかなと今思うところではありますが、怒るというのは感情で怒るわけですから、どうか叱って人を育てていただきたいというふうに思います。

二宮金次郎のもう一回言葉を申し上げます。かわいくば、五つ教えて三つ褒め、二つ叱ってよき人となせということで、褒めること、そして叱ること、これを使い分けながら、子供たちの成長を大きく見守っていきたいと思うところでもあります。



これについて、もう一度、最後のこの部分のまとめとして御答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 三澤教育委員長。

教育委員長（三澤 久夫） 私も、幾つか学校を回ってまいりましたが、二宮尊徳の像があったのはたった2校でした。戦前には各学校にあったようですが、戦後、制度というか、教育体制が変わって、ほとんどの学校がなくなったのではないかなというふうに考えております。現在、直接、二宮尊徳について教えることはほぼないと思いますけれども、そういった、今おっしゃられた、褒めたり、あるいは、時には叱り、そういったことは非常に大事なというふうに感じております。

それと、私自身の経験からしますと、ただやみくもに褒めるのではなくて、やはり具体的に褒めてやらないと、子供にはなかなか届かないのではないかなというふうに感じております。そういったことが積み重なると、やっぱり議員のおっしゃられるように、そういった、今度は褒められた子供が、その見方でほかの子供たちを見ていくと、いい効果が生まれると思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） それでは、二つ目の問題に入ります。

昨年、9月の議会におきまして、私の質問の中から、学力向上、その前に、全国統一学力調査というものがありまして、本村の学力がどの程度なのか、それは一切発表されておりませんのでわかりませんが、教育委員会の方針としては、その実力を見て、どう今後教育に反映させていくかということが大事だということで、この放課後の学習を始めたわけでありませぬ。確か、英語と数学、それで週2回でしたね。それらをやって、ただ、私も県の教育委員会にも足を運んでいきますので思いますことは、どこでも、やはりボランティアでそういった教えてくれる先生方が、非常に集めるのにどこの自治体も苦労されているという実態をお聞きするわけでありませぬ。本村の、もう半年たつわけですが、実態について、それから、また成果はどうかということではありませぬが、小学校、中学校、小学校は別ですけど、中学校のそういった英語、数学に対してのお考えについて、お聞かせをいただきたいと思ひます。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） 中学校の放課後の学習についてでございますが、3年生、英語と数学と、これは県の高校入試の中でも非常に重視をされている教科でもありますので、このところを子供たちにしっかり勉強してもらいたいなと思ひて始めたところでありませぬ。

ちょっと前置きをしますが、前の中学校の教頭に藤澤というのがおりまして、今、赤穂中学の校長になっております。彼が、去る前に、私のところに来て、放課後学習についてぜひお願いをしたいと、その一つには、今、前期試験がありまして、面接で、書類で選考される、それに手を挙げていない子供たちの中に、後期試験で落ちてしまう子供が数名出るんです、これはやむを得ない。その子供たちの、じゃあ行き先はどうなるかといいますと、例えば、松本の私立高校しか残ってないとか、飯田の科の違う国際教養学科みたいなどころまで、あそこには穴がちょっとあきましたので、そこまでやっただと。わざわざ伊那の地区から飯田まで子供をやらざるを得ない、松本までやらざるを得ない、そのときに流す母親と子供の涙が、どうしても頭に残ってしまうと、ぜひそういう子供たちが出ないような方策をと、こんなお

願いを私のところでしていったわけであります。数名の先生のほうからもそういうような形で、去年、御意見いただきましたので、早速、事業に取り組んだわけであります。

去年は70名という子供たち、ちょうど半分ぐらいになりますか、講師は8人でございまして、34回開催されております。講師の8人、ちょっとアンバランスがありまして、最長では80代に入るような方が下古田におりまして、この方、今までも大学まで、講師まで務めたすばらしい先生ですが、ぜひ最後の御奉公に、中学の子供たちに教えたいと、こんな方もおりました。それから、PTAの中に、私は免許を持っていないんだけど、算数がうんと好きであると、算数の幾何の部分だったら、私教えられるから、ぜひ。しかし、謝礼は受け取れないなどという前置きがありました。それから、あと、村内で英語の講師をやって、学習塾をやっている方が、いや、金曜日のほうだったら出られるよと。それでも足りないものですから、私、自分の教え子のところへ電話をかけまして、おい、子育て終わったかいやと、終わったんならちょっと俺のお手伝いをしろというような形で2人、というような形で講師を集めまして、始まったわけであります。

今年度は、男子32名、女子38名、合計70名になりますか、講師は12名と、ことしは信州大学の農学部の学生が5名、手を挙げてくれました。去年は、ある教授を通じてお願いしたんですが、午後一番実験をやらなくちゃいけない時間帯にそんな学生出せませんよとか、あるいは、幾らか報酬もいただかないと、学生ですから学費にもしたいというようなことで、そんな折衝もしたんですが、なかなか今の学生さんたち、忙しいのと、それからお金もある程度出さないとしてくれないというような部分もありまして、去年はうまくいかなかったんですが、ことしは新しく見えた教頭が奔走してくれまして、5名確保して、数学を特に教えていただくと。あるいは村の公民館長をやっている清水先生なんぞは、あの忙しい中に、自分から、みずから手を挙げて、数学の時間を持っていただくと、こんな協力もございまして、そしてうまくいきまして、最後は館長、館長と、公民館長、非常にうれしく、毎日、毎日出ていました。

苦手の教科が克服できた、学習塾へ行っている子供たちも同じぐらいいるわけですが、学校の中で放課後の学習で十分間に合うと。ただし、もう小学校の学力が落ちていると、こういうようなことがありまして、先ほども出ましたが、小学校の高学年の学習につきまして、第2回目の総合教育会議の中でも、村長のほうから指摘がございまして、少しこれは研究してみたいと、小学生まで広げてみたいかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 村長。

村長（唐木 一直） 中学校の放課後の学習であります。

現在、教育、本当に家庭の経済状況によりまして、子供の学力の差というのが影響が出てまいります。そういったことは、これは防いでいかなければならないという思いはしております。教育格差、社会問題となっておりますし、塾へ行くにも多額な費用がかかります。そんな塾代を出せないというような家庭もあるわけでありますので、これは学校の放課後にやること、ここに意義がありますし、一番いいことだというふうに思っております。学校でありますので、やはりいろんなことを学んでもらわなければなりませんけれども、やはり一番は学力の向上、これが一番でありますので、そんなことで、教育委員会で取り組んでいただいております。教育会議の話も出ましたけれども、できることであれば小学校の高学年、こ

れも必要ではないかなということ提起をさせていただきました。そんなことで進んでいけばいいなというふうに思います。

ただ、問題は、やはり支えるボランティアの問題であります。信大の学生もことは来ていただいたということでもありますので、その辺は大いに期待をしておるところであります。これからも、教育格差をなくすように努力をしまいたいというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

時間が少ないので、配分を考えて質問をしてください。

9番（大熊 恵二） 時間のことを言われますと、弱ったなと思うところではありますが。

本当に、教育委員会も大変な御努力をいただいておりますし、また村長も大変な理解を示して、このことについて一生懸命やっただいていただいているなというのを肌で実感するわけですが、ぜひ、数学、そして英語だけでなく、さらにもっと教科をふやしてけるようなことになれば、さらにいいだろうなと思うところがあります。本当に、一生懸命、努力をいただいで、本村の子供たちのために大変な御努力をいただいでいることに対して、議会を構成する一議員として感謝を申し上げます。本当によくやっただいていただいているということ肌で実感いたしますので、この場で申し上げさせていただきます。

時間的には、モンスターペアレントの問題が残っているわけですが、これは次回への繰り越しといたします。

最後に申し上げますが、この教育の中で、ちょっと古い話になりますが、日本人として、初めてノーベル文学賞を受賞いたしました川端康成さんという先生がいらっしゃいます。この方のお話を少しさせていただきたいと思います。

この方は、明治32年生まれでありまして、亡くなったときに73歳で亡くなっているわけですが、大阪生まれで、東大の国文科卒ということでもあります。最後は、昭和47年でありまして、最後はガスという物を使ってみずから命を絶ったということですが、それ以外に、週刊誌的に言えば、もっと話題はあるわけではありますが。

非常に、日本人として初めてノーベル文学賞をもらったこの川端康成さんが、いわゆるストックホルムで受賞したときの講演があるわけです。講演の中で、非常にすばらしい講演をされたらと、世界の話題になったことがございます。私の若いころであります、そのとき、どういう講演をされたかというのは、「美しい日本の私と」というテーマだったそうであります。このときの言葉が、いわゆる世界で称賛を浴びたのは、日本の私と、「なにぬねの」の「の」です。「の」の私という、これがすばらしいと。なぜ、すばらしいのかと。これが、「美しい日本と私」、「の」じゃなくて「と」になっていたら、全く評価されなかったという逸話が残っております。

いわゆる、我々もそうでありまして、学校もそうでありまして。先生と生徒じゃなくて、先生の生徒、生徒の先生、村と議員じゃなくて、村の議員、議員の村。いわゆる、母親と子供じゃなくて、母親の子供、子供の子供。いわゆる、「と」と「の」の使い方が、非常に、このノーベル文学賞をとった川端先生にふさわしい、すばらしい方だといって、世界から絶賛を浴びました。そういう逸話を今でも私は覚えているわけですが。

本当に川端先生には、73歳で亡くなっていますが、もう少し頑張っただけだったなという、個人的には思いが当時ありましたが、一般的には創作力の衰えを感じて、みずから命を絶つ

たというふうに報道されておりますが、実態はまた幾らか違うようであります。まだまだ創作の衰えはなかったんだというようなお話もありますが。

どうか、これから我々が、さまざまな事業、そしてすばらしい子供たちを育てていく中で、「と」ではなく、「の」になるような、そんなすばらしい本村の教育が、より一層前進いたしますことを念じまして、本日の大熊恵二の一般質問を終わります。

モンスターペアレントについては宿題としますので、またよろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） これで、9番、大熊恵二議員の質問は終わります。

なお、3名の議員の質問が残っておりますが、あす10日の午前9時から一般質問を続けたいといたしまして、本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。礼。〔一同礼〕

お疲れさまでした。

散会 午後 4時24分

議 事 日 程 (第 3 号)

平成 2 8 年 3 月 1 0 日 (木曜日) 午前 9 時 0 0 分 開議

第 1 一般質問 (受付順位第 7 番から)

3 番 山 崎 文 直

5 番 百 瀬 輝 和

7 番 都 志 今朝一

○出席議員（10名）

1番 加藤泰久  
2番 小坂泰夫  
3番 山崎文直  
4番 丸山豊  
5番 百瀬輝和

6番 唐澤由江  
7番 都志今朝一  
8番 三澤澄子  
9番 大熊惠二  
10番 原悟郎

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長 唐木一直  
副村長 原茂樹  
教育長 征矢鑑  
総務課長 堀正弘  
会計管理者 小澤久人  
財務課長 平嶋寛秋  
住民福祉課長 藤田貞文

子育て支援課長 有賀由起子  
産業課長 唐澤孝男  
建設水道課長 出羽澤平治  
教育次長 藤澤隆  
代表監査委員 原浩  
教育委員長 三澤久人

○職務のため出席した者

議会事務局長 唐澤英樹  
議会事務局次長 城取晴美

## 会議のてんまつ

平成28年3月10日

午前9時00分 開議

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」着席〕

議長（原 悟郎） 御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

昨日に引き続き、一般質問を行います。質問順に発言を許可いたします。

それぞれ時間内に、的確な質問、答弁をお願いいたします。

それでは、3番、山崎文直議員。

3 番（山崎 文直） おはようございます。3番、山崎文直です。

まず、あす3月11日は、平成23年の東日本大震災から5年目となります。私は、この日が来るたびに、あの今までに体験したことのない長く続く横揺れの、本当に気持ちが悪くなるような地震を思い起こすところです。それ以後、私は、岩手県の大槌町、釜石市、宮城県の石巻市、女川町、南三陸町、仙台市、福島県の大葉町、大熊町など、4回にわたるボランティア活動や調査に参加したところであります。

その中で、きょうの新聞の中にも大きく取り上げておりますが、いろんな復興作業が進んでいる。それを見るたびに、少し疑問が湧くところです。大きな瓦れき焼却のプラントや高台の造成工事、景観にも影響するような大きな防潮堤の工事など、何か大企業の利益活動の場に見えてなりません。本当は、それよりも、今まだ17万4,000人とされていてます避難をしている住民の皆さんの意見を尊重した、本当の意味での復興活動というものを願うものであります。

そうした中で、昨日は、大津地裁による高浜原発の3号機、4号機の稼働停止の仮処分が出されたところであります。その理由の中には、福島事故の反省がまだ生かされていない。大規模な原発事故が起きたときの避難計画が不十分だと、これは、やっぱり国の責任でしっかり計画を立てるべきだというのがその理由の中にも示されているわけです。私も、まさしく同感のところでありす。

そうした中で、今、この地にも、放射能、低レベルの物質が含まれたような廃棄物が入ってくるというような情報も流れてきております。現地で見ると、まだ黒いビニールに入った放射性廃棄物が山のようになっているのを見るたびに、これは私の個人的な意見ですけれども、やはりこういうものは他の地域に移動するべきでなく、大変でありますけれども、発生した地域の近くで処理してくというのが筋ではないかなというふうに考えるところでありす。

いずれにしても、地域の要望に基づいた復興を願うところでありす。

私は、今回の一般質問で、地域の人たちとの話から要望等があります。そういったものをもとに、2件について質問をしたいと思います。

1番目の質問であります。

ウォーキング愛好者のために公衆トイレの整備をとということでありす。

近年、健康志向のもと、ウォーキングの愛好者がふえてきております。大芝のセラピーロードのみならず、村内の各地で、ウォーキングを行っている皆さんが非常にふえてまいりました。私の家の前の道も、このところ多くのウォーキングの皆さんを見かけます。友達同士で楽しく歩いたり、糖尿病の克服のために、午前中、午後、2回も訪れる方、それから、このごろ多く見かけるのが、御夫婦で仲よく歩く姿など、この辺、私も本当にうらやましく思うぐらいでありますけれども、そういった風景が多く見られる。非常に、この健康を推進する南箕輪にとっても、いい風景だなというふうに思っています。

村長の開会の挨拶にもありましたように、国保税のところの中でも、健康管理に努めていくという挨拶がありましたが、その一環としてのウォーキングも、さらにさらに村としても進めていくということが必要ではないかなというふうに思います。

そういう中で、実際に歩いている人たちとの話をした部分でありますけれども、この皆さんの要望の中には、歩いている中で、やはりトイレとベンチがもう少しあればいいなという声が聞かれました。

そういう中で、一番目の質問でありますけれども、開会日の中で、都市公園の指定管理の提案もありました。その都市公園の中でも、半分ぐらいには、その公園の中にトイレがあるわけですが、そのほかのところにはまだトイレがないという部分もあります。こういった中で、村の中で、この公衆用のトイレというようなものがどれだけ整備されているかというような調査等がされたことがあるかどうか、わかれば、数等も教えていただきたいというふうに思いますが、1番目の質問です。よろしくお願いします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 3番、山崎文直議員の御質問にお答えいたします。

ウォーキング愛好者のための公衆トイレの整備をという御質問でございます。

ウォーキング愛好者、歩くこと、本当に多くなってきております。健康寿命を延ばしていくことは本当に大切になってきておりますし、体調管理、健康管理という面でウォーキング、効果があるという実態もあるわけでありまして。さらに大勢の皆さんがウォーキングしていただくことを期待しておるところであります。

村でも、健康教室を開催しております。松本大学と連携をしながらの開催ということになっております。そういった修了者を、OB会というようなことで結成をしておるところであります。OB会の活動というのも、月に1回は大芝高原のセラピーロードを中心としながら、また他の地域へも出かけて行って、そんな活動もしておるところであります。しかし、修了者全員が参加していただけないという悩みもあるところでもありますので、この辺は村としても力を入れながら、さらにさらにOB会が活発になるような、そんな支援はしてまいりたいと考えておるところであります。この辺を、担当課にも指示を毎年しておるところでございます。

そういった歩く皆さんのトイレの問題であります。まず、把握をされているのかという質問であります。

村内の公衆用トイレにつきましては、今、大芝高原が中心となります。大芝公園内には、10カ所のトイレがあるわけでありまして。公園内としては、かなりトイレの整備ができておりますし、また障害者用のトイレ等々も設置をしておるところでございます。地区公園には、



簡易トイレを含めてであります、簡易トイレというトイレもあるわけでありまして、含めて、8カ所、整備をしておるところでございます。

村の公園のトイレにつきましては指定管理者に、その他は、各区の公園トイレの管理は地区に行っているところでありまして、また、このほかに、北殿駅前、あるいは大泉所に、村で管理をしているトイレもあります。さらには、住民が利用できるトイレといたしましては、地区で整備をいたしました南原コミュニティセンターの前や、沢尻や大泉の消防屯所等にも併設をされているところでありまして、これは、外からは利用できるということになっておりますので、地区住民の皆さんには使用が可能ではないかと思っております。したがって、村内には数多くのトイレ、設置をされているところでありまして、数はそんなところでありまして。

また、今28年の当初予算の中にも、田畑駅に簡易トイレということで、設置をする予算も計上させていただいております。これ、区の要望がありまして、管理は区でしていただけるということでありまして、駅ということでありまして、公園と違いますので、村が設置をして、管理は区でしていただくということでは話ができるおところでありまして。

数につきましては以上であります。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3 番（山崎 文直） 村内の公共的なトイレの数を教えていただきました。これが十分かどうかというのはまた別の問題として、ウォーキングする部分では、比較的、この住民が生活するところの中にはトイレがあるのかなと私も思っておりますけれども、少し郊外に出ると、まだまだトイレが少ないなというふうに感じるところであります。

今、トイレの数を知りましたが、そのほかに、例えば、各学校、南箕輪小学校は、校舎の中に、日曜日なんかには使うときには、外からも利用できるようなトイレがあります。村民体育館にも外から使えるトイレがあります。あと、公民館等も、昼間であれば、トイレが使えるというようなところがありますが、まだまだ、こういう存在を知らない方もおられるかと思っておりますので、ぜひ、この辺のところについては、大きな表示をするとか、村報の中で、トイレの案内をするとかいうことも、これからの工夫としてしていけばいいのかなというふうに思います。

それから、役場だとか、公民館だとか、そういうところにつきましては、日中はオープンしておりますけれども、朝早くだとか、夜とか、そういう部分についてはどうしてもしまってしまうので、これからは、このトイレを整備するときに、そういった朝だとか土日、夜なども利用できるような、外からもトイレの利用ができるような、そういう工夫を、改造をしたりとか、新しく、例えば、今、中学校の駐車場用地が整備されつつあります。こういった公用地の中にも、順次トイレを整備していくというような一つの計画を進めていけば、さらに充実するのではないかなというふうにありますけれども、この辺のところにつきましては、開放の工夫、それから改造したり、外から使えるような工夫をしていくということについての考えがありましたら、お聞かせいただきたいと思っております。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） トイレの開放の問題であります。

大芝公園内にあるトイレにつきましては、常時開放しておりますし、管理も行き届いております。そのほかに、地区の公民館だとか、公共施設だとか、そんな話も出さ

れました。保育園や学校など、公共施設にはトイレはあるわけでありますけれども、これは、園児や児童生徒が使う、使用するのが主目的であります。そういった中では、園児や児童生徒の安全を考えると、一般開放するという事は難しいというふうに思っております。特に、休日等の一般開放につきましては、施設管理上、これは一般開放するというわけにはいかないという考え方を持っておるところであります。

ただ、小学校のトイレ、外から使う部分というのもできるわけであります。行事があるときは、一般開放をしながら、そこを使用しておるといふ、ケース・バイ・ケースによって使用をしておるところであります。そんなことで御理解もいただきたいと思ひますし、また、地区の公民館につきましては、昼間使用しておるときは、一時的な使用といふのはできるんでありましようけれども、お断りをしながら使用するといふ。常時使用するといふことは、管理上、それは不可能でありますので、一般開放といふのは難しいというふうに考えております。

ウォーキングをしていただくといふ部分につきましては、できるだけ用を済ませてウォーキングをしていただくといふことが必要ではないかと思ひますし、そうはいつても、それぞれ公園、先ほどもお話をいたしましたけれども、地区公園内には、簡易トイレも含めてあるといふことでありますので、そういうところを利用していただければといふふうに思ひます。

また、これからつくる部分についてでありますけれども、そういったことを含めて検討はしていく必要はあるかと思ひますけれども、管理の問題、どうしていくのかといふことがあります。例えば、今、話がありましたように、中学校の駐車場用地の整備をしております。トイレをつくったとしても、中学校で管理ができるのかどうかといふ、その辺まで検討をしながら、設置の有無について考えていく必要はあるといふふうに思っております。全てを村で管理するといふわけにはまいりませんので、いろんな皆さんの協力をいただく中でそういったことができれば、それはやぶさかではないところあります。

また同時に、いろんな公共施設を改造するときに、外から使えるようなトイレといふ部分、南原や沢尻、そういった例もあるわけありますので、その辺は参考にさせていただきたいといふふうに思ひます。問題は管理といふ部分、どう捉えていくかといふことであります。

以上です。

議 長（原 悟郎） 3 番、山崎議員。

3 番（山崎 文直） 施設を設置した場合、特にトイレなどは、その後の管理が重要になってくると思ひます。そういう意味では、今、答弁にあったように管理、ぜひ、この地区なり、所有者なり、そういうところと管理をして、例えば、管理費用のある分、例えば、防犯灯の件だとかいふのと似たようなケースで、村がもう補助金を少し出していくといふようなことも含めて検討していくことが必要だといふふうに思ひます。さらに、先ほどありましたけれども、こういうところへトイレがあるといふ部分をいろんなところで公表して、利用がしやすくするといふ部分についても、ぜひ検討をしていただきたいなといふふうに思ひます。そういうことを要望しながら、1 番目の質問で、2 番目に移ります。

下水道の受益者負担金の見直しの考えはあるかといふことであります。

下水道事業につきましては、平成22年に基幹整備事業が完了し、今後は、浄化センターの耐震化や管路網の長寿化の修繕事業といふのが始まりつつあるところあります。そういう

点では、基幹の下水道網が完了しているという中で、南箕輪はこれからも住宅がふえたりして、下水道の加入者がさらにふえるというのが予想されるところであります。

私が、今回、住民の方から相談を受けた部分については、小規模の事業をされている方がありますけれども、増改築をしたいというときに、基準の中で計算をしていくと、口数が一つふえるということが生じてきたわけでありまして、南箕輪の場合は、一単位当たり42万7,000円、一口42万7,000円ということになっております。

この下水道事業の負担金の徴収方法でありますけれども、下水道の料金については、どこの市町村も、上水道の使った量によって計算をされるというのが、大体同じような計算方式でありますけれども、受益者負担金につきましては、市町村によって基準が違うなどというの、私も初めて気がついたところでありまして、南箕輪の場合は、そういった意味で、事業者が一口ふえることによって倍になると。今回の場合ですと、42万7,000円のもう一口ふえると85万4,000円という金額になっていくわけでありまして。

例えば、伊那市の場合は、土地にかかってくるわけでありまして、1,000平米の土地で、住宅にしる、事業所、工場にしる、1,000平米の土地でありますと、600円ということで60万円あります。その段階では、伊那市のほうが高いわけでありまして、伊那の場合は、それ以後、工場用地で、例えば、3,000平方メートルとかいう広いところがあっても、当初の投資としては180万円ということで、一度限りの賦課金ということで、そういう段階になりますと、南箕輪村のほうが逆に高くなってくる。箕輪町につきましても、口数割合でありますけれども、29人までの場合でしたら、一口で済むということで55万円ということでありまして。

大きな工場がこれからどんどん建たるという状況は余り考えられませんが、今後、中小の事業者、食堂を営むとか、美容院を営むとか、数十人程度の工場がこれからできたり、増築されるという、そういうケースはこれからも考えられますけれども、そういった段階になりますと、村のほうが賦課金が近隣のところよりも高くなるという現象が生じてくるわけでありまして。

基幹の管路網が整備された今日、こういった点について、受益者負担金というのを今後も同じように徴収していくのかというものと同時に、この計算方法というの、ある意味では見直しをしてもいいのではないかというふうに考えますので、この点について、金額の算出方法、それから受益者負担金という考え方、これからはどうしていくのかという部分について、村長の考えを尋ねたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 下水道受益者負担金の御質問であります。

下水道の受益者負担金につきましては、受益者の負担と負担の公平の原則を踏まえまして、下水道が整備された区域の皆様に、建設費の一部を負担していただいているものであります。

本村での受益者負担金につきましては、当時、管渠建設事業費のうち、起債単独事業費の4分の3を受益者負担金算定事業とし、計画戸数で割り出した額で算出した中で、下水道事業者負担金に関する条例を制定したところであります。したがって、根拠といたしましては、管渠建設事業費の起債単独事業費の4分の3、これを計画戸数で割り出した額ということでありまして。

質問にありましたように、一般家庭では一口で42万7,000円、工場・事業所等では、建物の面積から対象人数を算出したしまして、対象人数に応じた口数で負担金をお願いしている

ところであります。共同住宅、アパート等につきましては、5世帯ごとで口数が増加していきます。5世帯で一口、10世帯で二口ということになっております。共同住宅や工場・事業所などの増築を行った場合や汚水を算出する建物に変更が生じた場合には、再算定を行い、当初より増口となる場合は、増加分の負担、追加の負担金をお願いしております。こういったことは、共同住宅だとか、あるいは工場だとか、事業所で生じる問題であります。一般家庭ではほとんどないところであります。

受益者負担金というのは、それぞれの市町村の考え方、算定の方法によって異なっておるわけでありまして、質問の中でもありましたけれども、伊那市では、土地面積当たりで負担金が算出されております。箕輪町では、末端管渠整備相当額として、一口当たり55万、農集は60万ということになっております。箕輪の場合には、後から公共ますを設置する場合には、その工事費も負担していただいておりますという状況となっております。市町村のそれぞれの地域の実情や財政状況等で受益者負担金は異なっていますが、共通をしていることは、下水道使用料と同様に、下水道事業を円滑に推進していくために必要な財源となっております。

御質問にありました算定方式の見直しでございますが、算定方法を変えるということは、以前に負担をしていただいた方との公平感がかなり失われてしまいます。村では、負担の公平のもと、下水道事業を進めておりますので、その点については御理解をいただきたいというふうに思っております。

この負担金を決めるときも、条例で制定をしてあるわけでありましてけれども、その当時は、審議会だとか議会等で、多くの皆さんの議論をいただく中で決定されたという経過があります。42万7,000円、本当に安いなというこういう議論はあったところでありまして、そんな点も理解をお願いしていただかなければならないところであります。当時、50万近くという案もありましたけれども、最終的には42万7,000円という、かなり安い額で決定させていただいたところであります。と同時に、本村の場合は、住宅数がふえておりますので、現在でも加入者が年間60戸程度、毎年あるわけでありまして、この方たちにも42万7,000円、お願いしております。また同時に、つなぎ込みという問題があります。加入率85%となっております。まだまだ、つなぎ込んでいただかないといけない家庭もあるわけでありまして、そんなことをお願いできればというふうに考えておるところであります。現時点で見直すということは考えていないところであります。

以上です。

議 長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3 番（山崎 文直） 当時の審議の内容の中で、50万ぐらいの話もあったということで、それが42万7,000円に落ちついたということでありまして、それは、確かに、一口42万7,000円というのは、近隣の市町村に比べても安いわけでありまして、私が質問したのは、それから先に、そんなに数は多いというふうには思いませんが、時たま改造したり、増築したりという部分で、42万7,000円、一口のときにはいいんですが、その後、一口ふえることによって、近隣の市町村を追い抜いてしまうというケースが出てくるという部分が、その当時はそれほど想定されていたのかどうかという部分はわかりませんが、現実的にはそういう問題が出てくるということでありまして、こういったところについては、一つ検討する余地があるのかなというふうに思うんですが、この点を再度質問をしたいと思っておりますが、よろしく

お願いします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 下水道事業の負担金、ほとんど、大半の方が42万7,000円という安い負担金で加入をさせていただいておるところであります。その後の状況につきましては、工場だとか、事業所だとか、あるいは共同住宅というのは新築の部分が多いわけでありまして、この皆さんは、そういったことでお支払いをさせていただいておるところであります。工場だとか事業所につきましては、事業活動から生じる必要性ということでありまして、これはそれなりに御負担をいただくという考え方に立っておりますので、見直しという考えは今のところ持っていないというところでありまして。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） 工場だとかそういう部分、営業的で下水道をつなぎ込む人については、事業活動が生じるというところでありまして。そういう点は、理解はできるわけでありましてけれども、現実の中では、こういった中小の事業者が事業拡大のときに、その際になって2倍になるというのは、非常に負担を感じる場所でありまして、この辺のところについては、今後とも受益者負担金を徴収するという点については、私も異を唱えることではございませんので、このあり方について、引き続き検討を重ねていただきたいなということをお願いしたいと思います。

このことをさらに検討するということを要望しながら、私の質問を終わりたいと思います。

議長（原 悟郎） これで、3番、山崎文直議員の質問は終わります。

続きまして、5番、百瀬輝和議員。

5番（百瀬 輝和） 議席番号5番、百瀬輝和です。

あす3月11日、東日本大震災から丸5年を迎えます。千年に一度と言われる未曾有の災害によって、1万5,894人もの人々が亡くなり、行方不明者の方々は今なお2,562人いらっしゃいます。今も17万4,000人の方々が避難生活を余儀なくされています。改めて、震災によって亡くなられた方々に哀悼の意をあらわし、被災された方々にお見舞い申し上げます。時間の経過が物事を解決するわけではありません。被災地域では、風化と風評被害という二つの風と戦っています。私たちは忘れない取り組みが大切です。

最初に、地域包括ケアシステムの取り組みについて伺います。

今、日本は、かつてない超高齢化社会に突入しています。要支援、要介護認定を受けた人が既に600万人、村では483人を超え、家族の介護のために職場を離れる介護離職者も、年間10万人を突破したと言われております。

政府は、その現状に対応すべく、一億総活躍社会を掲げ、介護離職ゼロなどの目標を打ち出しています。その中で、介護政策の中核に位置づけられているのが、地域包括ケアシステムの概念です。この概念は、高齢者の方々が訪問介護、介護を受けながら、長年住みなれた地域で最後まで暮らせる仕組みをつくろうとするものです。

担当課では、昨年からの各区への説明を行っていますが、現在の状況をお伺いいたします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 5番、百瀬輝和議員の御質問にお答えいたします。

地域包括ケアシステムの取り組み状況につきまして、何点か御質問をいただいております。

御質問にありましたように、超高齢化社会が到来しております。介護問題、大きな課題となっておりますし、これからどうしていくのかということが重要なこととなっております。

この介護保険制度の改正によりまして、きのうもお話をいたしましたけれども、制度改正に伴いまして、国から市町村へおりてくる部分、市町村はそれを受け切れませんので、さらに地区へおろしていく。こういうことでいいのかなという思いもしておりますけれども、今のいろんな状況を考えれば、これもやむを得ないなど。地域で支え合って、そういう体制を構築していくそのことに力を入れていかなければならないのかなというふうに思っております。

政府は、前段の話の中で、一億総活躍社会を目指していくということでもありますけれども、その内容、骨子については、これからであります。私自身は、全員が活躍する社会は本当に必要だなというふうに思いますけれども、そういった社会をつくるもとをつくっていかないと、これは本当に難しいことでもあります。

きのう、テレビを見ておりましたけれども、保育園が足りないというお母さんたちが、厚労省、厚労大臣に訴えておりました。本当に大変な状況が生まれているんだなど、この辺ではちょっと考えられない状況があったところであります。

そういった社会を構築していくためには、やはり保育園だとか、子育て施策だとか、さらにはこの介護部分をどう制度として構築ができていくのか、このことに私はかかっているのではないかなというふうに思っております。そういった活躍できる社会のもとをつくっていく、そういうことも一緒にやっていただかないと、なかなか一億総活躍社会というのは実現していかないのではないかなというふうに、前段、ちょっとそんなことを感じたところであります。

地域包括ケアシステムの取り組みでありますけれども、先月の23日に、村内12地区の会議を終えました。区の役員や地区社協や老人クラブの役員、民生委員、あるいは一般の皆さんの参加があったところであります。多くの参加というわけにはいきませんでしたけれども、延べにしますと116人の参加者があったということでもあります。

どの地区におきましても、共通して出された御意見は、かつてあった御近所同士のお茶飲み会や各種行事での交流の場が少なくなり、さりげない支援や見守りが行われなくなってきたことや、地区社協や老人クラブにおいて参加者が限定されていたり、役員のなり手がなといった課題が出されておったということでもあります。当然そういうことかなというふうには感じたところであります。また、住民主体の新たな取り組みにつきましては、区、地区社協、老人クラブにおいては、現在の活動だけで精いっぱい、とても無理だといった意見がかなり多かったという結果となっております。

したがって、単に村からお願いするだけということでは、これは限界があるということであろうかというふうに思います。このことをどう打開していくのか、多くのボランティアをどう育てていくのか、このことに力を入れていかなければならないなというふうに感じておりますし、そういう施策をしてまいりたいというふうに思っております。

その中で、北殿区と大泉区において活動が開始される、こんな情報もお聞きしておりますので、こういったことは効果があった、大変ありがたいなというふうに思いま

す。そういった地区の取り組みを見ながら、全地区へ広げていけばいいのではないかなど。それには、それをサポートするボランティアの皆さん、どう育てていくか、これが一番肝心になるかと思えます。いろんな事業をやる場合には、やはり主体的に担っていただく方、先頭に立ってやっていただける方、いるかどうか、この事業というのが大きく左右されてまいります。この辺もそういった理解をしながら取り組んでまいります。

以上です。

議 長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） 後でもちょっと提案させていただきますが、本当に、これ、大変な取り組みだと私も考えています。

村では、平成25年12月に、高齢者等実態調査を実施しております。約8割が介護サービスを利用し、9割の方が満足していると答えています。また、約6割の方が、可能な限り自宅で生活したいと希望しています。介護、医療、予防、住まいが一体的に提供される。介護が必要になっても、住みなれた地域で暮らせる。この地域包括ケアシステム、村は高齢者福祉計画、介護保険事業計画を策定して取り組んでおられると思えます。

先ほど、12区、説明が終わったとお聞きしましたが、村では、直轄地域もあるわけです。その対応と、先ほど村長が言われたんで、今後の進め方についてはちょっとこれから提案しますので、直轄地域の対応についてはどうなっているか、それを先にお伺いしたいと思います。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 直轄地域の取り組みであります。

直轄地域というのは、本村にはあるわけでありまして。これも解消をしたいなという思いもありますけれども、なかなか前に進んでいかないというのが実態であります。特殊な部分もございまして、進んでいかないということでもありますけれども、できるだけ連絡を密にしながらというふうには思っております。

この直轄地域につきましては、地元地区内の仕組みの中で参加いただけるような形にしていきたいなというふうに考えております。別枠とするのではなくて、地元の中に一緒にやっていただくということも考えておるところでございます。この辺は、民生児童委員さんの役割も大きくかかわってくるところであります。御協力をいただきながら、地元の地区の枠組みの中で対応できるのではないかなというふうに思っております。

以上です。

議 長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） 直轄地域については、本当に、民生委員さんも神子柴区の方が担当していかれているという話も聞いております。どうか一つ、手厚くここも進めていただきたいと思います。

この取り組みの中で、大変重要な取り組みになる生活支援体制整備事業があります。協議体や生活支援コーディネーター、この後、生活コーディネーターのことをSCと呼ばせていただきますが、設置、配置です。

第1層は、村全体の生活支援サービスの開発など、比較的広域で検討すべきテーマについて具体的な検討、第2層は、地域住民の活動を知り、地域にあったらいいねを提案したり、自分たちでできることを話し合う場として機能させる。この事業を進める上で注意すること

として、SCや協議体を充て職で設定しないだとか、丸投げはしない。行政も地域包括支援センターも、積極的に協働することが基本です。SCに適任者がいないときは、任命を急がない。1人でなくてもよい。複数、法人でもよい。地域の実情に応じて配置するなどと言われております。これからの取り組みで大変重要で、この事業のメインエンジンとなるところです。住民主体の取り組みを推進するため、この準備会、勉強会を複数回開く必要があると考えます。

先月、私も、少し勉強しないといけないということで、公益財団法人さわやか福祉財団の研修会に参加してきました。当然、自腹で行って来たんですが。財団では、取り組みを推進する、さわやかインストラクターという方がおられます。全国で活躍して、先進的なところはその方を中心に立ち上がってきたという事例もお伺いしております。長野県にも3名の方がいると聞いております。このさわやかインストラクターの方に来ていただいて、説明会だとか、勉強会を開いていく取り組みをしていきませんか。村長、いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 生活支援事業につきましては、まずはそれぞれの地域に生活支援コーディネーターがいればいいんですけども、これは現在誰もおりません。したがって、平成28年度につきましては、社会福祉協議会に委託をして、まずは設置をしてまいります。その中で、ボランティア養成講座等も開催し、担い手の発掘、育成、同時に進めていきたいというふうに思っております。また、既に一部の地区で始まりつつあります自主的な取り組みのスタッフの皆さんへ、育成されたボランティアの方々とともに、協議体設置に向けた事前協議を、社協と地域包括支援センターが中心となって行っていきたいというふうに思っております。28年度がこの準備を進める年となっておりますので、積極的に推進をしてまいります。

ただ、質問にもありましたように、これ、本当に大変な事業となります。どう、そういったボランティアを発掘していくのかということでもありますし、もちろん、地域の実情で、地域の実態に合わせてやっていかなければならないし、行政や村の包括支援センターが丸投げをするということはいたしません。これは一緒にやっていかないとできない事業でありますので、そんなことは御理解をいただきたいと思えます。

また、さわやかインストラクターの話がありました。この辺、私も承知をしておりませんので、担当課長のほうからお答えをいたします。

議長（原 悟郎） 藤田住民福祉課長。

住民福祉課長（藤田 貞文） さわやかインストラクターの、県内に3名の方がいるということでのその活用ということでございます。

この点につきましては、28年度の協議体を構築していく上で、担当となる職員自身の学習といったこと、そういった知識を得ていくということも必要でございますので、またどのような形でインストラクターの方に来ていただけるのかというようなことも含めまして、検討する中で、そういった方の御指導も仰ぎながら、28年度の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） 資料をまたお渡ししますので、見ていただいて、もし取り入れら



れるものなら取り入れていただきたいと思います。

この財団では、平成27年度は、生活支援コーディネーター支援プロジェクトだとか、ふれあい居場所推進プロジェクト、立ち上げ支援プロジェクト、あとボランティアの方たちに通用する地域通貨プロジェクトだとかいうプロジェクトを立ち上げて、地域におろしていくと、指導していくというような取り組みを行っています。この事業は、地域の資源、力を活用しないと進まない、機能しない事業です。また、ゴールのない事業だと思いますので、よろしくをお願いします。

総合事業への移行について伺います。

村は、平成29年に移行を予定していますが、その移行が、平成27年、28年、29年でも条件が変わってくるということを少しお伺いしてきました。このことを知っていたかどうかわかりませんが、デメリットとして言われている項目は、上限額管理だとか、業務量、保険料算定、事業所指定、介護の担い手、要支援認定、地域包括支援センター職員の配置などが言われております。平成27年度はもう間に合いませんので、27年度の、例えば、移行がメリットがあるようだったら、この早い移行を考えるべきだと考えますが、その点いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 藤田住民福祉課長。

住民福祉課長（藤田 貞文） まず、総合事業への移行にかかわる総合事業の事業費枠、いわゆる上限という部分でございます。そういった部分でのメリットが、確かに、平成27年度から始めたところが一番そういったメリットがございます。というのは、前年度の介護予防事業にかかわる費用の総額に加算というものがされるというものがあります。これが平成27年度から29年度までの間なんです、上限額に10%が加算されるという制度がございます。その制度を活用できるというのは、その間の費用の伸びが当該市町村の75歳以上の高齢者の伸び率を上回った場合に、その10%の加算が適用できるという制度でございます。ですので、そこら辺がうちの村のほうに該当してくるかどうかということもございますけれども、その中で、伸び率が高い市町村にとっては、上限額が毎年10%ずつ、それが基準になって上乘せになってくるということでございますので、そういったメリットはございます。

そういったところはございますけれども、当村の場合につきましては、平成29年度からその事業を開始させていただくというようなところがございます。そういった中では、村の場合には、村外の通所の訪問事業所を利用する方もおられますし、また他市町村の状況を見て、通所ですとか訪問の場合の単価、また人員基準等、設定をしていく必要もございます。また、この事業を受けていただく委託先の既存の事業所との相互の調整といったところも必要となってくることもありますし、またサービスを受ける側に立った立場の慎重な対応も求められてくると、必要なサービスが受けられるような体制を整えていくというようなことがございまして、そういった制度を活用していくに、早い段階でサービスが適用、その事業を始めていけるということは確かにメリットがある部分でございますけれども、今述べましたように、準備に要する期間というのがどうしても必要となってまいりますので、そういった中で、平成29年の4月からのスタートといったところで予定をさせてもらっているところでありますので、その点、御理解をいただければというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） 課長が答えたとおり、上限額の10%の特例適用があるとか、あと

業務量については、平成29年、職員の少ない中で、福祉計画の見直し等も入ってきたり、この移行に伴う業務が重なってくるので、そこら辺の職員の負担もふえてくるということが言われておりました。準備してからのこの移行ではなく、準備するための移行であるという考え方です。

本当に、これ、勉強していかないと、難しい点がかなりあるんだなということを僕も感じてきました。

基本的な考え方、どんどん重くなる負担にどうやって対処するか、75歳以上の人を2015年は5.7人で1人を支えていたものが、2025年は3.9人で1人になります。事業内容は、介護専門職が受け持つ身体介護が中心の中重度支援と、専門職でない人が受け持つ多様な生活支援になります。その多様な生活支援を地域の力で、専門職でない地域の人を活用する取り組みになってくるものなんです。サービスづくりではなく、地域づくりなんです。そのことで、住民主体による通いの場ができ、地域包括支援センター、医療機関、介護施設等が連携して、効果の高い介護予防を実現していく取り組みです。

また、地域リハビリテーション活動支援事業というものがあります。これを活用して、専門職員研修会などを行い、レベルアップしていく取り組みもできるそうです。

先ほども言いました関係者との学習会、研修会をしっかりとしないと、本当に難しい取り組みなんだなと思います。また、通所型をどうするか、従来型でいくのか、ABCでいくのか、一般介護予防でいくのかということも検討していかなくちゃいけないし、老計10号で定める範囲を超える訪問型の従来型でいくのか、ABでいくのかという、その10号の定める範囲でいくのか、内容を外した部分の超える部分でいくのかという検討もしていかなくちゃいけない部分になってきます。

地域包括支援センターの職員体制についても、2年、3年で異動させるようなことがあったら、やはり続いていかない取り組みになってきます。関係者との人間関係が一番大切な事業だと考えますので、そこら辺もしっかりと考えていただいて、村長の人事のほうも検討していただきたいと思います。

これ以上言ってもちょっと細かいところに入ってっちゃいますので、次に行かせていただきます。

小中学校で、介護職を知る授業を福祉教育の一環として行ってはどうかという、人材不足が課題となっている介護職に光を当てた授業が今話題を呼んでおります。南箕輪村も取り組んでいきませんかということです。

また、関連して、政府は、新オレンジプラン、これ、認知症施策推進総合戦略を進めています。軽度の疑いのある人を含めて、日本には認知症の高齢者が862万人にもいると言われております。以前も、一般質問で取り上げましたが、認知症サポーター講座を学校に取り入れませんか。地域包括ケアシステムの大切な取り組みと考えますが、いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

三澤教育委員長。

教育委員長（三澤 久夫） 学校で介護職を知る授業を取り入れてはとの御質問です。

昨年、群馬県では、小学校5年生、中学校1年生、高校1年生及び特別支援学校高等部を対象に、介護のお仕事というPRパンフレットを作成し、授業等に活用したり、あるいは福島県のある市では、震災と原発事故で介護人材不足に陥っている中で、全小中学校で介護教

室を実施し、介護力の底上げのための授業を実施したと聞いております。また、国会の場でも、中高生全員に介護ヘルパー3級程度の技能を持たせるといった発言が話題になったようであります。

議員御指摘の高齢者学級との交流を通して、新オレンジプランでは、学校において、高齢者との交流活動など、高齢社会の現状や認知症の人を含む高齢者への理解を深めるような教育を推進するとしております。

既に、本村の各小中学校では、年間授業時数の限られた時間の中ですけれども、村内の高齢者福祉施設での交流、あるいは南箕輪公民館講座ゆずり葉学級での交流を行っております。

小学校の段階では、介護だとか認知症といった専門的な知識を理解するにはやや難しいと考えますが、まずは個性も含めて、さまざまなお年寄りがいることを知ることが大切だと感じております。

また、中学校では、介護職そのものをテーマにした授業は行っておりませんが、3年生の社会科の公民分野で、社会福祉について学習し、高齢化の問題や介護の実態を学んでいます。南箕輪村老人ホームとの交流をはじめ、2年生では職場体験学習として、病院だとか、宅老所、あるいは老人ホーム、障害者生きがいセンター、介護施設等で体験を行っており、体験をまとめた新聞を作成するなどして、体験しなかった生徒も、その様子を学ぶようにしております。

議員御指摘の講座ですけれども、限られた時間の中ですので、なかなか難しい面があるのかなというふうには考えておりますけれども、また、そういった中身について、また勉強して、中学校にも御紹介はしたいと思っておりますけれども。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） 前向きに考えていただきたいと思っております。これ、本当に大切だと思います。

この新オレンジプランは七つの柱をうたっています。その一つ目の柱、認知症への理解を深めるための普及啓発の推進の中、この中で、学校教育等における認知症の人を含む高齢者への理解の推進とあります。介護職を知る、認知症を知るという取り組み、また南箕輪村は特別養護老人ホーム、コンソール大芝も地元にありますので、私も何回かボランティアにあそこに入らせていただいているんですが、職員の方も、地域で要望があれば、どんどん来ていただけるというお話も伺ってますので、しっかりと取り組んでいていただきたいと思っております。

また、若い子供たちがそれを知ることによって、地域の大人がまた触発されるという効果が出てくるんだろうなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

次に、ごみ袋のチケットについて伺います。

ごみ処理の関係は、上伊那広域連合で取り組んでおります。今回、上伊那広域連合廃棄物政策審議会において、ごみ処理費用有料制度見直し案が出されて、先月の2月の10日まで、住民福祉課で意見募集を行っていたと思っております。そこに寄せられたものと同じだと思いますが、私のところにも匿名のお手紙をいただいて、その件を伺いたいと思っております。

高齢者の介護世帯、または乳幼児のいる世帯、紙おむつを多く使う世帯になりますが、このごみが多い世帯へのチケットをふやしてほしいという要望です。

係に伺ったところ、乳幼児、乳幼児以外の紙おむつを多く世帯への加算をしている、加算がありますよ聞きました。対象の世帯の方は、ごみチケットがなくなった時点で、役場の窓口へ、紙おむつを買ったレシートを持ってきて、見せていただければ、そのときに残りの月数によって加算チケットの枚数をいただけるということです。利用している人も、今、今年度少ないということは伺っています。これ、周知されていないのではないかという感じを受けました。介護世帯、乳幼児のいる世帯への対応、またそのチケットを渡す方法だとか数量を含めた検討もちょっと必要なんだろうなという感じを受けました。周知の取り組みをしないといけないと考えますが、村長、いかがでしょうか。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 紙おむつ等の使用への世帯対応の質問でございます。

御質問にありましたように、上伊那地域では、チケット制でごみ袋を買っておるということでありますので、そんな点は、ごみ袋が足りなくなった場合には追加チケットということで申請があるわけでありまして。その中で、必ず理由は聞くことにしているようであります。なぜごみ袋が足りなくなったかという理由を聞いております。そういった中で、紙おむつを出すことが理由となれば、必ず無料チケットの追加交付をしております。必要な方には、制度情報としては伝わっているのではないかと思っております。

しかし、さらに、制度を知らない方がおられるということであれば、周知の徹底ができるよう、出生だとか、乳幼児の転入時、あるいは介護相談のときに、そんな案内ができるように、関係者の連携をとって、周知はしてまいります。この辺が、そういうことがあるということになれば、そういったチラシをつくって、出生時、あるいは乳幼児の転入時、介護相談のときに配付をするようにしていきたいと思っております。そんなことで御理解をいただきたいというふうに思います。

昨年というか、紙おむつの追加加算のチケット、昨年度の実績でありますけれども、146枚出ているようであります。乳幼児世帯36件、高齢者世帯19件ということで、それぞれ必要に応じて出しておるということでもあります。

周知法につきましては、今申し上げましたように、周知をしてまいります。

以上です。

議 長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） よろしくお願ひします。

次に、がん検診率を上げる取り組みを伺います。

2006年に、がん対策基本方法が成立してから、ことしで10年を迎えます。また、昨年12月に、厚生労働省は、がん対策加速化プランを公表しております。これは、死亡率現象につなげる取り組み、①として予防、②として治療研究、③として共生、この三つの柱をうたっております。今回、一つ目の柱、①の予防の部分をお伺いしたいと思います。

村でも、第三次保健計画で取り組んでいると思いますが、最初に、各検診の検診率をお伺いしたいと思います。国の目標は50%だと思いますが、いかがでしょうか。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 検診率の状況であります。

がん検診率の受診率であります。平成26年度の数値を申し上げます。胃がん検診が16.4%、大腸がん検診が30.5%、肺がん検診が16.2%、子宮がん検診が29.6%、乳がん検診

が34.2%という状況となっております。

各検診の受診勧奨には努めておりますが、目標の50%にはまだまだ本当に遠い状況にあります。今後も、受診しやすい検診体制の整備、あるいは受診勧奨が一番大事でありますので、そのことに力を入れてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） これ、やはり全国的に低いものですから、国も本腰を入れて取り組み始めたかなという思いがあります。

2013年に、がん登録推進法が制定されて、患者数や生存率などをデータベース化して、効果的な治療法や予防の確立を進めるということで法律ができました。地域がん登録、これは県単位で行う事業ですけれども、南箕輪村として、この地域がん登録へのかかわりはどんなふうか伺いたいと思いますが。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 法律ができて、がん登録等の推進に関する法律、ことしの1月1日から施行されたところであります。これは、御質問にありましたように、国内におけるがんの罹患、診療、転帰等に関する情報が、国のデータベース記録に保存されることとなりました。これ以前にも、地域がん登録制度というのは県単位であったわけでありまして。しかし、登録漏れだとかいろいろ、異動した場合、正しい情報が把握できないということで、法整備により全国がん登録制度ができた、こんなことをお聞きしておるところであります。これは、国・県で実施される事業であります。

村のかかわり方といたしましては、死亡情報を保健所長に提出することが村のかかわり方でありまして。これまでも行っていたところであります。人口動態調査の死亡表の作成・提出をもって、これに変えることとしているものであります。これでよいということになっておりますので、そういったかかわりは持っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） わかりました。基礎自治体には一切情報はおりてこないということなんですね、これ。長野県も平成21年11月から始めている事業です。

子供を持つがん患者に対して、いかに支援の手を差し伸べるかが大きな課題になっております。国立がんセンターの推計では、18歳未満の子供がいる患者数は全国で5万6,000人を超え、患者の平均年齢は、男性が46.6歳、女性が43.7歳、患者の子供の数は8万7,000人に上っております。子供の平均年齢は11.2歳だそうです。このことも、これから大変重要なテーマになってくるんだろうなと思います。

国も、受診率を上げるために、市町村に対する補助事業として実施している事業、補助率が2分の1だそうです。5大がん全てが対象で、対象年齢では、子宮頸がんは20歳から5歳刻みで40歳まで、そのほかのがんは40歳から5歳刻みで60歳までの検診、実態調査、個別勧奨、再勧奨の強化、精密検査受診への徹底等があります。中でも、先ほども村長が言われておりましたが、対象者への受診を呼びかける、個別勧奨、再勧奨、コール・リコールと言われる部分なんです。この強化の取り組みが大変重要だと思います。また、検診率を上げていく効果があると言われております。このコール・リコール強化していきませんかという

質問ですが、村長いかがでしょう。

議長（原 悟郎） 藤田住民福祉課長。

住民福祉課長（藤田 貞文） がん患者のおられる家庭の費用負担といった部分ですとか、それにかかわる生活苦というようなこともございますが、そういった部分での対応というものは、また、国のほうでも考えていただいて、そういったフォローをしていただく制度等の構築等も必要かと思っているところであります。

あと、がん検診のコール・リコールにかかわる部分でございますが、この受診勧奨につきましては、通知を直接個人へ郵送するですとか、広報を行ったり、また無料の節目者もおられますので、その方への勧奨を通知したりですとか、また、受診をされていない方への再通知なども行っているところでございます。この受診に当たりましては、受診をできる検診期間が限られているがん検診があります。それによって、時期によっては、受診のできる日がないといったようなこともございまして、勧奨が思うように、タイミングによってはできない検診も中にはございますけれども、そういった中で、実施方法を工夫しながら、コール・リコール、さらに強化をして実施してまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） これがやはり、この取り組みから始まっていくんだと思います。それと、ちょっと先ほど、村長からは受診率の話があったんですが、この受診をして、精密検査が必要だった場合の精密検査の受診率というものが出ていけば、課長のほうですか、データを持っていけば、ちょっと言っていればありがたいです。

議長（原 悟郎） 藤田住民福祉課長。

住民福祉課長（藤田 貞文） 済みませんが、ちょっと手元に再受診といいますか、精密検査にかかわる受診率のデータを持っておりませんので、また後ほど、確認の上、御報告をさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） わかりました、済みません。

次に、胃がんの主な原因とされるヘリコバクター・ピロリ、通称ピロリ菌と言われますが、感染検査の検査項目に入れませんかという提案です。

これ、以前も言いましたけれども、今回はピロリ菌除去の保険適用範囲が、胃の内視鏡検査で慢性胃炎の場合に適用、2013年の2月に拡大されました。また、佐賀県では、中学校3年生全員に、このピロリ菌検査を行っているそうです。方法は、学校の健康診断の尿検査の尿を用いて、感染の有無を調べる方法だそうです。

どうでしょう、このピロリ菌検査、検査項目に入れませんか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） ピロリ菌検査、以前にも御質問いただいた経過があるのかなと思います。

このピロリ菌検査につきましては、国のがん検診のあり方に関する検討会の有効性評価におきまして、死亡率減少効果の有無を判断する証拠が不十分であり、公共施策として実施することは勧奨せず、個人の判断で受ける検査であるとされている検査方法となっております。

ろであります。したがって、そういったことを受けまして、個々の対応にさせていただいておるといふ、このことが今の実態であります。全国的にそういったことがあれば、またそういった先進自治体等を研究していく必要はあるかというふうにも思っております。

ピロリ菌につきましては、保険対象となったという部分もあるわけでありますので、多くの人にそういった検査をしていただければというふうにも思いますけれども、村としての検査ということにつきましては、もう少し時間をいただきたいなというふうにも思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） わかりました。近隣では、飯島町が早くこれを取り入れているそうですので、よろしくをお願いします。

また、こういうことによって、先ほどのコール・リコールもそうなんですけれども、保険財政の部分で、抑制できる取り組みになっていくと思っておりますので、しっかりとした取り組みをお願いしたいと思います。

また、学校での、先ほどは、介護職だとか認知症の関係を学校の授業でという提案もさせていただいたんですが、がんの授業というのも学校で取り入れておられるところもあります。そういうことで、教育委員会のほうも検討していただければと思いますので、お願いします。

平成26年に、南箕輪村暮らしの便利帳というのが全戸配付されました。これ、官民協働事業として、南箕輪村と株式会社サイネックスとで共同発行して、全戸配付されたものです。地域の各団体、事業者の掲載広告料でつくられております、全額が。村は一銭も出してないと思っておりますけれども。広告料の上限は64万8,000円から5万4,000円まで、今回出す、3月にまた新たなものが出されると思っておりますけれども、72社の方たちが協力してくれております。民間の力を活用した、これ非常に評価できる取り組みだと私は考えております。

改訂版が3月に発行されますが、この最初の挨拶文で、村長のお礼の文が出ておりますけれども、この掲載した業者と直接会うのはサイネックスの担当で、村として協力業者にお礼のはがき1枚でも出しませんかという提案なんです、職員研修でも言われてましたが、感謝の礼儀という部分で、非常に大事な部分なんだろうなと考えますけれども、村長いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 暮らしの便利帳、多くの業者の皆さんに御協力をいただいております。この3月には、2年ぶりに改訂版ということで出させていただきます。この暮らしの便利帳、本当に各種の制度、手続、そういったいろんなことを知る上で、本当に便利な便利帳となっておりますのでございます。御協力いただきました業者の皆さんには本当に感謝を申し上げます。官民協働の事業ということで実施させていただいております。村は、協力をいたしますけれども、費用負担はしていないところであります。本当にありがたいなというふうにも思っております。

そういった中で、前回の発行のときには、お礼状を出さずになってしまいました。大変申しわけないことをしたなというふうにも思います。感謝の気持ちをあらわすということ、これは本当に大事なことでありますので、今回は感謝の気持ち、あらわしていきたいなというふうにも思っております。御指摘をいただいたことにお礼を申し上げます。

議長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） 役場の職員、組織もそうなのですが、トップの気持ちというのがやはり連鎖しますので、大切な感謝の気持ち、大事にしていっていただきたいと思います。

最後に、東京メトロのクッキー缶、東京三歩のデザインをした、生まれつき聴覚障害の杉本聖奈さんとお母さんがこういう本を出されております。子育ての葛藤が書かれた本の中の言葉です。障害を受け入れることと、その子の将来を見据えることとは同じではありません。大好きな、大好きな、大嫌いな娘、大好きで、大好きで、大嫌いな母。これ以上何も要らない。

これで質問を終わります。

議長（原 悟郎） これで、5番、百瀬輝和議員の質問は終わります。

ただいまから10時45分まで休憩いたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時45分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先に、先ほどの5番、百瀬議員の質問に対して、藤田住民福祉課長から答弁がありますので、よろしくをお願いします。

藤田住民福祉課長。

住民福祉課長（藤田 貞文） 先ほど、百瀬議員から御質問がありました、がん検診の受診率の取り組みの中での精密検査の受診率の状況でございます。

胃がんにつきましては77.9%、大腸がんが68.8%、肺がんが100%、乳がんが80%、子宮がんが100%という状況でございます。よろしくをお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 一般質問を続けます。

7番、都志今朝一議員。

7 番（都志今朝一） 議席番号7番、都志今朝一です。

私は、さきに通告いたしました5項目について、村長並びに教育委員長にお伺いいたします。的確なる答弁をお願いいたします。

質問に入る前に、通告書の訂正をお願いいたします。2項目めの1件目の村道番号を3094号に訂正をお願いいたします。

それでは、1項目めのゾーン30の進捗状況についての1件目、南部小学校周辺の計画案についてをお伺いいたします。

ゾーン30は、歩行者への交通安全対策事業の一環であり、交通安全対策として村単独事業で行う、通学路の安全対策として行われているグリーンベルトやカラー舗装が実施されております。

平成26年度、従来実施している対策よりも効果が高いと言われているエリア対策として、南部小学校と信州大学農学部を中心とした、南原、沢尻、神子柴の一部地域をゾーン30の指定に向けての説明会が実施されたが、合意が得られなかった。エリア内には、南部小学校のほか、信州大学農学部もあり、通学路や住宅が集まる地域で、伊那インターにも近く、交通量も多く、以前より生活道路で、歩行者への安全対策を求める住民の声も聞かれております。また、幹線道路の渋滞による抜け道として使用する通過交通の抑止も期待できる反面、生活道路でもあるため、規制に向けての問題点もあります。



2月6日付の報道によると、「運転者の認識高まらず、町内ゾーン30、導入から2年」の記事が掲載されておりました。二つの区にまたがる一部区域が県公安委員会よりゾーン30の指定を受けて2年になるが、ドライバーの認識が高まっていない。速いスピードで通行する車両が多く、危険を感じるとの声が聞かれております。

ゾーン30は、歩行者への安全な通行を確保し、生活道路を走行する車の速度を時速30キロに規制するエリアで、抜け道としての通行を阻止する狙いもあった。地域の人には知っていても、通過交通のドライバーは知らない人が多くいる。このようなことから、導入時の周知徹底の取り組みと通過車両のドライバーへのチラシ配布などの周知なども必要と思われれます。

村では、2月22日の夜、南原区の一定区域でのゾーン30の住民説明会を開催し、計画案を示しました。地区の理解と合意の中で進めていきたいとしています。

それではお伺いいたします。

1件目の南部小学校周辺の計画案について、どのような計画であるかをお伺いし、質問いたします。答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 7番、都志今朝一議員の御質問にお答え申し上げます。

ゾーン30の御質問であります。

交通安全対策につきましては、ゾーン30のみならず、さまざまな対策をしていかなければならないというふうに思っております。平成27年度におきましては、死亡事故2人、発生いたしました。1,200日余で交通死亡事故ゼロの日が途切れてしまって、残念でありましたし、また本村におきましては、交通事故件数や傷者数につきましても若干の増加傾向にあるところでもあります。村民挙げて、この交通安全対策というのは、さまざまな面でしていかなければならないというふうに考えておるところであります。その一環としてのゾーン30であります。

ゾーン30につきましては、生活道路における歩行者の安全な通行を確保することを目的に、区域を定めて、時速30キロの速度制限規制を行うものであります。沢尻、南原地区で計画をいたしました。地域住民のいろんな御意見もあり、本年度につきましては、南原区を対象として行ってまいりたいということで説明会を開催したところでもあります。南部小、信大を中心とした区域を設定したということでもあります。東は中央自動車道から西側、北は村道10号線から大萱交差点までの南側、西は大型農道の東側、南は村道8号線の北側で、区域面積は約1平方キロメートルになるところでもあります。幹線道路などのゾーン30の区域内に入る道路の入り口につきましては、30キロの速度制限標識を設置し、道路にゾーン30のエリアを示すペイント表示を行ってまいります。ゾーン30のエリア内は、全ての道路がセンターラインのない道路、このことが原則となっております。そして、走行速度が30キロメートルに制限をされておるところでございます。

せんだって、南原区で説明会をいたしました。3月中には南原区からの要望書の提出が出てくる予定であります。信州大学農学部からは既に提出があったところでもあります。伊那警察署のゾーン30の指定要望書を伊那警察署に行っており、平成28年度中に長野県公安委員会ゾーン30の指定が受けられるこんな見込みとなっております。したがって、南原区、南部小、信州大学、あのエリアにつきましては前進をしていくということで考えて

おります。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、都志議員。

7番（都志今朝一） 通学路のスクールゾーン指定も、生活道路であり、道幅も狭く、通学時間帯と通勤の時間帯が重なり、危険な場所も多くあると思われま。安心・安全の対策になることをお願いし、2件目の南箕輪小学校及び南箕輪中学校並びに仮称こども館の周辺のゾーン30の計画についてをお伺いいたします。

南箕輪小学校は、児童数750名を超え、上伊那一のマンモス校になっており、通学時間帯には、グリーンベルトが引かれた生活道路を車と並行通学しております。道幅の狭い道路では、車もスピードを落として、注意して走行しております。道路幅が4メートルを超える道路になると、速いスピードで通行する車両が多く、危険を感じる事が多々あります。特に、村道5号線は、小学校、中学校の中央部分を通過しており、道幅も広く、交通量も多く、速いスピードで通過する車両も数多い。登校時、下校時には、道路横断も必要となる。小学校は、横断歩道橋の利用が見受けられるが、速度規制も必要とも思われる。また、来年度新築される仮称こども館の建設により、児童の動きにも変化が出るものと考えられる。

ゾーン30の規定には、2車線道路に囲まれた範囲とする規定もあり、規制するエリアも広範囲に及ぶこととも考えられますが、どのような計画案があるかをお伺いし、以上、2件目の小学校及び中学校並びに仮称こども館のゾーン30についての規制の計画があるかをお伺いし、2件目の質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 小学校、中学校並びにこども館の周辺の計画の御質問であります。

こども館につきましては、建設と同時に道路改良、どうできていくのか、この辺は十分検討して、予算づけもしてあるところであります。部分的改修になろうかというふうに思います。隅切り等はやっていかなければならない状況も出てまいりますし、待避所的なそういった部分も必要になろうかというふうに思っておるところであります。そんな整備はさせていただきます。

小学校、中学校、こども館、これを含んだゾーン30の計画でありますけれども、これ、大変難しい状況があるわけでありま。全てを含むということになれば、大変な困難な状況であります。中学校まで含めるということになりますと、吹上線から役場のこの道路までの区域をゾーン30にしないと指定ができないわけでありま。その中には、村道5号線が入っておるわけでありま。村道5号線には、センターラインがあるメイン道路となっておるところでありますので、大原則の中に、ゾーン30内にはセンターラインのある道路が認められていないということでありま。この区域をゾーン30に指定するということになれば、村道5号線はセンターラインのない道路にしていかなければならないということになってまいりますので、大変難しい状況であります。センターラインを村道5号線はなくすというわけにはまいりませんので、あれ、村のメイン道路となっておりま。そんなことで難しいということでお考えおるところであります。

中学校を含まないとするのであれば、役場のこの道から村道5号線までの部分になってまいります。中学校は除かれてまいりますので、いろんな問題がありますので、広範的に考えていく必要があろうかというふうに思いま。今のところ大変難しい状況であるということ

で御理解をお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、都志議員。

7番（都志今朝一） 村道5号線の速度規制については、考えはどんなふうにあるか、ちょっとお伺いします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 村道5号線の速度規制、ちょっと今状況を把握しておりませんが、ただ、あれは速度規制がなかったのかなというふうに、思いもあります。その辺につきましては検討させていただきます。

ただ、速度規制する場合は、地域住民の皆さんと十分協議をしなければならない状況がありますので、そんな点は御理解もお願いいたします。

大型、確か、通行禁止になっていたような気もしないでもないですけども、ちょっと調べてみます。

議長（原 悟郎） 7番、都志議員。

7番（都志今朝一） ゾーン30の規制については、生活道路でもあり、地域住民の協力も必要であると思われまます。歩行者の安心・安全が保たれることをお願いし、2項目めの橋梁の長寿命化修繕対策についての1件目、村道3094号線の荒井坂橋橋げた落下防止装置の補修についてをお伺いいたします。

平成27年12月5日の報道によると、大地震の際に、橋げたなどの落下を防ぐ装置に溶接不良が見つかり、溶接不良は全国に556橋、全体のうちの400本は、装置の製造過程で意図的な手抜きがあった。このほか、112社の製品を使った156本で、技量不足による溶接部に傷などがある不良品が使用されていた。国土交通省と長野県によると、県内では、国道、県道、市・村道の橋、12本で、不良品の使用が判明している。橋の長さで装置の数が異なっており、設置された装置の多くに問題があった。12本のうち9本は、福井市にある工場で製造され、不正製品が使用されており、残り3本は技量不足による不良品だった。

村道3094号線荒井坂橋には、落下防止装置が24カ所に設置されている。製品の超音波検査をした結果、21カ所が不正製品であった。装置は、震度7クラスの地震でも橋げたが外れ落ちないようつなぎとめるためのケーブルを橋脚に連結するための部品で、溶接不良でも一定の強度はあるが、正規品より耐久性に問題があるとの見解である。県建設部では、対応は国と協議し、県内の実績も踏まえ、できるだけ早く補修の考えである。

それではお伺いいたします。

荒井坂橋の落下防止装置の補修について、どのような形で補修を行うかをお伺いし、1件目の質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 荒井坂橋の橋げたの落下防止装置の御質問でございます。

村道3094号線につきましては、平成26年度に社会資本整備総合交付金事業により修繕工事を行ったところであります。残念なことに、その工事の溶接部における不良が確認されました。これは、国全体の部分でかなり確認をされたところであります。同様に、この荒井坂の落橋防止装置におきましても、溶接不良製品の使用が判明したところであります。施工業者により調査を実施したところ、製品24個中21個の不良品が確認されたところであります。

県内では12橋という話がありましたけれども、村で承知しているのは11橋であります。長野県の発注が5橋、松本市が2橋、飯田市が2橋、塩尻市が1橋、本村が1橋ということであります。

そういった状況を受けまして、県内ではこの連絡会議を開催しておるところであります。県の方針としては、工事受注者の事業規模が国の場合と異なり、国の修繕方法と若干違っても、県内の対応は統一していきたいという意向もあり、修繕の方法に当たりましては、長野県との連携を図り、対応していくという考え方でおります。連絡協議会をつくっておりますので、その対応で行ってまいります。ただ、この装置につきましては、通常の交通荷重を支えるための部材ではないために、通常通行には支障はないところでもありますので、そんな点はそういった御理解をお願いしたいというふうに思います。

本当に、いろんな場面で、何と言いますか、不良品と言いますか、マンションにおきましてもくい打ちが不足していたりとか、あるいは、車の装置にしても偽装があったりとか、そんな部分であります。今回の溶接部分の不良につきましても、不正行為という部分もあったところでもあります。モラルの回復に期待をしたいところでもありますけれども、対応につきましてはしっかりしていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、都志議員。

7番（都志今朝一） 落下防止装置は、阪神大震災級の地震に対応するための部品であり、橋の長寿命化対策の修繕工事でもあり、いつ起こるかわからない災害に対する対応をお願いし、2件目の落下防止装置取りかえ時の費用と責任についてをお伺いいたします。

国土交通省は、ふだんの通行には支障がない、大地震の際は、事故の要因となる懸念があり、順次、補修や交換を進めるとしている。製造過程での溶接の工程を省くなどの手抜きがあり、また製品を超音波検査した民間事務所の従業員が不正を隠蔽したケースもあり、納入業者と検査事務所との癒着も伺える。

荒井坂橋は国の補助も受けている工事であり、どこに責任があるかを明確にすることも重要である。また、取りかえにおいては、足場などと、一つの重量が95キロもあり、取りかえには多額の費用がかかると思われる。本来であれば、製造業者、納入業者の責任が問われ、費用負担もするべきと思われるが、中小企業などでは、費用負担が大き過ぎて、事業停止の可能性も含んでおります。

以上、2件目の質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 2件目の答弁に入る前に、先ほどの御質問の中で、村道5号線の交通規制の話がありました。国道から中学校グラウンドまでは40キロ規制ということで、規制がなされております。しかし、地区からの要望で、春日街道まで40キロ規制にしていきたいという要望を受けてありますので、40キロ制限としての要望を公安委員会にしておるところであります。

以上です。

落下防止の費用の責任の問題であります。

さきに申し上げましたとおり、長野県の協議をして、修繕方法を決定してまいりたいと思っております。県で協議会をつくっておりますので、その方針に従って動いてまいりたいと

思っておるところでございます。

一般的なことを申し上げますと、一般的には費用負担は元請け会社の負担となります。その元請け会社が不正を行ったその業者に賠償を求めるといことにならうかと思ひます。

しかし、長野県は、統一した部分でやっていきたいといことでもありますので、その方針に沿って、村も対応をしていきたいと思っておるところであります。

以上です。

議 長（原 悟郎） 7 番、都志議員。

7 番（都志今朝一） 橋げたの落下防止装置を製造していく過程の技術不足による不良品も多く、使用の際には、書類検査だけでなく、できる限り、検査員の目による検査などもお願いし、3 件目の花窪橋及び丘下第 3 号橋の落下防止装置の対策についてをお伺ひいたします。

橋梁の長寿命化の修繕工事が行われております。国庫金の補助を受け、多額な金額を投入しての修繕工事です。橋梁のつくりによっては、落下防止装置の必要のない構造もあると思われまひます。現在工事中の橋での対策はどうであるかをお伺ひいたします。また、①の耐震化の修繕工事が必要な橋梁の数についてもお伺ひし、3 件目の質問といたします。答弁をお願いいたします。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 花窪橋及び丘下第 3 号橋の落下防止装置の対応についての御質問であります。

今年度、修繕工事を実施してあります花窪橋につきましては、溶接部材を伴う落橋防止装置は使用せず、縁端拡幅の方法で工事をしております。そんなことで、溶接部材を使うとい工事ではありません。また、これから予定をしている丘下第 3 号橋の工事は、4 カ所の落橋防止装置を使用する設計となっております。

今後、修繕を実施する予定である橋梁につきましては、使用する各部材の品質確保、さらに厳格に行う必要があり、発注者からの直接工場検査実施や抽出品数、抽出部材の指定などを実施していきたいといふうを考えておるところであります。今回のことを教訓にしながら、実施検査とか、あるいは抽出検査、こういったことを実施してまいりたいといことでもあります。

耐震化の修繕工事、必要な橋梁の数であります。

長寿命化修繕計画において選定をしているのは、17 橋梁であります。現在、修繕工事としては、中野原橋、荒井坂橋、花窪橋で実施してあります。荒井坂橋につきましては、橋脚部分の耐震化は未実施となっておるところであります。

耐震化の修繕につきましては、橋脚から耐震化を実施しなければならない橋梁があります。実際、架設橋梁年度の不明確なもの、橋梁構造が不明確なものもあります。耐震化につきましては、橋梁架設年度の道路橋示方書により耐震方法も異なることがありますので、今後の点検等に基づきまして、修繕に向けた点検を実施していく計画となっております。

17 橋あるといことであります。

以上です。

議 長（原 悟郎） 7 番、都志議員。

7 番（都志今朝一） 道路橋梁も、生活には欠かせない橋です。修繕には費用もかかり、

また維持費もかさむことも思われます。住民の安心・安全の対策をお願いし、3項目めの伊那地域定住自立圏形成の1件目の地域公共交通バス運行による村の負担見込みについてをお伺いいたします。

伊那市、箕輪町、南箕輪村の3市町村長は、1月7日、定住自立圏構想を進めるための協定書に調印、伊那市を中心市として、地域公共交通や空き家対策、合同職員研修などに取り組み、今後、具体的な共生ビジョンをまとめ、事業を始める。協定書によると、バスによる行政区域間縦断路線、広域キールートの試験運行を実施するなどもうたわれております。伊那地域定住自立圏形成に関する協定書の事務執行に当たっての連帯協力及び費用負担の中の条項第3条第1項並びに2項に、費用負担が定められております。

それではお伺いいたしますが、1件目の地域公共交通バス運行による村の費用負担の見込みはどのくらいであるかをお伺いし、1件目の質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 伊那地域の定住自立圏形成にかかわる御質問であります。

伊那市を中心地といたしまして、箕輪町、南箕輪村、3市町村、中央行政組合構成の圏域で、定住自立圏形成の協定を行ったところであります。あくまでも、これは中心市の伊那市を中心として、伊那市と南箕輪村の協定ということで御理解をお願いしたいというふうに思っています。

その中で、バス運行による村の費用負担の見込みはという御質問であります。具体的な取り組み内容につきましては、4月以降、中心市の伊那市が開催する圏域共生ビジョン懇談会での検討を経て、バスの運行経路が決定される予定でありますので、現段階での見込みということで御理解はいただきたいというふうに思います。これは、正式には、バスの運行経路が決まらなないと、正式なものを出せないということでもあります。

費用負担につきましては、バス2台分の運行委託費、整備費、運行にかかわる一切の費用、そういった費用を各市町村内におけるバスの走行距離で案分する方法を事務局段階で今検討しております。これは妥当な方法ではないかというふうに思っておるところであります。運賃収入は、当然除かれますので、年間の委託料の総額、概算で3,700万円ぐらいかかるのではないかとことを予定しております。村の費用、こういったことであれば、村の費用は760万円程度になるということでもあります。

さきに申し上げましたけれども、運行経路が決まっていなくて、そういった部分が出せないということ、それから、委託費だとか、整備費だとか、費用が確定してこないと、費用負担というのは出ないということでもありますので、そんな点は御理解をお願いいたします。走行距離で案分するといった方法を検討しておることでもあります。費用につきましては、全額特別交付税で賄われるということでもあります。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、都志議員。

7 番（都志今朝一） 南箕輪村の通過コースは、以前、バス会社が本線にしていたコースに近いものであり、近いものの復活でもあり、便利になると思われれます。早い時期の運行をお願いし、続いて、2件目の住民からの意見要望の取りまとめについてをお伺いいたします。

伊那自立圏構想、平成27年度スケジュール案によると、協定締結、調印後に、中心市につ

いては、圏域共生ビジョン懇談会の開催が上げられております。近隣町村のスケジュールにはなく、甲乙によるビジョンの検討に進んでおり、乙の役目の地域住民への周知及び利用促進、住民からの意見要望の取りまとめ及び中心市との運行内容調整などの取り組みを、村として今後どのような形で行うか、また、既に行われていれば、どのような形で行われたかをお伺いし、2件目の意見要望の取りまとめについての質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 意見要望等々につきましては、これからの問題でありますので、そういったことはしておりません。さきにも全協の中でお示し申し上げましたけれども、今後は、伊那市が開催する圏域共生ビジョン懇談会が開催されて、その中でビジョンが策定されてまいります。素案につきましては、事務局段階でも参加いたしまして、つくっていく予定であります。村からも、住民代表や産業振興分野の代表の皆さんにも参加をしていただく計画となっておりますので、要望等については当然反映がなされていくものと思っております。

また、村の地域公共交通会議におきましても、まっくんバスの乗り継ぎ等の検討をしていかなければならないと思っております。このビジョンでコースが決まり、運行時間が決まれば、村のまっくんバスも当然乗り継ぎという部分では検討していかなければならない、そんなことで考えておるところでございます。

原案づくりにつきましては、先ほども申し上げましたが、担当課長で構成する幹事会で協議の上、調整をしております。

地域住民への周知及び利用促進につきましては、具体的な取り組み内容が決まり次第、伊那市、箕輪町と連携した取り組み、ほかには、広報誌やホームページや、あるいは区長会等を通じまして、可能な限り、多くの皆さんに御利用いただけるように周知を図っていかなければならないというふうに思っております。

同時に、乗り継ぎができることによって、まっくんバスの利用度も上がってくれば、本当に理想であります。そんなところを目指しておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、都志議員。

7番（都志今朝一） 住民の足ともなる問題です。多くの人の意見要望が聞ける機会を持ってもらいたいと思います。

続いて、4項目めのマイナンバー制度の個人番号カード交付開始での問題点についてをお伺いいたします。

村でも、個人番号カードの交付が始まりました。1月末の時点で、359件の申請があり、2月2日までに95人分のカードがシステム機構から届いております。発行には、1人当たり20分から30分の時間がかかるということです。2月25日の報道によると、マイナンバー個人番号カード2万2,000枚にICチップにふぐあいのある個人番号カードが見つかり、再発行が必要なことがわかった。製造過程での問題があり、ふぐあいは1月21日に発送した分に集中しており、個人番号カード交付が始まった1月以降、機構のシステムにはたびたびの障害が発生している。このよう、電子証明書が機械で読み取れない事例が発生している。

それではお伺いいたしますが、マイナンバー制度で、個人番号カード交付時に窓口などで

の問題点があるかをお伺いし、個人番号交付時の質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） マイナンバー制度の番号交付の問題であります。

村では、1月27日から個人番号カードの交付を始めております。2月末現在での状況であります。カードを申請した方が423人、実際にカードを交付した方が138人となっております。

交付が始まったばかりということもあり、地方公共団体情報システム機構におきまして、1月に4日、2月に1日、システム障害が発生し、カードが交付できなくなるなどの事象が発生してしまったところでもあります。この原因であります。いずれも全国の市区町村からのアクセスが想定より多くなり、サーバーに負担がかかり過ぎたことが原因と考えられておるところであります。この事案によりまして、窓口を受け取りに来られた数人の住民の方々にお待ちいただいたり、再度、来庁いただいたりするなど、御迷惑もおかけいたしました。窓口に来られた全ての方に無事交付をすることができました。

このようなシステム障害が発生した場合を除けば、窓口の交付は順調に進んでおります。現在のところ、特に問題もなく、交付ができておるとい状況であります。システム障害の部分は、できるだけそういうことがないようにお願いしていかねばならないというふうに思います。今のところ、それ以降は発生していないということでありますので、お願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、都志議員。

7番（都志今朝一） 交付が始まったばかりで、住民にもわからないことが多くあると思われ。窓口での対応をお願いし、5項目めの南部小学校の駐車場対策の、学校行事の折、駐車スペースの不足についてをお伺いいたします。

議会では、1月26日の夜、地域の皆さんと語る会を南原コミュニティセンターで開催しました。住みやすい村づくりに向けて、意見を出してもらい、課題を話し合った。議会改革の一環で、より多くの住民に参加してもらうために、今年度より会場を移して、南原地区での開催となった。

幾つかの要望事項の中に、児童が増加する南部小学校の学校行事の折、駐車場のスペースが少なく困る。駐車場を新たに確保してもらいたいとの要望が出されました。南部小学校は、これからも児童数が増加する見込みもあり、駐車場問題はより一層深刻な問題になってくとも思われます。駐車場スペースには、広い広範囲の土地が必要になり、小学校周りでの用地が確保できるかの問題もあると思われます。

それではお伺いいたします。南部小学校の駐車場対策についての考えをお聞きし、駐車場不足の質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

三澤教育委員長。

教育委員長（三澤 久夫） 議員御指摘の駐車場が不足する学校行事につきましては、運動会が主な行事かなというふうに思われます。学校では、できるだけ、そうした多く集まる機会には、徒歩での来場をお願いしておりますが、構内のスペースを最大限活用しても80台か



ら90台の駐車スペースしか確保できませんので、10台前後が隣接の道路への駐車となっている状況だというふうに考えております。児童が増加している地区でもありますので、駐車場設置の要望も理解できますけれども、用地の取得だとか、造成工事等には多額の費用もかかりますので、現状ではなかなかすぐというわけにはまいらないかなと思います。当面、保護者等には、なるべく徒歩、あるいは乗り合わせをお願いするとともに、事故等が起こらないように、安全対策に十分配慮しながら対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、都志議員。

7番（都志今朝一） 南部小学校の児童数は増加が続くと思われま。また、駐車場を確保するには、予算もかかることとも思われま。早い時期の解決をお願いし、以上で、私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

議長（原 悟郎） これで、7番、都志議員の質問は終わります。

これで、通告のありました9議員全員の一般質問を終わります。

あす11日の会議は、議事の都合により、特に午後2時50分に繰り下げて開くことといたします。

なお、あす3月11日は、御承知のとおり、東日本大震災の発生から5年目の節目の日となります。この震災により犠牲者となられた多くの方々の御冥福をお祈りし、発生時刻の午後2時46分に黙禱をささげたいと思います。議員、理事者、管理職の皆さんは、午後2時40分に議場にお集まりいただきたいと思います。引き続き、2時50分から本会議に入りたいということでもありますので、お忘れのないように、時間に御集合いただきたいと思います。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。礼。〔一同礼〕

議長（原 悟郎） お疲れさまでした。

散会 午前11時27分

議 事 日 程 (第 4 号)

平成 2 8 年 3 月 1 1 日 (金曜日) 午後 2 時 5 0 分 開議

- 第 1 請願・陳情の採決 (審査結果の委員長報告)
- 第 2 発議第 2 号 提案～採決
- 第 3 議案第 1 号～議案第 6 号・議案第 8 号～議案第 12 号 討論～採決
- 第 4 議案第 13 号～議案第 18 号 (委員会の審査報告) 委員長報告・質疑
- 第 5 議案第 19 号～議案第 20 号・発議第 1 号 討論～採決
- 第 6 継続調査事項の採決

○出席議員（10名）

1番	加藤泰久	6番	唐澤由江
2番	小坂泰夫	7番	都志今朝一
3番	山崎文直	8番	三澤澄子
4番	丸山豊	9番	大熊恵二
5番	百瀬輝和	10番	原悟郎

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一直	子育て支援課長	有賀由起子
副村長	原茂樹	産業課長	唐澤孝男
教育長	征矢鑑	建設水道課長	出羽澤平治
総務課長	堀正弘	教育次長	藤澤隆
会計管理者	小澤久人	代表監査委員	原浩
財務課長	平嶋寛秋	教育委員長	三澤久人
住民福祉課長	藤田貞文		

○職務のため出席した者

議会事務局長	唐澤英樹
議会事務局次長	城取晴美

## 会議のてんまつ

平成28年3月11日

午後2時50分 開議

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕 こんにちは。

〔一同「こんにちは」着席〕

議長（原 悟郎） 御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日、意見書案が提出されました。それに伴い議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

山崎議会運営委員長。

議会運営委員長（山崎 文直） それでは、議会運営委員長報告をいたします。

本日、意見書案1件が提出されましたので、先ほど議会運営委員会を開催いたしました。次のとおり決定しましたので報告いたします。

意見書案1件を本日の会議日程といたします。

以上で議会運営委員長報告を終わります。

議長（原 悟郎） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、意見書案を1件、本日の会議日程といたします。

これから陳情を採決いたします。

陳情の審査に関し、常任委員長の報告を求めます。

百瀬総務経済常任委員長。

総務経済常任委員長（百瀬 輝和） 総務経済常任委員会に付託されました陳情第4号「真つ当な改正論議を保障するため、安倍首相に真摯な姿勢と歪んだ憲法観の是正を求める陳情」につきまして、審議の結果、各委員からは、表題、内容の文章に提出者の思いが強く、余りにも不適切な文章が多いと見受けられるとの意見がほとんどでした。

結果、採択ゼロ、不採択4で、不採択といたします。

以上、委員長報告を終わります。

議長（原 悟郎） 委員長報告に対する、陳情第4号「真つ当な改正論議を保障するため、安倍首相に真摯な姿勢と歪んだ憲法観の是正を求める陳情」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

陳情第4号の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

陳情第4号を採決いたします。

この陳情に対する委員長報告は不採択です。この陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立者はありません。

したがって、陳情第4号「真っ当な改正論議を保障するため、安倍首相に真摯な姿勢と歪んだ憲法観の是正を求める陳情」は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、福祉教育常任委員会付託の陳情の審査に関し、常任委員長の報告を求めます。

小坂福祉教育常任委員長。

福祉教育常任委員長（小坂 泰夫） 福祉教育常任委員会に付託の陳情を審査した結果、下記のとおり決定しましたので、会議規則第91条の規定により報告いたします。

受付番号、陳情第1号、件名、「軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情」につきまして、審査結果は継続審査といたしております。

続きまして、陳情第2号「放射性物質含有の廃棄物最終処分場建設反対を求める意見書の採択を求める陳情書」、審査の内容です。趣旨採択2、採択2となり、委員長の採択1が加わりまして、採択多数で採択といたしました。

まず、審議内容としまして、審議に入る前に、原委員のほうから、2月26日の上伊那広域議会に同様の陳情が出され、全会一致で意見書が提出されたことの説明を受けました。また、審査のための我が委員会の状況、情報共有として、今件、宮田村内に建設計画をしているのは、南箕輪村村内の民間事業者であり、当村、南原住宅団地焼却灰処理に間接的にかかわっている点なども出されました。

趣旨採択の主な意見としましては、広域議会で既に意見書を出していること、また廃棄物処分場そのものの必要性は否めないという観点などが出されました。採択の主な意見は、放射性物質を含む可能性があり、たとえそれが現在の国の基準値以内であっても、将来的には未知な危険性をはらんでいる。また、今計画の地元地域住民の思いを考えると、たとえ上流の我が村であっても見過ごせないものだ。宮田村に限らず、上伊那や伊那谷に県外から放射性物質が持ち込まれることに反対すべきであるなどが出されました。

後ほど、意見書の提出も予定しております。

以上、審査報告です。

議長（原 悟郎） 委員長報告に対する、陳情第2号「放射性物質含有の廃棄物最終処分場建設反対を求める意見書の採択を求める陳情」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊であります。

今、委員長報告の中で、委員会の審議の状況等についてお話をいただきました。細かいことかもしれませんが、これは廃棄物処理法という法律にのっとってこういったものがあるわけですが、この廃棄物処理法の中にも、一般廃棄物、そして産業廃棄物があるわけですが、一般廃棄物におきましては、市町村が責任を持って計画的に処理をすると、産業廃棄物については、事業者がその責任で処理をしなければいけないと法律で定められております。この施設建設の処理基準等について議論がなされたのかどうか、その辺をお尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 小坂委員長。

福祉教育常任委員長（小坂 泰夫） 今、大熊議員がお聞きになられました処理基準につき

まして、詳しく委員会の中で話はされておられません。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに。

9 番、大熊議員。

9 番（大熊 惠二） やはり、この処理基準というものをしっかり理解しないと、表面的な感情的な部分で、採択、不採択というような結論を出すのはいかがかなと思うところですが、そういう考えはありませんか。

議長（原 悟郎） 小坂委員長。

福祉教育常任委員長（小坂 泰夫） 委員会の中では、それぞれの委員がそれぞれの判断によって、趣旨採択等、意見が出されたと思います。それ以上、私には申せません。

以上です。

9 番（大熊 惠二） これも3回かい。

議長（原 悟郎） はい、そうです。

9 番（大熊 惠二） 答弁漏れとしてお願いします。

議長（原 悟郎） どこが答弁漏れですか。

9 番（大熊 惠二） 処理基準について答弁漏れ。

議長（原 悟郎） 処理基準について論議したかどうかということですか。

9 番（大熊 惠二） だから、処理基準をよく理解しているかどうか、そのことについてお話がありません。

この議案は、2対2で、委員長の最後の判断で採択ということになりましたから、委員長の報告の中にそのことがありましたから、委員長はその処理基準というものをどういうふう  
に、委員長の判断でこれは採択になったわけですから。

議長（原 悟郎） この質問に対しては、委員会で論議したことの報告でありますから、その委員長の判断ということ質問することはできません。

9 番（大熊 惠二） いや、そうじゃない。それはおかしいよ。

議長（原 悟郎） 委員会でどのように論議したかという、その点だけの質問になります。

9 番（大熊 惠二） 採決に委員長が関わっているわけですから、その判断を求めるのは当然だと思います。

答弁をお願いします、答弁漏れで。

議長（原 悟郎） 委員長、できますか。

福祉教育常任委員長（小坂 泰夫） いや、議員必携、皆さん、お持ちだと思います。この委員会の審査報告、私、委員長として報告はさせていただきましたけれど、その委員会でどんな審議がなされたかを質疑するのがこの委員会での質疑の場の決まりだというふうに議員必携にも書いてあります。私は、そのことにおいて、答えられる範囲を答えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 大熊議員、3回目です。

9 番（大熊 惠二） 情けない委員会だね。

この処理基準というものは、廃棄物処理施設の罰則を定めている、または監督をしなければならぬという基準であります。

私の記憶によりますと、平成19年に、今までは届け出制でありましたけれど、これが許可制に変更となりました。また、最近、上伊那広域連合でごみ処理場の建設についても、そういうプロセスを踏んできておりますが、環境アセスメントということで、住民の意見を十分聞くということにこれは法律で義務づけられております。環境アセスメント、住民の意見をしっかり聞くと、そして、さらにごみを出す排出事業者、いわゆる処理業者じゃないですよ、ごみを出す排出事業者の責任の徹底といったことが、施設を許可する要件の一番の柱となっております。処理業者の規則といいますか、その基準が、平成19年から強化されたと。

環境アセスメントにつきましては、これは許可基準の大前提であります。アセスメントがうまくいかなければ許可はできませんよというのが、この環境アセスメントであります。上伊那広域連合のごみ処理施設につきましても、ダイオキシンの問題にしても、このアセスメントがなかなか合意できない。さまざまな理由がありますが、一番はやはり環境アセスメントの合意が得られないということで、何年も年数をかけて、やっとこぎつけてきた。先日も、この議会で、村長より御報告をいただきましたが、建設のめどがついてきたということでもあります。

当然、この施設をつくるには、環境アセスメントをやるわけです。それをしなきゃ、単なる、反対、反対と言ったって、これは反対にならないんです。だから、十分そこで住民の意見を聞いて、いわゆる生活環境影響評価をしっかりと、国の廃棄物といいますか、その処理の基本を乗り越えていただくと、これは法で定められておるわけですから、これができないと、処分場の設置、差しどめをはじめとして、関連する課題等についても許可がおりないということで。また、このアセスメントにしましても、平成19年以前から、どんどんどんどん世の中が変わってきて、この法律はその都度改正をされて、現在の法律になっとなるわけです。法律が改正されて、そういうきちんと、仮に私は業者の肩を持つとか、そういうこと言っているわけではありませんよ、法律について言っているわけですから。その法律で粛々と設備がされていけば、幾ら反対と言っても、これは届かないわけですから、こういったことを軽々に、上っ面だけで反対と、こういう合意の持っていき方についてはいかがなものかと思うところであります。

駒ヶ根市にあります国土交通省の天竜川上流河川事務所にお聞きしましたところ、天竜川では一切かわりがないと、こういう返事です。この陳情書の中には、天竜川ということがいっぱい入ってまいりますが、天竜川上流工事河川事務所におきましては、一切関係ありませんと、どうして関係ないんですかとお尋ねをいたしましたら、天竜川から離れておりますと、場所は、天竜川の範疇じゃありませんと、こういう回答でありました。それで、駒ヶ根にあります、ついでに聞いたんですが、天竜川の河川事務所は、どこからどこまでが天竜川の河川事務所の守備範囲ですかとお尋ねいたしましたら、辰野町の昭和橋というのがあるんだそうです。私も辰野に橋、幾つか知っているんですが、どれが昭和橋だかわかりませんが、辰野町の昭和橋と。それから、ずっと下って、天竜峡を越えて、静岡県境までが駒ヶ根の天竜川河川事務所の守備範囲であります。

議長（原 悟郎） 大熊議員、まとめて質問してください。議論はわかります。また後で討論の場がありますので。委員長報告に対する質問をしてください。

9 番（大熊 恵二） 急かせないでください。

したがって、この上っ面だけの議論で反対ということにつきましては、私は大変疑問があ

ると意見を申し上げておきます。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

これから陳情第2号の討論を行います。

討論はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 討論が先か、採決が先かと、採決は後なんですけど、提案を申し上げたいと思います。

この陳情書につきまして、私の意見は、同じ上伊那郡下の宮田村のことでもあり、さまざまな要因を考えますと、採択ではなく、趣旨採択という方法をとれないものかと思うところがあります。そのことを十分議長のほうで考えさせていただいて、議事の進行をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 動議ということですか。

9番（大熊 恵二） はい。

議長（原 悟郎） ただいま、9番、大熊議員から、動議ということで提出されました。

この動議に賛同する方、挙手。

〔賛同者挙手〕

議長（原 悟郎） 動議に賛同する方がございましたので、動議として取り上げたいと思います。

それでは、ほかに討論はございませんか。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） この陳情は、広域連合で全会一致で採択されているものであります。そのことをもって、出された陳情に対しては、村の議会としては、本来、出された地元の皆さんの出された趣旨を十分尊重するというのが本来の議会の役割であります。本来、趣旨採択というのは、陳情の採択の場合にはないものでありますけれども、曖昧な解決の方法として趣旨採択というのが今までもあるわけでありましてけれども、本来、きちんと採択して、意見書を上げるべきものだというふうに考えております。

議長（原 悟郎） ほかは、よろしいですか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） それでは、ただいま動議に賛同する方がございますので、動議の趣旨採択のほうを先に採決をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 悟郎） ただいま動議に出されました趣旨採択に賛成する方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 少数ですが、採択することに賛成の方、御起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） ただいま動議が出され、趣旨採択は3名、採択することに賛成の



方が6名ということで、よって採択することに決定したいと思います。

それでは、委員長の報告のとおり採択することに決定いたします。

ここで意見書案が提出されておりますので、議題といたします。

発議第2号「放射性物質を含む廃棄物最終処分場建設反対を求める意見書」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。唐澤事務局長。

事務局長（唐澤 英樹） 朗読

議長（原 悟郎） 本案について趣旨説明を求めます。

6番、唐澤由江議員。

6番（唐澤 由江） 2011年3月11日、巨大な地震が東北地方の太平洋沖で起きました。これは、広島原発が放出したエネルギーの3万発分です。地震は多数の建物を破壊し、巨大な津波が町を壊滅し、多数の方の命が奪われました。でも、5年たち、少しずつ復興してきています。

一方で、復興できない町や村があります。なぜなら、東京電力福島第一発電所が地震と津波で破壊され、大量の放射性物質がまき散らされたからです。当日夜、原子力緊急事態宣言が発令され、同原発から10キロ、20キロと拡大され、10万人を超える人が翌日までに自宅から追われました。5年を経た今も自宅へ帰れず、不安定な生活を続けています。突然家を失い、仕事を失い、地域のつながりを失ったのです。家族がばらばらとなり、深い悲しみに今もなお暮れています。放射性物質の半減期は、セシウム137で今後30年も続くと言います。

信濃毎日新聞、小出京都大学原子炉実験所教授の寄稿文には、さらにつけ加えられております。原発に頼らないでも支障はないとあります。

また、長野県は、幸い原子力発電所がない都市、また豊かな自然の存在をうたっています。放射性物質を含む廃棄物最終処分場建設反対を求める意見書。

長野県は、豊かで優れた自然環境や河川、地下水などの水資源に恵まれた地域であり、その恵みのもと、私たち長野県民は自然と共生する社会を育て、未来を担う子ども達のためにも、長い年月をかけて継承してきたかけがえのない環境や景観を保護し損なうことなく、将来へ引き継ぐ責務を有している。

これらの現状を踏まえると、現在宮田村大久保地区に計画されている、県外から持ち込まれる放射性物質を含む廃棄物の最終処分場建設に対しては、断固反対しなければならない。

以上のことから、下記の点について強く要請する。

1、宮田村に建設が予定されている、県外から持ち込まれる放射性物質を含む廃棄物の最終処分場の建設については、さまざまな疑問点や住民不安が解消されておらず、下流域に与える影響も多大であることから、事業許可を与えないこと。

2、関連する県条例を不断にわたり見直すことなどにより、長野県の自然環境と河川、地下水などの水資源を将来に亘って守ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

御賛同よろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9 番（大熊 惠二） お尋ねいたします。

先ほど、委員長報告の中の議論でも申し上げましたが、これらのことをやるプロセスの中で、廃棄物処理法という法律に基づいて、このことは進んでいくものと思います。最終結論はどうなるか、その辺はわかりませんが、それらの中で風評被害という、これ、文言あったかね、陳情の中にはありましたが、むしろ、こういうことをやることによって、自分たちで風評被害を広げているという側面もあるのではないかなと、老婆心ながら申し上げるわけですが、そういうことは思わないでしょうか。お聞かせいただきたい。

議長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） 風評被害というのは、セシウムが入っていないのに野菜が安くたたかれてしまう、売れないというようなことかなと思います。大熊さんの見識とちょっと違って、申しわけないです。

9 番（大熊 惠二） 答弁漏れ、全然意味が違う。

議長（原 悟郎） 風評被害ということは、自分たちがそういうことを言うことによって広げてないかという、そういう質問ですので、唐澤議員、きちんと教えてください。

6 番（唐澤 由江） それは、放射性の安全性というのを確認していないので、それが本当に風評被害につながるかどうか、限定できないと思います。絶対安全ということはわからないと思います。

議長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

9 番（大熊 惠二） この陳情を採択するに当たって、意見書を出すと、しかも壇上でこれを読み上げるというのは、なかなか勇気の要ることです。

ちょっと、セシウムとは、今言われたセシウムですが、時間的に、これはベクレルという、時間がたてば減っていくものという、それから施設に、固形化する、または液体化する、そういう中で、このベクレルがどんどん下がって、自然界にも放射能というものはあるわけですから、そういったことで、そのセシウムというお話が出ましたので、このベクレルについて御見識を伺いたいと思います。

議長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） 原子番号の55番ということで、尿の7割からセシウムが検出されたりして、そういうことを言われておりますが。ベクレルというのは、放射性物質が1秒間に崩壊する原子の個数ということで、どのぐらいなら危険かとか、そういうのが改正されたりして、基準が変わってきております。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

3回目です。

9 番（大熊 惠二） それじゃあ、最後にお尋ねをいたします。

この廃棄物処理法の今回の陳情書は、産業廃棄物に該当すると思いますが、その場合に、先ほど私が申し上げた、いわゆる許可基準について御説明をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） 初めは、100ミリシーベルトというふうに言われていたんですが、それが最近変わって、800ミリシーベルト、8,000に上げられております。非常に危険かと思

います。

議長（原 悟郎） それは放射性物質ですが、ほかの産業廃棄物を含めた許可基準と  
いうか、それがわかってから。

6 番（唐澤 由江） 管理型の炉の中に、廃棄物の埋めるものの基準であります。

議長（原 悟郎） 担当者の中で、今の質問、全てとは言いませんが、多少大まかで  
答えられる方。

9 番（大熊 恵二） いえ、方向が違います、言っている方向が。

もう一度申し上げます。

廃棄物処理法の中で、今回の陳情書は、産業廃棄物に該当すると思います。したがいまし  
て、この産業廃棄物を処理する施設として、施設の建設に当たって処理基準というものがある  
と思いますが、そのことについて御説明をお願いいたします。こう申し上げました。

議長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） 先ほども、管理型の処分場に入れられるものは100ベクレルとい  
うのが8,000ベクレルに変わって、やり方によっては10万を超えてもいいというような抜け  
道があって、無制限に心配が広がるおそれがあるということが最近わかりました。

議長（原 悟郎） 三澤議員。

8 番（三澤 澄子） ちょっと対応になるかどうかわかりませんが、宮田のほうか  
らついてきている資料に、今回の管理型最終処分場に入れるものについては、大熊議員のと  
ころにも多分お届けしてあるのかな、ちょっとわからないですけど、一応、事業の範囲は  
産業一般廃棄物、産業廃棄物あわせて、特に、中身が書いてありますので、またごらんいた  
だければいいと思いますけれど、一般廃棄物については国の定める埋立基準値以下の放射性  
物質含有の焼却灰、飛灰、汚泥を含むというところが書いてあります。宮田で一番心配して  
いるのはこの部分でありまして、先ほど言いましたように、当初、震災前は100ベクレルだ  
ったものが、今8,000に上げられて、合法ということにはなっております。

先ほどから言うておりますように、設置基準で大熊議員が言うておりましたけれど、アセ  
スとかそういうのは、この計画につきましては県へ届け出、申請して、県から許可が出る  
ということで、もう開発行為は既に行われているところでしたので、アセスは多分行われ  
ないというふうに思います。

現段階では、まだ県へ上げるような段階になっていない段階で、地元の皆さんをはじめ、  
下流域の皆さん、それから上伊那全体として、環境に対する影響を心配して、出された陳情  
というふうに理解しております。

以上です。

9 番（大熊 恵二） 議長、ちょっと違うんだよ。ちょっといいですか、議長の許可で。

議長（原 悟郎） もう一回だけですよ。どうぞ。

9 番（大熊 恵二） 今、三澤議員の言われたことは、陳情書の中にも書いてありまし  
たが、いわゆる、説明会の中で、放射性のものがあるという話が出てきたので、ですから、  
業者の説明で、話し合いの中で、放射性のあるものが出てきたということは、いわゆる、環  
境アセスメントで、業者が住民に説明する中で、説明会を開いてないということですが、こ  
れは県が許可するものについても、環境アセスメントで住民に説明をしなければいけないわ  
けです。ですから、当然その行為は行ったことで、放射性のものがその中にあるということ

で、今日のような大騒ぎになっているというふうに、私はこの陳情書を理解したわけですから、説明会が開かれてないんじゃないかと、説明会は開かれたということだと思いますが、その辺の確認をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 説明会のこと、わかりますか。

9 番（大熊 恵二） 確か陳情書には、ちょっと待ってください。

議長（原 悟郎） 6 番、唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） これは、駒ヶ根の水と命を守る会が、学習会を信大の人文学部の准教授の茅野さんと呼んでやった。問題点として、最終処分場の立地に適した場所か、放射性物質を含む廃棄物がむやみに拡散されてよいのか、民間の営利事業と安全性は両立するのか、流れの速い三つの地下水があり、水位が六、七メートル変化する不安定な環境というようなことが載っています。

議長（原 悟郎） 説明会というのは、大熊議員、ちょっと俺もよく理解できないんだけど、その説明会というのは、宮田でしたのか、どこでしたのかということがわかればいいということですか。

9 番（大熊 恵二） ちょっとよろしいですか。

この陳情書を見てください。上から 5 行目あたりから、一般廃棄物の最終処分場建設計画の意向が唐突に示されました。その後の 6 月の業者説明ではと書いてあります。その後の 6 月の業者説明では一般廃棄物ではなく産業廃棄物も取り扱うこと、さらに埋立廃棄物には、国の定める基準値以下の放射性物質含有の焼却灰、そういった事業計画概要が提示されましたとなっていますから、説明会はあったということです。だから、それが一つの環境アセスメント。

それで、その中で、こういう反応が出てきたということですから。だから、これをやっていくには、さらに納得できるまで一生懸命地元で話をするというのが業者の立場、またそれをしなきゃいけないというのが業者の立場。住民は、反対、反対、反対じゃなくて、それを十分キャッチボールをやることによって理解を深める。そでもなおかつだめな場合は反対でもいいわけですが、結果的に、法にのっとって粛々と工事を進めた場合は、最後の最後まで法に合致したものは国でも、県でも認めざるを得ないと、こういうことだと思いますので、その環境アセスメントについて聞いているわけです。

議長（原 悟郎） 三澤議員、答えられます。

8 番（三澤 澄子） つけられた資料によりますと、6 月 23 日に事業者より村へ事業説明書の提出及び説明があったというふうになっております。その資料がここに付けられております。これは、環境アセスメントではありません。環境アセスメントというのは、第三者機関が、開発行為を行うときに、基準に基づいて行うものでありまして、これはあくまでも事業内容の説明書を出したというだけのものであります。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございますか。

議長（原 悟郎） 1 番、加藤議員。

1 番（加藤 泰久） 私は、この建設を反対ということで、賛成の考えでやってまいりましたが、ここで広域で焼却場が今度はできた、上伊那広域で、今度、地域で出た産廃、ごみ、産廃はそこで処理をするという、これが基本的な考え方だと思いますが、この業者がなぜ宮田にこの処理場をつくらなきゃならないかということに関して考えてみますと、こ

の地域における放射性物質を含む産廃というようなものは、まず、少ないというか、ほぼないというように考える中で、この業者は何をするかといったら、今、大変、福島の方にある放射性物質を含んだその処理を目的とするんじゃないかと、そんなふうを考える中で、この放射性物質もやっぱり処理しなければならない大変な問題であります。それも、国は、それなりきの予算をつけたり、考えで処理をしていくというふうに考えております。それをすることによって、なぜ福島のをここまで持ってこなきゃならないかという、ちょっと疑念が湧いたわけでございます。

それで、もし、この業者が、放射性物質の焼却に力をかしたいという気持ちがあるならば、宮田じゃなくて、福島へ施設をつくれればいい。なぜ、この業者がここへつくらなきゃならないかということに非常に変なちょっと思惑があるような気もして、私は反対ということを行ったんですが、この処理するには、この業者も考えていると思います、向こう10年以上は仕事はどんどん来る。そんな感じの中で、民間業者でありますので。

議長（原 悟郎） 加藤議員、それは賛成討論になって。

1 番（加藤 泰久） 賛成。

議長（原 悟郎） ですから、それは、また、討論はまた後でやります。質問です。今。

1 番（加藤 泰久） 討論じゃないの、今。

議長（原 悟郎） 質問です。

1 番（加藤 泰久） はい、済みません。

議長（原 悟郎） 済みません。もっと早く言えばよかったです。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

発議第2号の討論を行います。

討論はございませんか。

都志議員は反対ですか。

それじゃ、都志議員。

7 番（都志今朝一） 7番、都志です。

宮田村大久保地区に建設が予定されている一般廃棄物施設は、国の定める基準以下の放射性物質を含む産業廃棄物処理場であり、焼却灰、汚泥なども含んでおります。焼却灰については、村でも苦慮して、処理業者を決定したところであります。また、震災後の福島や近県では、除染した汚染物が野積みされたまま放置されており、処理業者も処理場も必要であると思われまます。法律にも適合した上での廃棄物の最終処分場と思います。

私は、趣旨には賛同しますが、意見書の提出には反対いたします。

議長（原 悟郎） 賛成。

丸山議員。

4 番（丸山 豊） 今までも、いろんな方、ちょっといろんな御意見が出てきておりますので、たまたま広域連合で、私も賛成のほうに票を投じたというか、一言話をさせていただいた経過の中で、一言話をさせていただきますと、今、加藤議員のほうから福島云々の話が出ました。質疑の中で、福島から運んで来るといううわさが出てるんじゃないかという、

こういうことを宮田村のほうで問いかけたところ、福島から今外へ出せない。だから、近隣の栃木、茨城のほうから入ってくるおそれがあるということですので、今の状態だったら、入ってくるか、入ってこないかはわからないということなのですが、それは除染されたものという認識で私たちは理解しました。ただ、これは実際どうなるかはわかりませんが、放射性物質を含むというタイトルになっておるものですから、やはりそこら辺のところは疑問になったところでございます。

やっぱり、広域連合でも、産廃施設として中間ごみ処理施設と、それから八乙女にも今の施設が新たに一本化されようとしておりますけれども、そのところで違いは何かというような疑問も出てきたところでございます。質問もありました。やっぱり、他所から持ち込まない、よそから持ち込まないというのが上伊那広域連合の一応原則的な立場に立っておりまして、自分たちが出したものは自分たちで処理をしていくと、それからもう一つは、放射性物質は対象としないというところがあるものですから、今回のこの意見書については、反対していかなきゃいけないということが全会一致で決まったということでございます。

それから、先ほど、大熊議員さんも少し、構造的な問題というか、建設計画の処理施設がどうだこうだという話は出ておりました。これ、実は、放射性セシウムと埋め立て、埋め立て後の影響評価ということで、こういうふうにやったら許可しますよという、確かにそういう構造図も出てはおります。ただ、これは、放射性物質のないごみの層と、それから、放射性物質のごみを囲むところとか、こういうものはちゃんと図で書かれておりますけれども、実は、あの現地が適さないというのは、やはり地下水の高さ。それで、あそこは転石巨石が物すごい、転石巨石と簡単に言われて、皆さん方わかるかどうかなんですけれども、とんでもない、こんな大きな、太田切を見ていただければわかるんですけれども、こういうので表現できないぐらいのとんでもない大きなものあそこに地籍には出てくるわけなんです。それは、太田切にも河床を見ていただいて、あの状態が横の工業団地だとか、また駒ヶ根側のところには、掘ればそういうものがすぐ出てきてしまうという。それで、地下水がかなり高い、かなりの地下水脈というか、流速が物すごい速いスピードで流れているという、そういうデータがちゃんと出ております。

だから、もし仮にこういうものを行ったとしても、不透水性の今、いわゆる粘土質のようなもので、水を通らない層で囲ってしまえということなんですけれども、先ほどから出ている80倍になった8,000ベクレルですね、そこまでは許可になったという話でございますけれども、そこまでのものはそういうのでやっていいですよということなんです。しかし、地下水の流速が早いために、こういうものもみんな壊していつてしまうという、いわゆる、その層を水で引っ張っていつてしまうという、だから、こういうものが、ここに書いてある図示されたものでは多分対応できないんじゃないかという、こういう心配が現地の方たちは持っているということなんです。

だから、8,000ベクレル以上のものを処理するには、もう少し大きな、いわゆるコンクリートで囲むとか、そういうもののことを考えていかないと、それは、また基準値として、基準の構造図として、8,000ベクレル以上のものというのはいくつかの構造にしないといけない、それから10万以上かな、また10万以上になったらこういう構造にしないといけないというの、幾つかのそういう図というものはできております。

だから、私も、今回、広域連合で、その表決に一応参加させていただいたわけなんですけ

れども、やっぱり基準値以下だからといってよいものではないんだなというところで、私はこの反対に賛成の立場をとらせていただいたということでございます。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 反対討論はございますか。

5 番、百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） 5 番、百瀬です。

済みません。きょうはちょっと発言を控えようと思ったんですが、意見を言わせていただきます。

私も、先ほど、趣旨のほうはわかるということです。本当に住民の方たちは心配されているんだろうなという、あと下流域の関係、環境保全、場所を私は見てきましたが、大変景観がすばらしいところでした。

そういう中では、やはりそういう議論がされてきて、ただ、その反対、反対、資料でいただいた、このフォローを見ていただくとわかりますけれども、まだ入り口の段階でしかないわけです。合法的にやるものについて、今回だけでないですけれども、法のもとで進める部分については、我々議員としての考えはしっかりと持っていなきゃいけない部分があって、合法のものを反対、反対、住民が言っているから、じゃあ反対だよね、じゃあいけないと思うんです。最終的には、いろいろな意見交換をされる中で、計画の変更だとか、計画の廃止というところが出てきます。ですから、入り口の段階で全て、それはだめなんだよということがどうなのかなと思います。法のもとで進めるものについては、やはりお互いの意見交換をしながらする必要もありますし、私たちも、片方の意見だけを聞いて、そうだよねじゃなくて、やはりその反対側のほうも聞いて判断していかなきゃいけない部分があると思います。

ですから、意見書をすぐ出せばいいという問題ではないと思います。そのための法律があるわけですから、しっかりとこの計画も見ながら、どういう流れでいくんだという勉強もしながら、その中で判断するべきものだと思いますので、私は意見書を出すことは反対させていただきます。

議長（原 悟郎） 賛成意見、加藤議員、よろしいですか。

1 番（加藤 泰久） いいです。

議長（原 悟郎） 三澤議員。

8 番（三澤 澄子） 今の反対意見にはとても疑問を感じます。

なぜなら、私たち、今、南原の焼却灰を処理するのに大変苦勞しております。あれは、広域で、合法でありました。穴を掘ったところに、ただそのまま置くことが日本全国どこでも行われておりました、合法として。ところが、今、あれだけのダイオキシンが出て、大変な苦勞をして私たちは処理しなければならないことになっております。誰も反対しませんでした。そういう見通しを、やっぱりきちんと持つだけの、私たちは今力があるというふうに思いますし、先ほど、丸山議員のほうからも出されました。かつては100ベクレルだったものが、震災以後8,000に上げたんですよ。どういう根拠があって上げたのかわかりません。ただ、そういうものがいっぱい出ることは確かでありますので。しかし、その上でもって、まだその上、10万ベクレルまで、こうやれば処理できますよという基準までつくってあるんです。もうそれを通したら、無制限に埋め立てが可能になるんです、日本全国どこでも。そのことについて、やっぱり私たちはきちんとした考えを持ちながら、今、住民が出されてい

る率直な疑問にもきちんと答えながら、この問題に対してはきちんと採択していくべきだというふうに思っております。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございますか。

ないですか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） これで討論は終わります。

発議第2号を採決いたします。

発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立多数です。

したがって、発議第2号「放射性物質を含む廃棄物最終処分場建設反対を求める意見書」は原案のとおり可決されました。

これから議案に対する討論、採決を行います。

議案第1号「南箕輪村税条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第1号を採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第1号「南箕輪村税条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第2号「南箕輪村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 賛成討論ですが、いいですか。

議長（原 悟郎） 反対討論はございますか。

ないようですが、どうぞ。

9番（大熊 恵二） 人事院勧告に基づく条例のもとで、この第2号議案ですが、一部上場企業、5,000人以上の大手の大企業においては、非常にこの3月期の決算も史上最高というような数字が出ておって、非常にすばらしい決算内容であります。しかしながら、昨日のEUのドラギ総裁のマイナス金利の引き下げというようなことも含めると、この2016年度は大変厳しさがあるなと思うところであります。日本がこれからどうしてくのか、そういう中で、人事院勧告でこれは値上げというか、給料が、議員もその中に含まれているわけですが、十分、地方にまだそういう恩恵が渡っていない、来ていない状況の中にあって、人事院勧告だから、今までもやってきたからということで今回やるわけですが、十分そのことを頭に置いて、意識をして、我々は真面目に仕事に取り組んでいかなければいけないということを申し上げて、賛成討論といたします。



議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） これで討論は終わります。

議案第2号を採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第2号「南箕輪村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第3号「南箕輪村介護保険条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第3号を採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第3号「南箕輪村介護保険条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第4号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第4号を採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第4号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第5号「南箕輪村行政不服審査会条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第5号を採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第5号「南箕輪村行政不服審査会条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第6号「南箕輪村行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第6号を採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第6号「南箕輪村行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第8号「平成27年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第8号を採決いたします。

議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第8号「平成27年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第10号「平成27年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第10号を採決いたします。

議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第10号「平成27年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第11号「平成27年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第4号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第11号を採決いたします。

議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第11号「平成27年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第4号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第12号「平成27年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第3号）」の討論を行います。討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第12号を採決いたします。

議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第12号「平成27年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第13号から議案第18号までは、予算特別委員会に付託されていますので、ここで委員長の報告を求めます。

百瀬予算特別委員長。

予算特別委員長（百瀬 輝和） 予算特別委員会委員長報告をいたします。

予算特別委員会に付託されました議案第13号から議案第18号までの6議案について、会議規則第74条の規定により、ここで審査の結果を報告いたします。

議案第13号「平成28年度南箕輪村一般会計予算」は、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第14号「平成28年度南箕輪村介護保険事業特別会計予算」は、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第15号「平成28年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計予算」は、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第16号「平成28年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計予算」は、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第17号「平成28年度南箕輪村水道事業会計予算」は、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第18号「平成28年度南箕輪村下水道事業会計予算」は、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の過程において各会計で出された意見、要望等は、今後の予算執行に十分反映し、適切で効率的な行財政運営を図られるように望みます。

以上で、予算特別委員会委員長報告を終わります。

議長（原 悟郎） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

議案第13号「平成28年度南箕輪村一般会計予算」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第13号を採決いたします。

議案第13号に対する委員長の報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第13号「平成28年度南箕輪村一般会計予算」については、原案のとおり可決されました。

議案第14号「平成28年度南箕輪村介護保険事業特別会計予算」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第14号を採決いたします。

議案第14号に対する委員長の報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第14号「平成28年度南箕輪村介護保険事業特別会計予算」については、原案のとおり可決されました。

議案第15号「平成28年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計予算」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第15号を採決いたします。

議案第15号に対する委員長の報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第15号「平成28年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計予算」については、原案のとおり可決されました。

議案第16号「平成28年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計予算」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第16号を採決いたします。

議案第16号に対する委員長の報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第16号「平成28年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計予算」については、原案のとおり可決されました。

議案第17号「平成28年度南箕輪村水道事業会計予算」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第17号を採決いたします。

議案第17号に対する委員長の報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第17号「平成28年度南箕輪村水道事業会計予算」については、原案のとおり可決されました。

議案第18号「平成28年度南箕輪村下水道事業会計予算」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第18号を採決いたします。

議案第18号に対する委員長の報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第18号「平成28年度南箕輪村下水道事業会計予算」については、原案のとおり可決されました。

議案第19号「南箕輪村都市公園及び南箕輪村公園の指定管理者の指定について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第19号を採決いたします。

議案第19号は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第19号「南箕輪村都市公園及び南箕輪村公園の指定管理者の指定について」は、原案のとおり認定されました。

議案第20号「南箕輪村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第20号を採決いたします。

議案第20号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第20号「南箕輪村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

発議第1号「南箕輪村議会委員会条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

発議第1号を採決いたします。

発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、発議第1号「南箕輪村議会委員会条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

ここで、閉会中の委員会所管事務の調査の件を議題といたします。

総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第72条の規定により、お手元に配付のとおり、所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮らいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 悟郎） 異議なしと認めます。

したがって、総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

ここで、村長の挨拶をお願いいたします。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

3月定例会、12日間の会期、お疲れさまでした。また、全議案全会一致で原案どおり決定をいただきましたことに、お礼を申し上げます。議案審議や予算特別委員会での審査、一般質問でいただきました、さまざまな御意見、御提言につきましては、今後の行政執行、行政運営に生かしてまいります。

先ほども黙禱をささげましたが、東日本大震災、福島第一原発事故から、きょうで5年が経過いたしました。5年前もこの議場におり、強い揺れに恐怖感を覚えたところでもあります。復興はまだ道半ばであります。一日も早い復興を願っております。また、震災を心にとどめ、東北、福島の皆さんと思いを共有しながら、安全な地域づくりに努めていかなければならないと思っております。

さて、今議会で、平成28年度の各会計予算が成立いたしました。予算編成方針に基づき、村の発展や村民福祉の向上に向け、努力してまいります。特に、一般会計予算は、過去最大の予算となったところであります。人口増加に伴う、学校・保育園等の施設不足に、一定のめどをつけるとともに、地方創生に向け、力強く歩んでいかなければなりません。また、第5次総合計画の初年度であり、事業の着実な推進に努めていかなければなりません。さらに、大型事業等に新たな施策もお認めをいただきました。村の活性化を図りながら、交流人口の増加、安心・安全な活力のある地域づくり、また介護保険制度の変更、子育て、教育等、課題も山積しておりますが、その着実な推進に向け、努力してまいります。

平成27年度も、あと半月余りとなってまいりました。しっかりと平成27年度のしめくりができるよう、そして、平成28年度のスタートがスムーズにできるよう、万全を期してまいります。

申し上げましたように、新年度は、まさに村にとりましては正念場の年となってまいります。それぞれの事業の推進のためには、議員各位の特段の御理解と御協力をいただかなければなりません。村の発展のために、よろしく願いいたします。

慎重な御審議をいただきましたことに、重ねてお礼を申し上げ、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（原 悟郎） これから、卒業、また入学と、新たにスタートするシーズンとなりました。何かと行事も多くなると思います。28年度予算も可決され、新年度を迎えます。議会も新たに活動の充実を図ることを目指してまいりたいと思います。

これをもちまして、平成28年第1回南箕輪村議会定例会を閉会いたします。12日間、大変御苦労さまでした。

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

議長（原 悟郎） お疲れさまでした。

閉会 午後 4時10分

会議の経過の記載に相違なきことを証するためにここに署名する。

南箕輪村議会議長

南箕輪村議会議員

南箕輪村議会議員